

博士学位論文（東京外国語大学）
Doctoral Thesis (Tokyo University of Foreign Studies)

氏名	黄 楚群
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲第 215 号
学位授与の日付	2016 年 5 月 25 日
学位授与大学	東京外国語大学
博士学位論文題目	近代日本における農業政策形成過程 —食糧管理制度の成立過程を中心に—

Name	Huang, Chuqun
Name of Degree	Doctor of Philosophy (Humanities)
Degree Number	Ko-no. 215
Date	May 25, 2016
Grantor	Tokyo University of Foreign Studies, JAPAN
Title of Doctoral Thesis	The Formation Process of Agricultural Policy in Modern Japan : The Establishment of the Food Control System

近代日本における農業政策形成過程

—食糧管理制度の成立過程を中心に—

黄 楚群

目次

序章	1
第一節 関心の所在及び課題設定	2
第二節 先行研究	7
第三節 論文構成及び研究方法	10
第一章 米穀法成立以前の米価調節論——1910年代の議論を中心として	20
はじめに	21
第一節 農業側の議論	24
1 帝国農会の組織構成と『帝国農会報』	24
2 米価下落時の議論	27
3 米価騰貴時の議論	35
第二節 米価調節調査会における議論	43
1 米価問題に対する認識の差	43
(1) 河合良成の「米価調節私論」	43
(2) 米価調節調査会調節調査会における農商務省の意見	45
(3) 委員の提出案について	48
2 諮問特別委員会の案をめぐる議論	55
(1) 小委員会の意見	57
(2) 植民地米及び外国米について	60
(3) 正米市場の整備と農業倉庫の建設について	65
小括	71
第二章 米穀法時代の米価調節論	73
はじめに	74
第一節 米穀法の改正及びその運用をめぐる議論	76
1 米穀法運用への批判——第一次改正をめぐる議論	76
(1) 系統農会側の批判および動向	76
(2) 第一次改正をめぐる議論	78
2 米穀商団体における米穀法運用に関する議論	
——米穀法運用調査会の議論を中心に	82
(1) 米穀運用調査会のメンバー構成	82
(2) 当業者の意見	85
(3) 学識経験者の見解	88
第二節 農業側の米価調節論——農業団体リーダーの議論を中心に	95
1 1920年代前半の米価調節論	97

2	1920年代後半の米価調節論.....	100
3	昭和恐慌期における議論.....	105
第三節	米穀調査会における議論.....	111
1	メンバー構成.....	112
2	諮問第一号に関する議論.....	113
	(1) 政府の米穀法に対する認識.....	113
	(2) 各私案及びそれをめぐる議論.....	115
小括	134
第三章	米穀統制法から食糧管理法までの米価調節論	136
はじめに	137
第一節	米穀統制法の成立をめぐる議論——米穀統制調査会における議論を中心に.....	140
1	メンバー構成.....	140
2	主管省庁の意向.....	142
3	各代表の見解.....	146
第二節	農業団体及びそのリーダーたちの議論.....	162
1	帝国農会の方針.....	162
	(1) 建議答申案について.....	162
	(2) 帝国農会幹事の議論.....	167
2	産業組合の議論.....	176
	(1) 全国米穀販売購買連合会について.....	176
	(2) 米穀政策における産業組合の役割をめぐる議論.....	179
第三節	米穀配給統制をめぐる議論.....	186
1	米穀統制法成立後の米穀政策の動向及びそれに関連する議論.....	186
2	米穀配給調整協議会における議論を中心に.....	190
	(1) 組織構成.....	190
	(2) 産業組合側と米穀取引商業者側の対立及びそれに関する各省庁の見解 (第一部の議論について).....	193
	(3) 商業組合に関する議論 (第三部の議論).....	198
3	全面的な国家統制へ.....	201
小括	206
第四章	戦後経済復興期の米価闘争——米価審議会をめぐる動向を中心に	209
はじめに	210
第一節	米価をめぐる主な農民農業団体の動き.....	216
1	農民・農業の設立状況.....	216
2	米価および価格審議会に関する各団体の提唱.....	223
第二節	設立当初の米価審議会.....	226

1	メンバー構成	226
2	議論の焦点	234
第三節	1950年代の米価審議会	246
1	メンバー構成の変化	246
2	運営上の変化	253
小括	266
終章	269
総括	270
今後の課題	274
参考文献一覧	I
資料一覧	VIII

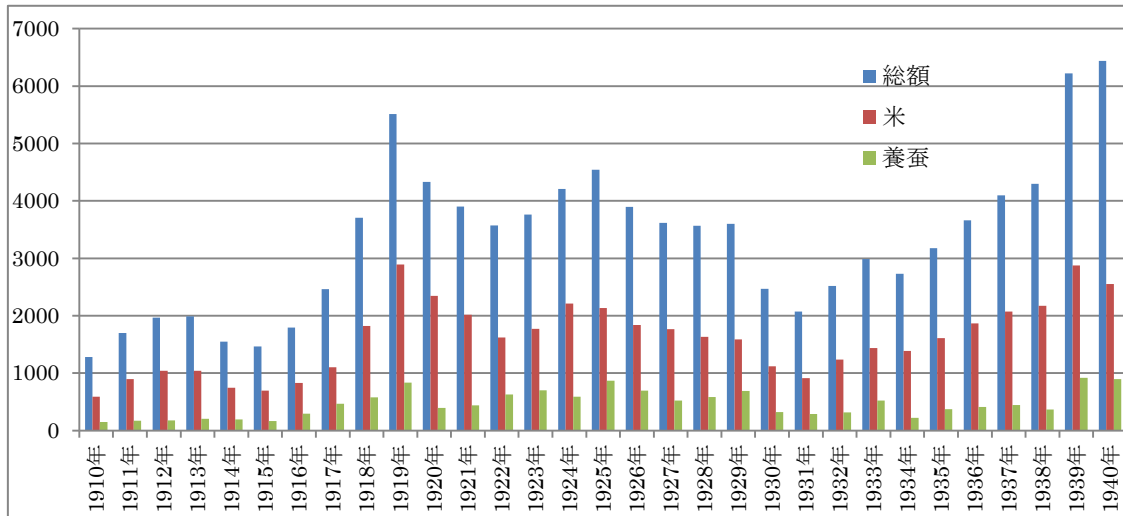
序章

第一節 関心の所在及び課題設定

本研究は 1910 年代から 1950 年代半ばに行われていた米価をめぐる諸議論を手掛かりとして、米穀問題の背後にあった農業問題（資本主義における小農経営の問題、農業のあり方などを含め）に対し、どのような主体によって、どのような認識が示され如何なる解決策が模索されていたのか、またそれらの認識や主張は米穀政策の中にどのように反映され、農業政策の路線を如何に規定していたのかを明らかにしようとするものである。その解明の試みを通じて、商工業を優先した日本の近代化路線の中、農業側が模索した農業問題対策が米を中心とする農業保護政策と結びついていった日本近代化のプロセスを明らかにする。なお、「近代化」は、商工業を優先とした近代化路線、いわゆる産業化の意味に限定する。この路線と農業政策が米穀問題を接点として、如何なるパワーバランスの中で相互関係していたのかを本研究を通じて解明したい。

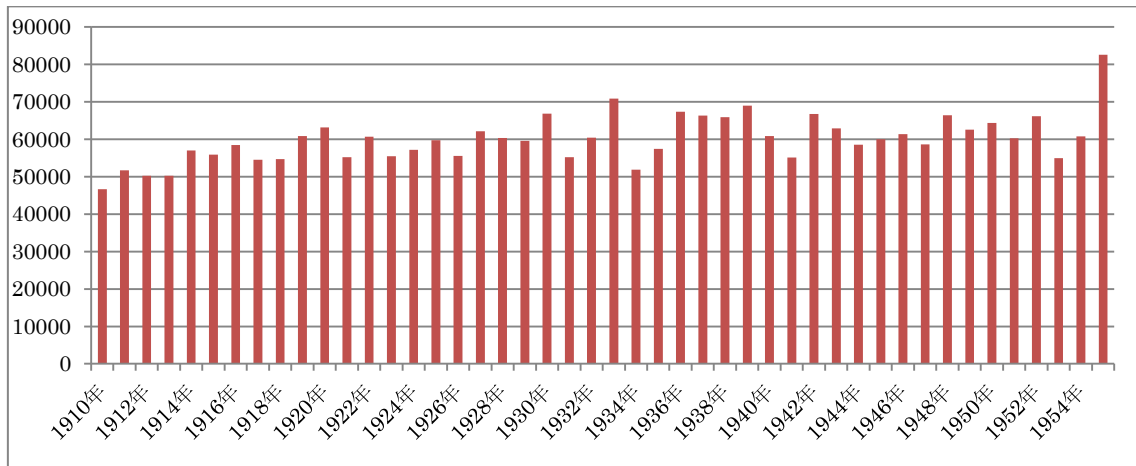
米は主食として戦前、特に都市部の消費者にとって日常生活に欠かせないものであった。戦後食糧難の時期にも人々の生活安定に必要なものとされた。一方、米は農家の重要な換金作物として、繭とともに戦前日本農業の二大農産物であり、現在でも日本農業において重要な農産物の位置を占めている。図 0.1.1 は戦前農業生産総額及び戦前二大農産物（米と繭）に関わる生産額を示すものである。図 0.1.1 が示すように、米は農業生産総額の中で大きな割合を占めており、その需給バランスと価格の安定は、生産者、消費者にとって切実かつ重要な問題である。また、米は米穀の中間流通にかかわる米穀取引業者にとっても重要な商品である。しかし、図 0.1.2 からうかがえるように、米の生産量は決して安定的ではなかった。米消費量の大部分が日本国内の生産に依存しており、生産量の不安定は供給の安定にも影響を及ぼした。加えて、後述する（第三節を参照）ように戦前には外国や植民地からの輸移入量の影響もあり、米価の変動は激しかった。米穀問題は近代資本主義の発達と小農家族経営の矛盾によるもので、低米価・低賃金の商工業中心とした近代化路線と農業の一つ大きな接点である。米穀問題は非常に複雑で、背後に社会各方面の利害が絡んでおり、社会安定に関わる一大問題である。それを如何に解決するかは戦前及び戦後の長期にわたり政府にとって重要な政策課題であった。

図 0.1.1 農業生産総額と米、養蚕の生産額（1910—40 年、単位：百万円）



注：梅村ほか、1966、146-147 頁（「第 1 表農家生産額：農家庭先価格による当年価格評価」）より作成。

図 0.1.2 米類の生産量の変化（1910—55 年、単位：千石）



注 1：梅村ほか、1966、166-180 頁（「第 12 表品目別農産物の生産量」）より作成。

注 2：1945 年の生産量は推計値である。

そこで、本稿では、米穀問題が浮上してきた日露戦争後から、戦時下そして敗戦後までを視野に入れ、米価をめぐる各時期の審議会における議論を主な手掛かりとして、食糧管理制度の形成プロセス及びそれが戦後にも必要とされていったプロセスを明らかにする。なお、食糧管理制度の下で、米だけでなく、麦などの主要食糧も対象となっていたが、戦後、麦などの主要食糧は相次いで統制撤廃されていく。米だけは、1990 年代まで統制下にあった。本稿は、食糧管理制度の成立過程、主に米に関わる問題を取り上げ、検討する。

政府が社会的観点から米穀問題を本格的に取り上げ始めたきっかけは米騒動であった。1918 年に起きた米騒動が、日本社会に大きなインパクトを与えたことは言うまでもない。

その後、政府は1921年に米穀法を制定・実施し、米の間接統制へ踏み切ったのである。しかし、米穀問題が米騒動によって注目を集める以前、農業団体及びその関係者はすでに米穀問題に取り組み始めていたのである。

1913年以降朝鮮米の移入税の廃止により、朝鮮米の移入が日本市場の米価を左右する一つの大きな要素となった。日露戦後の不況という背景もあって、1913年以降米価は大幅に下落した¹。これに対し、1914年、戦前の日本における二大農業団体の一つである系統農会の中央機関帝国農会は初めて米穀問題について建議案を提出した。それ以来、米価調節をめぐって、農業団体において議論が盛んに行われてきた。一方、官の側である農商務省内部からも米価調節論が現れてきた。1914年に農商務省の河合良成事務官が「米価調節私論」を作成し、米価調節の必要性を示した。これは私案とはいえ、「米価調節の法律化についての行政当局の最初の具体的な一歩であった」²と評されている。1915年には米価調節調査会³が設置された。この調査会で、「常平倉案」、「米倉証券案」、「低利資金案」、「米価補給案」という四つの参考案が登場した⁴。これらの動向が先行し、その後、米価が上昇して、先に述べたように米騒動が起き、米穀問題はより一層注目されるようになった。しかし米騒動の後、米価は急落し、1920年に生産側は、米投売防止運動⁵を展開するに至った。

このような背景の下で、1921年に米穀法が制定・実施されるようになった。米穀法は主に、第一条の「政府ハ米穀ノ数量又ハ市価ヲ調節スル為必要アリト認ムルトキハ米穀ノ買入、売渡、交換、加工又ハ貯蔵ヲ為スコトヲ得」と第二条の「政府ハ米穀ノ数量又ハ市価ヲ調節スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得」から構成されている。その目的は、「米価の高低が供給量の過不足による需給関係の不均衡から生じるという認識のもとに、米価調節の範囲を需給関係の不均衡により生じる米価の騰落に限定し、適正供給量を実現するため、政府の裁量で米の買上・

¹ 平均米価は1913年に1石20.73円から、1914年に13.09円、15年に12.41に下落した(大川ほか、1966、168-183頁(「第12表農産物品目別価格」を参照)。

² 「農林水産省百年史」編纂委員会編、1981、100頁。

³ 農商務大臣の監督に属し、その諮問に応じて米価調節に関する事項を調査審議する機関であって、委員は高等官、貴衆両院議員、学識経験者など70人以内をもって構成された。(農林大臣官房総務課編、1959、115頁)

⁴ 農林大臣官房総務課編、1959、115-121頁を参照。

⁵ 米価維持のため、1920年12月から21年米穀法が公布されるまで行われていた系統農会が主導した全国規模の米不売運動。1920年末、米価が暴落したため、関西の二府四県(兵庫、大阪、京都、奈良、和歌山、岡山)の農会の主催で、1920年12月2日、農会並びに農政倶楽部代表者協議会が緊急開催され、米投げ売り防止の決議が行われた。その後、全国一斉の実行が決まり、その決行は帝国農会に一任された。また不売運動のほか、帝国農会は全国府県知事、商工会議所、新聞社宛てに協力を求める宣伝運動も行っていたのである。(帝国史稿編纂会、1972a、298-310頁を参照。)なお、米投売防止運動の地域レベルの展開に関しては、玉、1996、第4章「岡山県農会による米投売防止運動の展開」、帝国農会における米投売防止運動に関する議論は松田、2012、第二章の1を参照。

売却、外米輸入税の増減免を行うことにあった」⁶という。米穀法は、需給調節による間接統制とはいえ、政府が本格的に米穀統制に踏み込んだ第一歩として、その後の米穀政策及び米価に関わる諸運動にも大きな意味を持っていると言えよう。

この米穀法は1925年、31年、32年と三回にわたって改正され、1933年により強力な統制力を持つ米穀統制法の実施によって、廃止された。米穀統制法には、生産者の売渡の申し込みに応じて無制限に公定の最低価格で買い入れること（第三条）が規定され、それによって、政府は市価が公定最低価格より下がることを食い止めることができるようになった。米穀法と比べ、「政府による米の需給・市価調節機能は大幅に強化された」⁷のである。また、米穀統制法には、最低、最高価格の公定が明記され、その基準については「米穀生産費、家計費及物価其の他の経済事情を参酌して之を定む」（第二条）と規定され、物価など経済事情を参酌するとはいえ、生産費を償える米価が、法律上で保証されるようになり、その後の米穀問題にかかわる農政運動のあり方を規定していくのである。これら1930年代前半の政策上の一連の動きには、昭和農業恐慌及び戦争情勢の影響があったことは言うまでもない。そして、1936年に米穀自治管理法、39年に米穀配給統制法が制定され、米穀統制がますます強化されるようになった。特に39年以降、流通面まで統制が行われ、40年以降、総動員体制に入り、二重米価制度が実施され、1942年に、食糧管理法（以下、食管法）が登場する。食管法では「国民食糧ノ確保及国民経済ノ安定ヲ図ル為食糧ヲ管理シ其ノ需給及価格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス」（第一条）ことが掲げられ、米穀をはじめ大麦、小麦など主要食糧は生産、流通、消費まで完全に国の統制下に置かれるようになった。また食管法の第三条では、「生産者又ハ土地ニ付権利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者ハ命令ニ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麦ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ売渡スベシ」、第四条では「政府ハ其ノ買入レタル米麦ヲ食糧営団又ハ政府ノ指定スル者ニ売渡スモノトス」と規定されて、米穀市場は表から消えていったのである。また、政府の買入価格は「勅令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シテ之ヲ定ム」（第三条）、売渡価格は「家計費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シテ之ヲ定ム」（第四条）と定められた。これらの規程は、戦後の米価運動を米価決定問題に限定していくのである。

本論文では、第一章から第三章まで、上記の一連の米穀に関する法案や政策を念頭におき、戦前の朝鮮米移入税が撤廃された1913年以降1942年食管法成立以前という時期に焦点を当てて、時代情勢の変化とともに、米価調節論が如何に変容してきたのか、その変容

⁶ 大豆生田稔、1993、186頁。

⁷ 桜井、1989a、117頁。

の背後にあった社会情勢に合わせ、どのような農業問題への対応策が法案に織り込まれていったのかを明らかにしたい。

具体的には、下記のように課題を設定する。

1、農業側（農業団体のリーダーたち、地方出身の国会議員など）の米価調節論

戦前二大農業団体である系統農会と産業組合の関係者、特に二大農業団体の中央機関である帝国農会と産業組合中央会のリーダーたちが米価調節に関し、どのような議論を展開していたかを考察し、農業団体内部の意見差を含めて検討する。それを通じ、農業側は米穀問題を通じて、その背後の農業問題の解決のため、どのように模索をしていたのかを明らかにする。資料としては、主に帝国農会の機関誌である『帝国農会報』と産業組合中央会の機関誌である『産業組合』の記事を利用する。なお、本論文では、農業団体リーダー、地方出身の国会議員や、米穀取引業の関係者など、行政や財界との関わりを持ちながらも農業の視点から議論を立てている論者を含め、「農業側」と表記する。

2、政策形成における米価調節論

戦前における米穀問題に関する各種調査会、審議会の議事録を用いて、米穀政策と直接に関わっていた農林官僚を中心に、大蔵省や商工省官僚を含めた政府側の米穀対策に対する見解を考察する。一方、農業側の委員を含め、各論者がどのような主張を行い、それらの主張は政策にどのように反映されていたのかを検討する。それによって、政策形成に関わるアクターの農業に対する見方の変化のプロセスを明らかにする。

3、米穀取引業者側の議論

米穀政策の実施に当たり、生産者以外、直接にその影響を受けるのは正米取引業者と米穀取引所関係の米穀取引業者である。米穀取引業者は基本的には米価調節に反対する姿勢を示したが、本論文では、時代状況の変化とともに、米穀取引業者が米価調節に対し、どのような意見を示していたのか、どのように抵抗しつつ米穀統制を受け入れていったのかを明らかにする。それによって、農業側以外、米穀問題において利害を持つほかのアクターが、米穀問題に対し、どのような認識があったのか、その認識が時代状況とともに、どのように変化していくのかを考察する。

また、周知のとおり、敗戦によって戦前に制定された多くの法律・制度が廃止されたにもかかわらず、食糧法は何度か改正されるものの、1994年12月14日「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（新食糧法）公布されるまで効力を持ち続けていた。第四章では、戦後の米価決定をめぐる議論も射程に入れて考察する。具体的には、戦後から高度経済成長が始まる以前（1945～55年）の時期に焦点を当てて、米価審議会という米価決定に

関わる政府の諮問機関における議論を手掛かりとし、戦後食糧難の40年代後半及び食糧事情が緩和された50年代前半に、米価調節論がどのように変わったか、を考察し、戦後米価問題をめぐる運動及び議論を再検討することによって、米穀をめぐる議論の戦前、戦後を通じた関連性を検証することを試みる。

第二節 先行研究

まず、米穀問題及び米穀政策に関わる先行研究を概観してみたい。詳細な分析は各章に譲る。

戦前には米穀政策及び米価問題に関し、数多くの研究が行われていた。例えば、八木芳之助（1932、1934）、澤村康（1937）などがある。これらの研究は当時の米穀政策における問題点の解明を課題とし、現状問題への分析から議論を展開しているのである。また、米穀政策史や米価変動の歴史を整理した研究として中沢弁次郎（1933）、大田嘉作（1938）、市原政治（1948）等がある。それらの研究は米穀に対する価格変動、政策変遷を年代順に整理したものであるため、当時の米穀問題をめぐる動きや米穀政策を考察するには、重要な資料であり、米穀政策の変遷及びそれをめぐる運動を調べる手がかりとなる。

戦後の長い間、資本の農業への支配という観点から米穀政策は論じられてきた。例えば、「一国の資本主義の問題として、資本主義の全構造との関連」⁸の中で、農業問題を捉え、農業に関する「政策の経済的な効果やその階級的意義やを正しく把握」⁹しようとした大内力（1950）の研究がある。大内は、日本資本主義にとって、「経済的にも政治的にも小農民を小農民として維持し安定せしめておくということ」は「絶対の必要条件」という認識の下、小農維持政策が日本政府の「唯一の農業政策」とした¹⁰。米穀政策に関しては、このような日本資本主義と農業との関係において、価格の抑制と最低限以上の維持が必要とされたため、「政府自身による米価調節及び農業保護関税とが必至」となったとして、政府の米価調節策の必然性を説いたのである¹¹。米穀政策が「小農維持」の機能を持っていることは否定できないだろうが、政策論のレベルだけではなく、その形成、実施に際しては、農業生産に関する農民や、それを代弁する農業団体及びそのリーダーたち、地方出身の委員などにも関係しているため、これらの農業、農家利益を代表するアクターの議論も検討する

⁸ 大内、1950、3頁。

⁹ 大内、1950、20頁。

¹⁰ 大内、1950、86-87頁。

¹¹ 大内、1950、91頁。

必要がある。

同じく資本主義における農業問題という枠組みで、階級的な分析視点に基づく持田恵三の一連の研究（1954、1956、1970）がある。持田は米穀問題を食糧問題と米穀市場問題として把握し、それをめぐる地主と資本の問題（農業保護関税問題、米穀市場形成問題）に注目し、1904年から1926年に焦点を当て、食糧政策の「立法の過程、乃至意図の追及」¹²を試みた。持田の研究は大内（1950）の政策論的な関心と異なり、政策の位置づけに注目しながらも、米穀市場の形成、特に流通面に重点を置いたものである。

また、食糧政策史を整理し、政策への批判及び評価に重点を置き、議論を展開した松田延一（1951）の研究がある。松田（1951）は戦後、食糧事情が緩和され食糧国家管理制度の撤廃可否の議論が起こった時期に、食糧庁に委託され書かれたものである。その中では、特に流通面を対象とし、「米穀政策乃至は食糧政策の樹立の動機、その目標、目標達成の手段とその効果との関係について具体的に研究」¹³したのである。松田（1951）は食糧国家管理を農業保護政策として捉え、流通面に重点を置き、食糧政策史を振り返ることによって、食糧政策を「日本産業の国際的競争の観点から重要な問題」¹⁴として提起する必要があるとし、「農産物に対する政策は単なる農業保護政策の一視点としてみらるゝことなく、広く国民経済政策の一環として検討せられなければならない」¹⁵と指摘し、食糧国家管理の撤廃を主張したのである。

このような行政側の政策史の整理・検討に対し、農業団体側の当事者による政策及び米をめぐる運動の明治初期から1980年代までの歴史を整理した桜井誠（1989a,b）の研究がある。桜井の研究は、「米穀政策の展開と農業団体の運動の記録書という性格」¹⁶を持つものである。そのため、当研究は農業団体の運動及び政策の流れを詳しく叙述しているが、それに対する分析まで踏み込んでいない。また、米穀問題をめぐる議論についても詳しく触れておらず、「記録」にとどまっているのである。

政策論というより政策史に着目し、階級的な視点を継承した川東浬弘（1990）は、米価政策形成過程における各調査会、審議会の議論に焦点をあてて、「戦前日本の米価政策について、米価をめぐる諸階級の動向を具体的に明らかにしつつ、天皇制国家の展開した米価政策の性格を考察」¹⁷し、米価政策は天皇制官僚による地主利害とブルジョアジー利害の微

¹² 持田、1954、198頁。

¹³ 松田、1951、13頁。

¹⁴ 松田、1951、357頁。

¹⁵ 松田、1951、357頁。

¹⁶ 桜井、1989a、はしがき。

¹⁷ 川東、1990、2頁。

温的な調整という性格を持つものとした。米穀政策の形成をめぐる各アクターの動きを検討し、米穀政策に関わる各調査会、審議会を取り上げて分析を行ったことは評価すべきであるが、玉真之介（2013）がすでに指摘しているように、米穀政策をめぐる各論者を「階級」という枠組みに組み込んだため、その考察は各論者の議論をステレオタイプ化してしまっただけである。本稿は「階級利害」のみでは、それぞれの米価調節論についても説明しきれない部分があると考えられる。

このほか、川東とは異なる視点で、食糧政策を取り上げた大豆生田稔の研究がある。大豆生田（1993）は「食糧政策の前提となる食糧問題の性格を、画期を探りながら検討」した上で、「食糧問題の展開に応じた食糧政策を、米穀の生産・流通両過程にわたる諸施策の総体としてとらえ、その形成・展開・解消の過程を分析」したものである¹⁸。大豆生田は対外依存する食糧政策という視点から政策を捉え、「対外依存を前提とする当該期食糧供給構造の性格の変貌、およびそれへの政策的対応の変化過程を明らか」¹⁹にしたのである。大豆生田の研究は需給構造に注目し、食糧政策の解明を試みたのである。その着眼点は、主に行政側、言い換えれば、実施側にある。しかし、生産、流通過程の受容側が拒否すれば、政策の実施はもはや不可能となる。そのため、大豆生田は政策の性格及びその変化を考察するには、政策の対象となる生産者である農業側、また、流通過程における米穀取引業者の議論や動きも考察する必要があるとした。

玉真之介（2013）は米穀市場の発展と米穀検査制度の史的展開に注目し、「米穀市場と食糧政策の歴史的展開を日本資本主義の発展に照らして明治期から戦時、戦後までたどり、食糧管理制度の歴史的性格を明らかに」²⁰したものである。自由主義段階から総力戦体制の段階において、前者における米穀検査の制度化過程を、後者における食糧管理制度の成立及びその機能を考察し、国家の「危機管理」機構という食糧管理制度の歴史的性格を見出している。

上記の研究は、着眼点は異なるものの、いずれも資本主義における農業、または食糧問題として、米穀に関わる政策や市場の動きを考察したものであり、食糧政策自体に注目した研究である。米穀問題は近代資本主義の発達と小農家族経営の矛盾によるものであり、資本主義との関連の中で考察する必要がある。資本主義と小農生産の矛盾について、玉（1995）が述べているように「農業は資本制という生産関係には本来的に不適合であり、資本関係への農業の発展は限りなく制約されている。また、資本主義とは本来的に部分的

¹⁸ 大豆生田、1993、7-8頁。

¹⁹ 大豆生田、1993、8頁。

²⁰ 玉、2013、3頁。

な生産様式であって、多くの非資本主義的関係の存在をその外側に予定して存立している
のであり、家族労働に依拠した伝統的・歴史的な生産形態（小農）は、矛盾をはらんだ市
場形態によって資本主義と関係を結んでいるのである」²¹。つまり、米穀問題の背後には、
このような日本農業の問題が存在している。本研究はこのような視角と共有するものであ
る。

米穀政策に関するこれまでの研究では、主に、米穀市場の形成及び市場制度の形成や食
糧政策の形成、実施面に対する考察を通じ、資本主義または政策が如何に農業を資本主義
体制に巻き込んできたのかを解明したものが多。中には、農業側の動きについて触れて
いるものもある²²。米穀問題の背後にあった農業問題は、小農生産と資本主義の矛盾による
ものであるため、農業側が「矛盾をはらんだ市場形態」を如何に解消しようとする試み、
言い換えれば、農業側からのリアクションを、農業側における論説を通じてより詳しく検
討する必要があるだろう。

本論文は先行研究を踏まえた上で、資本主義への対応策の重要な一環として農業側にお
ける米価調節論を考察するとともに、政策形成過程に関わる各調査、審議会の議論を詳細
に検討し、農業側の米穀調節論が資本主義発達に必要不可欠の食糧政策形成の過程を通じ
て、如何に制度化されていくのかを明らかにし、日本農業にとっての米穀政策の意味を考
察してみたい。なお本論文で取り上げる米価調節論には、関税問題、米穀統制問題、植民
地米問題、米穀市場問題、流通機関問題など幅広い問題が含まれているが、それらは農業
問題への模索策として位置づけることができる。

第三節 論文構成及び研究方法

本論文の構成は下記の通りである。

序章

第一節 関心所在及び問題提起

第二節 先行研究

第三節 論文構成及び時代区分

第一章 米穀法成立以前の米価調節論——1910年代の議論を中心として

²¹ 玉、1995、2頁。

²² 例えば、政策の評価に重点を置き、帝国農会など農業団体を動きに対し考察を行った川東（1990）の研究がある。また、桜井（1989a,b）は運動当事者の視点から、農業団体の米をめぐる運動について詳述している。

- 第一節 農業側の議論
 - 第二節 米価調節調査会における議論
 - 第二章 米穀法時代の米価調節議論
 - 第一節 米穀法の改正及びその運用をめぐる議論
 - 第二節 農業側の米価調節論——農業団体リーダーの議論を中心に
 - 第三節 米穀調査会における議論
 - 第三章 米穀統制法から食糧管理法までの米価調節論
 - 第一節 米穀統制法の成立をめぐる議論——米穀統制調査会における議論を中心に
 - 第二節 農業団体及びそのリーダーたちの議論
 - 第三節 米穀配給統制をめぐる議論
 - 第四章 戦後経済復興期の米価闘争——米価審議会をめぐる動向を中心に
 - 第一節 米価をめぐる主な農民農業団体の動き
 - 第二節 設立当初の米価審議会
 - 第三節 1950年代の米価審議会
- 終章

まず、第一章では、資本主義確立後、米穀問題が顕在化してきた1910年代に焦点を当て、『帝国農会報』に掲載された記事を手掛かりとし、農業側が米穀問題の解決に向けて、どのような提案を行っていたかを考察する。さらに、米価調節調査会（1915年）における議論を手掛かりとし、農業側の委員を含め、農商務省官僚や、米穀取引業者がどのような認識を持って、米価調節論を展開していたかを検討する。それによって、自由経済を基本とする時代において、各論者が米穀問題の背後にあった農業問題をどのようなものとして認識したか、農業問題の解決のため、どのような対応策を模索していたのか、を検討する。

第二章では、第一節は大日本米穀会²³が主催した米穀法運用調査会（1928年）における議論を取り上げ、米穀法運用に対する農業側（農会や産業組合リーダー、学識経験者）や、米穀取引業者側（正米業者組合関係者、米穀取引所のリーダー）などの意見を考察し、米穀法運用に対する受容側の各方面の意見を検討したい。さらに、第二節は『帝国農会報』の記事を中心に、農業団体リーダーや地方出身の国会議員の米価調節論を考察する。第三節は米穀調査会（1929年）における議論に焦点を当てて、農業側の委員、米穀取引業者関

²³ 1907年4月に東京廻米問屋組合＝深川米穀問屋の組合の主導によって設立され、「米穀商人を中心に生産者、米の生産改良若くは運輸・保管・金融等米穀の生産から配給に至る関係者は悉く之を網羅」（社団法人日本食糧協会、1958、1頁）した全国的団体である。

係者などの米穀調節問題に対する見解が政策に集約されていくプロセスを考察する。時代としては、米穀法が成立した時期（1921～33年、本論文では、米穀法時代と表記する）に限定する。経済の全体的な不況の中、農業、農村問題が社会問題として顕在化してきたこの時期に、米価調節論の検討を通じ、各論者の農業問題に対する認識がどのように変容してきたかを明らかにしたい。

第三章は、昭和農業恐慌後、準戦時下から戦時下という時期に焦点を当てて、統制が強まっていく過程において、米穀問題に関して、どのような議論が展開されていくのかを明らかにする。具体的には、第一節では、米穀統制法の成立に関わった米穀統制調査会（1932年）の議事録を利用し、そこにおける議論を検討し、米穀政策に関わる各方面委員の主張を確認する。第二節では、農業団体（帝国農会、全国米穀販売購買連合会や産業組合中央会）及びそのリーダーたちが、この時期の米穀政策に対する主張の中に、どのような農業認識を織り込んでいたのかを、帝国農会の答申、帝国農会幹事の著作物、産業組合中央会が編纂した資料等を通じて検討する。第三節では、日中戦争の始まる前に開かれた米穀配給調整協議会（1935年）における議論を中心に、1939年米穀配給法の成立経緯を確認し、米穀配給機構の統制に対する米穀取引業者、及び産業組合、農林省と商工省官僚の意見の相違などを考察する。利用する資料は、米穀配給調整協議会議事録である。第一節は昭和農業恐慌後、農業救済が政府の課題となり、各方面の利害がせめぎ合う中、農業側の議論がどのように政策に反映されていたのかを明らかにする。農村、農業問題は深刻な社会問題として認識されるようになり、農林省による農山漁村経済更生運動（1932年）が始まり、農林省のバックアップによって、産業組合が急速に組織拡大を遂げた。第二節では帝国農会と産業組合側は政策に乗り、何を目指していたのかを考察する。なお、1930年代に産業組合の急速的な発達に危機感を持った商業者側が反産業組合運動（以下、反産運動）を起こした。第三節は米穀問題に限定し、具体的には、米穀取引業者と産業組合、それぞれの主管省庁である商工省と農林省、また米穀取引業者の間で、どのような協議が行われていたのかを考察する。

第四章では戦前における米穀問題を踏まえたうえで、戦後経済復興期に焦点を当てる。まず、GHQ主導の経済再建の中で、戦時下に消滅したり、統合されたりした農民、農業団体の戦後の再建状況を確認し、農民農業団体及び政府各省庁、消費者代表団体の米価問題に対する主張を確認する。そして、食管制度の下での米価決定の諮問機関である米価審議会（1949年）における議論に注目し、1949年の設立初期及び占領期が終わった52年以降という時期に分けて、農民、農業団体、消費者団体、国会議員、学識経験者などの代表者

がどのような議論を展開していたかを考察する。経済再建が中心的課題とされた戦後経済復興期におけるこれらの米価をめぐる議論を通じて、当時の経済発展ビジョン及び農業認識がどのようなものだったのかを明らかにする。主に、各農民、農業団体が残した資料、及び各年の米価審議会議事録を用いる。それを通じて、戦前の議論との関連性・継続性や異同を検証したい。

また、本論文で言及する各調査審議会は、下記の通りである。

表 0.3.1 米穀に関する各調査審議会一覧

設立時期	名称	主催機構・団体	設立前後の米穀に関する政策、法律の動向	備考
1915年10月	米価調節調査会	農商務省	1913年 朝鮮米移入税撤廃 1917年 農業倉庫業法制定・実施	第一章
1921年	米穀委員会		1919年 開墾助成法制定・実施 1921年 米穀法	
1928年12月	米穀法運用調査会	大日本米穀会	1925年 米穀法第一次改正	第二章
1929年5月	米穀調査会	内閣	1931年 米穀法第二次改正 1932年 米穀法第三次改正	
1932年11月	米穀統制調査会	内閣	1933年 米穀統制法成立	第三章
1934年9月	米穀対策調査会	内閣	1936年 米穀自治管理法成立	
1935年12月	米穀配給調整協議会	農林省		
1937年7月	米穀配給新機構調査委員会	農林省	1939年 米穀配給統制法、日本米穀株式会社成立 1940年 臨時米穀配給統制規則 米穀管理規則発布 1941年 米穀配給通帳制 二重米価制度開始 1942年 食糧管理法成立 1943年 米穀生産確保補給金交付規則	
1949年8月	米価審議会	政府	1948年 食糧確保臨時措置法	第四章

注：筆者作成。

なお、本稿では、食糧統制政策の形成という関心から、基本的に下記のように、食糧行政史という視角からの時代区分²⁴に基づいて検討していきたい。

- (1) 米穀法成立以前の 1910 年代
- (2) 米穀法時代の 1920 年代

²⁴ 戦前の食糧行政史については、「明治前期」（1868～96年）、「明治後期」（1897～1912年）、「大正前期」（1912年～21年3月）、「米穀法時代」（1921年4月～33年10月）、「米穀統制法時代」（1933年11月～39年10月）、「国家管理時代」（1939年11月～45年8月）という時代区分が行われている（農林大臣官房総務課編、1959、38～39頁）。ほかに、戦前の米穀政策の歴史を、「日露戦争後」、「第一大戦後」、「昭和農業恐慌下」、「戦時体制下」という時代区分によって考察する川東（1990）の研究もあるが、本稿では、食糧管理制度の成立過程に焦点を当てているため、食糧行政史の時代区分に沿って考察を行う。

(3) 米穀統制法成立前後の 1930 年代

(4) 戦後経済復興期

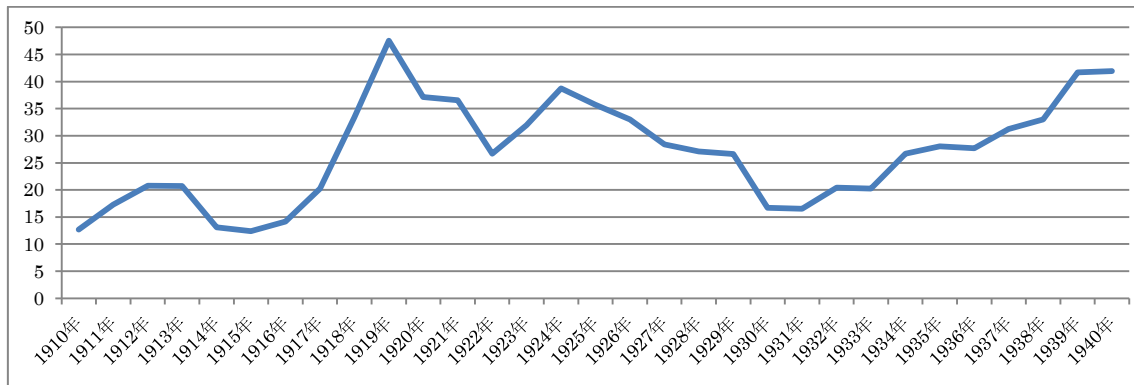
(1) 米穀法成立以前の 1910 年代という時期には、日露戦後不況、第一次世界大戦の戦争インフレ及び戦後恐慌が起き、米価の暴落暴騰が繰り返された²⁵。米価の下落は農村の不況を引き起こすため、農業団体のリーダーや農村関係の学者、国会議員は政府による米価調節の必要性を訴えていた。明治以降の富国強兵、殖産増殖の国家路線の下で、政府は外国との貿易の促進、自立的な資本主義国家の形成を推し進めており、農業生産も米と繭に集中していた。しかし、農業生産は依然として小農経営によって営まれており、その小農経営は自由経済市場の不況に対応する力は弱かった。日露戦後不況及び朝鮮米移入税撤廃後の米価の暴落は農業側にとって、これらの問題を提起するきっかけとなり、米価調節を取り上げることによって、農業問題対応策を求めようとしたのである。一方、この時期は、大正デモクラシーの時期でもあり、社会運動が盛り上がった時期であった。そして第一次大戦の戦争インフレで、米価が高騰し、1918 年に米騒動が起き、政府にとって社会不安の危機を招いた。その社会不安を取り除く手がかりは都市住民にとって日々の暮らしに必要な不可欠な主食である米（供給及び低価格の安定）であった。このように、米穀問題は当時の社会問題解決のカギともなった。それをめぐって、どのような議論が行われていたかを検討することによって、その後の政策形成、及び商工業中心とした経済発展の筋道を見出すことが可能である。1910 年代の米穀問題の解決策は、1921 年米穀法の成立によって一旦は落ち着いたのである。

(2) 米穀法時代の 1920 年代という時期には、第一次大戦後の経済不況、及び 20 年代後半の金融恐慌と相次ぎ、経済全体がデフレ傾向にあった²⁶。米価は 20 年代には前半の乱高下を経て、25 年に頂点に達し、その後下落しつつあった（図 0.3.1、図 0.3.2）。経済全体のデフレによる影響のほか、1920 年から始まった朝鮮産米増殖計画の影響が 20 年代後半に表れ、朝鮮米の移入増加が米価下落の一大要因となっていた。米騒動以降、食糧供給確保を中心とした政策が採用された結果、二大農産物の一つである米の価格低下で、農村では慢性的な不況が続いていた。

²⁵ 日露戦後の恐慌及び第一次大戦の戦争インフレ及び戦後の恐慌の状況については、大島（1952）第三章及び大島（1955）第一、二章を参照。

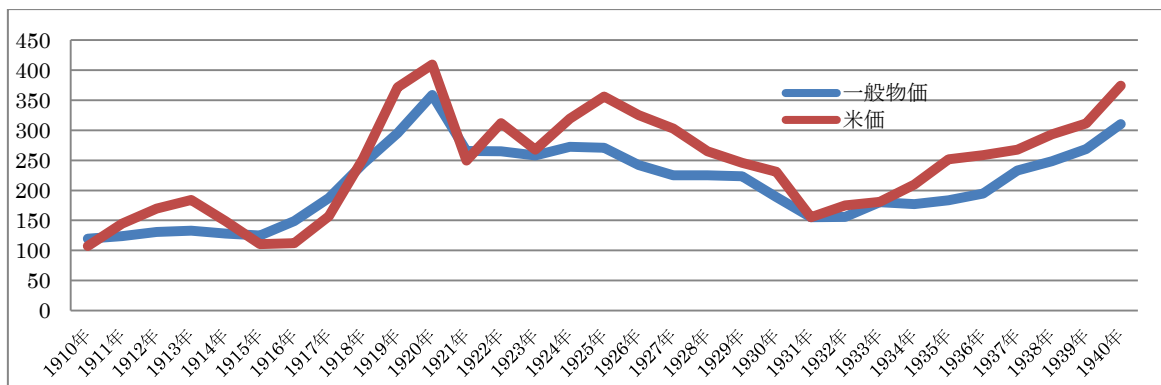
²⁶ 中村、2007、第 1 章「恐慌のなかの変容—1920 年代」を参照。

図 0.3.1 米価の変動（1910—40年、単位：石／円）



注：大川ほか、1966、168-183頁（「第12表農産物品別価格」）より作成。

図 0.3.2 米価指数と一般物価指数の変化（1910—1940米穀年度）



注1：食糧管理局、1941、26-31頁より作成。

注2：1900年10月を100とした。

注3：米穀年度＝前年度11月から当該年度10月まで。

1925年の農林・商工省の分離独立によって、米穀取引問題以外、米穀に関わる問題は農林省に所管が集中した。その後、米穀法第一次改正が行われ、政府による数量調節という規定に価格調節が加えられ、米穀法の米価維持機能が強化されるようになった。一方、政府の価格調節は、米穀取引業者の商業活動に影響を及ぼさざるを得なかった。米価調節は財政の負担となり、政府は米穀調査会を設立し、財政に負担がかからない政策を模索しようとした。このような状況の下で、この時期、米穀問題は農業側、植民地側、米穀取引業者側に関わる重大問題として出現した。特に農業側と米穀取引業者側は政府の市場関与の可否をめぐって激しい議論を展開していく。一方、これらの米穀問題対策が議論されていた最中、1929年の世界恐慌が始まった。

海外市場の生糸価格の暴落は、直ちに繭価格に影響し、農村に大きな打撃を与えた。日本米は主に国内市場で消費されるが、30年の大豊作の影響と相まって、31年に米価はどん底へと暴落し、農家経済だけでなく、農村社会にも大きなダメージを与えた。こうして農

村救済が政府にとって大きな課題となる。米は国際市場向けの繭と異なり、その市場はほとんど日本国内に限られていた。そのため、農村救済、ひいては社会全体の安定のために、米価調節の必要性は緊急の課題であった。このような状況の中、政府は、米穀統制強化という方向に向かわざるをえなかった。農業側にとっては、農業問題対策が受け入れられる可能性が現れたということの意味し、米穀統制に向けて積極的に働きかけ、政府の米穀統制への道を後押ししたのである。

(3) 米穀統制法成立前後の 1930 年代という時期は、準戦時体制から戦時体制へ移行していく時期である。戦争情勢を背景に、軍需生産が増加し、1932 年頃には一般経済は恐慌から脱出し、「経済的躍進時代」(1932～36 年)に入った²⁷。この時期、周知のように、1932 年から農山漁村経済更生運動が始まった。産業組合が農林省にとって、政策の受け皿として好都合の組織であるため、農林省から組織拡充の助成を受けた。農林省のバックアップによって、産業組合が急速に組織拡充を遂げ、生産物の共同販売や消費資材の共同購入事業を展開した。

他方、産業組合の流通過程での進出は、中小商業者に影響を及ぼした。1932 年日本商工会議所を中心に、商業者側は産業組合への特典廃止、課税などを政府に陳情し、反産業組合運動(以下、反産運動)を起こした。1933 年 10 月に、日本商工会議所、全日本商店会聯盟、日本実業組合联合会、全日本肥料団体联合会、全国米穀商業組合联合会、全国醤油醸造組合联合会、三都文具卸商同業組合、日本護謨工業組合联合会、日本売薬組合連合会の九団体が全日本商権擁護聯盟を結成し、全国で反産大会を開いた。米穀流通に関する問題は産業組合と商業側の議論の一つの焦点となった。さらに、インフレが進み、1937 年頃、政府の米価政策が最低価格の維持から最高価格の抑制へと転じ、政府は配給機構の合理化を図ろうとした。要するに、この時期の米穀問題をめぐる議論は、政府による配給機構の調整に集中していき、準戦時体制から戦時体制への移行期に起きた産業組合拡充運動と反産運動の一つの焦点となった。

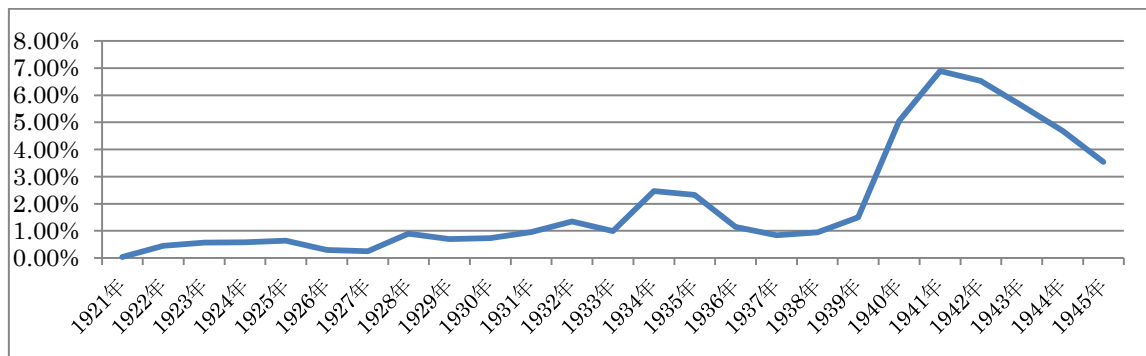
なお、米の価格に関しては、1931 年の底から上昇に転じたが、1932、33 年の豊作を背景に 1933 年に一旦下落し、1934 年の東北地方の凶作で、また上昇し始め、34 年の東北冷害及び 1939 年の朝鮮大干ばつによる凶作を除き、米価は上昇の傾向にあった(図 0.3.1)。また米生産量からみても、1934、39 年の凶作以外、比較的生産量も多かった(図 0.1.2)。1939 年以降食糧事情が悪化する以前、過剰米の処理は米穀政策の一つの課題であった。ま

²⁷ 産業組合史編纂会編、1965、第四編第四章を参照。

た、財政負担問題も米穀統制法実施当初から問題視され²⁸、財政負担減少のため、農林省では米穀の民間貯蔵、生産調整まで含む米価調節案が構想された²⁹。されに軍事支出の増加もあって、図 0.3.3 が示しているように、米穀調節に関する特別会計の割合も 1934 年頃に 2% 台を超えてから、1935 年以降 1% 台に低下していき、食糧事情が悪化した 1939 年以降再び大幅に上昇したのである。

戦争情勢に従って、食糧の全面的な国家管理が 1940 年代に入ってから実現するが、1930 年代の米穀問題をめぐる農業側の議論及びそれが政策に反映されていくプロセスを考察することによって、食糧国家統制への軌跡を検証し、明らかにすることが可能となる。

図 0.3.3 米穀調節に関する特別会計の特別会計総額に占める割合の推移 (1921-1945 年)



注：江見・塩野谷、1966、158-161 頁より作成。

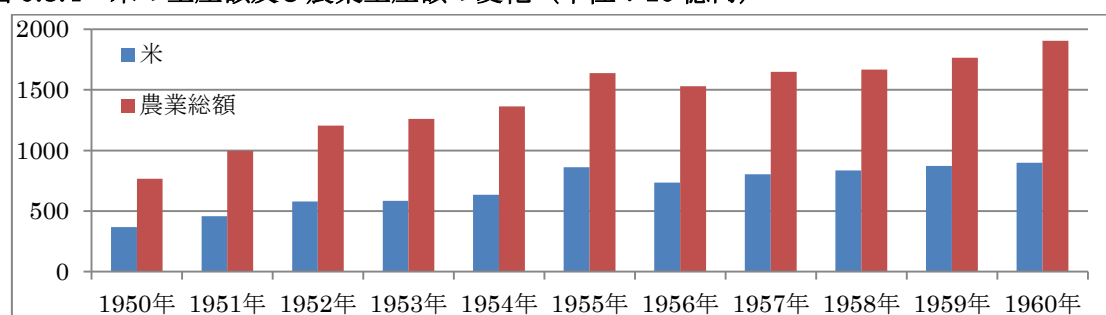
(4) の戦後経済復興期には、GHQ の占領によって、「農民解放指令」が出されて農地改革など社会改革が行われ、地主的土地所有制度がなくなり、民主化の意識が社会に広がりつつあった。このような情勢の下、戦時中に帝国農会や産業組合中央会などの農業団体の統合によって設立した農業会 (1943 年) は解散し、その代わりに農業協同組合 (1947 年) が設立された。その中央機関が全国農業協同組合中央会である。他方、日本農民組合 (1946 年) や全国農民組合 (1947 年) などが相次いで設立され、戦時下に消滅した農民団体の設立や再結成も盛んになった。これらの農業、農民団体による強権供出や税金問題をめぐる社会運動が高まってきた。この時期は図 0.3.4 からうかがえるように、1950 年代には米生産額の農業生産額に占める割合の変動はあるものの、依然として半分近くを占めており、農業生産における米の重要性が端的に示されている。また、この時期に、消費者運

²⁸ 1933 年に米が大豊作に見舞われ、政府に対する公定最低価格による売渡の申込みが一千余万名に及んで、第 65 議会 (1933 年 12 月-34 年 3 月) において、米穀政策が焦点となった (産業組合史編纂会編、1966、503 頁)。

²⁹ 例えば、農林省は 1930 年、33 年産米に対し粃貯蔵奨励政策を実施し、33 年産米の豊作を予想し、33 年 9 月に「臨時米穀作付減少試案」を公表し、生産調整を試みようとした。(大豆生田、1993、第 5 章を参照)

動も高揚し、労働組合や婦人団体が、物価引き下げや米価値上げ反対などの運動を展開していた³⁰。特に戦後食糧難の時代には、消費者にとっての米は主食であるため、その低価かつ安定的な供給が求められていた。そして、周知のとおり、経済再建のため、傾斜生産方式、経済安定九原則などが実施され、政府は工業に重点をおき、経済復興をはかろうとしていた。このような状況下一つの有効な政策としてとられたのが低米価—低物価—低賃金政策である。米価問題はこのように、社会安定及び経済再建につながる重大な問題として、注目を集めた。

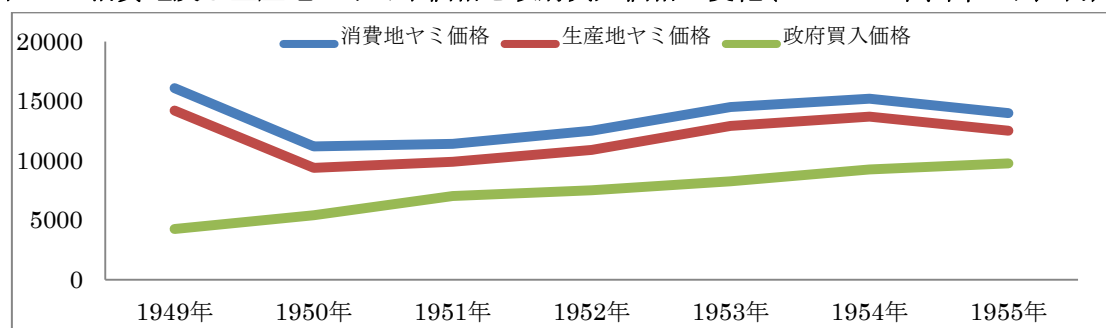
図 0.3.4 米の生産額及び農業生産額の変化（単位：10 億円）



注：梅村ほか、1966、147 頁（「第 1 表 農業生産額：農家庭先価格による当年価格評価」）より作成。

戦後の米価は戦時下に成立した食糧管理法（1942 年）によって、依然として国家に統制されて、政府が一方的に生産者価格と消費者価格を決めるという二重米価の構造にあった。また戦後闇市場の存在もあって、闇価格と公定価格に大差があった（図 0.3.5）。農業側と消費者側ともに米価の決定に不満を持つに至った。そのような背景の下で、1949 年に米価審議会が設置されたのである。

図 0.3.5 消費地及び生産地のヤミ米価格と政府買入価格の変化(1949-55 年、単位：石/円)



注：消費地と生産地ヤミ価格は食糧庁総務部調査課、1955、91 頁より作成。政府買入価格は東洋経済新報、1980、176 頁より作成。

³⁰ 戦後の消費者運動については、原山（2011）を参照。

農民・農業団体は米価審議会において、1950年代半ばまで、生産費算定方式で米価を決定すべきだという主張していた。それは1955年によく採用され、米価算定はパリティ方式と生産費計算方式併用の時期に入る。さらに、1955年から供出制度も大きく変わり、割当制だった供出制度は「自主性」を謳う予約売渡制になった。米価審議会の議論もこのような変化に伴い、変容していく。そして、米価闘争の主体である各農民・農業団体にとってもこの時期は、再建、結成、分裂といったように、混乱していた時期であった。この時期の米価をめぐる議論に焦点を当てることによって、戦前、戦後の議論の変容の軌跡を辿ること、及び高度経済成長期以降の米価に関わる議論の変化の方向性を見出すことができる。

本論文では、以上の時代区分に基づき、1910年代から1950年代半ばにわたる米価調節論及び米穀政策の変化を検討し、農業側のリアクションに重点を置きつつ、日本の近代化過程での米穀政策を中心とする農業政策の形成プロセスを明らかにしたい。

第一章 米穀法成立以前の米価調節論

——1910年代の議論を中心として

はじめに

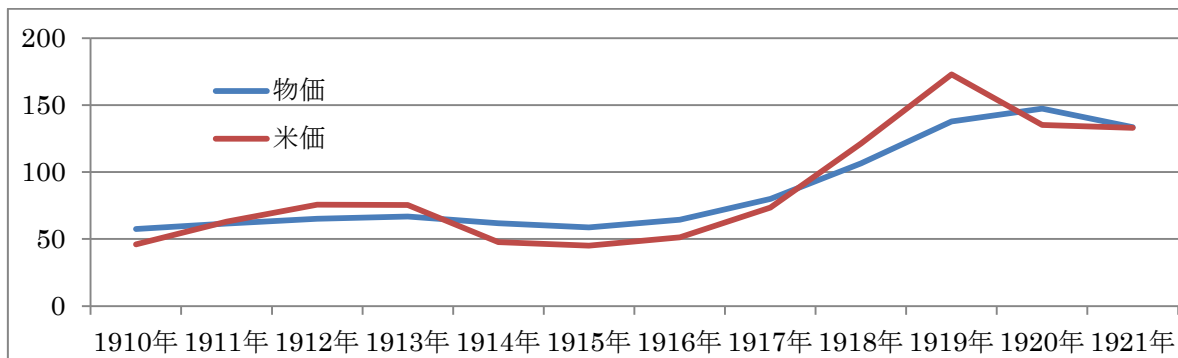
明治末期以降、貨幣経済の浸透に従って、米作は多くの農民の現金収入源となり、農民の米価に対する関心が強まる一方、米を主食とする都市部では米価の変動が勤労労働者の家計にも深く関わっていく。さらに、需給バランスの変化などにより、米価の変動は激しくなっていく。その結果、大正期に入ると米価問題（＝食糧問題）が大きな社会問題として顕在化し、地主や自小作農などの農村の諸階層だけではなく、資本家のほか、労働者などの一般大衆からも関心が寄せられた。

そして、1921年の米穀法を嚆矢として、1933年の米穀統制法、1942年の食糧管理法というように、政府の米穀統制が強まっていく。そのプロセスの中で、米穀問題をめぐりさまざまな議論がなされ、また運動が行われた。帝国農会と産業組合中央会はこのような動向の中心にあった。帝国農会は産業組合中央会と並んで、戦前の二大農業団体の一つであり、戦前から米価政策についてさまざまな活動を行うなど、当時の農業政策そして農村社会に大きな影響力をもっていた。戦時中に産業組合中央会などの農業団体とともに中央農業会に統合されるが、戦後の全国農業協同組合中央会とも系譜的連関をもつ。米価を巡る農政運動における系統農会の影響力は戦後の農業協同組合に引き継がれていった。

本章では、米穀問題が顕在化した1910年代に焦点を当てて、米価政策の形成と深く関わった帝国農会を中心に、その機関誌である『帝国農会報』を通じて、米穀問題をめぐりどのような議論が展開されたのかを明らかにする。同時に、1915年10月に設置された米価調節調査会における議論を取り上げて、帝国農会関係者を含め、農商務省官僚や経済界に影響力を持つ委員たちがどのような議論を展開したかを考察し、各委員の米穀問題に対する見方、ひいては経済発展のビジョン及び農業に対する認識を検討する。

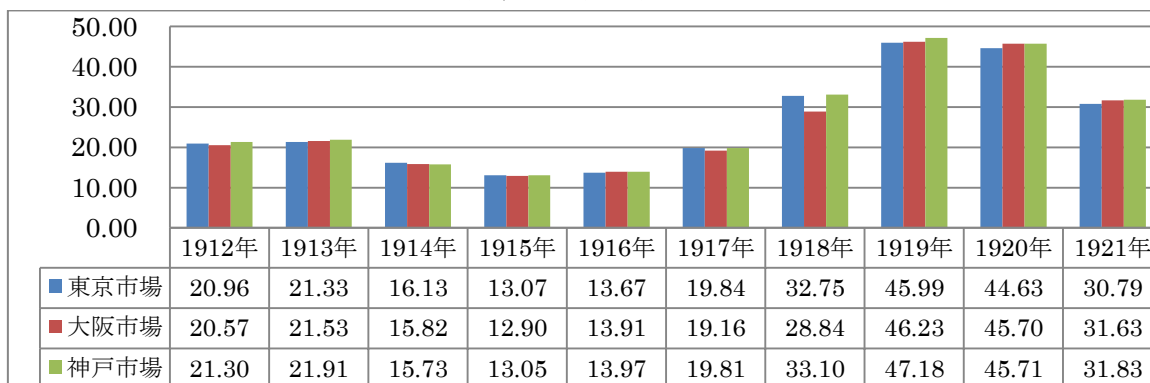
まず、この時期の米価について検討する。1914～17年前後の米価は1910年初頭の一般物価を上回った状態から、物価よりさらに下落した（図 1.0.1）。東西各市場の米価ともに、1913年の相場の25%ほど下落している（図 1.0.2）。

図 1.0.1 支出諸物価指数と米の庭先価格指数（1934～1936年=100）



注：支出諸物価指数は大川一司ほか、1966、134 頁より作成。米の庭先価格指数は梅村又次ほか、1966、160-161 頁より作成。

図 1.0.2 内地玄米卸売年平均相場（単位：円／石）



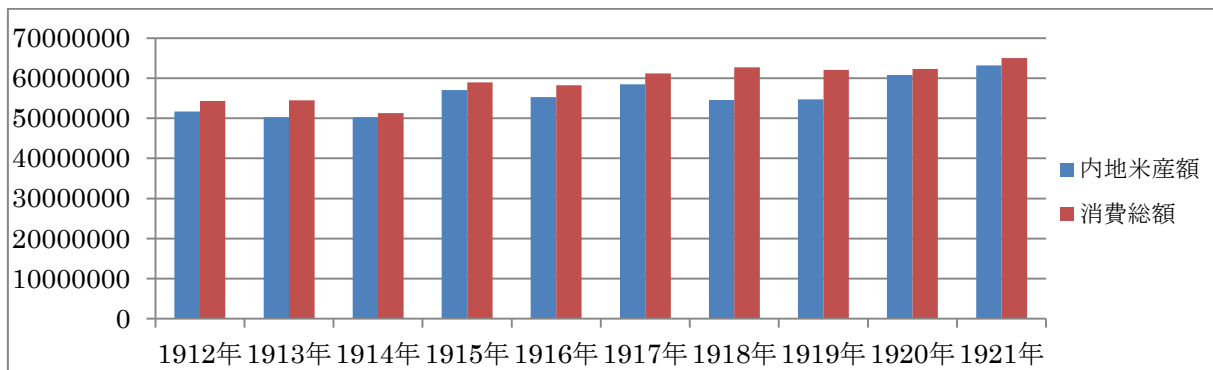
注：鉄道省運輸局編纂、1925、501-506 頁より作成。

一方、1910年代の需給状況は図 1.0.3、1.0.4 の通りである。1914年の消費総額は前年より減少したにも関わらず、内地米の生産量は前年とほぼ変わらない。これに輸移入米を合わせると、623万石¹ほど供給過剰となっている。1913年には、朝鮮米移入税が撤廃されており、朝鮮米の日本市場への移入は米価に影響を及ぼした。図 1.0.4 が示しているように、1914年に、全体の輸移入額は前年度より減少したが、朝鮮米の移入額だけ大幅に増えてきいった。その後、米騒動があった 1918年及びその翌年²以外、朝鮮米移入額は外国米輸入額を抑え、輸移入総額に大きな割合を占めていく。

¹ 1914年の供給高合計 5755万 8372石から、消費総数量の 5132万 7220石を引いて、623万 1152石となる（食糧管理局、1941、22-23 頁）。

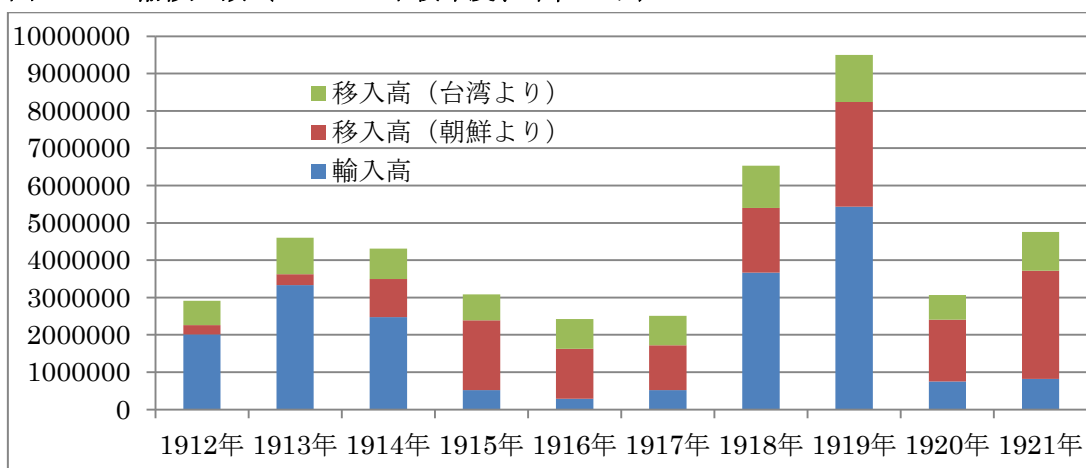
² 1918年と 1919年は米騒動が起き、米不足を補うため、外国米の輸入が大幅に増えた。

図 1.0.3 米の生産量と消費量について（1912-21 米穀年度、単位：石）



注：食糧管理局、1941、22-23 頁より作成。

図 1.0.4 輸移入額（1912-21 米穀年度、単位：石）



注：食糧管理局、1941、22-23 頁より作成。

朝鮮米移入税が撤廃された翌年に朝鮮米の移入が急激に増加したので、帝国農会は 1914 年から米穀問題に関し建議案を提出し始めた。政府側も「米価調節の為米の買入交換又は売渡に関する件」を決め、買入売渡などの措置をとった³。その後、1915 年 10 月に農商務省に米価調節調査会が設置された。この米価調節調査会において、米価調節策を巡り議論が展開されていく。

この時期の米価問題をめぐって焦点化していたのは関税問題、特に植民地米の移入税問題である。持田恵三（1954）をはじめ、桜井誠（1989a）、政府の各調査・審議会などの議事録を中心に分析している川東埒弘（1990）や、政策の展開を重点に置いた大豆生田稔（1993）の先行研究では、この時期の米価問題についてはほぼ農業保護関税をめぐる地主、資本、政府などの動向を中心に検討されている。これらの研究の中では、帝国農会の関係者や農

³ 桜井、1989a、第二章を参照。

学者を含め、農業側に立っている人々は一枚岩のアクターとして扱われる傾向がある。地主層や帝国農会などは農業農村側を代表する一つの主体として扱われ、米価形成過程における農業側と資本側や政府などの関係が検討されている。しかし、農業側に立つ人々というカテゴリの中でも、意見が必ずしも一致しているとはいえない。政府の米穀問題への対策もまだ模索中の段階であった1910年代においては、米穀問題の解決に向けて、関税問題だけではなく、農業側に立っている人々、そして政府内部、米穀問題に関わる取引業者の中でも様々な議論が行われていた。

そこで、本章の第一節では、当時の時代背景を念頭に置きつつ、この時期に、米穀問題ともっとも利害関係の深い農業団体に関わっていた人々が、関税問題のほか米価調節策に対して、どのような議論を展開していたのかについて検討したい。その手掛かりとなる資料としては、主に『帝国農会報』を用いる。

第二節では、米価調節調査会の議論に焦点を当てて、当時、農商務省（特に農務局の官僚）や各委員の米価問題に対する認識、および米価調節議論を検討することによって、当時の関係者の持つ米穀経済に関するビジョンを明らかにする。

第一節 農業側の議論

1 帝国農会の組織構成と『帝国農会報』

この項では、帝国農会という組織とその機関誌である『帝国農会報』の特徴を概観し、帝国農会がなぜ1910年代に農政運動に乗り出したかを確認する。そして本研究で『帝国農会報』を主要な資料として用いる理由を説明しておきたい。

帝国農会は、東京府農会や神奈川県農会および埼玉県農会の働きかけによって、1910年11月14日に創立された。さらに、同16日に第一回総会が開かれ、農商務大臣の許可を得て、法人団体として組織された。このようにして、帝国農会を中心として、各道府県農会、郡農会、市農会、町村農会から成る系統農会の組織が完成した。帝国農会を頂点とする系統農会は、1899年農会法の成立によって組織された。設立初期、農事改良、農業技術の普及の技術機関としての性格が強かった。第一次大戦以降、農事指導が「試験場と結ぶ技術員のもとへ直接耕作者が組織され、かつ国家的、一元的に統制されるものへと編成替え」⁴さ

⁴ 玉、1995、90頁。

れていく。なお、1922年の農会法改正によって、系統農会の組織は販売斡旋事業と経営改善事業を中心に「事業団体としての性格を強めながら発展していく」⁵。先行研究で論じられているように、系統農会は事業団体としての性格と農政運動団体としての性格を持っている⁶。1920年代以降、系統農会は「農村諸問題の解決母体としての役割が求められる」⁷ようになった。なお、1930年代の農山漁村経済更生運動の中、系統農会は、農政運動においては主体性を失っていくのである⁸。戦前期、系統農会は農事指導事業と農政運動の二つの方向から様々な活動を行っていき、農村社会に深く浸透していたのである。本研究では、先行研究で論じられてきた系統農会のこのような変化を念頭に置き、主にその中枢機関である帝国農会の動き及び系統農会のリーダーたちの議論に注目していきたい。

帝国農会の創立当初、その主要な建議は農事奨励や調査事業に関わるものだった。1910年代に入り、日本国内の食糧問題が本格化し、対外依存的な食糧政策が展開された⁹。一方、米価の変動が激しくなり、重要な現金収入源の一つとしての米の価格変動が地主を始め、耕作農民の関心を集めた。このような背景の下で、多くの地主や自作農・自小作農会員を抱え込んでいる系統農会において、まず下級農会から米価調節要請の声が上がっていった。そして、帝国農会の機関誌『帝国農会報』でも、農業経済学者の石坂橘樹の次のような言説が掲載されている¹⁰。

帝国農会は農会法による国庫補助金と下級農会の負担とによりて成立するものなるを以て、目下の如き農界危機の際に於ては最も其活動を遂げざるべからず、活動とは農業及農民をして其危急より之を解説せしむること也、言ふまでもなく農会は此活動に従事しつつあるべし、然れども若し此活動にして其効積^(マツ)を挙げざるに於ては、帝国農会の存在は或は疑はざるを得ざるべし、これ或は奇矯の言なるべしと雖も、吾人衷心より斯く之を云ふ、勿論帝国農会の存在は之れがために失はるゝにあらざるも農民との利害共通は益々遠ざからんとするをいふ也。

これは端的に下級農会である府県農会が帝国農会に働きかけ、動かす存在であることを

⁵ 玉、1995、101頁。

⁶ 農政運動の側面に関しては、松田（2012）の研究を、事業団体の側面に関しては、玉（1995）を参照。

⁷ 松田、2012、51頁。

⁸ ただし、事業団体として組織的に発展していったということがすでに指摘されている（玉、1995、補章1）通りである。

⁹ 大豆生田、1993、第二章を参照。

¹⁰ 石坂橘樹「農界の実力（米価調節問題解決に関して）」（『帝国農会報』5巻1号、12-13頁）

論じたものである。つまり、下級農会の役職員が上級農会の議員になることを通じ¹¹、下級農会の意見を考慮せざるを得ない組織構成こそが帝国農会が米価調節に乗り出す一つの理由であろう。

1914年、米価下落により打撃をうけた地主層は系統農会に働きかけ、米価調節を政府に要請しようとしていた。そして、帝国農会もそういう情勢に応じて、農政運動に乗り出し始めたのである。1914年の帝国農会第五回通常総会において、政府に対し「米価調節ニ関スル建議」をはじめ、農政に関わる建議を行っていった。その後も米価調節については、時折政府に建議を提出してはいるが、それ以外の実質的な活動は見当たらない。しかし、1920年の米価の暴落で、道府県農会から米投売り防止運動の呼びかけが行われたことにより、帝国農会もこれに乗りだしたのである。それまで帝国農会内部においては、農会の在り方について農事奨励事業に止まるべきだという意見もあったが、米投げ売り防止運動に乗り出したことによって、「これまでの体質を一挙に改善し、公然と農政運動を展開する社会的地位をしめることができた」¹²。その後、帝国農会は農事技術の普及、農業経営調査や米生産費調査、土地問題や農産物価格問題に関わる農政運動などの活動を行っていく。また、戦間期では、第二次世界大戦中の1943年に産業組合中央会などの団体とともに一元化され、中央農業会に統合された。

この帝国農会の機関誌として、『帝国農会報』（月刊、菊版）は1911年に創刊された。1923年8月から1925年12月は月二回（四六倍版）刊行されたが、基本的には月一回の発行である。その発刊について、帝国農会の初代会長である加納久宜は次のように述べている¹³。

本報発刊の目的は、帝国農会が、農事の改良発達を計らんが為め、諸般の研究調査を行ひ、各級の農会を指導奨励すると同時に、各地における農事奨励及其の成績を紹介し、農政又は経済に於ては、行政庁との連鎖となりて、官民意思の疎通を図り、又農業方面に来る外部の脅威に対しては、極力正当防衛の道を講じ、また広く外国の実例に徴し、農技農術を発達せしむべき資料を供し、直接に、間接に農、事^(ママ)の向上発展を促し…(後略)

以上の引用文は系統農会組織における帝国農会の位置づけ及び『帝国農会報』の性格を端的に説明している。加納の文章からうかがえるように、帝国農会は、行政官庁と連携を

¹¹ 1899（明治32）年の「農会法」の第三条に「郡農会は其の区域内の町村農会を以て之を組織し北海道農会又は府県農会は其の区域内の郡農会及市農会を以て之を組織す」と定められている（農業発達史調査会編、1978、376頁）。

¹² 帝国農会史稿編纂会、1972a、223頁。

¹³ 加納久宜「発刊の辞」（『帝国農会報』1巻1号、1-2頁）

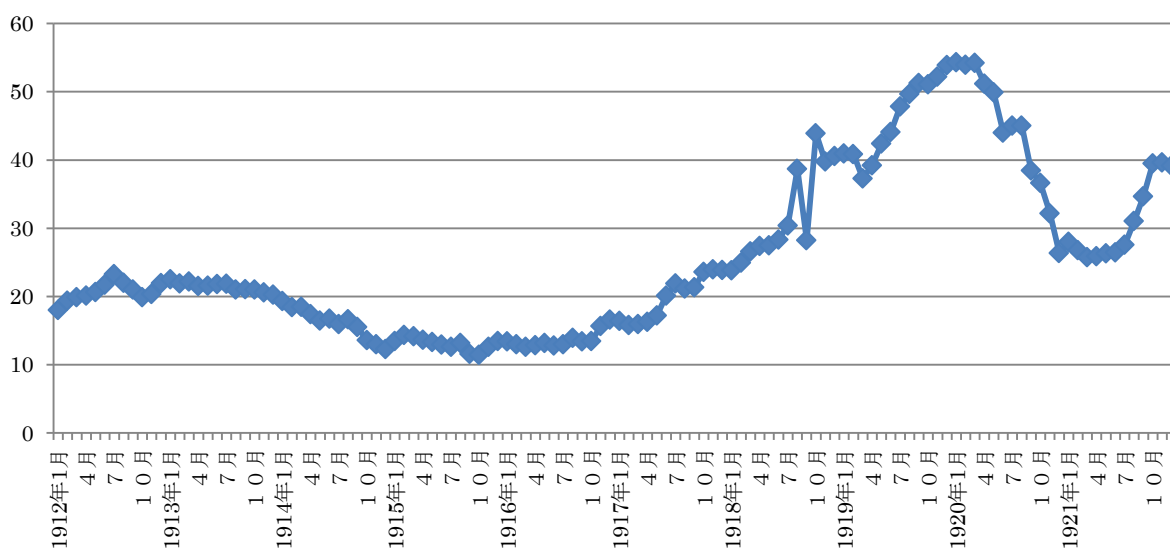
取りつつ、農民の利益を擁護しようという機関である。従って、『帝国農会報』の内容もこういう趣旨に規定されて、「当時における高級な理論誌または論叢誌的性格」¹⁴をもち、農政、経済に関わる論説的な記事が多かった。

以下では、その機関誌『帝国農会報』を通じて、1910年代に米穀問題の解決に向かって、農学関係の学識経験者や地主など、農業側に立っている人たちがどのような提言をし、米価政策に対しどのような議論を構築していくのかを検討していきたい。

2 米価下落時の議論

政府が米価に対して調節手段をとり始めたのは明治期であった。大蔵省に一時的に常倉局（1878～82年）が設置されたが、調節の効果が薄いため、廃止されたのである¹⁵。しかし、明治末期から大正期にかけて、米価の変動は激しくなっていた。図 1.1.1 に示されるように、米穀法が制定された 1921 年以前の約十年間、米価は 1 石（150kg）当り 10 円台から 50 円台までと変動が著しかった。とくに、1914～16 年の時期の米価は低落傾向にあった。本項ではこの米価の低落時期の議論に焦点をあてて、米価調節に関する議論がどのようなものであったのかを検討していきたい。

図 1.1.1 1912～21 年東京深川正米市場月別平均米価（単位：円／石）



注：中沢、1933、430-466 頁から作成。

¹⁴ 帝国農会史稿編纂会、1972a、439 頁。

¹⁵ 本庄、1970、第二部「米価常平制度の梗概」を参照。

図 1.1.1 の通り、1913 年に米価は下落気味ながらも、20 円台を保っていたが、1914 年になると、20 円を割り、一気に下落した。その打撃をうけ、地主層は県農会等を通じて、帝国農会に対応策をとるように働きかけていた¹⁶。これに応じて、従来、農業技術普及事業を中心に活動してきた帝国農会は米価問題を取り上げ始めたのである。この時期の議論は、主に米価の下落という前提の下で行われたのである。

1914 年、前述のように帝国農会は 10 月の通常総会で政府に対し「米価調節に関する建議」を提出した。その原案は 14 名¹⁷の地方議員によって同年 10 月の帝国農会の通常総会に提出された。この地方議員とは各地方の農会関係者で、道府県農会から帝国農会議員に選出されたものである。しかし、原案の中では米価調節の必要性が強調されているものの、具体的な措置は提示されていなかった。

そして原案代表者による説明の中で、「商工業者は総て米価の安いことを望みます」¹⁸という矢作栄蔵¹⁹の見解に対し「吾々が地方に居つて一見します所に依ると斯くの如く低落に過ぎたる米価では却て地方の町家は困難を感ずる有様であります」と述べ、さらに具体案の要請については「或は朝鮮米に関税を課けると云ふことは今日等しく帝国の臣民である以上は出来ぬと致しました所で、(中略)種々な方法もございませうが、(中略)当局者に於て斯様にしたら宜からうと云ふご考案を廻されたいと思ふ」²⁰と述べるにとどまり、具体案については触れていない。要するに、米価の調節が必要であると地方議員は痛感しているが、この原案段階では具体的な解決案までにはまだ踏み込んでいなかった。帝国農会が提出した成案の中に織り込まれている具体的な解決策(表 1.1.2 を参照)は、この通常総会での議論の中で加えられ、決定されたものである。1914 年の通常総会の議事録をみると、米価調節が必要であるという点で、意見が一致しているものの、具体案については矢作と原案代表者との間で認識の差があるように、やや温度差があると感じられる。

それでは、この時期にはどのような米価が望まれていたのか。通常総会の前に、「建議」

¹⁶ 帝国農会副会長・矢作栄蔵は「米価調節に就きて」の中で、「米価調節を建議した一番始めは帝国農会でありまして、夫れから喧しくなつて来たのであります。併し其因を申せば、地主が餘り米価が安くていかぬから損がいかない丈価格を保たせて戴きたいと云ふ事を、帝国農会の議員を通じ、或は県農会を通じて御要求がありましたので、帝国農会の問題になつたのであります」と帝国農会の米価調節に乗り出す理由を説明している(『帝国農会報』6 卷 9 号、1-2 頁)。

¹⁷ 提出者は三重・天春文衛、愛知・堀尾茂助、福井・山田敏、島根・千石興太郎、北海道・伊藤広幾、山形・湯野川忠世、静岡・鈴木辰次郎、石川・西村正則、長崎・中倉万次郎、愛媛・曾我部右吉、大分・麻生観八、鹿児島・池田正義、高知・和田和、秋田・斎藤宇一郎である。(帝国農会、1914、94 頁)

¹⁸ 帝国農会、1914、99 頁、矢作栄蔵の発言。

¹⁹ 矢作栄蔵、東京帝国大学農科大学教授(1907 年)。1910 年産業組合中央会の顧問となり、帝国農会の創立と同時に特別議員になった。ついで産業組合中央会の監事、理事に選任され、帝国農会の副会長、会長(1926 年)に就任した。31 年帝国農会名誉会長、1933 年評議員となった。(協同組合事典編集委員会、1986、1004 頁)

²⁰ 帝国農会、1914、99-101 頁。

原案の提出者の一人である福井県出身の議員山田敏²¹は『帝国農会報』に「米価の暴落と農家の経済状態」²²を執筆し、例として「近傍なる富有と称せらる某村」についての調査結果（表 1.1.1）を用いて、地主、自作農、小作農に分けて、それぞれの収支状況を分析し、次のように述べている。

地主自作農小作農の三者何れも現時の米価にては其生計を維持し難し其内に就き稍痛苦の軽きものは地主にして即ち地主は石価 17 円以上なるに於ては収支相平均することを得るも自作農、小作農の二者に至りては石価 18 円以上ならざれば其生計を維持し難きこと明らかな事実なりとす。（数字の表記を漢字からアラビア数字に改めた、以下、『帝国農会報』記事の引用部分は同様、引用者）

この議論をみると、農家を収支均衡させるために必要とされる米価が提示されているが、それは必ずしも生産費という観点によるものではない。とはいえ、ここからは、当時米価調節建議原案の提出者のイメージした「適当」な米価がうかがえる。ここで、この時期の農商務局の米の生産費に対する調査結果を見ることにする。ほぼ同時期に農商務省は大阪府、兵庫県、埼玉県、愛知県、新潟県、岡山県、熊本県、青森県、島根県の9府県の27町村に対して自作農、小作農、地主に分けて、米一石当りの生産費調査を実施した²³。地方によって、生産費は異なっているが、自作農は 15.39 円～11.27 円、小作農は 26.58 円～8.93 円、地主は 16.70 円～5.33 円という幅がある。これを山田の調査結果と照らし合せてみると、山田が主張した 18 円以上の米価は農商務省の調査による平均生産費よりもやや高い。また、表 1.1.1 の収支状況に示されているように、支出の部分に生活費用も含まれている。要するに、山田の主張する米価は生産費を償える米価というより、農家の経営および生活維持を可能にする米価である。つまり、この山田の論説からうかがえるように、農会側、少なくとも当時米価調節を主張した原案の提出者は、農家の生活費をカバーし得る米価を念頭に要請していたと考えられる。しかし、「適当」な米価については帝国農会の第五回総会でははっきりとは示されていないままで、「米価調節ニ関スル建議」が行われた。

その後、後述のように、1918年前後の米価騰貴の時期には、米価は決して暴騰していないと主張するために、山田は生産費という概念を用いて、米価の維持を主張するようにな

²¹ 山田敏、1865年、福井県の大地主の家に生まれた。1910年帝国農会の創立後、評議員、副会長を経て、1939年に会長に就任。その間、1918年に貴族院議員となった。1941年に没。（協同組合事典編集委員会、1986、1005頁）

²² 『帝国農会報』4巻6号、16-20頁。

²³ 農商務省（1915）を参照。

る。さらに 1921 年米穀法が成立し、22 年に帝国農会によって本格的な生産費調査が始まった。この流れの中で、農会側も米価について、完全に生産費の枠組みの中で議論を組み立てていき、生産と生活一体化した農家経営という概念が生産費の主張の中に織り込まれていくのである。

表 1.1.1 「某村」の地主、自作農、小作農の収支状況

	地主	自作農	小作農
収入 (15 円/石 の計算)	小作米 132 石 売価金 1980 円	米 39 石 1 斗 売価金 586 円 50 銭 副業収入 25 円 計：611 円 50 銭	米 38 石 1 斗 8 升 差引米 21 石 4 斗 6 升 売価金 321 円 90 銭 副業収入金 25 円 同稼賃 金 30 円 計 376 円 90 銭
支出	一、公保 ^(マ) 金 763 円 50 銭 内訳 地租 県税 府税 所得税 用水費 協議費 二、生活費 金 1490 円 内訳 食料 住宅費 被服費 交際費 医療費 教育費 寄付金 雑費 合計 2253 円 50 銭	一、公課 101 円 20 銭 内訳 地租 県税 村税 所得税 用水費 協議費 二、耕作費 18 円 50 銭 肥料と種子 農具類 飼料 三、生活費 金 451 円 内訳 食料 被服費 住宅費 交際費 教育費 医療費 寄付金 合計 733 円 70 銭	一、公課 金 6 円 50 銭 内訳 県税 村税 協議費 二、耕作費 166 円 72 銭 5 厘 内訳 肥料と種子 借入利子 農具類 三、生活費 金 273 円 50 銭 内訳 食料 被服費 住宅費 交際費 教育費 寄付金 合計 446 円 72 銭 5 厘
収支差引	-283 円 50 銭	-122 円 20 銭	-62 円 82 銭 5 厘
注	田 10 町歩 畑 5 町歩を 所有	田 1 町 5 反歩 畑 5 反歩 を所有し、其全部を自作 する者	田 1 町 5 反歩畑 4 反歩 を小作し、自分は何等 所有地なき者

注：山田敏「米価の暴落と農家の経済状態」(『帝国農会報』4 卷 6 号、16-20 頁)より作成。

前述したように、この時期、米価低落により農村経済はかなり打撃を受けていたため、上記(1914年)の米価調節案が農会から政府に提出された。しかし、具体的にこうすべきだという議論は農会においてはまだ未熟であったといえるだろう。どの程度の米価が「適当」であるかについても、まだはっきりとは示されていなかったのである。この時期の『帝

『国農会報』では、多くの農会関係者や学者などが米価の下落は地主だけではなく、自小作農、小作農となるにつれて打撃が大きくなり、農家を顧客とする町の商工業者も打撃を受け、地域経済全般が影響を受ける、従って、米価調節は地主保護だけではなく、農村経済全般の視点から必要な解決策であると唱えられていた。ただし、前述のように大筋では意見が一致しているといっても、具体策については、それぞれ一様ではない主張があった。

それでは次に、『帝国農会報』において、この時期に米価調節策についてどのような具体的な提言が展開されていたかを確認したい。まず帝国農会は米調節対策について、三年間にわたって、次のような建議案を政府に提出したのである（表 1.1.2）。

表 1.1.2 1914～16年帝国農会総会の米価に関する建議案

1914年第五回総会	1915年第六回通常総会	1916年第七回通常総会
米価調節ニ関スル建議	米価調節ノ応急策ニ関スル建議	朝鮮移入米穀ニ関スル建議
(前略)曩ニ米価稍昂騰シタルノ時ニ当リテハ政府ハ米価調節ノ目的ヲ以テ朝鮮米移入税ノ撤廃ト台鮮米代用制度ヲ断行セラレタリ然ルニ今ヤ米価ハ甚シク低落シテ農業ノ利益ハ損失シ農家経済ハ大ナル困難ヲ見ントス政府ハ適当ナ価格ヲ維持スルガ為ニ之カ調節ニ向テ相当ノ方策ヲ実行シ農家経済ノ廢頽ヲ未前ニ防止スルハ国家将来ノ為メ極メテ必要ナルコトナリト信ズ故ニ政府ハ此際農民ノ窮乏ヲ救済スル応手段トシテ 一 朝鮮米代用制度撤廃 二 政府ハ米穀ヲ買上ゲ又ハ奨励金ヲ交付シテ之ガ輸出ヲ図ルコト 三 陸海軍省監獄署等ニ於テ此ノ際一ヶ年分ノ米穀ヲ産業組合等ヲ利用シテ直接生産者ヨリ購入スルコト 四 最有効ナル方法ヲ以テ農民ニ低利資金式千万円ヲ融通スルコト ノ四項ヲ決行シ尚ホ永遠ノ政策トシテハ 一 農商務省ハ稲作予想ノ方法ニ改良ヲ加フルコト 二 米穀倉庫制度ヲ今一層發達セシムルコト 三 米穀取引所法ニ改善ヲ加ヘ投機ノ為メニ米価ノ激変ヲ来スヲ防止スルコト 四 明治四十三年法律第五十四号関稅定率法第六條ノ規定ヲ濫	前年来米価ノ低落ガ農家経済ノ基礎ニ動揺ヲ来シ延テ一般国民経済上ニ非常ニ影響ヲ及シ困憊ノ状見ルニ忍ビザラモノアリ農民ノ農事ノ改良發展ニ對スル前途ヲ悲觀シ自己ノ職業ヲ呪ハントスルニ至ル政府ハ今般米価調査会ヲ設ケ米価ノ恒久調節ニ關シ熱心之レガ考究ヲ尽サレントスルハ洵ニ機宜ニ適シタル処置タルヲ信ズ然レドモ目下農民困憊ノ状態ハ恒久調節案ノ成立ヲ俟ツノ暇ナシ政府ハ此際恒久策ノ研究ヲナスト同時ニ応急策ヲ講ズルヲ以テ目下ノ急務ナリト信ズ政府ハ農民ノ窮乏ヲ救済スル応急手段トシテ速ニ左ノ事項ヲ実行セラレン事ヲ望ム 一 朝鮮米移入税ノ復旧 二 朝鮮米代用制度ノ撤廃 一 大ハ輸出来ノ奨励ヲナスコト 一 陸海軍省、監獄等ニ於テ此際一ヶ年分ノ米穀ヲ産業組合等ヲ利用シテ直接生産者ヨリ購入スルコト 一 米穀ヲ担保トシ農民ニ低利資金三千万円ヲ融通スルコト 一 最モ有効ナル方法ヲ以テ此際米穀ノ貯蔵ヲ奨励スルコト 右建議候也	近年米価低落ノ為メ、農家ノ経済基礎ニ動揺シ、延テ国民全般経済上ノ影響ヲ及スヤ、官民共ニ之レガ救済振興ノ途ヲ講ジ、政府ハ米価調節調査会ヲ設ケ低利資金外有益ナル七案ヲ決議セラレタリト雖モ、米価調節上最モ効果アルベク認証サレタル朝鮮移入米穀ニ對スル措置ニツキ、特ニ政府ノ反對セラレタルハ甚ダ遺憾ナリトス 大正二年法律第十七号朝鮮ヨリ移入スル米穀ノ移入税廢止以來、朝鮮總督府ノ農業奨励ト相俟テ内地ニ移入スル米穀ハ非常ニ増加シ、大正四年既ニ二百万石ニ達シ、尚年一年之レガ移入ノ増加ヲ見ルヤ必セリ、之レ米価ノ低落ヲ招致スル一大原因ナリトス 新領土ニ於ケル農業奨励保護ノ必要ナルヤ論ナシ、然レドモ之レガ為メ内地農業経済ノ基礎ニ動揺ヲ来シタルハ、国家トシテ甚ダ憂慮スベキコトニシテ、農業政策上又統一ヲ得タルモノト云フベカラズ、而モ朝鮮ニ産出スル米穀ハ、地租其ノ他公課ノ負担輕少ニシテ勞力ノ低廉ナル内地米生産費ノ比ニ非ザルヲ以テ、之レニ適當ナル移入税ヲ賦課シ内地、新領土ニ於ケル農業経済ノ調節ヲ計ルハ、国家トシテ實ニ妥當ナル措置ト云フベシ、故ニ政府ハ速ニ朝鮮米穀ニタイスル適當ナル移入税ヲ設定シ、米価調節ノ実績ヲ挙ゲラレンコトヲ望ム

リニ適用セザルコト ノ四項ヲ実行シ得ル政策ヲ樹テ ラレムコトヲ望ム尚ホ前記八項 ノ他採ルベキ政策多カルベキヲ 信ズルヲ以テ此際特ニ米価調節 ニカンスル調査会ヲ起シ官民合 同ノ委員ヲ以テ組織シ以テ充分 之レガ調査ヲナサシメラレコ トヲ望ム右建議ス		右建議候也
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------

注：帝国農会史稿編纂会、1972b、742、745、754-755頁より作成。下線、引用者。

この時期において、帝国農会は米価低落の対策として低金利案や農業倉庫案も建議してはいるが、表 1.1.2 が示す通り、1914年の建議案には政府による移入税の撤廃、台鮮米の代用制度が米価低落を導いた一因とみて、「朝鮮米代用制度撤廃」を建議し、1915年には「朝鮮米代用制度撤廃」に加えて、「朝鮮米移入税ノ復旧」を取り上げた。1916年の建議案のタイトルからも分かるように全面的に朝鮮米移入問題に力をいれ、「米価調節上最モ効果アルベク認証サレタル」移入税の再設置を強く訴えている。この時期の米穀問題に対する帝国農会の建議案が、関税問題を重視していることは明らかである²⁴。外国米及び植民地米に関する議論は、第二節の部分で詳しく論じる。

ここで、関税問題はひとまずおき、『帝国農会報』ではほかの視点から米価調節策を論じているものをピックアップし、この時期の米価調節に関する議論をより広範に取り上げたい。これらの議論はその後の米価調節論に示唆するところが多いと考えるからである。

1913～16年に『帝国農会報』においては、次のような米価調節に関する記事が見られる(表 1.1.3)。

表 1.1.3 1913～16年『帝国農会報』に於ける米価調節論に関する記事

年代	巻号	タイトル	著者	備考
1913	3	1 米価調節の根本策		
		2 米価騰貴と其調節に就て	法学士・松崎蔵之助	農村金融について
1914	4	5 米価の調節に就て	衆議院議員・加賀卯之吉	台鮮米代用制度への批判
		7 米価調節の意義		調節の必要性について
		8 米の問題に就て	法学博士・田尻稻次郎	食糧増産について
		8 米価維持の方法		同志会政務調査会の意見(関税中心)
		9 米価の調節と地租の軽減に関する建議	福岡県農会	
		11 米価政策に就て	農学士・石坂橘樹	調節の必要性
		11 米価の基準	愛媛県周桑郡農会長・青野岩平	
		11 米価調節に関する建議	秋田県農会	
	12 米価と調節策		新聞記事、米価の状況及び政府の	

²⁴ 関税問題をめぐる議論は川東の研究(1990)の第1、2章も参照されたい。

				調節策に関する紹介	
		12	米価調節に関する当局者の意向	通常総会議事録の引用	
1915	5	1	農会の実力（米価調節問題解決に関して）	農学士・石坂橘樹 政府の商工業重視する意向への批判及び陳情活動の呼びかけ	
		1	米価調節の農政的観察	衆議院議員・小西保 米価を引き上げる「救凶策」の必要性について	
		2	旧水戸藩に於ける米価調節策	大久保敬	
		2	※農産物価格根本的調節策	埼玉県立農学校長、農学士・熊谷繁三郎	
		3	徳川時代の米価調節	山崎徳吉	
		5	栃木県下旧藩の米価調節		
		6	米価調節と巴西の珈琲調価策	京都帝国大学法科大学助教授、法学士・河田嗣朗	
		7	同上	同上	
		6	京都府下に於ける旧藩時代の米価調節	京都府農会	
		7	米価調節論	法学博士・小川郷太郎	農村金融について
		8	同上	同上	
		7	福岡県下に於ける旧藩時代の米価調節		
		7	食料品価格の制定		
		7	標準米制度改善策	内池廉吉	
		8	米価調節に関する政策		道府県農会長協議会の記事録の一部
		10	※米価調節私見	福沢泰江	
		11	明治政府の米価調節策	農商務省農務局	
		11	政府米価調節案		
		11	第一回米価調節調査会記事		
12	米価調節の可否	農学士・西垣恒矩	米価調節の必要性について		
1916	6	7	※米価調節の一策	山口県農務課員・藤本忠介	
		9	米価調節に就きて	東京法科大学兼農科大学教授、法学博士・矢作栄蔵 米価調節は生産者と消費者の保護になる	
		9	米価調節調査会		米価調節調査会の官制について

注1：この分類は武田、1986、62-64頁によるものである。

注2：表中の備考の部分は武田（1986）を参照した上で、筆者がまとめたものである。

注3：※は本節で取り上げるもの。

表 1.1.3 の記事の多くは米価調節（引き上げ）策の必要性を論じたもの、近世及び明治期の米価調節策の紹介、米価調節策の事実関係に関する説明、政府の政策に対する批判に分けられる。具体的な調節策まで踏み込んで論じているのは次の三つである。

① 「農産物価格根本的調節策」²⁵

埼玉県立農学校長・熊谷繁三郎は農業経営の調整という視点から米価調節を主張している。その中で熊谷は自家用の食糧作物を生産する必要があると説いた上で、米価調節策として、次のように述べている。

²⁵ 『帝国農会報』5巻2号、84-88頁。

農家が単に米作のみ為さず、各種の農業を交へて為して居つたなれば、米価の下落に遭ふても、別に売り急ぎを為さず、其時期を待つことが出来やう。(略)農産物の價を常に適當の所に保たしめんには、農家の実力を豊かにするよりは外に策は無い。其れに就ては、余は以上論じ来りたる分業的の農法を改め、自家自給の農法を行ふより外に途は無いと信ずる。世の論者も、徒らに理想的に走らずして、着実なる方針に農家を向はしめんを希望する(下線、引用者、以下同様)

熊谷は帝国農会の建議案とは明らかに異なる方向で提言をしているのである。熊谷の議論は市場に出まわる米の数量の調整という視点ではなく、生産面に焦点を当てて行われたものであるといえよう。同じく調節策といっても、帝国農会の観点とは異なる具体策が提言されていた。さらに熊谷は「自家自給の農法」を強調し、単作的な「分業的の農法を改め」、「各種の農業を交へ」る農法に改善し、農家経営面の改善こそ、米価調節の根本策であると主張している。

② 「米価調節私見」²⁶

この時期、生産調整という声も挙がっている。長野県上伊那郡赤穂村村長福澤泰江は「生産を制限せんとせば天災に待つ以外、人力を以て耕作面積を減少するか生産物を投棄するか、焼却するかを措て、他に策なきは何人も是認する所なり、然れども如斯は産業政策上採るべき良方法に非ず」という文章を書いている。これは米価調節法として生産制限という方法を否定するものであるが、「人力を以て耕作面積を減少する」という方法も勘案されたことがうかがえる。

③ 「米価調節の一策」²⁷

減反案に近い米の作付け面積を控えることによって、米価を調節するという米価調節方法も主張され始めた。山口県農務課員・藤本忠介は、米価が低い原因は米作地が過多であるとし、「米作地を減少せしむるは、所謂る抜本遡源の米価調節策に非ずや、然れども徒らに米作地を減少せしめしのみして、他に之を利用することなくんば国富の欠陥を生ずるに至らん。故に豫め地味を考へ米作に劣らざる他の特用作物を栽培せしめざるべからず」と述べた上で、次の調節策を提示している。

一、従来の米作地若干を割きて他の有利なる特用作物栽培に転用すべし。

²⁶ 『帝国農会報』5巻10号、58-59頁。

²⁷ 『帝国農会報』6巻7号、34-38頁。

- 二、特用作物は可成米作に譲らざる収利あるものを選択すべし。
- 三、転用せんとする土地は特用作物の栽培に適合せるものを選択すべし。
- 四、其の土地は他の作物を栽培するも何時にても再び米作を為し得るに適せしむる用意あるを要す

農家経営の立場から、転用の作物も米作に「譲らざる収利」のものにすべしと主張し、作物と土地の適合性も考慮に入れたのである。一方、第四点から食糧問題を意識していることもうかがえる。しかし、このような議論は戦前の食糧増産政策のなか、また基本的には内地米のみで食糧供給を完全に補えない状況が続いていたという流れの中では一時的なものに過ぎず、大きな反響を呼ばなかった。ただし、早い段階で米の生産調整という提言があったことは興味深い。また、この減反の提言はかなり農民、農業に配慮したものであったことに留意したい。上記の三人の議論はいずれも農業生産へ着目し、「米価調節策」という名の下で、農家経営の改善を訴えているものである。

このように、米価下落の状況の中、米穀問題と国民経済全般を結び付け、農村だけでなく、小都市の商工業者にも影響が及ぶという議論が『帝国農会報』において全面的に展開され、米価調節の必要性に対する認識は一致していたといえる。ここでは、具体的な解決策について、従来先行研究で検討されている関税問題のほか、実は生産調整まで射程に入れた農家経営改善の議論が行われていたことに注目したい。

3 米価騰貴時の議論

その後、第一次世界大戦が勃発するとその影響もあって、どん底に落ちた米価は徐々に跳ね上がっていき、やがて1918年に米騒動が起きる。この時期の『帝国農会報』での米価調節論は、米価引き上げから引き下げ反対へと変わってきた。

まず、この時期の米価の「暴騰」²⁸という評価について、『帝国農会報』では、異論が挙げられている。

山田敏は1918年5月号に掲載された「米価調節に就て（消費者を顧慮すると同時に生産

²⁸ 第一次大戦後のインフレ、投機、買占め、売惜しみなどの理由が重なって、米価は上昇しつつあった。それに対して、各新聞紙上では「暴騰」として報道されていた。例えば1918年1月29日付の大阪新報に「米価の大暴騰：暴利取締令如何」、1918年2月19日付の神戸新聞に「米価昂騰趨勢」、1918年4月19日付の万朝報に「米価暴騰抑止」、1918年5月10日付の福岡日日新聞に「米価暴落防止の急」など、「米価暴騰」について触れている記事が多く存在している。(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/index.html 神戸大学附属図書館・新聞記事文庫データベース)

者を忘る可らず)」²⁹において地主、自作農の経済状態を提示し、「米1石の消極的生産費は地主として金22円99銭」で、「自作農として金22円9銭9厘」で「現今に於ける米価が石22、23円となるときは、殆ど生産費に均しく、其の以下に陥る時は生産費を支ゆる能はざること、彼の大正4年頃の大恐慌当時と同一の状態になるのである」とし、この時期の米価は決して暴騰ではないと説いた。

このほか、一般物価や他の農産物の価格と比較し、この時期の米価は決して高いとはいえないと主張した東京帝国大学助教授那須皓の「現時の米価果たして不相当に暴騰せりや」³⁰が富山県農会報に掲載され、1918年6月号の『帝国農会報』の「抄録」に転載された。那須はまず米価の騰貴を一般物価と比べ（表1.1.4）、そして、米と他の農産物の価格と比べて（表1.1.5）、米価は割安であると論じている。

表 1.1.4 大正期の米価、物価、賃銀指数

	明治33-37 (1900~05) 年の平均	大正1 (1912)	大正2 (1913)	大正3 (1914)	大正4 (1915)	大正5 (1916)	大正6 (1917)
米価	100	160.9	166.9	125.0	101.7	105.9	173.0
物価	100	130.6	132.3	125.7	127.2	154.0	195.4
賃銀	100	134.4	136.9	135.9	132.3	138.6	169.1

表 1.1.5 1917（大正6）年2月の価格及び指数（1914~16年の平均を100とする）

	米	大麦	裸麦	小麦	麦粉	粟
価格（円）	24.610	14.350	20.320	24.320	—	24.600
指数	172	315	236	210	205	400
作付状況	大正6年の作柄平 年に比し3分増	同5分増	同5分増	同3割4分増		平作

注：表1.1.4、1.1.5は那須皓「現時の米価果たして不相当に暴騰せりや」（『帝国農会報』8巻6号、74-77頁）より作成

このように、米価は決して暴騰ではないという認識が農学者や農会関係者の中にあることは明らかである。ここで、山田と那須は異なる視点から米価の「安さ」を説明している。山田は米価がぎりぎり生産費を償える水準だということから、また那須は一般物価や賃金と比較するアプローチに基づいて主張していた。何れにしても、米価が必ずしも「暴騰」してはいないことを裏付けようとする議論であった。

政府の米価調節策に対する反対意見は、1918年前後の『帝国農会報』の中で散見される。1918~19年の米価調節論については、次のような記事が掲載されている（表1.1.6）。その

²⁹ 『帝国農会報』8巻5号、1-12頁。

³⁰ 『帝国農会報』8巻6号、74-77頁。

中で、多くの記事には政府の米価引き下げ策に対する反対意見が示されている。その根拠としては、那須の提示した議論と重なっている。つまり、一般物価水準から見れば米価の騰貴は暴騰ではなく、米価のみを調節するのは農業に不利をもたらす「米価抑制策」だといっているのである³¹。

表 1.1.6 1918～19年『帝国農会報』における米価調節論

年代	巻	号	タイトル	著者
1918	8	3	米価調節調査会	
		5	米価調節に就て	山田敏
		6	米価調節に関する建議	富山県農政倶楽部→政府
		7	米価調節問題	斉藤宇一郎
		7	米価調節と農民の帰嚮	中村孝二郎
		7	米価調節に関する建議	山口県農会→政府
		7	米価調節に関する建議	愛媛県農政倶楽部→政府
		8	政府の米価調節について	
1919	9	4	米価調節の恒久策	農学会
		4	臨時国民経済調査会の米価対応策	
		9	今日の米価調節策を評す	横井時敬
		9	米価緩和策を徹底的に断行すべし	山本美越乃
		11	紛糾限りなき米問題	斉藤宇一郎

注：武田、1986、62-64頁より作成。

しかし、1918年前後、第一次世界大戦後のインフレの影響もあって、米価は上昇しつつあった。7月に米騒動が起きて、様々のところに影響を与えたのは周知の通りである。米価調節に対する要請は一般労働者だけではなく資本側、学識者側からもあった。このような状況下、米穀国営の議論が一時的に盛んになった。

1918年9月26日の東京朝日新聞には、法学博士大場茂馬等による米穀国営期成会の「米穀国営案」³²が掲示された。それは「米価の暴騰暴落を防ぎ以て地主耕作者の利益及び消費者の需用を確保し国民生活の安定を期す」とし、消費者と生産者の利益のバランスを取ろうとする提案で、「農家の為」、「消費者の為」、「全国民の為」に主張されたものであった。その具体的な実行方法とは次のようなものである³³。

一、内外米の管理(後略)

³¹ この点については、桜井は「大正七年時の帝国農会の態度はやや農業者が身勝手のような印象を与えるが、食糧不足は、農業が他産業にくらべて利益が極めて少ないことに基本があり、これを是正しないで、米だけをとりあげるのは問題だという点に主眼がある」(桜井、1989a、60頁)と述べている。

³² 「米穀国営案」東京朝日新聞1918年9月26日付。

(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=00733426&TYPE=IMAGE_FILE&POS=1 神戸大学附属図書館・新聞記事文庫データベース、2016年2月20日にアクセス)

³³ 同前。

二、米の移出入管理

三、実行方針(略)

四、米価の決定、米の標準価格は地主耕作者及び消費者の利益を主眼と為し左の点を斟酌し帝国議会の協賛を経て決定す

一、過去五箇年間に於ける標準米の平均市価(地主耕作者の利益、原文)

一、最低収入の生活を危うせざること(消費者の利益)

米の標準価格は五年毎に之を改定す但し帝国議会の協賛を経て臨時之を改定することを得

五、買収及び売却(略)

六、機関

中央機関

(イ)内外米管理調査委員会を常設し内外米の管理に関する事項を審議せしむ

一、委員は(一)農民の利益を代表する者(二)消費者の利益を代表する者(三)官吏並に知識経験ある者より選任す

一、委員会は米価案其他内外管理に関する法令案を作制審議す

(ロ)(略)

地方機関(略)

そして、国営の内容については、次のように述べられている³⁴。

国営行為としては官権の干渉を避けたいと思う。併し米作に就ては第一指導監督を為し其改善を計らねばならないのは勿論である。第二愈其米と為りたる暁に於ては之を検査し耕作者の消費高を控除したる米を買収せねばならぬ。

以上の内容から指摘しておきたいのは、この国営案の中では、米価は政府の専断によって決められるのではなく、帝国議会で決めるべきだと主張されていることと、実行機関として、中央に「内外米管理調査委員会を常設し内外米の管理に関する事項を審議せしむ」ことが提案され、さらにその委員について「(一)農民の利益を代表する者(二)消費者の利益を代表する者(三)官吏並に知識経験ある者より選任」することが提示されていたことである。これは戦後の米価審議会の設置及びそのメンバー構成を想起させるものである(第

³⁴ 「米穀国営論」東京朝日新聞 1918年10月18日付。

(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=00733449&TYPE=HTML_FILE&POS=1 同前)

四章を参照)³⁵。ただし留意したいのは、米価の制定標準は「過去五箇年間に於る標準米の平均市価」という主張である。この時点からみれば、第一次大戦後のインフレが進行しつつ、物価全体が上がっている背景もあって、比較的到低い「過去5年間」の市価を標準にするのは、耕作農家の利益への考慮というより、むしろ米価の引き下げを念頭に置き考案されたものである。また、この案に構想された国営は、「官権の干渉を避けたい」という前提で、政府の役割を「指導監督」及び「検査」「買収」に限定するものであり、1920年代末及び1930年代以降に構想された米穀国家統制と異なる点に留意したい。

一方、『帝国農会報』では米価調節に対する批判的な意見以外、調節策として、米穀国営案を取り上げる記事も見られる（表 1.1.7）。

表 1.1.7 米穀国営案に触れた記事

年代	巻	号	タイトル	著者	備考
1918	8	9	今が米穀官営の最好機なるを論じ併せて其具体的法案に及ぶ	熊谷繁三郎	
		10	米麦公営案の提唱	不明	国民生活改良会による提唱
1919	9	4、5	米と営利との問題	澤村康	
		7	米穀国営論に就て	高須虎六	

注：武田、1986、68-69 頁より作成。

表 1.1.7 が示しているように、米穀統制について、議論するものは必ずしも多いとはいえない。その中で、熊谷繁三郎と澤村康³⁶は米穀統制に対して賛成の意見を表した。そして、これらの議論に対して、高須虎六が直ちに反対の意見を述べている。

澤村は 1918 年 10 月号に「米価問題に就て説あり」³⁷を、1919 年 4、5 月号に「米と営利との問題（一）」³⁸、「米と営利との問題（二）」³⁹を發表し、相次いで米価問題、特に統制問題について論じていた。澤村は「米価問題に就て説あり」の中で、「社会政策と普通選挙とを以て米価問題を始めとし一切の社会問題を解決する唯一の手段である」⁴⁰と米価問題の解決を社会政策に求めている。そして、「米と営利との問題（二）」の中で、「米価問題の根本的解決は政府自ら其売買の衝に当るより外、途無きは誠に明らかである」⁴¹と米穀国営論に賛成し、それは経済政策を補う社会政策の一環であると述べている。ただし、澤村は具

³⁵ 戦後の初期米価審議会のメンバーは農業団体を代表する者、消費者団体を代表する者、学識経験のある者、その他（衆参議員委員など）から構成されている。

³⁶ 1893 年東京都生まれ、1951 年没。東京帝国大学農科大学ならびに法科大学を卒業後、1922 年イギリスなどへ留学。帰国後九州帝国大学教授を勤めていた（協同組合事典編集委員会、1986、986-987 頁）。

³⁷ 『帝国農会報』8 巻 10 号、4-22 頁。

³⁸ 『帝国農会報』9 巻 4 号、7-16 頁。

³⁹ 『帝国農会報』9 巻 5 号、10-17 頁。

⁴⁰ 『帝国農会報』8 巻 10 号、21 頁。

⁴¹ 『帝国農会報』9 巻 5 号、14 頁。

体的な国営案については提言をしていなかった。

一方、国営論に賛成している熊谷繁三郎は「今が米価官営の最好機なるを論じ併せて其具体的方案に及ぶ」⁴²に米穀官営を主張する理由について米穀自給という国策を達成することが官営の目的だとしている。さらにその具体策については次の点を提言している。

- 一、玄米は標準価を定め政府は何時にても無制限に売買共に行ふこと、而して此れと同時に民間の自由販売も許し其価格を定め最高標準価以内の高下には干渉せざる事。
- 二、政府の標準価は玄米出盛期に最低価とし、以後毎月若干の価を上せて端境期に最高価に買入るべき事。
- 三～五(略)
- 六、白米の売買は自由とし其価も自由競争に任ずる事
- 七～八(略)

ここで、もっとも興味深いのは熊谷が第一点の中で、農家利益を保護するために、玄米の価格の制定及び買い上げを政府に求める一方、米穀商人の利益をあまり侵害せず、最高価格以下の自由販売を容認すべきであると主張していることである。ただし具体策の第六点に、一般消費者に関わる白米の価格について、あくまでも自由競争に任せるべきであると主張されていることからみれば、消費者サイドからの視点は薄いと感じる。さらに、熊谷は政府による米価の引き上げが、地価と小作料の引き上げを招くだけで、小作人のところに入るべき利益が逆に減少する恐れがあると指摘した。その上で、「米穀を官営とするとせば米価の限定と同時に小作料の限定も必要であつて、而して現時が又適当なる機会なりと云はねばならぬ」と述べている。つまり、熊谷が耕作農家の利益を最優先に考慮していることがうかがえる。

このように上記の論者はそれぞれの視点で、米穀の国家管理を訴えているが、米価の国家管理の必要性についての認識は一致している。そして、その目的は生産者と消費者、そして国民経済の為であると主張されているが、具体的な議論から見れば、重点の置き方はそれぞれ異なることは明らかである。熊谷のようなより現場に近い農業側の論者は国営案に乗り出す出発点としては、やはり政府の食糧自給政策のもとで、農家への保護を求めようとしている。一方、澤村のような農学者はより国家全般的な視点から議論を展開している。ただし、上記の国営、官営案は、米穀国家統制と異なり、あくまでも自由経済に基づ

⁴² 『帝国農会報』8巻9号、13-23頁。

く国家管理である点に留意したい。

しかし、自由経済の状況で、米穀国営に反対する声も直ちにあげられている。反対論の代表として、高須虎六⁴³がいる。同じく農学者である高須は「米穀国営論に就いて」⁴⁴に「米穀国営を徹底せんとせば生産の国営をも行はねばならない。乍然之等の事は農民の人格を無視する。そしてその結果は反て生産を減ずる事になるであらふ。(中略)本来の利己心が悪いと判定した處が誰が収利の楽しみなしに努力するものがあらふ」と述べ、「個人主義排斥の立場より米穀国営を主張」した澤村の意見に反対した。そして、1919年2月号と3月号には高須の「米価調節に関する諸方策を論じ全国市場制度の設立を主張す」が掲載された。高須は米穀国営期成会の国営案を「抽象的にして到底実行不可能なる理想論」⁴⁵として批判したうえで、米価の「調節方法としては成る可く人為的手段を避け、社会の需給関係により定まるべき自然的調節に委ぬべく、唯その間に障碍を為す無用有害の交易機関を除去し人為的変動を防止し以て自然的調節作用の円満を計るべき事」⁴⁶と主張した。そして全国市場制度確立については、「生産者は地方生産市場を有し、消費者は市中消費市場を設け之れが統一連絡をなす為め中央交易市場を置く可し」⁴⁷と提案した。

高須の主張からは、自由経済という流れの中で、市場に対する人為的な干渉をできる限り排除しようとする考え方がうかがえる。貨幣経済の浸透により、米価はより一層農村経済に深く関わっていくとともに、需要の変動などの要因によって、激化しつつある米価の変動に対して根本的な対策の必要性が迫られるようになる。消費者の低米価の要求に対して、生産者や地主側はできるだけ高い米価を主張しつつあった。そこで、米穀国営案が一つの接点として、双方に受け入れられるものと考えられた。具体的な実行方法は異なるものの、建前の目的が一致しているからである。ただし、自由主義経済の時代では、やはり前述の通り、国営について空想論や実現不可能などという意見が出ている。しかし、その後、1920年に米価が暴落し、それを止めるために、1920年に農会主導の「米投売り防止運動」が起きて、1921年米穀法の早期成立を促進した⁴⁸。こうして政府の米穀に対する間接統制が始まった。さらに、1933年に米穀統制法、1942年に食糧管理法が成立するに至る。政府の米穀に対する統制は次第に強化され、やがて直接統制に至ったのである。米価が生

⁴³ 高須虎六は1890年東京生まれ、1976年没。1940年養子縁組より三浦に改姓。東京帝国大学農科、法学部政治学科を卒業。後に欧米に留学、帰国後、宇都宮高等農林学校の主任教授、京都帝国大学兼任講師、北京大学農学院教授を経て、1943年宇都宮高等農林学校長になり、1945年鹿児島農林専門学校長に就任、学制改革により鹿児島大学教授・農学部長となった(協同組合事典編集委員会、1986、1001頁)。

⁴⁴ 『帝国農会報』9巻7号、22-30頁。

⁴⁵ 『帝国農会報』9巻2号、19頁。

⁴⁶ 『帝国農会報』9巻3号、20頁。

⁴⁷ 『帝国農会報』9巻3号、21頁。

⁴⁸ 玉、1996、第4章を参照。

産費と家計費に規定されるようになっていくという状況で、生産者代表側の帝国農会も生産費という枠組みの中で、「適当」な米価を議論し、要請していく。この点からみれば、1910年代の議論は国家管理に止まり、まだ不十分なものであったが、その後の議論へと継承される可能性を提示している。もちろん、食糧管理法の成立に至るまでに、米価の変動に応じ、米穀国営や専売に関する議論は多々なされていき、国家統制の議論に変容していくのである。

本節では、主に『帝国農会報』を手掛かりとして、1910年代の米穀問題に関する議論を検討してきた。この時期には、戦争インフレの影響、需給バランスの変化などの要因で、米価の変動が激しくなり、根本的な対策が迫られていたのである。それに対して、政府は調査会を開き、四つの案が提起された⁴⁹。これについては従来の先行研究でもすでに様々な分析が行われている。本節では、成立案に焦点を当てるのではなく、当時、農業側に立っていた農会関係者や、農学者がどのような議論を行っていたのかを分析した。

第2項において、米価低落の時期に米の消費流通面における調整だけではなく、根本的な生産調整についての提案があったことを明らかにした。それは一時的な議論であり、実行は困難であったが、減反案を含め農家経営の改善がその後帝国農会の重要な課題となっていき、1930年代農山漁村経済更生運動の主題ともなっていく。この意味では、早い段階でこれらの議論が出現したのは後の政策の実行の可能性を提示していたのではないかと考えられる。

そのほか、この時期には、どの程度の米価が「適当」であるかははっきり示されていないが、山田敏の議論から、農会の関係者のイメージした「適当」な米価とはどのようなものかがうかがえる。これは1920年代以後の米生産費をめぐる議論につながっていくと考えられる。さらに敗戦を経て戦後になると、全国農業協同組合中央会を中心とした農業団体が政府に対し、生産費を償える米価を決定すべきだと要請し、米価決定をめぐり、農政運動を展開していく。このような動きの濫觴は1910年代の議論にあるのではないかと考えられる。

そして、3では主に米穀国営論について分析した。この米価騰貴時には、米穀国営論がかなり盛んになっていた。生産者と消費者双方のため、そして国民経済の全般のためという建前のもと、多様な議論が展開された。しかし、具体的な議論をみると、農家あるいは都市の低収入者などの利益を重点に置きながら、議論が行われていたことを明らかにした。このような米穀国営論に対しては、実行不可能だとする見解も当時多くみられた。しかし、1910年代以後、このような米穀国営や米穀専売案の議論が米穀事情によってしばしば行わ

⁴⁹ 米価調節調査会の中から、常平倉、米倉証券、低利資金、米価補給案が提起された。これらについての議論は川東の研究を参照。

れ、上記の自由経済に基づく国家管理から国家統制に変わっていくことに注目したい。この点を踏まえて、第二、三章では、1920年代や30年代の米穀調節論を検討する。

第二節 米価調節調査会における議論

この節では、主に、米価調節調査会における議論を取り上げ、政府側（農商務省官僚）や、農業側を含める米価調節調査会の委員らが米価問題にどのような認識を示したかを検討してみたい。

1 米価問題に対する認識の差

(1) 河合良成の「米価調節私論」

農商務省書記官の河合良成⁵⁰は1914年に、「米価調節私論」を発表した。それは「米価政策史上に特筆すべき米価調節の法律化を喚起せる所の重要な論文であり、恐らく米価統制の具体的濫觴を為せるもの」⁵¹と評価されている。ここでは、河合の私案に焦点を当てて、河合、ひいては農商務省側の米価調節に対する認識を確認しておきたい。

まず、河合は米価騰貴と低落の消費者（労働者及下層農民など）及農家に対する影響を分析した上で、次のように米価調節の必要性についての認識を示している⁵²

其(米価激動:引用者)ノ国民経済上ニ及ホス損害範囲及数量ヲ比較スルトキハ低落ノ場合却テ甚大ナルモノアルヘシ、其ノ他一般経済上ヨリ之ヲ観察スル時ハ騰貴著シキトキハ工業衰退ノ原因ヲ来シ低落著シキトキハ農民購買力減退シ何レモ不景況ノ現象ヲ誘致スヘク、又一般社会風紀ノ上ヨリ見ルトキハ農家ノ思惑ヲ増長セシメ農村ノ美風ヲ壊ルコト顯シク、或ハ其ノ自己ニ利ナル際ニ当リテハ其ノ困窮ノ際ニ対スル貯蔵心鮮キヲ以テ労働者又ハ農民ノ奢侈濫費ノ風ヲ熾ニスヘシ、又之ヲ国家財政ノ上ヨリ見ルトキハ税源常ニ動揺シ特ニ地租ノ如キハ豊凶、米価ニ関係ナク同一率ニ之ヲ徴収スルヲ以テ年ニヨリ又地方ニ依リ負担ノ不公平ヲ免ル能ハサルヘシ、米価激動ノ影響右ノ如キ百害アリテ一利ナシ、コレヲ救済スルノ方策ハ一日モ忽ニ

⁵⁰ 河合良成は富山県生まれ、1911年東京帝国大学法学部政治科卒業後、農商務省に入り、1914年農商書記官、1918年臨時外米管理部業務課長、1920年東京株式取引所常務理事などの経験を経て、戦後、農林次官（1945年10月）、厚生大臣（1946年5月）に就任した。（ダイヤモンド社編、1964、167頁）

⁵¹ 鈴木、1938、河合良成氏述「米価調節私論」1頁。

⁵² 鈴木、1938、河合良成氏述「米価調節私論」7-8頁。

スヘカラサル所ナリヘシ

つまり、米価の騰貴は、低米価・低賃金によって発展を遂げる工業にとっては不利である一方、米価の低落は農家の収入に影響し、農家購買力を低下させ、商業の不景気を引き起こす恐れがある。また、米価低落は社会安定や国家財源の確保にも影響をもたらすため、騰貴より低落のほうは影響が大きい。米価変動の農村社会への影響を念頭においているとはいえるが、しかし、米価低落の影響は農業に対するものというより、河合が危惧しているのはその商業や国家財源に対する影響である。米価低落による農民購買力の減退をもたらす「不景況」や、社会の不安定及び、財源への影響こそ、「国民経済」上大きな影響をもたらすと河合は考えているのである。

続いて、河合は米価調節策に関しては、次のような見解を示している⁵³。

完全ナル米価調節ノ目的ヲ達セシメルトスルニハ必スヤ国家ノ権力ノ参加ヲ待タサルヲ得サル所ニシテ其ノ極端ナル方法ハ米ノ専売ノ如キ是ナリト雖モ此ノ事現在ノ状態ニ於テハ実行至難ニ屬スト云フヘシ、吾人ノ提出セムトスル私案ハ(中略)理想相場ノ範囲ヲ保持セムトスル方法是ナリ、即チ一面ニ於テハ努メテ自由競争ノ原則ヲ是認シ他面ニ於テハ米ノ国民経済上ニ於ケル地位ニ鑑ミ国権ノ挿入ヲ企図セムトスルモノニ外ナラス。

河合は米価調節においては国家介入を必要とし、極端な方法として米の専売も考えられるものとした。ただし、現実状況を鑑みると、それは実行困難と認めざるを得ず、自由競争と国権の関与の間にバランスを取ろうとしていた。具体的には河合案は下記の案を提示している⁵⁴。

- 第一 政府ハ米券倉庫ノ経営ヲ為スコト(略)
- 第二 政府ハ一定ノ相場以下ヲ以テ米ヲ提供スル者アルトキ之ヲ買入ルル義務ヲ有スルコト
- 第三 政府ハ一定ノ相場以上ヲ以テ米ヲ買受ケムトスル者アルトキハ之ヲ売渡スノ義務ヲ有スルコト(略)
- 第四 政府ハ米穀取引所ノ経営ヲ為スコト

政府が一つの市場主体となり、直接に米穀倉庫、及び米穀取引所の経営を行い、さらに、

⁵³ 鈴木、1938、河合良成述「米価調節私論」36頁。

⁵⁴ 鈴木、1938、河合良成述「米価調節私論」40-41頁。

米穀の売買を通じ、自由競争の市場ルールの下で、価格操作を行うという主張である。要するに、完全な自由競争の下では米穀問題を解決することは不可能であるという認識の下で、米穀問題と自由競争経済の間を国家の介入により調整しようとする試みであった。この案は、米穀統制法以降の米価政策を想起させる。しかし、日本資本主義初期の1910年代には、自由競争が原則であるという見方がまだ強かったため、国家権力による米価調節は提起されたものの、あくまでも自由競争のルールの下で行うとされた。

河合の私案からうかがえるように、1914年に農商務省の中で、米価調節の必要性が提起された。ただし、これはあくまでも一つの私案に過ぎない。次に、米穀調節調査会の議論を用いて、農商務省が全体は米穀調節に関してはどのような見解であったかを検討する。

(2) 米価調節調査会調節調査会における農商務省の意見

1915年10月21日、第一回本会議が開かれ、農商務大臣河野広中が次のように米価調節の趣旨を説明している⁵⁵。

我カ日本米ハ其需要供給ノ範囲ガ殆ド国内ニ限局セラレテ居ル為ニ其価格ハ国内ニ於ケル豊凶ノ支配ヲ受ケナケレバナラヌヤウナ情況デアリマシタ、是ガ暴落ノ程度ハ偏ニ豊凶ノ程度ニ比シテ一層甚シク屢々価格ノ大変動ヲ来シマスル次第デアリマス、然ルニ米ハ我國民ノ主要食料デアリマシテ、且農業者ノ収入ノ要部ヲ占メテ居ルノデアリマス、常ニ価格ノ激変ヲ見ルコトハ消費者タル多数國民及生産者タル多数農民双方ノ敬愛ヲ不安定ナラシメテ、為ニ産業ノ発達ニ沮ミ、一般經濟界ヲ損フモノデゴザイマスルガ故ニ國民經濟上又社会政策上誠ニ憂慮ニ堪ヘザル所デゴザイマス、是レ本会ヲ設置シテ米価調節ノ途ヲ講セムトスル所以デゴザイマス

この発言からうかがえるように、米価問題に対し農商務大臣は次の認識を示した。①日本米の需給弾力性が小さいので、米価が国内生産の豊凶状況に左右されやすい、②米が食料として、農産換金物であるため、米価変動が消費者と生産者の衝突をもたらす、言い換えれば米価変動は社会安定に影響する、③そのため、米価変動は「産業の発達に沮み一般経済界を損ふ」ものとなり、米価調節策を講じなければいけない。要するに、米価調節の重点は、産業の発達と一般経済界のためだと読み取れる。

米価調節策については、河野は次のような見解を示した⁵⁶。

⁵⁵ 米価調節調査会、1916a、73頁。

⁵⁶ 米価調節調査会、1916a、10頁。

本官ハ米価ノ常ニ相当程度ニ在リテ生産者消費者共ニ安ンシテ、職ニ従ヒ業ニ進ムヲ得ルニ至ルヲ必要ナリト信ス、是レ農商工各般ノ産業ヲシテ堅実ナル発達ヲ遂ゲシムルノ關鍵ナラン（中略）物価ヲ自然ノ趨勢ニ一任スルハ経済政策ノ原則ニシテ、米価ニ付テハ（中略）畢竟此ノ経済理法ニ反シテ人為的方法ヲ定メントスルハ其ノ根本ニ於テ己ニ至大ノ難ヲ胚胎スレハナリ、然ルニ此ノ困難アリト雖之ヲ排除シテ適當ノ方策ヲ樹ツルノ必要ナリ

河野は米価調節の必要性があると認めるとともに、人為的な方法による米価操作は「経済理法」に反するものと認識し、実行困難という見解を示しつつ、米価調節は実行せざるを得ないものとした。農商務大臣のこのような認識の下で、米価調節調査会では、農商務省が常平倉案、米倉証券案、低利資金案、米価補給案を参考案として提出した。それらの参考案の趣旨及び米価調節の基本方針について、河野は量の調節を強調し、供給量の調節、外国米専売及び米の強制譲渡の方法を掲げた上で、参考案の目的はあくまでも米の収量の調節にあると主張している⁵⁷。ここから、米価調節においては、需給バランスをメインとし、安定供給に調節策の重点を置くという河野の考えがうかがえる。

次に当時の農商務次官上山満之進の議論も踏まえて、農商務省側の意見を考察する。上山は米価調節に関して、下記の見解を示していた。「全体ノ需要供給ノ関係ガ平衡ヲ得テ米価ガ上ツテ行ク、又ハ下ツテ行ク、斯ウ云フ所ニ根本ノ見地ヲ置カナケレバナラヌト思フノデアリマス」⁵⁸と述べており、需給バランスと米価の安定が米価調節の主眼であるというように読み取れる。さらに、上山は米価問題につついて、次のような認識を示している⁵⁹

生産者ナリト雖濫リニ高イコトハ不利益、消費者ナリト雖濫リニ安イコトハ不利益デアル、何故ト申スニ米ノ性質トシテ、（中略）日本ニシカ出来ヌ、我々ハ又ドウシテモ之ヲ食ハナケレバナラヌ、斯ウ云フ品物デアル以上ハ余リ米ノ値段ガ安クテ生産者ガ閉口シテ作ラナカツタラ忽チ困ル（中略）要スルニ米ハ余リ高イコトハイケナイ、余リ安イト云フコトモ結局国民全体デ困ル、ダカラシテ米ヲ作ルダケノ費用ハ是ハドウシテモ生産者ニ渡サナケレバナラヌ少クモ……ソウシテソレヲ基礎ニシテ……何円ニ致シマスカ相当ノ値幅マデニ（中略）相当ナ範圍ニ米ノ値段ヲ止メテ置クト云フコトハ、消費者、生産者共ニ国民全体ノ利益デアルト信ズルノデアリマス

このように、上山は「国民全体の利益」を念頭に、「相当な範囲に米の値段を止めて置く」

⁵⁷ 米価調節調査会、1916a、82-83 頁。

⁵⁸ 米価調節調査会、1916a、115-116 頁。

⁵⁹ 米価調節調査会、1916a、163-164 頁。

必要があると強調した。ここで興味深いのは「米ヲ作ルダケノ費用ハ是ハドウシテモ生産者ニ渡サナケレバナラヌ」という認識である。つまり、生産費を償える米価を維持する必要があるという認識である。ただし、この認識は、米価の低下が生産者の生産放棄をもたらす可能性があるという食糧不足への危機感から出発していた。上山も米穀問題に関しては、需給問題に念頭を置き、安定的供給を政策の目的としたのである。

そして、上山は、前述の農商務大臣が言及した外国米専売及び強制譲渡については、下記のような意見を述べている。

私共ハ今日ノ米価ノ安イノハ其主ナル原因、大部分ノ原因ハ豊作ニアル(中略)我々ノ最モ好
ンデ用ユル米ハ内地デ出来ル、帝国ノ版図内ニ於テ出来ル、外デハ出来テ居ラヌト云フ譯デ
ゴザイマスカラシテ、関税ガ無カツタナラバ、極ク少カツタナラバ米ノ這入ルノニ便利デアルト云
フコトハ認メマスガ、其故ニ関税ヲ撤廃スル、或ル極ク少クスルト云フコトノ考ハ未ダ有チマ
セヌ、(中略)双方(米価の引き下げと引き上げ、引用者)ノ都合ノ好イヤウニシタイト云フノデアリ
マスカラ、其方ノ意味ニ於テハ矢張り外国米ハ専売ガ宜シイ、専売ニ依ツテ上ゲルニモ下ゲル
ニモ公平ナル、相当ナル手段ヲ執ツテ行キタイ、斯ウ云フ風ニ参考案ニ於テハ考ヘテ居リマス
60

成ベク経済界ノ活動ヲ束縛シナイ、自然ノ発達ニ委スト云フコトガ進ンダ世ノ中ニ於テハ経済政
策デナケレバナラヌト考ヘル、併ナガラ其政策ハ絶対無条件デハアリマセヌ(中略)政府ノ政策ト
云フモノノ中ニ経済上ノ自由ヲ束縛シタコトハタクサンアリマス、目的ハ国利民福ニアル、国利民
福ヲ達スルニ必要ナリト考ヘル範囲ニ於テ相当ノ程度マデ矢張り国権ノ発動ニ依ツテ自由ノ行
動ヲ制限スルト云フコトハ已ムヲ得ヌコトデアル、其意味デ強制譲渡ヲ書加ヘタノデアリマス⁶¹

まず、上山は消費者の日本米への嗜好性を述べ、日本米の生産は「帝国の版図内」しかできないと主張し、関税撤廃によって外国米の輸入に便宜を図ることについて否定的であった。一方、「公平」を強調し、米価を「双方」（生産者と消費者という意味と思われる）にとって都合のいいところに調節するという意向を強調した。つまり、外国米の専売、言い換えれば、第三者である政府による外国米操作は最も「公平」であるという考えがあったのである。また、経済政策の原則として自由経済を認める一方、「国利民福」という大義名分の下で国権を発動し、「強制譲渡」により「自由の行動」を制限する必要もあると主張

⁶⁰ 米価調節調査会、1916a、198-199頁。

⁶¹ 米価調節調査会、1916a、208頁。

した。これらの具体策への見解からうかがえるように、上山からしても、「米価調節」はあくまでも量の調節が重要であった。言い換えれば、米価調節政策の主眼は消費分の食糧の確保であった。

以上、考察したように、農商務省側が米価調節策の検討に乗り出したきっかけは、朝鮮米移入税撤廃後の米価下落による農家経済の低落であったが、官僚側の考えた調節の骨子は、あくまで食糧供給の安定であったのである。

(3) 委員の提出案について

次に、米価調節調査会の委員の発言から、それぞれの立場を持つ委員たちが、米価調節に関してどのような認識を示したかを確認する。米価調節調査会においては、政府参考案（常平倉案、米倉証券案、低利資金案、米価補給案という四案）のほか、外国米専売制度及日本米輸出案、田税繰下案、正米市場法案、農業倉庫奨励案など、合計 21 案が提案、審議された⁶²。多くの米価調節策が提案されており、その後の米価調節論にも示唆するところが多い。

この部分では、主に委員提出案及び意見書から、委員の米価問題および米価調節に対する認識を検討してみたい。

表 1.2.1 委員提出案及び意見書

提出者 (賛成者)	内容
木村誓太郎 (本多政以)	一 政府ハ米価調節ノ為メ必要ト認メタルトキハ市町村ヲシテ粃ヲ貯蓄セシメ又ハ前年来貯蓄セシメタル粃ヲ解放スヘシ 連年豊作ニシテ残存米過多ナルトキハ特ニ海外輸出米ヲ奨励スルコトヲ得 二 (略) 三 前項ニ依リ新ニ貯蓄スヘキ粃ノ石数ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ之ヲ適宜地方ニ分賦シ地方長官ヲシテ市町村ニ命ジ其分賦シタル粃ノ石数ヲ貯蓄セシムヘシ (略) 四 市町村ニ於テ粃ヲ集積スヘキ適当ノ倉庫ナキ時ハ農家各自ニ於テ之ヲ貯蓄セシムルコトヲ得 (略) 五 粃ヲ貯蓄セシメタル市町村ニ対シ粃壹石ニ付一ヶ年金六拾銭ノ割合ヲ以テ貯蓄料ヲ交付スヘシ (略) 六 (略) 七 粃ヲ貯蓄セシメタル市町村ノ請求アリタルトキハ農工銀行ヲシテ農業資金ヲ貸與セシムルコトヲ要ス (略) 八 (略) 九 外国米ヲ輸入セントスルモノハ其契約以前ニ於テ農商務大臣ノ認可ヲ受クベシ
高倉藤平 (加賀卯之吉)	米ハ国民生活上欠クヘカラサル常食品ニシテ亦国家経済ニ至大ノ関係ヲ有スル (略) 経済政策ノ国是ヲ決定スルヲ以テ先決問題トス政策ト政策ニ伴フ結果ト正比例ヲ以テ現レハレ来リタル現象ニ対シ其政策ヲ変更セスシテ徒ラニ人為ト權威ヲ以テ大勢ニ逆行シ米価ノ調節ヲ図

⁶² 農林大臣官房総務課編、1959、115-121 頁を参照。

	<p>ラントスルハ甚タ無理ナル希望ナルヘシト思考ス 人為若クハ権力ヲ以テ強制的ニ米価ノ平準ヲ保タントセハ政府ハ進テ内外米ノ専売ヲ断行スルノ外亦策ナカルヘシ然レトモ米穀専売ハ畢竟云フヘクシテ行フヘカヲサル事ニ屬ス 若シ又一時の弥縫策ヲ以テ強テ米価維持ノ方法ヲ講セントセハ政府ハ須ラク之ニ対シ多大ノ犠牲（失費）ヲ負担スルノ覚悟ヲ要ス以上述フル所ハ米ノ生産額ト市価ノ關係輸出入ト市価ノ關係等何レモ数年間ノ統計ヲ材料トシテ立論シタルモノナリ （略）政府案ノ趣意ヲ付度シ私案ヲ述フルコト左ノ如シ固ヨリ何レモ<u>一時的調節策</u>ニ外ナラス 一 粃米貯蔵ノ制度ヲ採ルコト （略） 一 政府ハ米価低落ノ時ハ其年ノ收穫時ニ於テ過剩スヘシト認ムヘキ数量ヲ相当時価ニ依リ各府県ニ命シテ粃ニテ買入レ之ヲ各府県ニ於ケル指定倉庫ニ貯蔵シ米価騰貴ノ時市価ヲ以テ売払フコト 一 外国米専売ヲナスコト 政府ハ外国米ヲ輸入シ内地米価ノ高低ニ準シ供給ニ適度ノ緩急ヲ施スコト （略）右ノ外米粃ノ関稅問題、朝鮮滿州及北海道ニ於ケル米作増進ノ趨勢、工業生産費ト米価ノ關係等論議スヘキモノ尠カラスト雖モ是等ノ諸問題ハ更ニ適當ノ機会ニ於テ陳述スルノ心得ナリ米穀取引所ノ調節機能トシテハ取引所ニ於ケル標準米ノ選定、格付ノ方針等ニ依リ假需要ヲ喚起シ米価ニ影響アラシムルカ如キハ実行極メテ単純ニシテ相当ノ効果アルヘキハ勿論ニシテ此点ニ関シテハ更ニ十分ノ審議ヲ要スヘシト信ス</p>
<p>小西和（高木正年）</p>	<p>第一 米ノ平準価格ヲ定ムル事 （方法）米ノ平準価格トハ前年ヨリ溯リテ十箇年間ニ亘リ東京正米市場ニ於ケル中米ノ各年平均価格ヲ平均シタルモノヲ云フ （略） 第二 米価調節ヲ行フ場合ヲ定ムル事 （略） （理由）米価調節ヲ行フニハ先ツ以テ米ノ平準価格ヲ定メ且ツ米価調節ヲ行フ場合ヲ定メ置クコト肝要ナリ然ラサレハ農家米商及其他ノモノヲシテ準拠スル所ニ迷ハシメ或ハ以外ノ精弊ヲ醸スコトナキヲ保セス而シテ（中略）調節ヲ行フト云フカ如キハ其根拠ノ頗ル薄弱ナルヲ免レサルヲ覺ユ如何トナレハ米価ハ其ノ収量ノ多少ヲ首メ之カ生産費需給ノ關係、經濟状態等ノ變化ニ由リテ急速ナル高低ヲ告クル外緩漫ナル異同ヲ報シ殆ント端倪スヘカラサルモノアレハナリ此ノ故ニ永久ニ亘リテ準拠スルニ足ルヘキ方法ヲ確定シ置クニ若カサルヘシ是レ本案ヲ提起スル所以ナリ</p>
<p>高木正年（小西和）</p>	<p>田租中二月一日ヨリ同月末日マテニ納入スヘキモノ（田租第二期分）ヲ六月一日ヨリ同月末日マテニ納入スヘキコト （理由）田租納期繰下ケノ事ハ農家ノ經濟上並ニ金融調節ノ一助タルヲ疑ハス而シテ大正五年二月分ノ田租ヨリ之カ実施スルハ最モ時期ヲ得タルモノナルヘシ幸ニシテ國庫ニハ現ニ之ヲ実施スルニ余リアル余剰金ノ存スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ 尚ホ右ノ納期繰下ケハ永久ニ亘リテ実施スルニ若カスト雖モ現下ノ必要上一回ヲ限り之ヲ実施スルモ可ナリト信ス</p>
<p>東京廻米問屋業中村富三郎、木村徳兵衛、松村金兵衛、加藤由太郎、辻仁作。渋谷義一商店支配人上原豊吉、岩崎清七、川崎徳之助</p>	<p>米価ノ高低範圍ヲ縮小シ米価ノ調節ヲ期スルノ方法ハ左案ニ拠ルヲ最モ適當ナリトス本案ハ弊害ナク而カモ容易ニシテ且速ニ其ノ目的ヲ達シ得ヘシト信ス 一 米共同平均販売 二 正米市場法ノ制定 三 米取引所ノ官營 四 産米検査法ノ制定 五 外米輸入税撤廢 （略） （理由）以上五箇ノ方法ニ拠リ産米販売ノ根本方針ヲ定メ農業者ノ投機心ヲ脱却セシメ以テ不自然ナル米価ノ高低ヲ矯正スルニ在リ而シテ産業組合ノ下ニ於テ其ノ産米ヲ平均ニ共同販売スルトキハ毎年至当ノ代価ヲ収ムルコトヲ得ヘシ至当ノ代価ハ販売者ノ満足スル所而カモ纏メテ多数ト為シ之ヲ一定ノ時期ニ販売スルトキハ高価ニ買受クル需用者ヲ広く選択スルノ利益アリ加之金額關係ハ担保トナシタル産米ヲ一定ノ時期ニ売却シテ確實ニ返金スルカ故ニ金融者ハ競ウテ低利ニ放資スルニ至ルヘシ （中略）米価ノ高低甚ダシキモノハ此豊凶ニ因ル高低以外ニ投機売買ニ由ル人氣ノ消長之ヲ助勢スルモノ其ノ多キニ居レリ之ヲ以テ一方ニ供給者ノ投機的思想ヲ脱却セシメ一定ノ販売</p>

<p>法ニ抛ラシムルト同時ニ又一方ノ正米並ニ定期米ノ取引ニ改善ヲ加フルニ於テハ当然ノ結果トシテ米価ハ自ラ其ノ高低範圍ヲ減縮シ以テ調節ノ目的ヲ達スヘキナリ又現ニ各地ニ行ハルル米検査法ハ移出ノ場合ニノミ重キヲ置クカ如シ然レトモ之ヲ生産ノ場合ニ施行スルニ於テハ産米經濟上ニ得ル所ノ利益多シ（後略）</p>

注：米価調節調査会、1916a、54-67頁、「委員提出案附意見書」より作成。下線、引用者。()内「略」以外、原文。

木村誓太郎の案は、主に米の貯蔵、外国米輸入、及び米の輸出をめぐる内容である。木村は米価下落問題について、「国内ニ不要ノ外国米ヲ一時見越輸入ヲシテ居ル、其残存ガアツテ今日ノ米価下落ノ原因ハ是ガ根本ヲ為シテ居ルモノデアラウト私ハ思フ」⁶³という認識を示し、外国米の一時的な輸入が米価下落の根本原因だとして、外国米輸入に政府の許可が必要とした。一方、表 1.2.1 にあるようにその案の主眼は米の貯蔵である。過剰時に米の輸出を掲げているが、木村によれば、「輸出ト云フコトハ萬已ムヲ得ヌ、連年豊作ヲシテ残存米ノ沢山出来タ時ニ一掃スルト云フコトデ成ルベク矢張り米ノ不足シタ時ニ此糶ヲ解放シテ食物ニ欠乏ナカラシメンヤウニスルト云フノガ趣意」⁶⁴である。木村も食糧不足をかなり意識し、貯蔵によって豊凶年の供給量を平準化しようとしているのである。ただし、興味深いのは、木村の案では、米穀貯蔵を行う主体は各市町村または農家であった。これは1930年代米過剰の時期の農家の自治的調節に関する議論を想起させるものである。ただし、1910年代には、あくまでも自由経済が主流という流れの中、財政負担低減のため、政府の経済への関与は最低限に抑えるべきという考えによっていた。

小西和の案は米の平準価格の設定を主張し、その基準を超える時に政府が米価調節を行うことを主張した。さらに、具体的な基準を掲げ、過去十年の市場価格を標準としたのである。米価調節は量の調節に重点を置くべきだという主張と異なり、小西は価格の調節に重点を置き、平準価格及び調節の発動基準の制定が肝要であると説き、米価は収量、生産費、需給関係及び経済状態に関連すると認識したうえで、米価の変動の予想はほとんど不可能なものとした。そのために、過去の市場価格を調節基準にするべきだと主張した。つまり、市場価格をある幅に固定しようとしている。その基準が何であるかは置くとして、この案は、米価調節基準の制定問題を提起したものであり、その後の米価基準制定に関する議論に示唆を与えものであり、過去の年の価格を基準とした点では、1930年前後に提起された率勢米価や戦後のパリティ米価と共通しているものである。

一方、小西案の賛成者である高木正年の案は租税の納期繰下げを掲げた。高木は米価調節に対する認識及び提案の理由について、次のように説明している。

⁶³ 米価調節調査会、1916a、140頁。

⁶⁴ 米価調節調査会、1916a、257頁。

私共ノ米価調節ノ根本トシテ要求シマスノハカメテ生産費ヲ減ジテ一面農家ノ利得ヲ増加シ、他面ニハ又需要者ノ供給ヲモ普クシタイト云フノガ米其モハ本来ノ希望デアル⁶⁵

主モニ今日ノ米価ノ暴落ト云フモノハ(中略)農家一般ノ金融ニ宜シカラザルト云フコトハ最モカアル所ノ遠因ニモナツテ居ルト思フ、ソレ故ニ私共ハカメテ低利資金ノ融通ト云フコトヲ米価調節ノ即チ米価ノ暴落セントシ、若クハ暴落シタル場合ニ於テハ最モ利益アルモト考ヘテ居ル、(中略)成ルベク農家ノ投売ヲ防グト云フヨリ外ハ無イ⁶⁶

是(田租納期の繰り下げ、引用者)ガ一番手が掛ラズシテ簡便デ、且ツ諸君ノ御希望ニナル農家ノ金融ヲ付ケルト云フ第一段ノ最モ肝要ナル手段トシテ行ハレ易ク⁶⁷

高木は米価調節の目的について、米の安定供給とともに、農家の利益増加を掲げていた。米価下落の原因を、豊作より農家の資金困窮に求め、低利資金の融通によって、農家の投売を防ごうとしている。このような考えは前述の木村誓太郎の考えにもつながっている。要するに、米価調節を通じて、農家の市場に対応する力を養おうとしている。のちに産業組合中央会会頭となる岡田良平も次のように高木の案に賛同の意を表した⁶⁸。

私ハ此案ニ至極賛成デ、(中略)小サナ百姓ハ余程是ガ為ニ助カル譯デアリマシテ(中略)、何時モ年ノ暮レニナルト米価ノ下落スルノハ誰方モ御承知ノコトデ、是ガニ幸ニシテ少シ延ビマスルト売崩ント云フコトモ余程防ゲマス、小サナ百姓ニ取ツテハ余程助カル、殊ニ実行ノ極ク容易イ案デアリマスカラ是非御採用ヲ願ヒタイ

ここでは、岡田は「小サナ百姓」に注目し、小農に対し田租納期の繰下げ、言い換えれば、金融上の融通を主張したのである。

次は高倉藤平の案である。高倉は堂島米穀取引所理事長である。この高倉の案から、米穀取引所の意見がうかがえるだろう。同案の中で、米の「国民生活上欠クヘカラサル常食品」とし、食糧としての米の重要性を強調したが、経済全体のデフレの中、米価の下落は当然の結果とし、政府による干渉に対しては、あくまでも否定的であった。そこで、提示

⁶⁵ 米価調節調査会、1916a、267頁。

⁶⁶ 米価調節調査会、1916a、268-269頁。

⁶⁷ 米価調節調査会、1916a、270頁。

⁶⁸ 米価調節調査会、1916a、273頁。

されたのは米穀の貯蔵と外国米の専売である。政府による米価調節を否定しているものの、一時的な調節策として外国米の専売の実施については否定していない。さらに、これらの一時的な調節策と合わせて、関税問題、朝鮮満州及び北海道の米作増進、工業生産費と米価の関係も考慮しなければいけないと主張している。ここで意識されているのは、米価と工業生産の問題、いわゆる低米価・低賃金の問題である。そこには、工業生産の促進による経済発展すなわち「近代化」という考えが背後にあった。そして、最後には、取引所の米価調節機能が強調され、それに対する配慮を喚起しようとした。高倉は自分の考えについて、次のように説明している。

私ガ考ヘテ居リマスノハ、唯米ハ農業政策ノミデハナイト自分ハ考ヘマスノデ、社会政策上非常ナル大問題ト考ヘルノデアリマス、常ニ農家、即チ生産者トハ利害ヲ異ニシテ居リマスル為ニ、社会政策ノ上カラ米ノ低廉ナルコトヲ希望イタスノデアリマス⁶⁹

米ヲ騰貴サセルニハ即チ政策ヲ変更シテ置キサヘスレバ必ず騰貴ヲスルモノデアラウト固ク信ズルノデアリマス、併ナガラ(中略)現政府ガ財政ノ整理ヲシテ、即チ根本ノ整理財政緊縮ノ方針ヲ執ツテ通貨ヲ縮少シテ海外ノ輸出ヲ奨励シ、而力致シマシテ輸入ヲ防遏スル主義、此主義ヲ単ニ米ノミニ変更スルト云フコトハ甚ダ是ハ至難ノコトデアリマス、又出来ナイコトデアラウ、自分モ矢張り困難ナコトデアラウト信ズルノデアリマス⁷⁰

物品ノ調節ヲ先ヅ第一ニ致シマスレバ、必ず米価ノ調節ハ自然ニ行ハレルモノデアアルマイカト斯ウ信ジマス⁷¹

ここで、高倉は米価の変動は国の財政、経済の根本とリンクし、つまり、経済全体のデフレの状況の中、米価のみの調節（引き上げ）は困難だと考え、さらに価格調節は不可能だと主張した。一方、米価の調節は「物品ノ調節ヲ先ヅ第一」とし、量のみ調節が可能であり、それによって「自然」に米価が調節されると主張した。1921年に米穀法が成立した当初、米価調節に関しては量の調節に重点が置かれる。さらに、このような考えは1920年代末の米穀取引所側の議論にも見られた（第二章第一節を参照）。その後、1925年第一次

⁶⁹ 米価調節調査会、1916a、274-275頁。

⁷⁰ 米価調節調査会、1916a、277頁。

⁷¹ 米価調節調査会、1916a、278頁。

米穀法の改正により、米価調節は、量のみの調節から量と価格の調節に変更された。しかし、上述の高倉の考えのように、自由経済という考えに基づき、政府による価格調節は望ましいものではないという主張は米穀取引所側や米穀取引業者側に根強く継承されていく。

また、上記の引用中の社会政策としての米問題に留意したい。高倉が「社会政策の上から米の低廉なることを希望いたす」と述べた通り、この「社会政策」には農家、少なくとも米作農家は政策の対象として勘案されていないことは明らかである。この「社会政策」の対象はどちらかといえば、米の消費者であって、都市の下層労働者である。

それに対して、小農を対象とする社会政策という考えもみられる。例えば、田中穂積の下記の発言⁷²からうかがえるように、米問題に関する「社会政策」においては、「小農」がかなり意識されているのである。

米価下落ノ為ニ苦ンデ居リマス者ハ三石五石ヲ売リマス小農ガ一番苦ンデ居ルモノデアラウト思ヒマス(中略)ソレヲ以テ生計ヲ支ヘルト云フヤウナ者ハ、低利資金ノ利用ト云フコトハ極メテ困難ナコデアラウト思ヒマスガ、サウ致シマスルト若シ困難デアルトスルト是ハ社会政策ノ上カラ余程重大ナ問題デアル、極ク細民ノ苦シムノハ捨テテ中農以上ヲ保護スルト云フコトハ是ハ余程重大ナ問題デアラウト思フデアリマス

これは、低利資金の利用に関する発言であるが、米価調節策に際して小農を意識し、「社会政策」上では、小農経済をフォローする必要があるという考えがうかがえる。要するに、米穀問題に関する「社会政策」が取り上げられる際、消費者（一般労働者）を中心にするか、小農に重点を置くか、によって意味が異なるのである。

高倉藤平の私案には自由経済主義に基づき、経済発展のポイントを商工業に置くべきだという考えが反映されている。さらに、高倉は米価を経済全体とリンクし、デフレの状況からみれば、米価低廉を問題視すべきではないという見方を示したのである。ちなみに、高倉案の賛成者である加賀卯之吉も、1928年の米穀法運用調査会で同じような見方を示している（第二章第一節を参照）。

最後に東京廻米問屋業の当業者及び渋沢商店の関係者、すなわち正米取引業者からの提案である。この案は、表 1.2.1 の通り、米の共同平均販売、正米市場法の制定、取引所の官営、産米検査法の制定及び外米輸入税撤廃、5点の調節策を掲げていた。

その「理由」からうかがえるように、正米取引業者は米価の不自然な変動の原因を「農

⁷² 米価調節調査会、1916a、291-292頁。

業者の投機心」に結びつけ、市場制度の整備（産業組合による共同平均販売、正米市場、産米検査制度の整備など）によってそれを解決しようとしている。ただ、留意したいのは、この提案は、米価低落というより、米価騰貴の方をかなり意識していることである。特に5点目の外国米輸入税撤廃の主張がその表れである。一方、1910年代以降の米穀調節論と合わせて考察するとき、ここで、注目したいのは①正米取引業者によって産業組合による共同平均販売が提起されたこと、②正米市場の整備と取引所の官営の主張、③外国米関税撤廃の主張、である。

①については、1920年代以降、農業団体側からもしばしば主張されるのであるが、その場合、「農業者の投機心」の抑制というより、零細農業者の保護として取り上げられている。立脚点が異なるとはいえ、この時期に正米取引業者によって産業組合を中心とする共同平均販売が提起されたことは興味深い。1930年代に産業組合の急速な発達を背景にして、商業側は反産運動を引き起こしたが、少なくとも米穀問題においては、この時期、正米取引業者は産業組合を育成しようとする姿勢を示したのである。

②については、正米取引業者の案の正米市場法制定要旨の中に、下記の三点が掲げられている⁷³

- 一 法規ヲ以テ正米市場規則ヲ制定シ主要地ノ正米売買ハ法規ノ下ニ正米市場ヲ設ケ公定相場ヲ作成セシムルコト
- 一 正米市場ハ正米ノ直取引ノ外銘柄売買ニ抛ル延取引ヲ行ハシメ以テ需給ノ関係ヲ円満ナラシムルコト
- 一 正米営業者ノ営業税ヲ軽減シ以テ販売期間ノ運用ヲ活動セシムルコト

取引所に関しては「政府ハ米穀ノ取引所ヲ買収シ更ニ主要地数箇所ニ官営米取引所ヲ設置スルコト」⁷⁴が主張されている。正米取引業者は、一方で正米市場の整備を訴え、正米市場での公定相場の作成、延取引の実行許可、営業税の軽減などの政策を主張し、他方で取引所の官営を主張している。この点からうかがえるように、米穀商側は政策による米価調節を全否定していない。むしろ政策の介入を期待し、制度整備によって、正米取引業者主導の正米市場を作ろうとしているのである。ただ、この時期に正米取引業者が着目したのは、あくまでも自由市場の整備であった。1920年代後半以降になると米に対する統制が強

⁷³ 米価調節調査会、1916a、65頁。

⁷⁴ 米価調節調査会、1916a、65頁。

まっていくな中、取引所側と正米取引業者側は自由経済取引という主張の点では意見が一致しているが、双方の利害関係などは必ずしも一致しなくなる⁷⁵。

③の主張からは正米取引業者の関心が端的にうかがえる。つまり、米の安定供給の維持である。さらに、米生産量不足による米価暴騰の際、外国米によってその供給を補おうとしている。これは、正米取引業者にとって商売の維持であり、第一節で述べた米生産維持や農業発展に重点においた帝国農会の建議の立脚点とは異なるものである。

以上、考察したように、米価全体の安定が必要であるという共通の認識の下で、農業倉庫の整備、低利資金の融通、米価基準の制定、田税納期の繰下げ、外国米専売、外国米輸入税の撤廃、共同平均販売、正米市場の整備など 1920 年代以降の米価調節論を考える際に示唆するところが大きい。田租納期の繰下げ案以外、ほとんどの議論はその後に引き継がれていく。言い換えれば、この時期に、ほとんどの米価調整案がすでに構想されていた。ただし、これらの構想はいずれも資本主義自由市場に基づくものであることに留意する必要がある。農業生産や農家の立場に立った案がある一方、消費者の観点や工業発展の視点から展開された案も見られる。また、政府の管理を求め、自由市場の整備を行おうとする案もあった。

次の項では、諮問特別委員会における議論に注目し、具体的にどの議論が展開されていたかを検討する。

2 諮問特別委員会の案をめぐる議論

本研究の関心は、米価調節論の背後にあった経済発展のビジョン及び農業に対する認識にあるため、恒久方策の審議に関わる諮問事項特別委員会における議論を中心に上げて考察を進めたい。諮問事項特別委員会は、主に米価調節の恒久策を審議している。その委員構成は下記の通りである。

⁷⁵ 例えば、川東（1990）によると、1930年代の日本米穀株式会社案をめぐる議論の中、米穀取引所側は正米市場を廃止し自ら取り込むプラン（＝日本米穀株式会社案）を主張するのに対し、正米業者は、実物配給は実物業者が行っていることに配慮すべきだと主張し、米穀取引所のプランを批判した（川東、1990、247-265頁を参照）。

表 1.2.1 諮問特別委員会委員名簿

氏名	肩書き等	備考
神野勝之助		
古在由直	農学博士	帝国農会評議員
藤田四朗※		
浜口雄幸※		
渡邊修※		
渋沢栄一	男爵	
横井時敬※	農学博士	東京農業大学学長、帝国農会評議員
岡田良平※		
水町架装六	法学博士	大蔵省理財局長
志村源太郎※		
桑田熊蔵※	法学博士	帝国農会評議員
矢作栄蔵※	法学博士	東京帝国大学農科大学教授、帝国農会評議員
瀧口吉良		衆議院議員
斎藤宇一郎		帝国農会評議員
中野武宮		東京商業会議所会頭
鈴木馬左也		住友の三代目総理事
和田豊治※		富士紡績株式会社取締役
武市利美		
中村貞助		
上原豊吉		渋沢商店支配人
山田敏		帝国農会評議員

注：米価調節調査会、1916c、1-2 頁より作成。※付は小委員会委員。

表 1.2.1 に示したように、一般財界、金融、学識経験者、帝国農会、地方農業団体などの関係者が委員として特別委員会委員に選出されている。これらの委員はそれぞれの立場を有することは言うまでもないが、特定の立場から選出されたというより、むしろ当時の日本経済に影響力を持つ人物や、米穀政策の実施の際に協力が必要とされる金融、当業者などから選出されたのではないかと推測できる。本稿では、各委員の背景を念頭に置きながらも、その出自に拘らず、どのような議論を展開していたのかを重点に置き、考察する。

諮問事項特別委員会は 1916 年 7 月 21 日より五日間開会し、7 月 27 日に、下記の八案を決議した⁷⁶。

- 一 低利資金ヲ融通スル事
- 二 関税制度ニ改正ヲ加フル事
- 三 米ノ輸出ヲ奨励スル事
- 四 農業倉庫ノ設置ヲ奨励スル事
- 五 正米市場ヲ整備スル事
- 六 田租納期ノ繰下ヲ為ス事

⁷⁶ 米価調節調査会、1916b、8-13 頁。

七 米ノ加工及利用方法ノ研究ヲ為ス事

建議案

朝鮮及臺灣ニ於テハ目今内地ニ於ケル米ノ需給状況ヲ参酌シ先ツ朝鮮臺灣ニ於ケル米ノ外国輸出ニ付奨励ヲ加ヘ且米以外ノ農作物(例之棉甘蔗等)ニシテ内地ノ風土ニ適順セス却テ朝鮮臺灣ニ適応セル産業ニ対シ特別ノ保護奨励ヲ加フル等内地ト朝鮮臺灣トノ農業經濟ノ調和ヲ計ラレン事ヲ望ム

以上の建議案を含む八案は、小委員会の七案に若干の修正を加えた上で、さらに新しく建議案を加えたものである。この案で最終的に採用されたのは、農業倉庫に関する建議であり、1917年に農業倉庫法が成立する。1918年米騒動が発生し、そのインパクト及び米穀の需給状況によって、米過剰を前提とした米輸出の奨励や米加工利用方法の研究は、1920年代以降の米穀調節論からは消えていった。また田租納期の繰下も財政上の理由からこの時期に一時的に表れたに過ぎない。以下では、小委員会の意見、及び1920、30年代にも大きな議論の焦点となる植民地米・外国米の関税問題、農業倉庫建設問題、1930年代配給機関統制の議論と関わる正米市場整備をめぐる議論を検討していきたい。

(1) 小委員会の意見

まず、小委員会は和田豊治⁷⁷、矢作栄蔵、桑田熊蔵、岡田良平⁷⁸、横井時敬、渡辺修⁷⁹、浜口雄幸⁸⁰、藤田四郎、志村源太郎⁸¹によって構成された。和田と渡辺は財界に影響力を持

⁷⁷ 和田豊治、1861年大分県生まれ。1884年慶応義塾を卒業後、渡米。1891年に帰国後、日本郵船、三井銀行を経て、1901年経営不振の富士紡績の専務取締役役に就任。その後富士紡績の経営再建によって、有能なる実業家として他企業の経営・創設への関与にも活躍し、「実業界の大立物」となった。(松村敏、阿部武司(1993)を参照)

⁷⁸ 岡田良平、1872年静岡県農事改良家岡田良一郎の長男として生まれる。貴族院議員。静岡県内に数棟の農業倉庫を持っていた。1915年米価調節調査会委員に任命された。1930年に産業組合中央会会頭に就任し、1931年米穀委員会委員、1932年に米穀統制委員会の委員に任命された。(松浦鎮次郎、1935、221-225頁、252-265頁)

⁷⁹ 渡辺修、1859年愛媛県生まれ。1881年慶応義塾を卒業。1902年衆議院議員選挙で愛媛県より当選し、その後合わせて八回当選した。政友会に所属。また同年実業界に入り、大阪電燈常務取締役、松山電気軌道社会、大阪電球社長などに就任し、大阪を中心に電球事業及び取引所の発展に多く貢献し、「関西財界の一異彩」と評価されている。(実業之世界社編、1936、645-647頁)

⁸⁰ 浜口雄幸、1870年高知県生まれ。1895年東京帝国大学大学政治学科を卒業後、大蔵省に入省。専売局長官(1907年)、大隈内閣の大蔵次官(1914年)を経験し、1915年第12回総選挙で高知から当選。その後、大蔵大臣、内務大臣を経験し、1929年内閣総理大臣。1931年死去。(川田稔、2007、浜口雄幸略年譜より)

⁸¹ 志村源太郎、1867年山梨県生まれ。1902年日本勧業銀行副総裁。1905年東京商業会議所特別議員となり、1911年日本勧業銀行総裁に任命された。一方、1909年産業組合中央会監事、10年帝国農会特別議員、14年産業組合中央会副会頭、15年代日本米穀会会頭となり、22年産業組合中央会会頭に就任。米穀調節調査会委員と同時に、帝国農会特別議員、産業組合中央会副会頭、東京商業会議所特別議員、大日本米穀会会頭、日本勧業銀行総裁を務めた。(志村源太郎刊行会編、2000、年譜より)

つ人物である。藤田は農商務省出身の官僚であり、農商務省を退職後も財界で活躍した人物である。横井、桑田はすでに農業団体のリーダーであり、矢作、岡田、志村は当時も農業団体と深い関係を持ち、のちに農業団体のリーダーとなる人物である。浜口雄幸は周知のとおり、のちに内閣総理大臣となり、1929年に成立した米穀調査会時には大臣であった。このような人的なつながりもあるメンバーからなる小委員会がどのような考えの下で案をまとめたのかを考察することによって、当時の社会状況下で、政策に取り入れられる可能性のある米価調節論を明らかにしてみたい。

特別委員会では、志村源太郎が小委員会を代表し、小委員会の意見を陳述した。まず、植民地米、外国米及び関税問題について、志村は下記のように述べていた。

日本ノ国ノ大策、日本ノ国ノ全体ノ農業其ノ他ノ事ハ始終念頭ニ有ツテ居ラナケレバナラヌ存
ジマスルノデ、米ノ価額ノ調節ニハ有効ナル事項トハ存ジテ居リマシタ(中略)今日デハ朝鮮へ
日本ノ農業ニ従事スル人ハ大中小農ヲ問ハズ朝鮮ニ於テ耕作ヲスルト云フ事柄ハ最モ急務ト
感ズルノデアリマス、是ハ内地ノ農業ヲ維持スル上ニ於キマシテ洵ニ必要デアル、朝鮮ノ農業
ヲ発達シ、日本ノ領土ニ属シマシタ朝鮮ヲ発達スル上ニ於テ最モ必要ト考ヘルノデアリマス、斯
ノ如キ大ナル必要ガアリマスル上ハ、単純ニ米ノ値段ヲ騰ゲ下ゲヲスル為ニ必要デアルト云フコ
トヲメニ朝鮮米ニ税ヲ掛ケルト云フ事柄ハ不得策デアル、(中略)詰リ朝鮮米ニ対シテハ何等手
ヲ著ケナイ、其ノ代リ外国米ノ整理関税制度ノ適用ハ成ルベク朝鮮ニモ至急ニ行ツテ賞ヒタイ⁸²

志村は、「内地の農業を維持する」ことを強調し、朝鮮への農業植民が必要という考えを述べていた。そのため、移入税免除による朝鮮農業の促進が必要であり、朝鮮米に制限をかけることは望ましくない、代わりに輸出入関税の整理が必要であるというロジックである。

さらに、低利資金の融通について、次のように述べている。

(政府参考案ハ：引用者)低利ノ資金ヲ得ル、資金ノ供給ヲ得ルト同時ニ特別ナル義務ヲ負担
サセテ居リマスノデゴザイマス、併シ本案(小委員会案：引用者)ニハサウ云フコトハゴザイマセヌ
ノデアリマス、ソコ等ガマアチヨツト眼ニ着キマシタ著シイ違ヒカト思ヒマス⁸³

其ノ低利資金ノ融通モ矢張り其ノ趣意ヲ主モニ取りマシテ、成ルベク此ノ米ノ生産ニ與ル最モ生

⁸² 米価調節調査会、1916c、21-22頁。

⁸³ 米価調節調査会、1916c、28頁。

産ノ首脳トナツテ居ル所ノ中産農業者ノ便宜ヲ図ルト云フ趣意ニ出デ、居ルノデアリマス⁸⁴

この部分からうかがえるように、小委員会による低利資金案は生産者への救済に重点が置かれたのである。志村は低利資金案の趣旨はあくまでも「中産農業者ノ便宜ヲ図ル」という点にあると強調した。一方、農業倉庫の利用については、次のようなビジョンを描いた。

此ノ農業倉庫ノ設立ノ結果米ノ共同販売ノ途ガ開カレ農業者ガ個々別々デ売リマスト商人ニ比較的廉ク買収ラレルノヲ、共同販売ノ途ヲ依ツテ農業者ノ利益ヲ増シ、市場モ此ノ地方ニハ是ダケノ米ガ倉庫ニ集ツテ居ルト云フコトヲ段々見マスニ付テ自カラ全国ニ於ケル米ノ供給高ヲ測ルコトガ出来ルヤウニナリ、ソレカラ又此ノ倉庫ニ於キマシテモ単ニ共同販売ヲスルノミナラズ、場合ニ依リマシテハ能ク米ノ当業者ノ言ハレル平均売ト云フヤウナコトヲ図ルコトニ自ラナリハシマスマイカ⁸⁵

ここで、志村も米の共同販売に言及したが、その目的は農業者利益の増加という点にあった。ただ、共同販売に伴い、平均売りになれば、米価調節の目的も達成できるということである。

また、志村の立場について川東（1990）は「帝国農会などのたんに狭い国内の地主的利害の立場でなく、植民地農業・植民地地主の利害をも含めた「日本ノ国ノ全体ノ農業」を広く深く考えた米価調節プラン」⁸⁶と位置づけている。しかし、上記の志村の一連の説明からうかがえるように、この案は、あくまでも内地農業の維持、中産農業者の利益増進という点に重点が置かれているのである。志村の議論と帝国農会の議論とは、内地農業の利益という点で根本的に一致しており、川東が指摘した植民地農業及び植民地地主の利害に対する考慮があるとしても、それが最優先ではないことに留意したい。この時期の植民地米対策に関する見方は異なっているが、志村と帝国農会の立脚点（内地農業問題解決への関心）は一致しているのではないか。帝国農会も低利資金や農業倉庫案を建議しており、ただし、手段としては、帝国農会は植民地米移入の制限を主張している一方、志村の議論は朝鮮農業の促進によって内地農業を維持することを強調しているのである。

⁸⁴ 米価調節調査会、1916c、30-31頁。

⁸⁵ 米価調節調査会、1916c、51-52頁。

⁸⁶ 川東、1990、54-55頁。

(2) 植民地米及び外国米について

本章冒頭の図 1.0.4 が示すように、この時期には、輸移入米の中で、外国米は大きな割合を示していた。1920年代以降、産米増殖計画により、朝鮮米にシフトしていくとしても、依然として米穀調節論の中でひとつの焦点となる。

この時期の外国米専売案については、川東（1990）の研究で検討されている通り、幹事・副島千八や桑田熊蔵、斉藤宇一郎、山田敏、渡辺修、和田豊治が専売に賛成する一方、渋沢栄一、上原豊吉、鈴木馬左也、矢作栄蔵は専売に反対した。その結果「外米専売案は財閥資本の側や米商人そして地主階級の一部の反対にあい、採用されず（中略）否決された」⁸⁷。ここでは、先行研究を踏まえたうえで、外国米、植民地米（特に朝鮮米）問題に関する議論（専売及び関税、移入税制限）を再考察することによって、それぞれの意見の背後にあった国家経済のあり方や農業に対する認識を検討する。

まず関税税率の変動に反対しているのは米穀取引業の関係者である。渋沢商店支配人の上原豊吉は、「我々商売ノ中ニハ相場ニ限りガナイト云フコトサヘ常ニ申シマス、ダカラシテ是ハ予メ相場ヲ定メテ置ク、或ハ必要アル場合ト云フ此ノ場合ガ甚ダ困難デハアルマイカ」⁸⁸と述べ関税制度の変動に反対した。

上原はこのように関税変動に慎重であるべきだという意見を示し、政策の恣意的な変更は商売人の活動を阻害することになるとして恐れていた。この意見と同様、渋沢栄一は外国米専売及び関税政策の変更について、「絶対的反対」という見解を示していた⁸⁹。

ドウシテモ之ヲ若シ専売法ヲ以テ完全ニ米価ヲ調節サレヤウト思フナラバ、其ノ専売法ノ元資金ヲ余程損スルト云フ覚悟デナケレバ出来ヌコトハ私ハ明カダト思フ、（中略）此ノ専売法ヲヤツタナラバ他ノ米商売人ト種々ナル面倒ヲ惹キ起シテ、実ニ厄介物デアル、政府ノ馬鹿物ガ出テ御マケニ政権ヲ振り廻スト云フ小言ガ出ルト私ハ思ヒマス⁹⁰

渋沢は、関税変動による米穀商人の商売への影響を懸念し、関税政策の変更を否定している一方、財源問題や政府の関与による商売へのマイナスの影響、ひいては政権の安定の動揺という理由で、外国米の専売に反対している。さらに言えば、渋沢は政府の市場関与による自由市場活動への影響を危惧しているのである。言い換えれば、渋沢が念頭に置いているのはまず自由市場の維持である。渋沢は米穀取引所や正米取引業者とも関係を持つ

⁸⁷ 川東、1990、57-58頁。

⁸⁸ 米価調節調査会、1916c、95頁。

⁸⁹ 米価調節調査会、1916c、85-87頁。

⁹⁰ 米価調節調査会、1916c、111頁。

人物であり、このような意見が米穀取引業の関係者の意見を代表していると言える。これらの意見は米穀商の利害関係によることは言うまでもないが、ここで留意したいのは、その市場のあり方に対する認識である。さらに、渋沢らの発言などから農業に対する認識はほとんど確認できず、後述する矢作栄蔵や渡邊修のスタンスと異なり、米穀問題の背後にあった農業問題に対する関心は薄い。このような議論はその後、1920、30年代の正米取引業者や米穀取引所関係者によって展開されていく。

そして、前述のように、外国米専売に反対している委員には、帝国農会特別議員、のちに帝国農会会長となった矢作栄蔵がいた。矢作は下記のように外国米専売に対し反対意見を示した。

私モ此ノ専売案(外国米専売:引用者)ト云フモノハ矢張り非常ナ反対デアリマス(中略)現今ノ社会制度ニ対スル非常ナ変動デアツテ、国家社会主義ノ実行デアルカラ、サウ云フコトハ初メカラ不都合デアルト云フ理由ヲ持ッテ、総テ経済学者ガ反対シ、輿論ガ反対シテ否決サレテ居ルデアリマス(中略)私ハ外国米専売ト云フモノハ、米価調節ノ方法デナイ、ソレ以外ニ国ノ農業ヲ維持スル途ハナイト云フ御論デアツタヤウニ考ヘルガ、余地ハアルト思ヒマス⁹¹

矢作は、専売の実行を国家社会主義に結び付けて、現行の社会制度、経済組織の大変動を危惧している。矢作は米価調節を「国ノ農業ヲ維持スル途」としているが、その「国ノ農業ヲ維持スル途」はあくまでも現行の資本主義体制を前提としていた。これは当時の国際的な社会主義議論を意識しているのだろう。また1910年代には資本主義と農業の矛盾が露呈しているにもかかわらず、まだ深刻化していない。しかも、図2.0.2が示しているように、1916年という時点では、米価はすでに上昇し始めていた。そのような背景の下で、矢作は外国米専売に反対していると考えられる。ただし、その後の社会状況などの変化に従って、矢作は帝国農会を代表し、外国米専売の支持者となり、積極的に専売を訴えるようになっていく(第二章第三節米穀調査会に関する議論を参照)。

また、矢作は関税制度の変更には賛成している。下記のように小委員会の意見について述べ、税率の制定は政府に任せるという見解を示した。

政府ガ最高最低ノ間ヲドウ云フ風ニスルト云フコトニ付テハ、勿論矢張り不必要ニ高ク関税ヲ掛ケルコトハシマスマイ、又内地ノ農業ヲ維持スルコトガ出来ナイヤウナコトハモチロンシマスマイ、

⁹¹ 米価調節調査会、1916c、118-119頁。

ソコハ政府当局ガ適当ノ方法ヲ採ルデアラウト考ヘマシテ、斯ウ云フ風ニ致シタ訳デアリマス⁹²

これは小委員会の意見に関するまとめではあるが、矢作の意見でもある。矢作は積極的に移動関税を主張し、国家社会主義には反対しているが、政策による米価調節を必要としたのである。矢作の主張を支えたのは、米穀問題の背後にある農業問題の認識である。社会状況や時代情勢に従って、矢作の外国米専売に対する見方はその後変わっていくが、米価調節を通じ、国内（日本内地）農業を安定的に維持すべきだという目的は一貫していた。

また、専売に反対したが、関税制度の変更には、賛成したのは鈴木左馬也⁹³である。鈴木は下記のように関税の引き上げに賛成する意見を述べている。

私ハ大体将来米価ハ廉クナルト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、朝鮮ノ農業ハ益々改良セラレ、朝鮮ヨリ移入スル米ハ益々多クナルデアラウト思ヒマス、(中略)勿論人口ノ増加等ノコトガアリマスルカラ少シク遠キ将来ノコトハ格別デアリマスガ、近キ将来ニ於テハ米価ハサウ騰貴シナイ、矢張り廉イデアラウト想像スル、(中略)ソレニ付キマシテハ私ハ関税政策ト云フコトハ実ハ賛成デアルノデアリマス(中略)米価ガ余程安ク続ク(中略)上ゲタリ下ゲタリスルト云フ意見デナクテ相当ニ引上ゲタ関税ヲ御定メニナツタラ宜カラウト斯ウ思フノデアリマス⁹⁴

鈴木は朝鮮からの移入米の増加による米価の下落を予想していた。そのため、関税面では、引き上げによって、日本全土における米生産を維持、または促進することが必要としたのである。つまり、鈴木は朝鮮を含む産業保護の視点から関税の引き上げに賛成していると考えられる。ただし、下記の植民地米移入税に関する議論の通り、矢作とは異なり、鈴木は農民の利益というより、国家全体の資本主義的経済発展を最優先しているのである。

私ハ広イ言葉デ申シマスレバ殖民政策(中略)新附ノ領土ヲーツ撫育発展セシメルト云フコトノ考ヘハ尚朝鮮、台湾等ニ対シテ必要デアルト云フコトヲ感ズルノデアリマス、即チ日本ノ大体ニ於テ此ノコトハ頗ル肝要ナコトデアルト思ヒマスカラ現今ニ於テ米価下落ニ於テ困難ヲ感じ或ハ又高イ時ニハ非常ニ農民ハ利益ヲ感じテ、其ノ代リ一般ノ需要者ガ迷惑ヲスルト云フヤウナ場

⁹² 米価調節調査会、1916c、102頁。

⁹³ 鈴木馬左也、1861年宮崎県生まれ。1887年東京大学卒業後、内務省に入省。1904年に住友三代目総理事に就任した。住友電線製造所（現、住友電工）、住友肥料製造所（現、住友化学）などの設立に関わった。1909年住友の煙害問題で農民代表との協議会の席上煙害の根本解決を宣言し、「農工並進」を目指していると言われる。（<http://www.sumitomo.gr.jp/history/person/index22.html> 住友グループ広報委員会のHPより、執筆者：末岡照啓、2016年2月20日にアクセス）

⁹⁴ 米価調節調査会、1916c、113-114頁。

合、是等ノ事実ノミニ余リ熱中シ過ギテ、ヨリ大ナル目的ヲ疎外スルト云フコトハ私ハ不得策デア
ルト思ヒマス⁹⁵

ここの「大ナル目的」については詳しく説明されていないが、引用文冒頭の植民地の「撫育発展」による日本全体の経済発展を指していると考えられる。さらに、上記の引用の中にも「一般ノ需要者」に言及し、消費者の利益に配慮していることがうかがえる。要するに、鈴木は日本国家全体の資本主義的経済発展を念頭にし、この時期に、内地農民の利益というより植民地の「撫育発展」を最優先し、それに合わせ消費者の利益にも配慮していることが確認できる。

以上考察したように、立場の異なる委員が共通して外国米専売に反対しているが、植民地米移入制限に対しては異なる意見を示していた。一方、外国米専売に賛成している委員には、帝国農会の関係者である桑田熊蔵などのほか、渡辺修や和田豊治など財界の関係者、農商務省官僚の副島千八などがいた。財界の世話役である和田は次のように外国米専売を強く主張している。

米価ガ非常ニ暴落スルト云フコトハ何ニ原因スルカト云ヘバ、内地米ガ非常ニ豊作デアツテ供給過多デ暴落スルト云フコトハ、先ヅ已ムヲ得ト致シマシテモ、外国米ノタメニ此ノ暴落ノ原因ヲ為スト云フコトハ甚ダ面白クナイ、サウデアリマスカラシテ私ハ常ニ専売制度ト云フモノニハ反対シテ居ル者デアリマスルケレドモ、此ノ外国米ノ輸入ノ専売ダケハヤラナケレバドウシテモ調節ガ出来ナイト斯ウ自分ハ考ヘマシタ次第デアリマス、(中略)如何ニシテ制限スルカト云フコトハ個々別々ノ一人々々ノ商人ニ任シテハ到底整理ガ出来ヌ、(中略)専売権ヲ政府ガ握ツテ居リマスカラ適当ナコトガ出来ルダラウ、斯ウ云フ自分ハ考ヘカラシテ専売案ニハ賛成シタ訳デアリマス⁹⁶

和田は米価下落の原因を供給過剰とし、その輸入の制限手段を政府による専売に求めているのである。しかも、ここで、和田は「個々別々ノ一人々々ノ商人ニ任シテハ到底整理ガ出来ヌ」こととし、米穀市場における商人もつ分配の機能に限界があると認識している。一方、和田は、内地米価の下落は朝鮮米の移入によるものと認識し、政府の朝鮮における米作奨励策を問題視している。米作奨励の代わりに棉作奨励に進むべきだと主張している⁹⁷。

⁹⁵ 米価調節調査会、1916c、223-224頁。

⁹⁶ 米価調節調査会、1916c、107-108頁。

⁹⁷ 米価調節調査会、1916c、233-235頁。

和田の主張はあくまでも内地（農業とは限らない）に重点をおくことは明らかである。

一方、同じ財界の人間である渡邊修は特別委員会に専売に関する動議を提出し、外国米だけでなく、植民地米も専売にすべきだと主張し、「サウスレバー一番効能ガアル」⁹⁸という認識を示した。渡邊は専売に関し、下記の見解を示した。

国ヲ代表シテ政府ガヤルト云フノガー一番公平ニ行ハレヤセヌカト思ヒマスカラ、関税ヨリモ寧ロ進
ンデ専売ノ方ニシタ方が有効デアラウト思フ⁹⁹

農商務省ノ参考案ニ於テモ矢張り有力ナ案ガアル、唯金ガ伴フノデアル、金ガ無イカラ已ムヲ
得ヌ(中略)外国米及ビ台鮮米ヲ専売ニシテ政府ガ宜シク之ヲ取捨致シマシタナラバ、是ハ行
ヘバ行ヘ得ルコトデアリマス、別ニ国家ガ非常ニ金ヲ出ス必要モナイデアリマス(中略)母国ノ
多数ノ国民ガ非常ニ困憊ヲ極メテ居ルニ、唯植民地ノ保護ノミニ重キヲ置イテ母国ノ多数ノ農
民ノ困却スルコトヲ犠牲ニスルコトハドウモサウシナクモ宜カラウト思フノデアリマス¹⁰⁰

渡邊は米価調節の効果や財政問題、内地農民の利益の点から専売実行の必要性和可能性を説き、専売案を強く主張している。ここで、渡邊が強調したのは「母国ノ多数ノ農民」の利益である。渡邊も和田と同じく内地の利益を最優先としているが、和田とは異なり、渡邊は農民の利益に言及している。また、植民地米への課税可否の問題に関しても、和田と反対の意見を示し、専売の次善案として植民地米への課税にも賛成した。渡邊は農民の困難、農村の疲弊について繰り返し述べ、次のように朝鮮米への課税を主張している。

今日日本ノ多数殆ンド全人口ノ三分ノ一ニ当ルトコトノ農民ガ非常ニ困難ニ極メテ居ル農村ガ
疲弊ヲ来シテ居ルト云フキニ、之ヲ救済スルタメニ朝鮮ノ米ニ対シテ幾ラカノ税ヲ課シタコトガド
ウモ是ガ不合理ト云フコトヲ私ハ思ハヌデアリマス、(中略)今日ノ場合ハ米価調節案トシテハ
朝鮮ノ米ニ税ヲ課スルコトガ一番宜シト思ヒマス¹⁰¹

以上の引用からうかがえるように、渡邊は内地農村問題を意識し、農村救済として朝鮮米への課税を主張し、内地農民の利益を犠牲にしてまで植民地「保護」政策をとるのは望ましくないことと述べている。このような議論からも、この時期における内地農業と植民地政策の矛盾がうかがえる。しかし、その後、米騒動の衝撃もあって、1920年代に入ると

⁹⁸ 米価調節調査会、1916c、166頁。

⁹⁹ 米価調節調査会、1916c、164-165頁。

¹⁰⁰ 米価調節調査会、1916c、167頁。

¹⁰¹ 米価調節調査会、1916c、237頁。

朝鮮の産米増殖計画が本格的に始まった。後述（第二章第三節、第三章第一節を参照）するように、内地農民の利益と植民地政策の矛盾が深刻になり、植民地米の問題は1920年代末に米穀調査会（1929年）や、1930年代の米穀統制調査会（1932年）で大きく取り上げられ議論されていく。

以上、考察したように、植民地米・外国米に対する制限策に関し、賛否両論の中にもまた多様な意見がみられる。それは委員が持つ経済発展のビジョン及び農業に対する見方の差によって規定されているのである。

（3）正米市場の整備と農業倉庫の建設について

米価調節調査会では、前述の通り、外国米や植民地米への対策が模索されている。一方、正米市場整備や農業倉庫の建設などの対応策の検討も行われている。正米市場整備に関しては、1930年代の米穀配給機構をめぐる議論を想起させるものであり、農業倉庫に関しては、農業倉庫法（1917年）が成立した後も、1920、30年代の米価調節論の中で展開される議論の焦点の一つである。次に、正米市場の整備及び農業倉庫（低利資金とも関連して）の整備に関する議論をめぐって、この時期の正米市場整備及び農業倉庫の建設がどういう考えの下で、どのような議論が行われていたかを考察していきたい。

①正米市場の整備について

正米市場に関しては、三島（2005）の研究がある。その中では、戦前の正米市場の歴史的経緯と取引の実態、及び政策的措置が考察されている。ここでは、三島の研究を踏まえた上で、米価調節調査会における正米市場をめぐる議論を検討する。前述の通り、正米市場の整備は東京廻米問屋業及び渋沢商店の関係者によって提起された。その趣旨については、上原豊吉が次のように説明している。

私ハ此ノ正米市場ニ付キマシテハ、当業者数人カラ曾テ建議ヲ致シマシタ(中略)取引ハ益々多クナツテ来タニ拘ラズ、此ノ仲介ヲスル我々商売人ノ働キハ鈍クナツテ、鈍クナツタ所以ハ運輸ノ関係ニ由ルコトガ最も多イ、故ニ需要地ニ正米市場ヲ公ニ許シテ、サウシテ此ノ活動ニ待ツタナラバ、即チ生産者ト消費者ノ間ニ近クナラシメルデアラウト云フ大体ノ趣意デゴザイマス¹⁰²

¹⁰² 米価調節調査会、1916c、159頁。

定期売買ノ為ニ、正米ノ売買者ナリ生産者、消費者ガ何時モ相場ノ支配ヲ受ケテ居ラナケレバナラナイ、(中略)似而非ナル米商人ノ為ニ、我々勿論ノコト、生産者、消費者ガ其ノ相場ノ下ニ支配ヲ受ケルト云フコトハ概ハシイ次第デアリマイカ、ソレ故ニ正米市場ヲ設ケテ、全然各種ニ付テ公定相場ヲ現ハシタガ宜カラウ、斯ウ云フ意味デアリマス¹⁰³

以上の引用から明らかなように、米市場の取引の拡大にもかかわらず、正米取引業者の活動は活発になっていないという認識に立って、正米取引業者側は正米市場の整備に活動拡大を狙っている。一方、正米取引業者の活動が順調になれば、生産者と消費者の米流通もよりスムーズに行われると期待されている。また、正米取引業者は定期売買の「相場の支配」へ不満を持っている。三島（2005）によると、大正中期、日本の米穀取引所の大部分は中小規模の取引所であり、「独立の相場を決定しているものはほとんどなく、大多数の中小取引所では大取引所の相場を標準と」¹⁰⁴している。この三島の指摘を踏まえると、上原が意識しているのは、大取引所の米相場の支配であると考えられる。つまり、上原を代表する正米取引業者は大取引所の米相場の支配を意識し、消費地正米市場の整備に重点を置き、政策による正米市場の法整備を期待しつつ、正米取引業者が中心となる市場の整備を行おうとしているのである。

この正米市場案については賛成意見が多数あった。正米取引業者だけでなく、矢作栄蔵や地方の事情を熟知している中村貞介¹⁰⁵なども賛成の意を示した。矢作栄蔵は正米市場の整備について、次の意見を述べている。

私共ノ米価調節ト申シマスノハ、大量取引ノ相場ト、少量取引ノ相場ト成ルタケ近ツカシメヤウ、是ハ矢張り米価調節ニ違ヒナイト私共ハ信ジテ居リマス、サウ云フ正米市場ハ大量取引、少量取引ノ差ヲ少ナクスルニ効能ガアル斯ウ信ジマス、ソレ故ニ米価調節上余程必要ノモノデアル、斯ウ考ヘタノデアリマス¹⁰⁶

¹⁰³ 米価調節調査会、1916c、162頁。

¹⁰⁴ 三島、2005、395頁。

¹⁰⁵ 中村貞介、山口県出身。防長米同業組合、米穀検査員などの経験を持ち、1898年肥後米米券倉庫社長となり、1904年肥後米同業組合長に推薦された。熊本県会議員、農会常任幹事なども務めた（真栄里正助編、1923、「28の2」頁。防長米、肥後米の産米改良及び肥後米米券倉庫の設立などは大豆生田（2007）を参照）。

同業組合は、「在来産業あるいは消費資料原料の生産分野の諸産業の小経営を、輸出産業の担い手として動員してゆく経済体制づくりに寄与する」（白戸、2004、76頁）重要物産同業組合法（1900年）により普及されていた。同業組合は品質検査、同業者加入強制によって、在来産業の発展を目指す組織で、産業組合と異なり、営利事業が禁止されていた（同業組合について、藤田（1995）、白戸（2004）を参照）。なお、同業組合の米穀検査事業の展開に関しては、玉（2013）を参照されたい。

¹⁰⁶ 米価調節調査会、1916c、158頁。

矢作も正米市場の整備によって、卸売価格（「大量取引ノ相場」）と小売価格（「少量取引ノ相場」）の接近を期待している。つまり、矢作が考えている「米価調節」は生産者の正米市場への参入によって、中間取引コストを削減することである。矢作が注目した「正米市場」は消費地正米市場より産地の正米市場であろう。

そして、中村も正米市場に対し賛成の意を表したが、より具体的に農業側の要望を次のように述べている

私モ大体ハ誠ニ良イ案ト思ヒマス、唯ダ希望致シマスノハ此ノ市場ヲ設^マラレル箇所デゴザイマス、是ハ余リ大集散地ニ二三箇所デモ限定サレルト云フヤウナコトニナリマス、肝腎ナ正米市場法モ需給ノ調節ヲ図リ取引ノ円滑ヲ求メルト云フ運用上ノ方ニ於テ如何デアラウト思フデアリマス、(略)此ノ許可ハ農業倉庫、産業組合、共同販売組合、其ノ他農会有ラユル生産地ノ公益的ノ米ヲ共同的ニ販売スルト云フヤウナ公共団体ニ対シテ、直接ニ正米市場ニ向ツテ売方ナル許可ヲ与ヘルト云フコトニ範圍ヲ広く及ボサレルヤウニシタイモト思フ¹⁰⁷

中村も正米市場の設置は大集散地だけでなく、広く設置する必要があると説いたのである。また、正米市場における販売資格を農業倉庫、産業組合など「有ラユル生産地ノ公益的ノ米ヲ共同的ニ販売スルト云フヤウナ公共団体」に与えるべきだと主張した。中村の議論からうかがえるように、農業側も正米市場の整備を期待している。ただし、中村がビジョンを描いたのは、共同販売の生産者団体が中心となる産地正米市場である。

この時期には、上記の委員は正米市場の整備に対する意見で一致したものの、正米取引業者側は、正米取引業者を中心とする消費地の正米市場を主張し、農業側は、産業組合など米共同販売団体を中心とする産地の正米市場の整備をビジョンにしたのである。

一方、渡邊修は下記のように述べ、正米市場の米価調節効果を疑問視している。

農民ガ直接ニ其ノ正米市場ヘ往ツテ米ヲ売ルコトガ出来ルヤウナ方法デアリマシタナラバ、多少効能ガアラウト思ヒマス、併ナガラ唯ダ全国ニ三ノ大キナ都市ノミニ之ヲ置イタカラト云ツテモ、ドウモ私ハ米価調節ニ効能ハ無イト思ヒマス¹⁰⁸

渡邊は正米市場の米価調節効果に対し否定的であるが、農民の正米市場への直接的なア

¹⁰⁷ 米価調節調査会、1916c、203頁。

¹⁰⁸ 米価調節調査会、1916c、207頁。

クセスは米価調節（引き上げ）に効果があることを否定していない。ここで、「農民ガ直接ニ其ノ正米市場へ往ツテ米ヲ売ルコト」は米価調節に効果があるというのは以下の意味があるとする。①生産者の市場へのアクセスが可能であれば、生産者が価格決定権を握ることができる。②中間費用の削減によって、米売買の利益が直接に生産者のところに入る。ただし、正米市場の数及び設置箇所によって、その効果が異なるので、「全国二三ノ大キナ都市ノミ」の設置ならば、効果がないということである。これは、前述の中村の意見と一致している。

②農業倉庫の建設、整備

産地の正米市場の整備を主張する一方、農業側が要請したのは農業倉庫の建設、整備である。帝国農会の斉藤宇一郎は農業倉庫について、次の意見を示した。

此ノ農業倉庫ナルモノハ啻ニ米価調節ノミナラズ、農業経済ノ上ニ於テ最モ大切ナルモノデ、
 (中略)此ノ農業倉庫ナルモノハ普及セザル以上、即チ土台ガ出来ナイ以上ニ於テハ、完全ニ
 行ハレナイト云フ事項ガ多イヤウニ考ヘテ居リマス、而シテ目下最モ其ノ必要ヲ叫ンデ居ルノハ
極小サナ農業者ニ極メテ簡便ニ、極メテ安全ニ、低利ナル資金ヲ供給スルト云フ、此ノ点デア
 ラウト思フデアリマス、サウスレハ都会地ニ倉庫ヲ建テベク奨励スルト云フコトヨリハ、成ルベク
 ナラバ町村ニツ、モット小サクシテ大キナ部落ニツ位、置ケト云フ位ニナラナケレバ、今日ノ
 理想的ノ資金ノ融通ト云フコトハ円満ニ出来ナイト考ヘテ居ルデアリマス¹⁰⁹

この発言からうかがえるように、斉藤は農業倉庫を米穀調節機関としてだけでなく、農業経済にとって「最モ大切ナルモノ」として取り上げて、それが米価調節に関する問題の「土台」と述べている。特に斉藤が目にしたのは「極小サナ農業者」の低利資金利用の問題である。農業者利用の便宜の点及び農村への資本集約の点から、斉藤は町村、または部落ごとくに、小さな倉庫を建設する必要があると主張したのである。一方、地方事情に詳しい中村貞介も次のように同じ意見を述べている。

(農業倉庫ヲ:引用者)ドウシテモ百姓ノ家ニ成ルベク近距離ニ建設セラレンコトヲ望ミマス、余リ
 遠隔デアレバ農家ハ利益ガアリマシテモ面倒ト云フコトヲ非常ニ厭フデアリマス(中略)モウツ
 ハ此ノ事業ハ農村若クハ部落マデ小規模ニ及ブ事業デアリマシテ、此ノ案ニハ見受ケマセヌガ、

¹⁰⁹ 米価調節調査会、1916c、135頁。

ドウシテモ相当ノ区域ニ依リマシテ各農業倉庫聯合機関ノ必要ガアリヤシマセヌカ(中略)農村ニ一本立テ出来テ居リマスル農業倉庫ダケデハ出来ナイコトモ、聯合機関ト云フモノガヤリマスカラ最モ大切デハアリマイカ¹¹⁰

中村は農家利益から農家近くに倉庫を建てるべきだと、斉藤と同じ見方を示した上で、さらに、農業倉庫聯合会を提言し、農村における共同販売、低利資金の利用の推進を提案したのである。また、中村は農業倉庫の管理団体に「法令ニ依リ組織サレタル倉庫組合」¹¹¹を追加することを提案した。その理由を下記のように述べている。

産業組合デ農業倉庫ヲ経営スルト云フコトニ致シマスルト、産業組合員ニ非ザレル其ノ農業倉庫ニ米ヲ入レ金ヲ借リテ共同販売ニ提供スルト云フ資格ガナイ、一村ニ農業倉庫ヲ造リマシテ其ノ村民全部ヲ先ヅ以テ産業組合ニ悉ク加入セシメテソレカラ後デナケレバ農業倉庫ト云フモハ利便ヲ村民ハ受ケルコトガ出来ヌ、(略)旁々一面デハ其ノ農村デ町村ノ自治ニ関係ノアル有志者、農会、産業組合等ニ関係ヲ有ツテ居ル有志者ト云フヤウナ者ガ更ニ相寄り相集ツテ、別段ナル法令ノ下ニ此ノ倉庫組合ト云フモノヲ拵ヘマシテ、ソレガ鞏固ナル組合ヲ組ンデ、(中略)此ノ倉庫ヲ経営スルト云フコトノ途ヲ開イテ置キマシタナラバ、一面デハ低利資金ヲ要求シ、倉庫証券ノ信用ヲ確實ニ維持スルウエニ於キマシテモ、都合ガ宜シクハアリマスマイカ¹¹²

中村は産業組合の現状（加入率が低いこと）に鑑み、産業組合は農業倉庫の主体として村民の利用には不便であると指摘し、また農会も村落事情及び、倉庫証券の信用度、勧業銀行からの低利資金の貸付金の融資の問題からして、農業倉庫主体として不便なところがあるため、別の資金運用に関し連帯責任を持つ倉庫組合の育成を提案したのである。

当時農業倉庫の状況は表 1.2.2 の通りである。表からうかがえるように、農業倉庫の経営団体は多様であり、産業組合や農会の経営より、米券倉庫会社または組合の経営、他の団体の経営に係るものが圧倒的に多かった。また、その入庫数量からもうかがえるように、其の他の団体の経営のもの以外、生産者の利用がメインであった。なお、地域差があるが、これらの農業倉庫の主要な入庫品は、米だけでなく、麦、繭、肥料などの品物も含まれていた。また、「倉庫証券を発行セル例少し但し何れにても其に地方に於て相当金融の便を得

¹¹⁰ 米価調節調査会、1916c、136-137 頁。

¹¹¹ 米価調節調査会、1916c、261 頁。

¹¹² 米価調節調査会、1916c、262-264 頁。

つつあるか如し」¹¹³というように地方の金融にも関係しているのである。

表 1.2.2 農業倉庫の状況（1914年10月）

経営主体	経営団体数	建坪（坪）	最近一ヶ年米の入庫数量（石）	
			生産者	商人
米券倉庫会社又は組合にて経営せるもの	204	29976.43	337544	153914
産業組合にて経営せるもの	171	5168.69	48744	4330
農会にて経営せるもの	7	214	2186	—
その他の団体にて経営せるもの	353	77803.3	62448	97700
合計	735	33129.43	450920	255944

注：農商務省農務局、1915、1-12頁より作成。

ちなみに、1913年の米生産量は50,255,267石である。それに占める農業倉庫を利用した生産者の取扱い数量は、0.9%ぐらいであった。中村もこのような生産者による農業倉庫利用の状況、および農業倉庫における産業組合と農会の参入率が低いという状況を認識した上で、生産者的な倉庫組合の制度化を提案しただろう。

二人の議論からうかがえるように、斉藤と中村はいずれも農家の利益から出発し、米価の背後にある農業経済の問題を意識し、特に小農の経済に注目し、農業倉庫に関し提案を行っていたのである。また、農業倉庫の建設整備を通じて、小農に低利資金を提供し、市場発達の中、小農経営に対し、政策がいかに関与するかを考案したのである。

以上、正米市場整備と農業倉庫の建設に関する議論について考察した通り、これらはいずれも米価調節の方法として取り上げられてきた。ただし、これらの提案の意図は、米価調節に止まらず、正米取引業者側は政策による正米市場の法整備を期待し、正米取引業者が中心となる米穀市場を築こうとしているのである。他方、農民利益や農業経済の立場からの論者は意見が纏まっていないが、正米市場の整備によって、生産者共同販売団体の市場への参加を促進しようとする一方、農業倉庫の建設及びそれに関連する低利資金の貸付などの整備を主張し、小農の市場への参与を促進しながら、それに関する市場価格に振り回されるリスクの回避（共同販売、農業倉庫による貯蔵など）も考案してきた。このような農業倉庫への助成の考案は当時生産者による農業倉庫利用率の低さによるものと考えられる。

以上第二節で考察した通り、1913年に朝鮮米移入税の撤廃がされてから、朝鮮米移入量の急増によって米価問題が浮上し、帝国農会だけでなく、農商務省も米価調節の問題に着目してきた。ただし、官僚側の考えた米価調節は、食糧供給の安定のためである。一方、

¹¹³ 農商務省農務局、1915、1頁。

委員側では、帝国農会関係者に限らず、農民利益や農業経済発達からの見解がある一方、自由市場を至上とする意見もあるし、川東（1990）の研究で指摘されたような極端な低米価低賃金の議論¹¹⁴もある。また、農民利益や農業経済の視点から出発した議論も多様であった。例えば外国米の専売問題や植民地米移入への課税問題においては相反する意見もみられる。ただ、これらの議論は、何れも資本主義的自由市場の発達という前提の下で、政策が小農の経営をいかにフォローするかという問題への模索である。

その後、1917年に農業倉庫法が成立したが、共同販売や農業倉庫の整備は依然として、米価調節論における一つ課題である。中村が言及した聯合機関の活動は、1931年全国米穀販売購買連合会の設立を待たなければならない。正米市場法については、その後（1917～19年）「正米市場法案」が農商務省の中に検討されたが、法律案は成立に至らず、1930年4月ようやく「正米市場規則」が制定された¹¹⁵。また、周知のように、1918年に米騒動が発生し、そのインパクトもあって、食糧不足への危機感が一気に高まり、農業側の外国米植民地米への制限の要求が政策的に受け入れられることは不可能となった。その後、植民地を含め、食糧増産策が推し進められていったのである。

小括

1913年朝鮮米移入税の撤廃をきっかけに、帝国農会が米穀問題をめぐって政府に建議し始めた。本章では、この米穀問題が顕在化した1910年代に焦点を当てて、まず、帝国農会や農学者など農業側における米穀問題に対する認識及びその解決への構想を、『帝国農会報』の記事を用いて検討した。農業側は米穀問題の背後にある農業問題の解決を念頭に、この時期には、生産、流通面における調整案や、適切な生産費への検討、植民地米・外国米対策、及び国営、官営案を構想したことを明らかにした。ただし、国営、官営案とはいえ、この時期の案は、あくまでも自由経済観念に基づく国家管理にとどまり、1920年代以降に構想された国家統制とは異なっていたのである。

次に、1915年に設置された米穀調節調査会の議論に焦点を当て、農業側を含め、農林官僚及び当時経済界に影響を持つ委員たちの米穀問題に対する認識や、米価調節論を考察した。この時期、官僚側も植民地米問題に着目したが、農業側の見方と異なり、食糧供給確保の観点から、国家権力による米価調節まで米価調節案を構想した。一方、委員の中では、

¹¹⁴ 川東（1990）は、衆議院議員（立憲国民党）・鈴木梅四郎の議論を取り上げ、「単純な低米価・低賃金システム論」（川東、1990、63頁）と評している（川東、1990、第一章第二節を参照）。

¹¹⁵ それについての詳細は、三島（2005）の補論を参照。

帝国農会関係者に限らず、農業経済発達の観点から行う提案もあるし、自由経済を至上とする提案もある。また、農民利益や農業経済の視点から立脚した議論も多様であった。外国米の専売問題や植民地米移入への課税問題においては相反する主張もみられる。なお、農業倉庫、低利資金による金融面での小農への支援策も考案された。これらの議論は、何れも資本主義的自由市場の発達という前提の下で、政策が小農の経営をいかにフォローするかという問題への模索である。

また、この時期に、『帝国農会報』の記事に見られた農業側の多様な米穀問題対策、例えば生産調整問題、生産費による米価決定問題などが直ちにこの時期の米穀政策に反映されたとは限らない。しかし、1910年代以降の米穀政策、及び米穀問題をめぐる運動の動き、例えば1933年の臨時生産調整案の構想については戦後の減反策や、1922年開始の帝国農会の米生産費調査、1920年代以降の米価調節基準をめぐる議論から見れば、その濫觴は1910年代の議論にあったといえる。

第二章 米穀法時代の米価調節論

はじめに

1921年に米穀法が成立し、米は政府の間接統制に置かれるようになった。その後、米穀法は25年、31年、32年と三回にわたって改正され、33年米穀統制法の実施とともに廃止される。米穀法は第一条の「政府ハ米穀ノ需給ヲ調節スル為必要アリト認ムルトキハ米穀ノ買入、売渡、交換、加工又ハ貯蔵ヲ為スコトヲ得」と第二条の「政府ハ米穀ノ需給ヲ調節スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入税ヲ増減若ハ免除シ又ハ其ノ輸入若ハ輸出ヲ制限スルコトヲ得」から成り立っており、必要に応じて米穀の国内流通量や植民地米や外米の輸移入量の調節によって、食糧供給を安定化することを意図していた。一方、食糧供給安定のため、国内と植民地ともに、食糧増産政策も同時に進められている。市場自由取引の前提の下で、政府による米穀の間接統制が行われており、30年代に入ると、戦争などの情勢により、統制強化への方向に進んでいくが、昭和農業恐慌以前は、市場の自由な発達へと政府統制強化へとという二つの方向性が同時に潜んでいた。一方、小農経営と資本主義市場の発展との矛盾が深刻化し、その焦点が米価問題に集中していき、昭和農業恐慌を契機に、農村救済のコンセンサスが形成されていき、政府も米穀統制政策を強化していく。

このような状況の下で、1920年代から30年代初頭にかけて、米穀問題の解決をめぐる議論が多方向に展開されていた。本章では、米穀法の実施されていた期間（「米穀法時代」と表記する）に焦点を当てて、米穀問題に関わる論者（農業団体のリーダー、米穀商団体のリーダー、学識経験者、農林省関係者などを含め）の米価調節論に関する議論を取り上げ、各々の議論を考察し、その背後にあった各論者の米穀経済に関するビジョン及び農業に対する認識を確認し、米穀統制政策が強化されていく前の段階に、どのような議論および政策構想が行われ、それぞれの議論が政策に集約されていくプロセスを明らかにしたい。

この時期の米穀政策に関しては、数多くの先行研究が存在している。米穀政策を食糧政策の面から歴史的な視点をもって捉えてきた研究として、持田恵三（1954）がある。持田は「地主」と「資本」という枠組みで、立法の過程及び意図の追及に中心をおいて、1904年から1926年の食糧政策を検討した。持田の分析は示唆するところの多い研究であるが、「資本」と「地主」という二項対立的な構図については、疑問を持たざるを得ない。

そして食糧政策の展開について、分析を行った研究として、大豆生田稔（1993）がある。大豆生田は1920年代の食糧政策を「増産政策と米価政策の総体」とし、「食糧政策を構成した生産・流通両過程の諸政策は、食糧「自給」を目指して相互の関係・規定性を質的に変

貌させながら展開していく」と述べたうえで、「外米への依存から脱却すると同時に、植民地米への依存度を高め、国内・植民地による食糧供給構造が形成される過程にはかならない」¹と説明し、政府や植民地総督府の立場から議論を展開している。米穀政策が食糧政策として形成・展開されたことについて異論はないが、政策の実施側だけでなく、受容側の視点も不可欠と考える。

さらに、持田恵三の「地主」と「資本」の枠組みを継承しつつ、米価政策をめぐる地主、資本、官僚などの各勢力の形成、及び各勢力の折衝の場である米穀問題に関する各調査・審議会の議事録を詳しく分析した川東崋弘(1990)の研究がある。川東は、「小農維持政策」という従来の米価政策に対する評価(大内、1950)を、地主の利益を無視したものと批判し、「帝国農会＝地主団体」という前提で、政策の形成をめぐる諸勢力の動きに触れながら、各種の調査・審議会の議事録を手掛かりに詳しい分析を行い、米価政策はブルジョアと地主の「調整的」な性格を持つものであるという結論に至っている。帝国農会側及び諸勢力の各調査・審議会での具体的議論を取り上げた示唆するところ大きい研究であるが、玉(2013)が指摘するように階級の分析枠組みは説明しきれない部分があるし、持田(1991)が指摘するように「議員の発言が、その出身階級の一般的利益を必ずしも代表していないことがある」し、「個人的な幅がある」。帝国農会といっても一枚岩ではなく、その関係者内でもさまざまな議論がなされている。

また、米穀法運用問題に関しては、玉(2013)が指摘しているように、「米穀法は制度の必要条件たる運用の基準が不明確で、その「公共性」「中立性」の制度的保障が欠如していた」²点があった。具体的には、選挙対策としての政略的運用問題、財政の損失問題、「市場相場がただちに農村の庭先価格を引き上げるわけでもないため、農村対策としても限界をもっていた」³という問題も指摘されている。

本章の第一節では上記の玉(2013)の指摘を踏まえた上で、米穀法運用に対する農業側(農会や産業組合リーダー、学識経験者)及び米穀取引業者側(米穀商の組合、米穀取引所のリーダー)などの意見を考察し、米穀法運用に対する受容側の各方面の意見を検討したい。第二節では、持田(1991)の指摘を意識しつつ、農業生産者サイドに立つ議論を主対象に、その振幅を確認するとともに、川東(1990)の分析で手薄だった政策実施過程の農業者側の議論に焦点をあてたい。当時の農村、農業の現状を踏まえて、米穀法の実際の運用についてどのような議論、提言がなされたのか、またどのような対応策をとったのか

¹ 大豆生田、1993、183頁。

² 玉、2013、85頁。

³ 玉、2013、86頁。

を分析していきたい。第三節では、米穀調査会における議論に焦点を当てて、それぞれの見解が政策に集約されていくプロセスを考察したい。「米穀法時代」という時代の背景を念頭に置きつつ、以上の米穀政策への見解を検討するによって、各論者（その背後の団体の利害関係を意識しつつ）の近代化ビジョンの違いを考察し、それぞれの議論が政策へ反映するプロセスを明らかにするのが本章の目的である。

第一節 米穀法の改正及びその運用をめぐる議論

米穀法に対する批判の声は成立当初からあった。本節では、米穀法実施にあたって、農業団体リーダーからの批判、米穀商からの批判及び学識経験者など見解を検討してみたい。農業団体リーダーの批判については、米穀法運用に関わる米穀委員会における議論及び帝国農会の機関誌である『帝国農会報』を手がかりとして、その議論の展開を考察していきたい。米穀商側の議論については米穀商を中心とした大日本米穀会が作った米穀法運用調査会の議事録を手がかりとして考察する。議論の個人差及び論者の背後にある団体の利益を念頭に置きつつ、米穀政策に対する各論者の見解を検証していきたい。

1 米穀法運用への批判——第一次改正をめぐる議論

(1) 系統農会側の批判および動向

米穀委員会は農商務大臣の監督に属し、関係各省庁の高等官及び学識経験者より構成され、米穀法施行に関する重要事項を調査審議する機関である⁴。

第一回米穀委員会（1921年5月23日）における政府の原案では、300万石を買い上げ予定とし、第一回の買上を約100万石、買入時期を6月10日より約50日とした。それに対して、帝国農会副会長・矢作栄蔵は次のように質問をしている。

米穀法の運用は生産者と消費者の利益を公平に保護せむとするに在り、三百万石の過剰米あるに之を適當の時期たる今日に於て買入を為さざれば生産者を保護せるものとならざるや⁵。

農会側に於ては米穀法は米穀数量の調節と生産者消費者の公平なる保護とを目的とするを以て余剰米三百万石は全部買上げらるることと期待せるに百万石位を買入て模様によりては

⁴ 荷見、1957、3頁。

⁵ 荷見、1957、11頁。

沙汰止となる等のことあらは政府の保護は消費者のみに厚しとて農民は不平を鳴すべし⁶。

以上は政府の買上姿勢に対する疑問であった。つまり、300万石を買い上げる予定であるならば、米価の低い時期（6月中）に全部買い上げるのが生産者保護になるという主張であった。なお、これらは矢作の帝国農会副会長としての立場からの発言だといってよい。要するに、米穀法の実施に当たって、政府の生産者保護への姿勢を疑ったものであった。

一方、第一回米穀委員会の開催前の4月29-30日に、道府県農会長及同役職員協議会が開かれた。そこで、農商務大臣宛に「米穀法実施ニ関スル建議」が出された。

さらに、7月19-20日の道府県農会代表者協議会では、「政府米買上ニ関スル建議」が行われ、「米価ヲ適当ニ維持シテ農民ノ利益ヲ保護スルハ食糧ノ増殖ヲ奨励シ其供給ヲ潤沢ナラシムル所以ニシテ、抑々亦米価ノ暴騰ヲ未然ニ防止シ国民ノ生活ヲ安定セシムベキ根本方策ナリ」としたうえで、米穀法に基づく第一回の買上の実施は「価格調節ニ対シ殆ンド何等ノ効果ナカリシ」として、次のような具体的な要望が述べられた⁷。

- 一 買上価格低廉ニ失シタルコト
 - イ 生産費ヲ毫モ考慮セラレザリシコト
 - ロ 買上応募ニ要スル経費ノ見積額少額ニ失シ或ハ之ヲ脱漏シタルコト
 - ハ 証券ノ利子加算額ハ政府発表ノ割引歩合ヨリ少額ナリシコト
 - ニ 買上場所以外ノ市場ニ供給サルハ産米ノ価格ノ決定甚シク不利ナリシコト
 - ヘ、ト（略）
- 二 買上手続きノ煩瑣ニシテ且買上応募者ニ対シテ不便不利ナリシコト（略）
- 三 買上場所ノ尠カリシコト
- 四 買上米質標準ノ苛酷ニ失シ且格付価格不公平ナリシコト

これに加え、附帯決議として農商務大臣に面接陳情、米穀委員に建議を通知することなどが掲げられた。以上からうかがえるように、この時期、米穀法の第一回の実施に当たって、農会側はすでに不信と不満を抱えており、具体的な買上数量を示したほか、買上価格から手続きなど細かい点までを建議し、買上による価格の調節を図ろうとしていた。言い換えれば、意図的な市場操作により生産者農民の市場における不利益を払拭しようとしていた。ここで、興味深いのはその要望の根拠とされたところである。

⁶ 荷見、1957、12頁。

⁷ 帝国農会史稿編纂会、1972b、996-998頁。

上述のように系統農会側は米価維持を求める理由としては食糧の「供給ヲ潤沢ナラシムル」、「米価の暴騰」の防止、「国民生活の安定」などをあげていた。このようなフレーズは系統農会側のさまざまな建議案中に書かれているため、形式的で枕詞的なものと受け止められがちだが、系統農会側も「国民生活の安定」のために、食糧増産策が必要であると認識し、食糧増産策に乗じる姿勢を示していた。

この時期の食糧増産策の意図は、1918年に農務局の構想した「食糧自給三十年計画」からうかがえる。この計画では、国内生産の増加が需要の増加に追いつかないと予測され、内地における耕地拡張、耕地改良、農事改良の三つの項目以外に、朝鮮、台湾の余剰米麦の移入も考えられていた⁸。つまり、内地の生産のみでは食糧の供給を賄うことができないという認識が政府にあった。その背景には1918年の米騒動による影響があっただろう。米穀法もこのような認識のもとで、量の過不足を調節しようとするものであった⁹。ただ、1920年代半ば以前、食糧増産は農業政策に属し農務局が管轄する一方、米価政策は商工政策の一環として商務局の管轄にあり、米価問題をめぐる両者の間には対立があった。食糧増産策と米価政策の実施主体が一致したのは、1925年4月の農林省の新設以降であった¹⁰。

系統農会側は、増産策の枠組の中で、供給過剰による米価の下落、農家経営の破綻のリスクを政府に負わせようとしたのである。一方、前述した「米穀法実施ニ関スル建議」の中で、「外米ノ輸入ヲ速ニ制限セラレタキコト」と建議し、輸入に反対している。ただし、この「米穀法実施に関する建議」では植民地米問題については取り上げられていない。その理由は不明であるが、食糧増産政策に乗じた上で、植民地米の制限を取り上げにくいのではないかと推測できる。なお、大豆生田（1993）では主に政府内部の議論から農林省の成立について考察を加えているが、前述の系統農会側の一連の動きからみれば、農林省の設立は農会側の要望でもあった。系統農会のこれらの動向からもうかがえるように、米穀法は実施当初から米価維持策としての機能に問題が存在していたのである。

（2）第一次改正をめぐる議論

系統農会側の建議答申が行われていたと同時に、その中核機関・帝国農会の幹事らを含む農業団体リーダーの米穀法に対する批判も早い段階から現れていた。農業団体リーダーの議論は、その団体の動向にも影響を与えるため、次に『帝国農会報』の検討を通じ、農業団体リーダーの批判を確認してみよう。1922年11月号の『帝国農会報』に帝国農会幹

⁸ 農林大臣官房総務課、1957、748-750頁。

⁹ 大豆生田、1993、184-189頁。

¹⁰ 大豆生田、1993、209-231頁（第四勝第三節「農林省の成立と米価維持」を参照）。

事・岡田温¹¹は「米穀法の根本疑義」、そして、同 1923 年 3 月号に「再び米穀法を論ず」を發表した。その中で、岡田は次のように述べていた。

政府当局の弁明並に法文に示されたる機能につき研究すればする程、根本性質が農業施策を脅威する生産者圧迫政策である様に思われてならない。何となれば、所謂「食糧の需給の円滑を図り国民の生活の安定を期す」、といふことは、消費者の生活の安定を期する、といふことで、生産者を犠牲にする、消費者本位の制度である¹²。

(米穀法が、引用者)最初社会政策といふ看板で生れた法律なれば、生産者の苦情などは構はず、法の規定通りに行へば、今少しく徹底するかも知れぬが、歴史が歴史であるから、そふもならず現在の如く時価に準拠を解釈しては、之れを理論的に詮じ詰むれば、買ふ事も売る事も出来ない様にも考へられる、故に生産者側から視ても、消費者側から考へても、結局は法律の改正が必要である¹³。(傍点、原文。下線、引用者、以下同様。)

以上の文章からうかがえるように、1922 年時点で米穀法の根本は「消費者本位」の政策であるという批判はすでに出現していた。同時に、政府のいう国民生活の安定についても、消費者生活の安定のみに主眼が置かれているという批判があった。言い換えれば、農業者の生活安定が考慮されていないということである。岡田は「食糧の需要供給の円滑を図り国民生活の安定を期す」という政策の方針を前提としたうえで、米穀法を批判し、米穀政策について生産者側に有利に議論を展開しようとしていた。岡田の論説から、米穀法の運用過程において、政府が米価維持（一定水準以上の維持という意味）には消極的であって、食糧の供給安定（植民地産米の移入に繋がる意味で）に主眼を置いていたことを農会側は見通し、食糧供給安定の政策方針を承認しつつ、内地生産者の利益、特に農業者の生活安定を重視するような法律改正を求める図式になっていたことがわかる。その根本には、下線の部分で読み取れるように、「農業施策を脅威する」ことへの危惧があった。

ほかに表 2.1.1 にあるように、『帝国農会報』では、15 卷 5 号に米穀法改正についての「時

¹¹ 岡田温は 1921 年帝国農会幹事に就任した。就任後、米生産費調査、小作制度調査、農業経営調査などに取り組み、米穀調査会幹事（1929 年）、農村経済更正中央委員会幹事（1932 年）米穀生産費調査委員会委員（1934 年）を務めた。一方、1924 年衆議院選挙に出馬し当選した。1936 年帝国農会幹事を退職後、帝国農会特別議員に就任した。（川東、2010、357-367 頁）

¹² 『帝国農会報』12 卷 11 号、31 頁。

¹³ 『帝国農会法』13 卷 3 号、18 頁。

論」が掲載され、志村源太郎¹⁴、矢作栄蔵、佐藤寛次¹⁵が米穀法について、文章を寄せている。

表 2.1.1 『帝国農会報』における米穀法に関する記事（1921-25年）

年代	巻	号	著者	タイトル
1921	11	6	中沢弁次郎	米穀法の実施とその影響
		6		米穀法関係諸規則
1922	12	11	帝国農会幹事・岡田温	米穀法の根本疑義
1923	13	3	帝国農会幹事・岡田温	再び米穀法を論ず
1925	15	5	貴族院議員・志村源太郎	米穀法の改正に就て（標準価格設定の急務）
		5	法学博士・矢作栄蔵	米穀法改正の必要
		5	農学博士・佐藤寛次	農業者と米穀法

注：武田、1986、65-66頁より作成。

志村はタイトルのように標準価格の制定の必要性を主張し、「国民に対して米価に関する標的を示して其価格と米の市価との開きが大きくなれば農業者も取扱者も消費者も米穀法の発動を予期するから米価は自然に静止する（中略）其他の事柄に至つては此根本の確立によつて自ら解決されるのである」と述べるにとどまっている。具体的な価格制定方法には踏み込んでおらず、「政府並帝国農会の努力」を促すのみであった。その中で興味深いのは、標準米価の制定により「其他の事柄」が解決されるという指摘である。「其他の事柄」について、志村は米の生産数量の不振を指摘し、不振の理由は「或は米作の衰退、生産の増加に対する農民の心理状態の変化等が想像され、（中略）又小作争議、農民離村の結果とも考へられる」と述べた。このような認識のうえで、米価を保障し、「何とかして農業の継続発展をはからねばならぬ」と述べ、米穀法の改正を主張したのである¹⁶。この議論から、志村が農村の小作争議や農民離村を憂慮し、食糧増産策の下で、米価維持による農業保護を求めようとしていることは明らかである。

次いで、帝国農会の副会長であり、米穀委員会でも活動し、東京帝国大学の教授でもある矢作栄蔵は「米穀法改正の必要」において「米穀法改正要項」について三点を提示した。

¹⁴ 志村源太郎は1867年山梨県生まれ。1889年帝国大学法科大学を卒業、東京農林学校（東大農学部の前身）教授となった。翌年農商務省に入り、1898年農商務省を辞し日本勸業銀行相談役となった。99年横浜正金銀行に入り、1902年日本勸業銀行副総裁、11年総裁となり、22年辞職した。一方、1910年産業組合中央会の監事となり、22年平田東助に次いで、産業組合中央会の会頭に就任した。そのほか、帝国農会特別議員、政府の米穀その他各種委員会の委員を歴任した。1930年没。（協同組合事典編集委員会、1986、988頁）

¹⁵ 佐藤寛次は1879年山形県生まれ。1904年東京帝国大学農科大学を卒業、同大学院に籍をおき農業経済の研究のかたわら、全国農事会（帝国農会前身）で会誌『中央農事報』の編集に携わった。教鞭をとりながら（1907-39年、東京帝国大学教員）、協同組合関係の教育にも力を入れた。そのほか、産業組合中央会理事（1934年）、産業組合中央会副会頭（1938年）、大日本農会会長、帝国農会特別議員、日本農学会会長、農林中央金庫監事などを歴任した。（協同組合事典編集委員会、1986、986頁）

¹⁶ 『帝国農会報』15巻5号、8-9頁。

そのうちの第一点目は「毎年米穀の最高並に最低価格を決定すること」である。他の二点は外米、植民地米の輸移入数量及び関税問題についてのものであった¹⁷。さらに、改正要請の理由については、現状の価格では生産費を償えないとし、「米穀の生産者は其生産業を維持することが困難となつたから、米穀法及関税定率法及別表を改正して米の生産者に生産費を償ふ丈の価格を保障し其生産を維持し改良するの基礎を興へることを要望する」¹⁸と述べた。そして、最高最低価格の制定に対しては、志村と同じ見解であったが、その基準については、より具体的に主張していた。すなわち「前数年間の米の平均生産費を以て最低価格とし平均の能力と資力を備へた米作業相当の営業利得を得しむ点を以て最高価格を定める」という意見である¹⁹。この矢作の議論から、当時の農業団体リーダーの見解の一端がうかがえる。

一方で、矢作は農村の不景気は一時的なものだとし、農業者に農業へ資本を投下させるためには、「人為的手段」による改善が必要だとし、「米価低廉ならざる一時的不利益のために米穀の生産に依る富の生産力を放棄するのは国民経済上大なる不利益である」と主張した。ここからも、志村と同じように農業の再生産を念頭に米穀法改正の議論を展開したことがうかがえる。矢作の議論はより具体的で、制定基準まで提示したのであった。ただし後述する（第二章第二節）ように、そもそも資本主義経済組織の下で農業の不利益は一時的なものではない（第二章第二節、内藤友明、岡田温の議論を参照）。その不利益を「一時的」なものとしたのは矢作の認識の限界であったと言わざるをえないが、その「一時的」な状態を乗り越えるために、政策による米価維持を求め、農業生産基盤を保護しようとする当時の見解を示したものとして興味深い。

以上の意見とは異なり、佐藤寛次は「米穀法に価格の調節を導入することについて、「規定上の問題で、実際の上には余り変化のあるものと思考されない」と政府の提案に水をさすことを述べ、米穀法の運用から見ると消費者のための法律であると米穀法の運用を批判する一方、「米穀法其物の建方から見て、農業者が勝手に米穀法を自分等の為に存在するものと考え、此法律に重きを置き其運用よろしきを得さへすれば農業者の立場はいつまでも都合がよいと思ひ込んでいることは非常なる誤りと謂ふべきである」と米穀法への過剰期待に対しても批判的であった。その上で、生産制限、専売、価格保障、関税策の対策について論じている。米の生産制限については、「農家は自家用の米が収穫の大半を占め、若くは僅かに生産物を販売することによつて辛うじて生活を維持するに過ぎないから、若し生

¹⁷ 『帝国農会報』15巻5号、9-15頁。

¹⁸ 『帝国農会報』15巻5号、10頁。

¹⁹ この「平均の能力と資力を備へた米作業」の評価基準は明らかではないが、農業経営能力の著しく低い過小零細農家は対象外になっていると言えるだろう。

産を制限すれば自己の生活の維持するも不可能となる」と指摘した。つまり、農家の生産及び生活における米の重要性を強調しているといえよう。このほか、佐藤は米穀専売を「実行不可能」なものとし、最低価格の保障は「有効であるだけ短命」な方法とし、関税政策も「補助的政策」に過ぎないとした。「農業者のため」には、「農民の有する米穀の商品化を確実ならしめる機関」である農業倉庫の普及が必要だと主張し、「独り米穀法に限らず農業者は総て他の施設経営を俟つよりも自らの力を頼るのが得策である」という結論に至っている²⁰。興味深いところは、現実の農家の米穀生産状況を見据えた上で、農業者の「自らの力」を訴えたところである。この「自らの力」は政策に左右されず、農業を営もうとする主体性を指している。佐藤にとって、農業を生業とする個々の農民も、農業利益を代表し政府に働きかけている農業団体も「農業者」に包括していると考えられる。その眼差しは農家の生産と生活にあったことに留意したい。

以上の議論はいずれにしても農業側（農業団体のリーダー、農業に関心を持つ学識経験者）から展開されたものであり、現行の米穀法に批判的な議論であったが、上述のように力点はそれぞれ異なっていた。米穀法に頼って、農家、農業保護を求めようとする意見がある一方、農業者の「自らの力」によって米穀の商品化を進めるべきだという意見もあったが²¹、いずれにしても、農業、農家の現状を意識し、自由市場における農業生産及び農家経営の不利益の部分（例えば植民地米との競争問題）をなんらかの手段によって払拭しようとする議論である。その出発点は、内地の農業生産と農家生活の関心にあったのである。なお、農業倉庫奨励政策は1925年以降強化され、米穀法の米価維持機能を補う機能が重視されるようになるが²²、それはあくまでも政策的なものであり、佐藤の主張する農業者の「自らの力」によるものであったかは別問題として考えなければならない。

それでは、次に、米穀取引業者側の米穀法に対する批判を考察してみよう。

2 米穀商団体における米穀法運用に関する議論——米穀法運用調査会の議論を中心に

(1) 米穀運用調査会のメンバー構成

米穀法運用調査会（以下、調査会）は1928年4月岡山市で開催された第二十一回大日本

²⁰ 『帝国農会報』15巻5号、15-17頁。

²¹ 二つの意見はあくまでも議論の重点の違いであり、政策だけ、又は農民だけに頼るべきという二者択一的な議論ではない。

²² 大豆生田、1993、242-243頁。

米穀会²³の決議により、12月に設立された。会頭・志村源太郎によって、表2.1.2の委員が囑託された。

表2.1.2 米穀運用調査委員会委員一覧

委員	肩書き	備考
志村源太郎	大日本米穀会会頭 委員長	
伊藤悌藏		小委員会委員
橋本伝左衛門	京都帝国大学教授 農学博士	
河田嗣朗	大阪商科大学長 法学博士	
那須皓	東京帝国大学教授 農学博士	
内池廉吉	東京商科大学教授 法学博士	小委員会委員
安藤広太郎	帝国農会副会長 農学博士	小委員会委員
佐藤寛次	東京帝国大学教授 農学博士	
気賀勘重	慶応大学教授 法学博士	
鹽澤昌貞	早稲田大学教授 法学博士	小委員会委員長
土方成美	東京帝国大学教授 経済学博士	
千石興太郎	産業組合中央会主事	小委員会委員
岩木六兵衛	大阪穀物商同業組合組長	
林市藏	大阪堂島米穀取引所理事長	
加賀卯之吉		小委員会委員
瀧川儀作	神戸取引所理事長	
曾野作太郎	京都取引所理事長	
永野護	東京米穀商品取引所理事	
麥生富朗	広島県農会幹事	
梅原保	大日本米穀会専任幹事	
上田彌兵衛	大日本米穀会 幹事	小委員会委員
矢川茂平治	神田米穀市場組合幹事長	
安川彦夫	大阪堂島米穀取引所理事	小委員会委員
布施国治	新潟県農会副会長	
文箭郡次郎	大阪堂島米穀取引所取引員組合委員長	
近寅一郎	新潟県米商組合聯合会長	
後藤安太郎	名古屋米穀取引所理事長	
有松尚龍	東京米穀商品取引所取引員組合委員長	
木村徳兵衛	東京廻米問屋組合総行事	小委員会委員
三浦大五郎	東京米穀商品取引所理事長	
山中篤太郎	幹事	

注：大日本米穀会、1930、「米穀法運用調査委員会委員」1頁より作成。

表2.1.2からうかがえるように、委員は、主に学識経験者と米穀商（米穀商組合、米穀取引所の関係者）から構成され、ほかに、産業組合及び農会関係者も入っている。小委員会

²³ 1907年4月に東京廻米問屋組合＝深川米穀問屋の組合の主導によって設立され、「米穀商人を中心に生産者、米の生産改良若くは運輸・保管・金融等米穀の生産から配給に至る関係者は悉く之を網羅」（社団法人日本食糧協会、1958、1頁）した全国的団体である。その目的は「普く米、雑穀の生産、取引、運輸、保管、金融に関する事項を講究し以て斯業の改善発達を期する」（佐々木、1937、240頁、大日本米穀会会則第2条より）ことである。当時の日本勸業銀行総裁・志村源太郎が会頭に推戴された。1930年8月志村死去後、10月に大蔵大臣経験者の阪谷芳朗が会頭に推戴され、同時に副会頭を置くことで、渡邊鍊藏が副会頭に委嘱された。1935年まで「内地、朝鮮、台湾を通じて支部三十、会員八千余名」（佐々木、1937、238頁）に達した。

は会頭の志村より指名され、四名の「当業者」（千石、上田、安川、木村）と五名の「学者先生方」（鹽澤、内池、安藤、伊藤、加賀）から構成されている²⁴。安藤広太郎²⁵は農事試験場長等を歴任し、この時期には東京帝国大学の教授であるが、委員名簿に「帝国農会副会長」と明記されたように、帝国農会と深い関係を持っており、単なる「学者」とは言えない。この委員会のメンバー構成の経緯は不明であるが、志村は大日本米穀会会頭であるとともに、前述の通り、産業組合中央会会頭でもあり、農会とのつながりも持っていた人物である。この人脈から考えてみると、会頭の志村が委員会の構成に大きな影響力を持っていたと考えられる。

そして、1928年12月8日から1929年4月2日にわたって6回の会合（小委員会を除き）に、調査会委員の要請より、米穀政策と大きく関わった農林省農務局関係者及び米穀商の取引活動に関わった商工省商工局取引課関係者も出席した²⁶。大日本米穀会がこの調査会を通じ、米穀政策を政府に働きかけようとする姿勢がうかがえる。その米穀政策への働きかけの意思は、「学者及当業者の意見発表と、相互の論議討究の間に於て、米穀政策研究上参考に資すべき事項決して尠なからざり」²⁷という志村の言葉からでもうかがえる。要するに、メンバー構成からみれば、調査会は米穀商側が主導したもので、学識経験者及び系統農会、産業組合側などの関係者も包括し、政府の米穀政策に働きかけようとする調査会である。

米穀法運用調査会には言及している研究としては川東（1990）がある。同書では、米穀法の撤廃をめぐる米穀商人と学識経験者の対立がクローズアップされ、米穀法撤廃を主張している米穀商人に対し、学識経験者が撤廃すべきではないと反論したという図式で捉えられている²⁸。以下では、川東（1990）の研究を踏まえた上で、上記の委員（米穀商人と学識経験者など）の議論を詳しく考察しているが、米穀商人と学識経験者とは川東（1990）で論じられているような単線的な二項対立という関係ではないことをあらかじめ指摘しておきたい。

²⁴ 大日本米穀会、1930、昭和4年2月27日議事録の51頁、志村の発言による。

²⁵ 安藤広太郎、1871年兵庫県生まれ。1896年帝国大学農科大学農学科卒業後、農事試験場技師などを経て、1920年に農事試験場長に就任した。その傍ら、1921-26年、九州帝大教授、1923-32年東京帝大教授、1925-41年茶業試験場長、園芸試験場長などを兼任した。なお、1926年帝国農会副会頭、1934年米穀局顧問などに就任した。（秦郁彦編、2002、35頁、戸荊（1985）を参照）

²⁶ 農林省方面は、農務局米穀課長・小平権一、農林事務官農産課勤務・野田清武、農林技師米穀課勤務・渡邊五六などが出席した。商工省方面は、商務局取引課長・藤田国之助、商務局取引課取引所監督官・島剛などが出席した。

²⁷ 大日本米穀会、1930、「序」の2頁。

²⁸ 川東、1990、158-160頁。

(2) 当業者の意見

議事録を確認してみると、米穀業者の意見は纏まったものではないが、政府の米穀法運用が商売に不安をもたらすという漠然とした発言が多かった。ここで、東西取引市場の委員、及び米穀商組合代表の委員の発言を取り上げて、当業者の意見を考察してみたい。その代表的な一人は、大日本米穀会幹事で、東京米穀商品取引所常務理事の上田彌兵衛である。上田は次のような意見を述べている²⁹。

商人が自分が影響を行はんとする時の気分に対して非常な圧迫を受ける、其圧迫が米の分配々給の上に非常に変態的影響を及ぼす虞れがあるのであります。(中略)茲に於て集散市場に於ける需給の関係が非常に乱れて来るのであります、是れが吾々商人の甚だ不安に思ひます(中略)此商人が分配々給の任務に與つて居るといふ若し是れがなければ米価といふものはどういふ変動を来すか、又需給の上に如何なる影響を及ぼすかも知れないのである、さうしてそれは一家を立てる生計を得んとして居る矢張国民一員であります、(中略)国家の一員として吾々当業者は存在して居る、而も分配々給の上に重大なる任務を持つて居る、斯ういふことを無視されるといふことは甚だ私共と致しまして遺憾に思つて居ります

上田は商売遂行の不安を強調し、米穀法の運用によって商人が政府に軽視されることを訴えている。委員会で上田が繰り返し強調したのは、米穀商人が「分配々給の任務」を担っていること、及び米穀法の運用により「国民一員」であり、「国家の一員」である米穀商人の生計に影響を与えることである。上田のこの発言は米穀法の存続を前提としたものではなく、廃止すべきだという見解による主張である。

米穀法廃止の意見の多くは米穀商人によることはすでに川東（1990）の研究で指摘されている。一方、数量調節に限定すべきだという意見もある。次に、もう一人米穀業者、新潟県米商組合聯合会長・近寅一郎の議論を検討してみたい。近は次のような見解を示した。

抑々今日資本主義経済組織の下に於きまして人為的に物価の調節を為さんとするが如きは、経済自然の原則に反する極めて不合理なる行き方であると考へるのであります、社会政策上に於て是が実行力を必要とするものであらうと考へるのであります、故に国家の如き予算に限りある如き者が、到底能く之を理想的に実行することが出来るかどうかと云ふことを言ふのみであります、(中略)現在国家の蒙つて居る所の損害は言ふ迄もなく、将来に甚だ危険である、誠に憂

²⁹ 大日本米穀会、1930、昭和3年12月10日議事録の31-33頁。

慮に堪へないものがあると考えるのであります。³⁰

農民の困憊して居る状態(中略)と云ふものは農村の米を生産する所の農民の経済状態にあるのでありまして、米自体ではないのであります。(中略)どうも価格を標準として行くと云ふやうなことがどうも米穀法の運用を誤らしむる虞あるが故に、数量で行かなければならぬであらうかと思ふのであります。³¹

表 2.1.2 の通り、近は新潟県米商組合聯合会長であり、米穀商人としては当然の発言である。ただ、近は米穀商だけでなく、大地主でもあった³²。米価が下落しつつある状況の中、近は自由経済の議論に基づき、将来国家にとって損害になるという理由で、政府による米価調節(米価維持)に反対している。川東(1990)は米穀商人の米穀法撤廃論の一つの論拠として「米穀法は、もっぱら地主の利益のみに重きをおいており、米穀の取引に従事している米穀商人を無視していること」³³を挙げている。米穀法の実施により米穀商人の活動範囲が狭くなるのは確かであるが、それと、地主利益に重きをおいたかどうかは別である。米穀商人であり大地主でもあった近の議論から、米穀商人と地主の利益は必ずしも対立的なものではないことが端的にうかがえる。米穀商人は貨幣で米を仕入れるのに対し、地主は現物小作米をとるという点で両者は異なっているが、市場で販売する際、高米価を求める点は一致している。政府の米価調節(維持・抑制)によって、地主、商人の利益が共に影響されている面もある。もう一つは、近が「農民の困憊して居る状態」はあくまでも生産農民の経済状態であり、米の問題ではないと強調し、米価調節を批判し、数量の調節に限定すべきだと主張した点に留意したい。つまり、米価調節と農民救済を分けて考えるべきだという主張である。近の自由経済に関する議論や、米価調節と農民救済を分けて考えるべきだという議論は、後述(第二章第三節)の米穀調査会に登場した議論と繋がっていることを予め指摘しておきたい。

一方、広島県農会幹事の麥生富朗は近の見解と異なり、次のような見解を示した³⁴。

国家が食糧と致しまして色々の農業上の施設改良に於て各種の政策を行ひますれば、行ひま

³⁰ 大日本米穀会、1930、昭和3年12月9日議事録の26-27頁。

³¹ 大日本米穀会、1930、昭和4年2月26日議事録の38-39頁。

³² 1933年調査によると、近は村内376反、村外1754反の土地を所有していた(新潟県農地改革史刊行会、1991、75頁)。

³³ 川東、1990、159頁。

³⁴ 大日本米穀会、1930、昭和4年2月26日議事録の41-42頁。

するに従つて生産費を逡減するのであります、又逡減せられなければならぬのであります、(中略)従ひまして米価は下つて来るのでありますから、どう致しましても米穀法の運用の基準と云ふものは生産費に置いて行かなければならぬ(中略)私の主張は、米穀法の運用はどこまでも量の調節価格の調節、即ち現行法でやるべきものである、(中略)国家の農業政策の上に於て、生産費を下げるやうなことに依りさへすれば米価は下るものであるからさうして国民の生活の安定を期したい、私共は左様に信じて居るのであります

麥生は米の生産費が必ず逡減していくことを「米穀法の運用の基準と云ふものは生産費に置いて行かなければならぬ」という主張の根拠として、生産費の逡減とともに、米価も下がることを強調した。ただ、「国家の農業政策の上に於て、生産費を下げるやうなことに依りさへすれば」ということが前提とされている。言い換えれば、国家は農業施設改良など農業のインフラ施設を整える政策を実施することが前提であるという見解である。要するに、麥生は生産費による米穀法運用基準の決定を主張したが、その背後には、農業施設改良などの農業生産基礎を維持する政策への要請を織り込んでいる。つまり、近の米価調節問題と農民救済、農業問題と合せて考える必要がないという見解に対し、麥生はあくまでも米価調節問題と農業政策問題をリンクして考えているのである。

最後に、西日本米穀市場の代表者の一人、大阪堂島米穀取引所理事の安川彦夫の見解を確認しておきたい。

米穀業者の分配の任務も余程米価の上にも又国家食糧政策の上にも大なる重要な位置を成し要素を成して居るのであります(中略)矢張り此重要な任務を司つて居る所の当業者としては国家に対して相当の要求をするといふことは当然ではなからうか(中略)社会が常に之に対して相当の誤解を持つて居る如く感ずるのであります³⁵

資本主義経済組織の下に於て、農業経営、総ての統制でなしに、米価のみの統制を此米穀法に依つて、期しやうと云ふやうなことは、本質的に不可能なことを期待して居るのぢやないかと云ふやうに、色々本質問題に付ての疑念を持つて居る(中略)国家が相当国帑を費して居る、さうして米価安定策を講じて居られるのですから、他に此分配、配給の自然を破壊する、非常に取引業者が困ると云ふやうな、国民の一部誤魔化させると云ふやうなことなしに、政府が相当の国帑を費すならば、米穀法が期待する目的と同じ目的を得られる方法があるぢやないか³⁶

³⁵ 大日本米穀会、1930、昭和3年12月9日議事録の11-12頁。

³⁶ 大日本米穀会、1930、昭和3年12月10日議事録の54-55頁。

安川も米穀業者の米穀流通における分配機能の役割を強調し、米穀法の運用により国家財政が犠牲になっていることを主張した。安川の主張には上田と近の意見と重なっている部分もあるが、米穀取引所の米価安定機能がより一層強調されている。この米穀取引所の機能については、鈴木（1974）が指摘するように、「①価格の公定機能、②価格の平準化機能、③需給の早期調節機能、④ヘッジ（保険）機能」があり、「そのうちの保険機能がもつとも重要な機能である。この裏側に投機が必然的に発生することになるのである」³⁷。この鈴木の見解を踏まえると、安川が主張した通りの機能を米穀取引所は確かに有しているが、米騒動後、一番危惧された投機の危険性もその機能に伴っているのである。安川の議論では、資本主義経済組織下における米穀法による米価のみの統制は「分配、配給の自然を破壊する」ことが指摘されていることにも留意したい。安川がイメージした「分配、配給の自然」は米穀流通業者による政府の干渉なしの自由流通であることは言うまでもない。その裏には、米穀商人の利益があるのは当然であるが、より重要なのは、資本主義的な自由経済を当然視する考えがあったのである。

以上、米穀流通業者の意見をまとめると、米穀法の運用（政府の買上げ、売渡し行為）が当業者の営業遂行上に不安を与え、米穀流通業者が持つ分配機能に支障をもたらしたという点で、米穀法に不満を持っているということである。その解決策として、米穀法の廃止が一番望ましいが、少なくとも政府の調節は数量範囲に限定することとされた。これらの主張は、いずれも、自由経済的な考えに基づいたものである。

（3）学識経験者の見解

学識経験者は各々の意見を持ち、立場は近いとはいえ、意見は必ずしも一致していないところがある。ここでは、すべての学識経験者の委員の見解を検討するのではなく、主に決議の作成に関わる小委員会委員の中の学識経験者（小委員会委員長を除き）の意見を取り上げて、考察する。

川東（1990）の研究では、学識経験者は米穀法の存続を主張していたと捉えられている³⁸が、学識経験者のなかでも米穀法撤廃の主張があった。ここで、「米穀法全廃論者」³⁹の東京商科大学教授内池廉吉の意見を取り上げたい。内池は米価調節について次のような見解を示した⁴⁰。

³⁷ 鈴木、1974、29頁。

³⁸ 川東、1990、158-160頁。

³⁹ 大日本米穀会、1930、昭和4年2月27日議事録の10頁、内池の発言より。

⁴⁰ 大日本米穀会、1930、昭和4年2月27日議事録の11-12頁。

各種の巧妙な商業施設と云ふものが段々と発達して参りましたので、それを調節し得る機能段々好くなつて来た、(中略)必ずしも商人本位でなくても其中に農民の自治運動と云ふものも無論加はつて居るのであります、或は農業倉庫であるとか或は産業組合であるとか、さう云ふやうな農民の自発的の力に依つて配給を完ふし価格を調節し生産保護を完ふすることは、最も奨励することでありまして、それが同時に自由経済の中に這入つて来るものと考へて宜しいと思ふのであります、斯様な事が段々完全となりますれば、最早平時の米穀経済と致しましてそれ程政府の手を煩はす必要はないぢやないかと思ふのであります(中略)非常の際、是は別の場合でありますから或は相当の必要な手段を講ずることは当然のことであります

下線の議論の通り、内池によれば、自由経済的な前提の下で、「商業施設」の調節機能を強調しているが、そこで「商人本位」だけでなく、「農民の自発的の力」による共同販売の価格調節機能によって、生産を保護することが最も望ましいことである。ただし、「非常の際」は別である。言い換えれば、暴騰暴落がない限り、市場の機能に基づき、生産者による共同販売システムが発達すれば、価格調節や生産保護の効果が自然に表れてくるという主張である。さらに、内池は、米穀法の運用基準について、次のように述べている。

米穀法の基準の参考としては、矢張商工経営と同じく企業と云ふ立場から見て、労働にいくら掛るか、資本に幾ら掛るかと云ふ計算法でないと本当のものにはならないと思ふ、(中略)矢張どうも米穀法の基準と云ふことになれば、(中略)帰納的に見て、總て生産費に要する経費をキチンと調べることが合理的ではないかと思ふ。⁴¹

米穀の基準を拵へることは困難だと思ふ、決めるとすれば矢張生産費を持出さなくてはなるまい、生産費に幾らか利益を加へて見て、是は農業に限らず、總ての企業のやり方ですが、生産費に幾らか利益を加へて、之を基準として物価と云ふものは上つたり下つたりする⁴²

要するに内池は、米穀法の運用基準を決めるのは困難であるが、「総ての企業」と同じく、生産費で計算し、商工経営の論理で、米の生産費を計算すべきだと主張している。ここに、『大日本米穀会 25 周年論文集』及び『国民経済雑誌』49 卷 6 号ともに収録されている内池の「米価の統制に就て」という論文と照らし合せて、内池の米価統制に対する考え方をよ

⁴¹ 大日本米穀会、1930、昭和 4 年 3 月 6 日小委員会議事録の 9-10 頁。

⁴² 大日本米穀会、1930、昭和 4 年 3 月 6 日小委員会議事録の 13 頁。

り詳しく考察していきたい。内池は「応急策」としての米穀政策が必要であると論じ、米穀法の効果が少ないと論じる一方、米穀法による米価統制を次のように批判している⁴³。

国家が米価を操縦して生産消費双方の利益を計ると云ふことは主義に於て既に大なる欠陥を有する頗る拙劣なる方法である。現時の資本主義経済が存続する限り物価は原則として各経済者間の闘争により決せらるゝもので、闘争の結果生産を刺戟し、消費を合理化するのが現代経済組織の一大長所となつて居る。(中略)斯かる価格矯正の事たる、必ずしも国家の統制を必要としない。生産者及び消費者の自治的自助的統制を以て其の目的を達し得る望の無い譯では断じて無い。(中略)国家的統制の存する所常に必ず生産者消費者特に生産者等の依頼心を増長せしめ、経済の基礎を危くするに至るのは免るからざるの勢である。

この引用からうかがえるように、内池は競争による生産、消費の合理化を資本主義経済の長所として認識している一方、価格矯正は国家統制より生産者及び消費者の自治的な統制が望ましいものとし、国家統制は「経済の基礎を危くする」ものと危惧しているのである。内池の言う「経済的基礎」はあくまでも資本主義的自由市場の基礎であることに留意したい。そして、内池が価格矯正対策として、国家統制の代わりに、生産者消費者の「自治的自助的統制」を提案し、「米穀問題の解決は生産者消費者双方の協同組合の発達進歩に待つの外はない」⁴⁴と協同組合の発達促進に言及し、さらに具体的には農業倉庫や低利資金案を提案した。これは農業団体リーダーの提案に一致している点が少なくないのは確かである⁴⁵が、「資本主義的自由市場」の各経済主体の利益本位という考え方がその提案の背後にある点は、協同組合主義理念とは異なっている。

内池と同じく、米穀法の撤廃を主張しているのは加賀卯之吉である。加賀は著述家で、1910年代に衆議院委員の経験を持っており、米価調節調査会（1915年）において堂島米穀取引所理事長・高倉藤平の提案の賛同者でもある（第一章第二節の（1）を参照）。「学識経験者」とはいえ、米穀取引所側の意見に近い委員である。彼は米穀法について、次のような意見を述べていた。

農家の不振を唱へて居る者もあります、又米価が安いと云ふて困ると云ふことは認めます、認めますが其安い米価に於ても尚ほ充分生活し得る農民のあることをも認めるのであります。(中

⁴³ 内池、1930、878-879頁。

⁴⁴ 内池、1930、881頁。

⁴⁵ 例えば、第二章第一節の（2）で考察した佐藤寛治の議論の中も農業倉庫の普及が必要としている。

略)今日の如き市価を保つて居れば左程苦しいこともあるまい、是は矢張自然に委せて置いて、高いことがあれば高い時に利益を得て、又此安い時があれば我慢をすると云ふことが好しいと思ふ。⁴⁶

私は速に此米穀法は撤廃して戴きたい、若しそれ農民の喰潰と云ふことがあつたならば、是は別問題であつて、之を救済する途を講じた方が好からうと思ふ、米穀法に依つて此米価を調節すると云ふことは絶対に不可能であると固く信ずるのであります。⁴⁷

加賀は、農村困憊を認めながら、米価が安くても農家がまだ十分に生活し得ることを強調して、政府の統制より、自然に任せたいほうが望ましいと主張した。さらに、ここで注目したいのは、「農民の喰潰といふことがあつたならば、是は別問題であつて、之を救済する途を講じた方が好からう」という主張は、前述の米穀業者の米価政策と農村救済を分けて考えるべきだという考え方と同じである。つまり、加賀も自由経済的な考え方にに基づき、米穀法の撤廃を主張したうえで、農村救済が必要であれば、別方法で救済すべきだという見解を持っているのである。

ところで、前述の調査会における内池の議論に対して、帝国農会副会長の安藤広太郎は「理論上は至極尤もだが、日本の農業としては不適當」⁴⁸と反論した。確かに、生産費による米価算定という主張は、農業団体側が唱えてきたものであるが、ただし、農業団体側が主張した生産費は以下の安藤広太郎の議論に見られるように日本農業生産の現実に基づく生産費の計算であり、商工業生産の論理に基づく計算ではない。安藤はあくまでも「農業を純然たる企業と同じく見られると云ふことには全然反対である」⁴⁹というように農業と一般企業の同一視に対して批判的であった。次は、安藤の議論を通じて、その米価と農業についての見解を検討してみたい。まず、前述の米価調節と農民救済、農業政策を分けて考えるべきだという意見と対照的に、安藤は次のように米と農家の関係を述べている⁵⁰。

米なるものは特別のものであります、而も日本の米を作つて居る農家と云ふものは(中略)個々に僅かな経営で、其面積も一町歩に足らないので、それで以て自家の生業としてやつて居るのでありますから、生産費を嚴重に勘定しますれば、引き合はぬことは當り前である、資本的経営

⁴⁶ 大日本米穀会、1930、昭和4年4月2日議事録の24-25頁。

⁴⁷ 大日本米穀会、1930、昭和4年4月2日議事録の31頁。

⁴⁸ 大日本米穀会、1930、昭和4年3月6日小委員会議事録の10頁。

⁴⁹ 大日本米穀会、1930、昭和4年3月24日小委員会議事録の18頁。

⁵⁰ 大日本米穀会、1930、昭和4年2月26日議事録の17-18頁。

の農業ならば引き合はぬものなら廃めてしまふ筈であります、併し日本の小農ではさう云ふことは出来ない、自ら生きむが為に農業をやつて行くのである、少々生産費が安くても已むを得ず売る、又今日に於ても、米価と云ふものが外のものと違つて(中略)市場で値段を決めて貰ふ状況でありまして、是は特殊のものであります、(中略)米価が下つて来た折に農家が潰れるのを助けて、相当に米価を保たせて農家の経済を持たせると云ふことは、国の上から見て非常に必要なことではないかと思ふのであります

ここに農業を生業としている小農は資本的経営のように、経営赤字になると農業を廃業してしまうことができず、生産者でありながら、生産物の値段を決められず、市場に振り回されている状況に置かれていることとした上で、米価下落による農家経営の悪化を救済するのは国家にとって必要なことであると主張した。さらに、国家財政の負担については、次の意見を示した⁵¹。

国家が損失を蒙るのでありますけれども、相当に犠牲を拂つても、国として当然やらなければならぬことであり、(中略)又将来の食糧問題から考へても内地に於て相当に生産を増して行かなければならぬし、又さうしなければ中々農村の窮状が救はれないのであります、それには矢張最低の基準を決められて、農家が非常に困らない程度に米価を維持しなければどうしても産米の増加と云ふことは困難ではないかと思ひます

以上の引用のように、国家の損失を認める一方、それが必要であると主張した。その必要性は国の半分以上の人口を示す農家の救済の意味があるとともに、「産米の増加」のためという意味もある。安藤は、これらのことを強調することによって、政府による米価維持の正当性を意味付けているのである。これは、安藤の個人的な意見であると同時に、当時の帝国農会における議論も反映している。

ほかにもう一人、小委員会の決議起草者である伊藤悌藏の議論を確認していきたい。伊藤は「矢張農会などで要求するやうな価格調節の目的を達し得る方法を講じたい」⁵²と価格調節に賛同しているが、その手段は数量調節によるものとしている。それは、伊藤の米穀問題に対する認識によるものである。伊藤は米穀問題を次のように認識している⁵³。

⁵¹ 大日本米穀会、1930、昭和4年2月27日議事録の25頁。

⁵² 大日本米穀会、1930、昭和4年3月4日小委員会議事録の4頁。

⁵³ 大日本米穀会、1930、昭和4年3月4日の4-5頁。

米が一時的に市場に溢れて、(中略)実際の数量は必ずしも過剰と云ふ譯ではないが、其の力の強い為めに下落する、斯ふ私は考へるのであります(中略)朝鮮米、台湾米の内地移入に対する月別平均を図ると云ふことが最も有効な方法ではないかと思ふ、而も余り金の掛らない、手段さへ誤まらなければ、極めて楽に行へるのではないかと思ふ。

引用のように、伊藤は米の絶対数量が過剰ではなく、一時的な市場に出回る量が過剰だと認識し、その原因は朝鮮米と台湾米の移入にあると指摘した。そこで、月別平均移入という方策が考案された。さらに、米穀問題の対策について、伊藤は次のように述べている⁵⁴。

日本の米は国内商品であつて、決して国際的商品にはならないものである、(略)豊凶に依つて暴騰暴落を免れないと云ふ非常な危険性がありますので、農村経済問題は勿論、一般国民の生活上の点から考へても、又国防の点から考へましても、是は特別の商品として人為的に或る程度迄価格の調節をすると云ふことは、私は已むを得ぬものと考へるのであります

伊藤は、「一般国民の生活」や「国防」の点から国家による米価調節はやむを得ないことと認識し、国家の財政負担が必要としている点で安藤の意見と一致している。さらに、米穀法と合せて、農業倉庫の運用なども必要としており、内池の言う生産者消費者の自治的統制ともつながっているところである。このような「国」と「国民」の立場より出発する伊藤の議論は、彼の農商務省技師という経験と関連していると考えられる。つまり、政府的な立場で、どちらの論者の意見にもよらず、現実的に実行可能で、なおかつ有効な方法で、対策を立てる。そのため、内地米について、価格調節が必要としながらも実行上では便宜的な手段として量の調節を主張し、朝鮮米、台湾米の移入管理として、出来る限り財政に負担のかからない方法を講じようとしているのである。

以上、考察したように米穀法運用調査会における学識経験者の意見は多様であった。自由経済的な立場から対策を講じようとする議論(内池、加賀)もあるし、農業側の立場から政府による米価調節を主張する意見(安藤)もあるし、政府的な立場から米穀対策を立てようとする議論(伊藤)もある。これらの議論を経て、最終的に米穀運用法調査会が出した下記の「米穀に関する意見」⁵⁵(小委員会の決議、1929年4月2日)に反映されていく。

⁵⁴ 大日本米穀会、1930、昭和3年12月10日議事録の44頁。

⁵⁵ 大日本米穀会、1930、「米穀法運用調査委員会」の12-20頁。

(前略)特に重要と認むる事項に付意見の大綱を述べれば左の如し

第一 内地米に関する方策(朝鮮米に関する一部の事項を含む)

米穀法の運用(略)は米穀の異常なる需給関係又は米価の甚しき騰落を調節するの必要を生じた場合に於てのみ之を行ふを原則とするを適当と認むるを以て其の買上及売払に關しては豫め一定の基準を公定し且之を公表し其の範圍に於て之を実行すること

今其の實行方法に關する要綱を述べれば左の如し

(甲)需要及供給の數量を基準とする場合(略)

(乙)價格を基準とする場合(略)

第二 朝鮮米及台湾米に対する方策

(一)(前略)米穀需給年度の前半期に於ける内地の米価を著しく不自然に低落せしめつゝあるを以て政府に於て朝鮮米の各月移入數量をして一ヶ年間を通じ相当均衡を保持せしむる様月別移入數量の調節を行ふの目的を以て左記の施設を為すこと(略)

(二)(略)

(三)台湾米に關しては現時の状況に於ては差当り特別の施設を為すの必要を認めず

第三 米穀法に關連して特に施設の促進を必要と認むる事項

(一)(前略)政府は年内を通じての米価を相当調節するの目的を以て速に左記施設の完成に努むる

(イ)農業倉庫に於て保管する米穀を担保とし其の寄託者に対し低利資金の融通を為す(後略)

(ロ)管外販売米の多き道府県をして取引便利なる枢要の地に販売組合連合会を经营主体とする聯合農業倉庫(相当大規模にして且長期貯蔵に適する構造を有するもの、原文)を可成速に建設せしめ(略)低利資金の融通を為すこと(後略)

(ハ)(略)

本委員会は小委員会の決議を承認したるも委員中の相当多数は左記事項につきて保留又は意思表示をなすを必要なりと認む其事項下の如し

- 一、本案に示す基準を得る能はざるときは寧ろ現行米穀法を廃止するを適当と認むること
- 二、外米につきても内地米に準じて適當の統制を加ふること

以上の意見(小委員会決議)に書かれたように、価格調節か数量調節をめぐる議論は、第一の米穀法運用基準問題についての点に反映されて、基準の制定が必要とされているが、明確な基準が定まられておらず、(甲)数量基準の場合と(乙)価格基準の場合と別々に提

示されている。そして、伊藤の朝鮮米の月別平均についての案も第二点に織り込んでいる。さらに、内池の議論にもあった農業倉庫、低利資金、共同販売についての意見が第三の「米穀法に関連して特に施設の促進を必要と認むる事項」にまとめられていた。最後に、米穀法運用調査会の争点である米穀法存廃の問題が保留事項に反映され、基準の議論も含め、「本案に示す基準を得る能はざるときは寧ろ現行米穀法を廃止するを適當と認むること」という点に集約されていた。

本節の 1 では、主に農業団体や農業団体のリーダー（学識経験者を含め）という農業側から展開された議論を考察した。農業側の中でも、米穀法運用に対する見解もそれぞれ異なっていた。米穀法に頼って、農家保護を求めようとする意見がある一方、農業者の「自らの力」によって米穀の商品化を進めるべきだという意見もあったが、いずれにしても、農業、農家の現状を意識し、自由市場における農業生産及び農家経営の不利益の部分をなんらかの手段によって補足しようとする議論である。

本節の 2 では、『米穀運用調査会議事録』を利用し、主に米穀商側の米穀法運用への議論を考察した。米穀商側は農業側と異なり、商人の利益から出発して、米穀法の運用（政府の買上げ、売渡し行為）が当業者の営業遂行上に不安を与え、米穀流通業者が持つ分配機能に支障をもたらすという観点から、米穀法に対する批判を展開した。自由経済的な考えに基づき、その解決策として、政府の米価調節を排除する米穀法の廃止まで提示された。なお、この時期に、農村救済の必要性に対する認識が米穀商には共有されていないことも明らかであった。これと相まって、一部の学識経験者などの論者も、自由経済的な立場から米穀対策を立てようとしている見解を示し、生産者消費者の「自治的自助的統制」（内池の意見）が提案された。それは 1 の中に触れた佐藤寛次が主張した農業者の「自らの力」による対策と一致する点もあるが、その背後にあるのは自由経済的な考えと農業側の協同組合の理念であり、異なったものであったことを改めて強調したい。

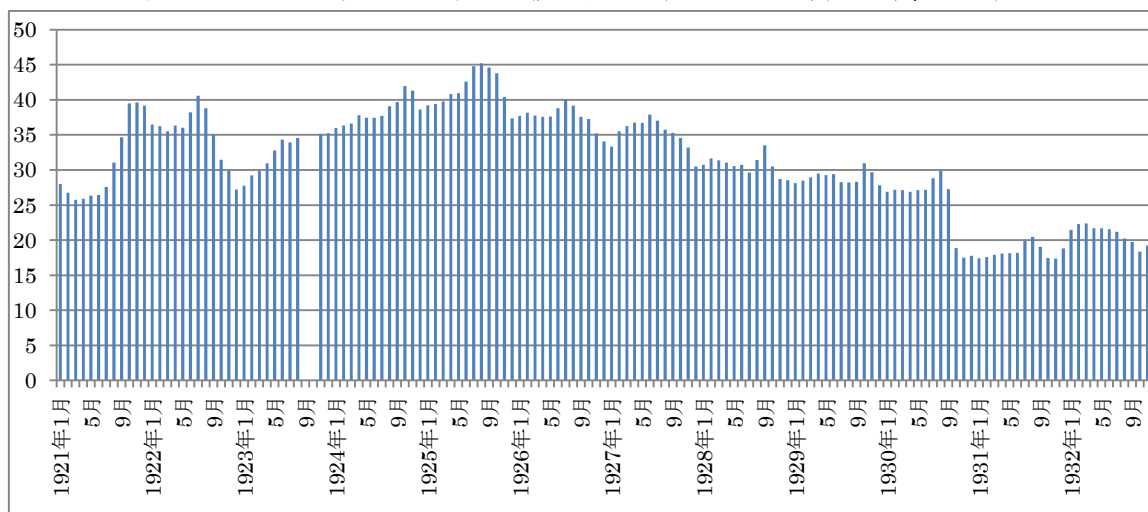
第二節 農業側の米価調節論——農業団体リーダーの議論を中心に

本節では、本章の冒頭で述べたように、先行研究で手薄だった米穀政策実施過程の農業側（農業団体リーダーを中心に）の議論に焦点を当てたい。具体的には、主に『帝国農会報』を手掛かりとして、農会リーダーや、学識経験者などの米価調節をめぐる議論を確認

しておきたい。米価については、さまざまな論者が議論している。帝国農会関係者（例えば内藤友明や岡田温、勝賀瀬質など）、国会議員（例えば荒川五郎、胎中楠右衛門など）、さらに農林官僚（小平権一、荷見安など）などである。ここでは、主に、帝国農会関係者及び国会議員の論説について検討したい。なお、本節では、米価の乱高下があった1920年代前半、下落傾向が現れた1920年代の後半、暴落した昭和農業恐慌期に分けて考察していきたい。

米穀法時代の米価変動は図2.2.1の示す通りである。図2.2.1の米価から見ると、1921、22年に激しい変動があるが、23年以降米価は上昇傾向にあり、25年8月に最高値まで上がった。しかし、その後、季節的な変動があるものの、下落傾向が続き、30年に記録的な大豊作もあって、谷底まで下落している。さらに表2.2.1に示されるように、物価の変動と比べると、1920年代（1921年を除き）の米価は比較的に高い水準にある。米価指数からみると、20年代前半には、23年の下落を除き、上昇の傾向もみられるが、後半になると、物価よりも早いペースで下落した。ここでは、このような米価変動を念頭におきつつ、議論を進めていきたい。

図2.2.1 東京深川正米市場の月別平均米価の変動（1921—32年） 単位：円／石



注1：中沢、1933、466-514頁より作成。

注2：1923年9、10月は関東大震災のため、データがない。

表 2.2.1 一般物価指数と米価指数（1921～31 米穀年度の平均）

	一般物価指数	米価指数	米価率
1921 年	265.47	249.58	0.94
1922 年	264.82	311.75	1.18
1923 年	257.95	267.92	1.04
1924 年	272.40	319.17	1.17
1925 年	270.86	356.17	1.32
1926 年	242.20	325.00	1.34
1927 年	225.15	302.83	1.35
1928 年	224.96	265.17	1.18
1929 年	223.39	246.00	1.10
1930 年	188.73	230.92	1.23
1931 年	155.13	155.50	1.00

注 1：農林省農務局、1932、24-27 頁より作成。1900 年 10 月を 100 とする。

注 2：米穀年度は前年 11 月 1 日から当該年度の 10 月 31 日までを指す。

注 3：米価率は米価指数／一般物価指数より計算したものである。小数点二位以下は四捨五入。

1 1920 年代前半の米価調節論

この時期は、「農村の振興」が唱えられたが、米価は価格及び米価率を見ても比較的高水準で推移しており、23 年を除き上昇の傾向（米価指数）も見られる。このため農業団体のリーダーは主に、米価の激しい変動を防ぐ標準価格の制定について議論を展開していく。

表 2.2.2 『帝国農会報』における米価問題に関する記事（1921～25 年）

年代	巻	号	著者	タイトル	備考
1921	11	5	岡山県農会幹事、農学者・菅野鉦次郎	米価に就て	米穀法の実施に対する建議
		6		米穀委員会	委員会設立に関する記事
		7	帝国農会	第二回米穀買上ニ関スル建議	
1923	13	4	衆議院議員・荒川五郎	農村の振興と国民の安定——米穀の最低価格を公定保障すべし	
		8	帝国農会副参事・内藤友明	米価問題の真諦	
1924	14	3	宮路質	米の農家庭先値段	価格データ
		7	帝国農会囑託 勝賀瀬質	米価に就て	
		20	法学士・伊藤一水	米専売に就て	専売の条件を提示し、米は専売条件を満たしていないと述べ、「米専売は到底実行の伴はざる架空論である」と論じている。
		23		各県産米売行相場	データ

注 1：武田、1986、64-65 頁、70-71 頁より作成。

注 2：表中の記事は武田（1986）では、「米価調節論、米価問題一般」（64-65 頁）と「米価事情」（70-71 頁）とに分類されているが、本稿では、「米価に関する記事」に一括した。

注 3：本文中で言及していないものについては備考に概要を記載した。

表 2.2.2 のように米価問題に関する議論が展開され、米穀法の実施以外に、専売案への批

判についての議論もあった。ここでは前述したように、農会側のリーダー及び国会議員の議論を検討していきたい。

まず帝国農会副参事内藤友明⁵⁶は「米価問題の真諦」で米の特殊性を論じながら、次のように述べている⁵⁷。

稲作栽培と云ふ一つの事実が現代の経済組織に対して根本的の不利益な部分が存在してをり、又現代の社会組織から考へて米価に対して極めて大なる或る力が加へられる。之故に米価問題が成立するので、又その内容の総ては此の外に出てないのである。(中略)米価には単に需給関係より生ずる価格のみではなく、そこに社会的の制裁が加つて商品としての価格を生産者に対して著しく低からしめてゐる。之が又稲作の経済上不利益な有力な根本原因である。(中略)故に農業上の問題の解決に忠実であるべき者はどうしても常に其時代を直観して、農業上或問題の因つて来るところを究め、そこに解決の具体事項を考へねばならない。(中略)宜しく産業全体の組織を改革し社会全般の必要を本位としたる生産制度にしなければ米価問題も決して解決せられない。

以上のように、内藤は米価問題の根本に農業と「現代の経済組織」すなわち資本主義との関係性があると指摘した上で、「社会全般の必要を本位」とするような産業組織の改革が必要だと述べた。具体的な解決策は論じられていないが、米の生産費問題や米価維持問題に社会的正当性を与えようとしている議論だと考えられる。つまり、米価問題の解決には「社会全般の必要を本位としたる生産制度」を構築し、資本主義における農業の不利益の部分の払拭する必要がある。さらに、言う迄もなく、この論説の背後には、米価問題の根本は農業問題であるという認識があった。松田（2012）が明らかにしたように、内藤は帝国農会の活動にとどまらず、農政会、農政倶楽部などの活動にも関わっていた⁵⁸。さらに、内藤にとって農会は「農業利益を代表することにこそ、その使命があった」⁵⁹。このような内藤の活動及び農会の使命に対する認識から考えると、上述の米価問題に対する内藤の議論は広範な農政活動に反映されていったと考えられる。

⁵⁶ 内藤友明は、1894年富山県生まれ。1917年東京帝国大学農科大学農学実科を卒業後、徳島県農会技手、帝国農会書記（1920年）、帝国農会副参事（1922年～）、富山県農会技師兼幹事（1924年～）を経て、1935年富山県農会を辞職した。1940年石黒忠篤農商務大臣の秘書官となり、1941年農職務大臣官房事務嘱託、農村更生協会理事、農業報国連盟嘱託を歴任した。（松田、2012、155頁を参照）

⁵⁷ 『帝国農会報』13巻8号、9-10頁。

⁵⁸ 松田、2012、154-157頁。

⁵⁹ 松田、2012、155頁。

次いで、勝賀瀬質⁶⁰が「米価に就いて」を發表している。この中で、生産費に基いて米価を決めるべきだと主張した⁶¹上で、「最低価格の保証を必要とする。然し此の最低価格は即ち必ず最高生産費を以て決めなければならぬ」⁶²と述べている。この見解は、前述（第二章第一節の1を参照）の最低価格を前の数年間の平均生産費とするという矢作の議論とは異なっている。農会側の価格基準案も論者によって意見の違いがあったことは明らかである。

ほかには、衆議院議員荒川五郎⁶³の「農村の振興と国民の安定——米穀の最低価格を公定保障すべし」がある。その内容は、タイトル通りに、「政府は農業の生産費等を調査斟酌して米穀の最低価格を公定保障し、之に基いて米穀法を運用して価格と数量との調節を為し」⁶⁴という主張である。荒川は第46回帝国議会では「米穀法運用に関する建議案」（審議未了）を提出し、「米穀ノ標準価格ヲ公定シ米穀法ヲ運用シテ之ヲ調節スルコト」について建議し、米穀法の改正を働きかけた一人（ほか五名）であった⁶⁵。この議論は、米穀法改正の議論とかかわっているものと考えられる。つまり、生産費に基づく標準価格の制定を法律に織り込もうとしているのである。

以上は『帝国農会報』における1920年代前半の米価調節に関する議論であった。いずれにしても、米穀法を改正すべきだという考えのもとで、行われたものだといえる。その背景には前述のように、1920年代前半、米穀法の米価維持機能が弱かったことがあった。このため、価格の調整はもとより、基準として生産費を考慮することを訴えかけていたのである。その主張の根底には、農業生産及び農家経営を安定的に維持しようとする意図があった。このような議論がなされると同時に、岡田温を中心に米生産費調査が1922年に帝国農会によって始まり、議論だけではなく、それを根拠付けるための調査が行われるようになった⁶⁶。このように論者によって意見が微妙に異なっているが、食糧供給の安定のため、国民全体のためという名目で、米価維持策を訴え、生産者の利益を求めようとし、農家経営を維持しようとしている点では一致している。さらにいえば、資本主義経済組織下の市場における小農経営及び農業生産の不利益の部分、どのように解消すべきなのかという点で関心が一致している。

⁶⁰ 勝賀瀬質は1923年東京帝国大学農学部卒業。同年帝国農会に就職、京都中央卸売市場に生産者代表として駐在。その後、帝国農会参事、幹事（1933～36年）、全国購買販売組合連合会理事、全国米麦改良協会副会長などを務めた。（勝賀瀬質、1965、奥付）

⁶¹ 『帝国農会報』14巻7号、7-8頁。

⁶² 『帝国農会報』14巻7号、8頁。

⁶³ 荒川五郎は1865年広島県生まれ。日本大学法律科卒業。逓信省副参政官、大東文化協会常任理事などを務め、憲政会政務調査会長となる。1904年初当選以来、衆院議員に10回当選。1944年没。（日外アソシエーツ株式会社、2011、25頁）

⁶⁴ 『帝国農会報』13巻4号、33頁。

⁶⁵ 農林大臣官房総務課、1959、173-178頁。

⁶⁶ 石橋（1961）、川東（2010）、松田（2012）を参照。

この時期に、米穀問題について、帝国農会の通常総会では、「食糧政策ニ関スル建議」(1921年第十二回総会)「米穀輸入税ニ関スル建議」(同前)、「米穀法運用ニ関スル建議」(1922年第十三回総会)、「米麦輸入税復旧ニ関スル建議」(1923年第十四回総会)、「米穀法改正並ニ米穀ニ関スル関稅定率法改正ニ関スル建議」(1924年第十五回総会)、「農産物関稅ニ関スル建議」(1925年第十六回総会)という建議案が提出されていた。タイトルからもうかがえるように、帝国農会はこの時期に外米輸入問題と米穀法運用改正問題に注目していた。これらの建議は、「近時米価カ其ノ生産費ヲスラ償フ能ハス殊ニ豊年ニ於テ其ノ崩落底止スル所ナキハ農家經濟ヲ著シク脅威シ農家ハ今ヤ豊年ヲ呪フニ至リ延イテハ田園退却ノ原トナリ小作爭議ノ因ヲ為スモノニシテ真ニ寒心ニ堪エサル所ナリ」⁶⁷ (「米穀法運用ニ関スル建議」)、「政府ノ食糧政策ノ不徹底ナルカタメ米麦作ノ如キ普通ノ年ニ於テ収支相償ヒ難キ状況トナリ農家ハ其ノ経営ノ方針ニ迷ヒ業務ニ精励シ能ハサルニ至レリ」⁶⁸ (「食糧政策ニ関スル建議」)、「我国ニ於ケル米作ハ収支相償ハサルノ状況ニアルノミナラス價格ノ變動甚シキカタメニ農家ノ經濟ヲ危殆ナラシメツ、アリ (中略) 農業ニ対スル当業者ノ熱心ノ減却スル傾向アルカ如キモ之ニ因由スル所尠カラサルヲ認ム」⁶⁹ (「米穀法改正並ニ米穀ニ関スル関稅定率法改正ニ関スル建議」) 等を掲げ、農業生産及び農家経営の不安定を危惧し、生産費を償える米価の要請が行われていた。組織としての方針と前述の農業団体リーダーとの議論とが一致していることと言えるだろう。言い換えれば、農業団体リーダーの議論は、帝国農会の建議案に反映され、帝国農会の米穀政策に関する動きを規定していると考えられるのである。

2 1920年代後半の米価調節論

農業団体のリーダーや国会議員は標準価格の制定を求めていたが、米穀法の改正では、価格の調節が加えられたものの、その基準については定められなかった。他方、1927年、人口食糧問題調査会⁷⁰では食糧供給不足が予測され、新たな30年計画が立てられた⁷¹。つまり、食糧増産は依然として政策の重要な課題であると認識されていた。

⁶⁷ 帝国農会史稿編纂会、1972b、789頁。

⁶⁸ 帝国農会史稿編纂会、1972b、795頁。

⁶⁹ 帝国農会史稿編纂会、1972b、799頁。

⁷⁰ 人口食糧問題調査会は「内閣総理大臣の監督に属し関係各大臣の諮詢に応じて人口問題及食糧問題に関する重要なる事項を調査審議」する機関である (大阪時事新報 1927年7月8日付の記事を参照)。

⁷¹ 農林大臣官房総務課、1957、752-758頁。

表 2.2.3 『帝国農会報』における米価問題に関する記事（1926～29年）

年代	巻	号	著者	タイトル
1926	16	6	衆議院議員・荒川五郎	国民生活の安定は米価の安定にある
1927	17	2	勝賀瀬質	最近に於ける米価の趨勢
			帝国農会調査部	米価暴落原因に対する道府県農会の意見
1928	18	3, 4	勝賀瀬質	農産物価格維持問題に就いて
		11	東浦庄治	米価と米作付面積との関係に就て
		12	小平権一	我が国に於ける最近の米穀問題
1929	19	3	帝国農会	米価応急策に対する意見
		9	帝国農会幹事・岡田温	米価政策の主要点
		10	帝国農会会長・矢作栄蔵	米価下落の原因とその対策
		12		食糧品価格問題批判 ・安川雄之助「食料品価格低下の急務（緊縮政策実現の前提として農産物価格維持に執著するな）」 ・岡田温「安川氏に質す（食料品価格低下論に就て）」 ・水谷松三郎「食料品問題（安川岡田両氏の論戦を農民の立場より見る）」

注 1：武田、1986、64-65 頁、70-71 頁より作成。

注 2：表中の記事は武田（1986）では、「米価調節論、米価問題一般」（64-65 頁）と「米価事情」（70-71 頁）とに分類されているが、本稿では、「米価に関する記事」に一括した。

このような背景のもとでのこの時期の米価問題に関する記事は、表 2.2.3 の通りである。帝国農会は「米価暴落原因に対する道府県農会の意見」、「米価応急策に関する意見」を發表し、米価の低落傾向に警戒を示している。そこで、各論者がどのように議論を展開しているかを確認したい。

まず、荒川五郎は「国民生活の安定は米価の安定にある」の中で、次のように論じた⁷²。

国民の一部たる消費者側のみの便をはかつて、大多数である農業者の生活の安定を顧みず、（中略）決して国民全般の上から見た所の正しき意味の生活安定論ではない。需要者の利益を図るべく其低廉を欲することは生産費を算用して考へなければならぬ。即ち生産費を考慮すべき程度を超ゆるを許さないのである。

ここに、荒川は米価（＝生産費を考慮した米価）の安定を主張し、農業者の生活安定が消費者の安定にもつながることを主張し、生産費を下回ると食糧の供給安定にも影響すると訴えている。つまり、消費者の食糧供給安定を取り上げて、農業者生活の保障を訴えているのである。

勝賀瀬質もまた「最近における米価の趨勢」を論じている。勝賀瀬は、米価の低落傾向の原因を主に外米、植民地米の移入に求めていた。ただし、その議論は「米価の下落を以

⁷² 『帝国農会報』16 巻 6 号、45 頁。

て必ずしも変調を示すものとせない。唯、斯くの如き急激なる下落傾向が（中略）農村振興の基礎を再び揺ぐものとならざらん事を希ふものである」⁷³とまとめている。なお、同文の中で次のように述べている。

（米穀法は、引用者）一国の食糧需給、食料充実政策を出発点とする以上、（中略）米穀の需給を円滑ならしむるためには、（略）生産者の生活保証をその基点となすべきは当然であらう⁷⁴。

近年（中略）都市、地方の区別なく社会問題として農村の救済が叫ばれるに到つた。言はずもがな、之れ、農民の生活向上の努力専念である。農民の生活向上は亦収入増加に俟たなければならぬ。茲に農産物の商品化が必要となり、その売却品の相当価格維持の必要が生ずるのである⁷⁵。

以上の引用部分から、勝賀瀬が、「米穀需給を円滑ならしむる」ことを前提に、生産者の生活保証を主張しているのは明らかである。さらに、米価問題の議論の背後に、米作農家の生活向上に対する関心もうかがえる。下線の部分から明らかなように、勝賀瀬は農産物の商品化を積極的に捉え、商品化を前提とした上で価格の維持が必要と認識されている。さらに、その価格は、米作農家の生活の改善に関わるものとして、生活と生産が一体化した農業生産という視点から主張したと考えられる。

このほか東浦庄治⁷⁶は、明治期から大正期にわたる米価と米作付け面積との関係を検討し、「米価と収量とを見て、農民の米作に依る経済的特質を考慮する等は甚だ必要である。が要するに、我国に於て、米の増収、特に、作付面積の増加を計らんとするには、米価の維持が一の必要事項だ」という結論に至り、「米価の著しき騰貴若は安定は、米作付面積の著しき増加若は確実なる増加を伴ひ、米価の下落は作付面積の減少若は増加度合の減少を必然に伴ふ」と述べている⁷⁷。この検討を行った理由について東浦は、「少なくとも生産者側から、或は国民経済的見地から価格政策を論ずる場合、此れ（米作付け面積と米価の関係、

⁷³ 『帝国農会報』17巻2号、52頁。

⁷⁴ 『帝国農会報』17巻2号、40頁。

⁷⁵ 『帝国農会報』17巻2号、46頁。

⁷⁶ 東浦庄治は1923年東京帝国大学経済学部を卒業、帝国農会副会長矢作栄蔵の招きによって帝国農会に入り、調査事務に従事する。1933年3月、産業組合中央会に転じ、1934年8月、帝国農会に戻り、幹事兼経営部長となる。1943年10月農業団体統合によって設立された中央農業会常務理事となる。1949年の自死まで、全国農業会副会長、農業復興会議副議長、農業家畜保険会会長など日本農業界関係の仕事に携わり続けた。（東浦庄治選集刊行会編、1952、東浦庄治略歴1-4頁）

⁷⁷ 『帝国農会報』18巻11号、44頁。

引用者)が重要項目となすものである」⁷⁸と説明している。東浦も、食糧増産策(「国民経済的見地」からの食料供給の安定)という枠組のなかで、農業側の立場から、米価維持策の必要性を訴えかけている。ただ、東浦はその具体的な方策については提示していなかった。

ほかには、帝国農会会長矢作栄蔵も「米価下落の原因とその対策」の中で、米価下落の原因を植民地の増産策及び外米・植民地米の輸移入による内地米への圧迫に求めた上で、「今日市場に於ける米の供給は潤沢であるから、米価は最高生産費に支配されずして、寧ろ植民地における米の生産費を基準として決定される傾向にある」⁷⁹と述べ、日本市場の米価は植民地米の生産費によって決められることを問題視とした。このような認識にもとづき、具体的な対策として「外米の輸入専売と同時に植民地米の移入専売を併せ行ふこと」⁸⁰を挙げたのである。

帝国農会幹事岡田温も「米価政策の主要点」の中で、米価低落の原因について、「一は国内の生産が需要以上となる場合、即ち生産過剰により暴落すると、一は国内の生産は需要以内であつても国外より安価な米が需要限度以上に輸移入され、米穀市場に供給過剰状態を呈することである」⁸¹と指摘する。一方で、国内の米穀政策について、次のように述べている。

米穀政策に対する表面の重要条件は、国民の食糧の問題であるが、真実の重要条件は、農民の生業問題である、米作を生業する小農の生活問題である、(中略)米作農家には、米価が生産価格以下に低落しても、他の作物に転換してその不利益より免るといふ避難法はない⁸²。

米価の高くなるは、貧民階級の生活の脅威となるから、可及的安価に供給するが必要であるとの議論は、社会問題として相当の理由はある、併しそれならば厳密に貧民階級者なるものを調査し、自から生活し得なる能力のないものに対し、特に安価に供給する方法を講ずべきであつて、貧民救済のために、中流上流者の米代までも、生産価格以下にて供給せねばならぬ理由は毛頭ない⁸³。

⁷⁸ 『帝国農会報』18巻11号、33頁。

⁷⁹ 『帝国農会報』19巻10号、8頁。

⁸⁰ 『帝国農会報』19巻10号、11頁。

⁸¹ 『帝国農会報』19巻9号、3頁。

⁸² 『帝国農会報』19巻9号、1頁。

⁸³ 『帝国農会報』19巻9号、2-3頁。

岡田は、米価の持続的な低落が農民の生活を脅かし、社会問題になると説き、低米価を以て都市消費者の保護を唱えようとする説は真の貧民救済にはならない、ただ中上階層の利益になるのみだと批判した。引用部分の以外でも、農家への打撃は、地方の中小商工業者にも影響が及ぶことも指摘している。農民生活の不安定により、地方財政にも影響を与え、「地方の情勢が斯くなれば、中央政府が如何に都会本位主義を固執せんとしてもそれは不可能であらう」⁸⁴と予測した。岡田が問題視しているのは、あくまでも小農の生業問題、生活問題であることは明らかである。現実の米作農家の状況に鑑み、米価の下落で生じた不利益の解決策を米価維持策に求めようとしたのである。

しかし、米価は社会諸勢力の利益と関わっている以上、このような議論が批判されることは免れない。例えば、三井物産の安川雄之助（表 2.2.3）は「農産物価格維持に執著せずして農民の負担軽減労働能率發揮による原価低減の方途に出づべきであつて之により国家国民全般の繁栄を目標として進まなければならぬ」⁸⁵と生産者側による生産費の削減努力の必要性を主張し、いくつかの生産費軽減方案を挙げた。

一方、岡田は「安川氏に質す」で安川の提示した生産費軽減方策（生産の機械化、不毛地の開墾、生産増殖）について、「小規模の家族経営」の現状を述べ、日本の国情からすれば、資本主義的大経営論は現実的ではなく、農業問題の解決にはならないと反論した。さらに、農業を「私経営に任せて開拓せんすれば開墾助成はもちろん農産物の生産価格を維持する外に対策はない」⁸⁶と論じた。つまり、現行の生産制度、及び現実の状況を考慮した上で、農業問題の解決には、生産費を償える価格維持に求めるしかないという主張である。この岡田の議論のポイントは、資本主義的大経営を展望できず、農業を「私経営」に任せる限り、価格維持の手段によって維持していかざるを得ないという点にある。この両者の議論から資本家としての立場（安川）と農業生産者側に立つ岡田との農産物価格に対する見解の違いがうかがえる。

以上が 1920 年代後半に展開された議論である。これらの議論から、この時期には、農家生活それ自体への関心が 1920 年代前半より強まっているといえよう。その背後には、米価の下落傾向（図 2.2.1、表 2.2.1）による農家生活の打撃への危機感があったと考えられる。さらに、岡田の議論に見られるように、根本的な問題は、現状の「小規模の家族経営」と食糧増産策、ひいては資本主義的大経営論の不適合という点にあると考えられる。他方、政策的には、人口増加により食糧供給安定が求められ、依然として食糧増産策が重要課題

⁸⁴ 『帝国農会報』19 卷 9 号、3 頁。

⁸⁵ 『帝国農会報』19 卷 12 号、80 頁。

⁸⁶ 『帝国農会報』19 卷 12 号、82 頁。

であった。そこで、食糧供給安定という共通の認識の下で、農会側や国会議員などは農業生産及び小農経営を維持するためには、人為的な価格維持策による支援が必要不可欠だとする主張を展開したのであった。

3 昭和恐慌期における議論

周知のとおり、1929年の世界経済恐慌で、日本も大きな打撃を受けた。輸出業に関わる繭の価格が暴落する一方、豊作などの影響で、1930年10月から米価が暴落した。政府は1931年に米穀法の第二次改正を行い、米価について最低・最高価格の設定が導入され、最低価格は「米穀生産費ト率勢米価⁸⁷ノ下値二割ニ相当スル価格トノ範囲内ニ於テ適当ト認ムル価格」（第三条）、最高価格は「家計米価ト率勢米価ノ上値二割ニ相当スル価格トノ範囲内ニ於テ適当ト認ムル価格」（第四条）により定めることが規定された。さらに1932年に第三次改正が行われ、最低価格の制定は生産費に基づくと定められるようになった。

表 2.2.4 『帝国農会報』における米価問題に関する記事（1930～32年）

年代	巻	号	著者	タイトル	備考
1930	20	4	帝国農会幹事・岡田温	基準米価の意義	基準米価を概論し、「生産原価とは、生産費に地代を含んだもの、詳言すれば耕境にある下等地の最高の生産費には地代をふくまず、それより以下には地代を含んだものという意味である」と述べている。
			猪坂直一	米公方徳川吉宗の米価維持策	
1931	21	1	野村岩夫	旧仙台藩に於ける買米制度の農民生活に及ぼせる影響	
			荒川五郎	米の最低価格を公定補償する法	
		2	藤岡啓	米穀問題を直視して	
		10	衆議院議員・胎中楠右衛門	我等が提唱する米専売案	
		10	車 恒吉	稲作と米価	1931年の米作状況と米価についての分析。
1932	22	5	農林省農務局長・小平権一	米穀政策、その他に就いて	
		6	稲見泰治	米価調節の一私案	米価状況に応じ、政府の無限量買上げと売渡し、「政府の倉庫を解放して一定の値段ならば売買共に何時でも自由に応ずる」ことを主張している。
		8	岡田温	米穀専売を施行するとせば予	生産費は絶対的条件である、生計費は

⁸⁷ 率勢米価＝米価率（＝米価指数／物価指数）の趨勢値×基準価格決定の前月の物価指数×基準米価。米価指数と物価指数は1900年の米価と物価を1とする。基準米価は日本銀行調査の基礎年月（1900年10月）の米価である。率勢米価のポイントは米価と物価の関係にある。つまり、米価を一般物価（商工業製品の価格）水準から一定の幅に固定するのである。

			め研究を要する事項	絶対条件たるべきものではないと主張した。
	9	大滝源九郎	米価調節の一私案を駁す	「米価調節の一私案」に対し、自由主義経済的な発想であり、実現不可能な案理想と批判している。
	11	岡田温	米穀政策の中枢	「米穀政策が農民の犠牲を条件とするものであれば如何なる案にも反対である。(中略) 販売を目的に生産する米が、正当な価格で販売されるやうな価格調節の行へる政策」と主張した。
	12	東 武	米専売の理論的根拠	
		荷見安	最近に於ける米穀政策に就て	

注1：武田、1986、64-65頁、70-71頁より作成。

注2：表中の記事は武田（1986）では、「米価調節論、米価問題一般」（64-65頁）と「米価事情」（70-71頁）とに分類されているが、本稿では、「米価に関する記事」に一括にした。

注3：備考は本文中では取り上げていないもの及びタイトルだけでは内容の分かりにくいものに関して説明した。

この時期の生産費を償える米価維持という主張は1920年代とほぼ変わっていないが、現実の米価の暴落によって、米価維持の要求が一層強まった。まずは、農業、社会全般との関わりから米価問題の重要性が引き続き強調されている。

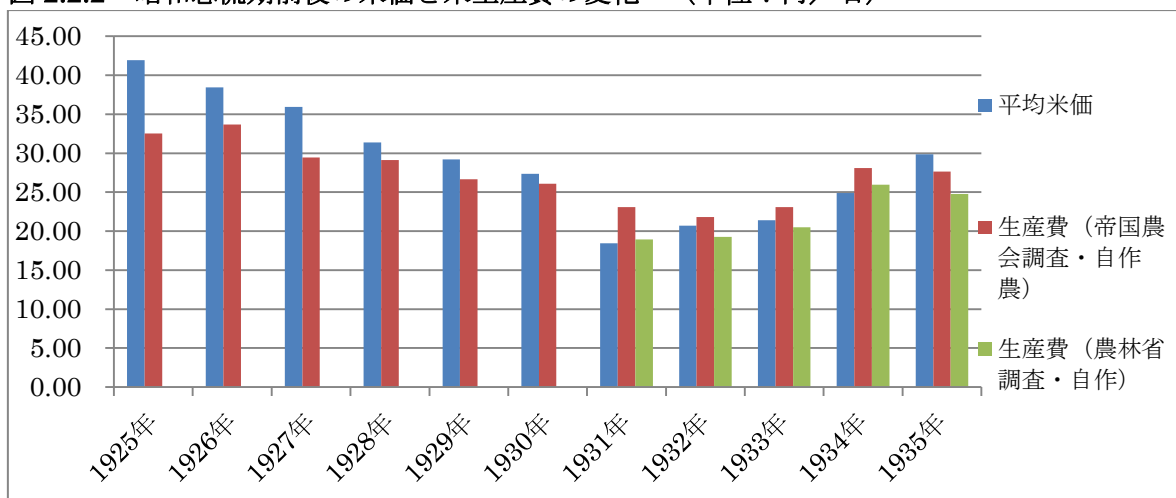
例えば、東京日日新聞経済部記者・藤岡啓の「米穀問題を直視して」では米価の下落により「農家経済の破綻」、「自作農の没落」、「農業政策の根本の動揺」、「商工業の窮迫」の問題が生じると論じられ、次のように農民生活（農業経営）の安定がもたらす他産業への波及性を強調している。

今や農民大衆に活力を與へることは即ち全産業に活力を與へることである。全産業に果して何程か農民を顧客としたいものがあろうか。今は農民に妥当なる米価を與へることこそ、この未曾有の不況期切抜いた秘策であらう。米価問題の重大化を直視して政府も全国大衆も重農重商の偏を去り、静かに行くところを考慮すべきではあるまいか⁸⁸。

さて、この時期の生産費と米価はどのように変化しているだろうか。図2.2.2が示すように、1925年以降、米価と生産費の差は縮小する傾向があるが、やがて31年に米価は生産費を割ってしまった。帝国農会調査の生産費によると、「生産費を償えない米価」は1934年まで続いていく。なお、計算方法などによって、農林省と帝国農会調査の生産費との差異はあるものの、31年と34年の平均米価が生産費を償えていないのは、図2.2.2が示す通り共通している。

⁸⁸ 『帝国農会報』21巻2号、23頁。

図 2.2.2 昭和恐慌期前後の米価と米生産費の変化 (単位: 円/石)



注 1: 生産費は石橋幸雄、1961、46-54 頁より作成。農林省調査石当生産費は、(反当生産費-反当副収入) / 反当収入で計算したものである。小数点以下二位四捨五入。なお、農林省の大規模な生産費調査は 1931 年から開始されたので、それ以前のデータはない。

注 2: 平均米価は桜井誠、1989a、270-271 頁、東京深川正米市場の内地玄米中米標準相場の平均米価データより作成。

このような米価の変動傾向を見取って、米価の下落に農会側は危機感を示したのである。1929 年時点ですでに、最低・最高価格制定の要請はいっそう強まっていった。1929 年の帝国農会の「米価政策に関する建議」では、最低・最高価格制定が求められた。さらに、同年、関係大臣の諮問に応じ米穀調査会が米穀政策についての重要要項を調査審議する機関として設置された。この調査会も 1930 年に「政府ハ速ニ米穀法ノ発動ニ必要ナル米価ノ最高最低基準ヲ調査決定スベシ」と答申した⁸⁹。このような状況の中で、『帝国農会報』にも、価格制定についての論説が掲載される。例えば、荒川五郎は、「米の最低価格を公定補償する法」で再び米価について論じ、「買上げの際する一時の上騰の如きは唯単に米商を利するも生産者たる農民を利することは殆どなし」⁹⁰と米穀商人の投機問題について指摘し、買上の最低価格を公定補償するという方法を提起した。そして、具体的には、次のように述べていた⁹¹。

- 一、最低価格は毎年の初め生産費や其の他持越米の数量等を考慮し生産者の状況に応じて常識的に大体の見当を以て決定すれば可なり、決して之を以て売買せしめ市価たらしむるに非ざるを以て敢て甚しく拘はるを要せず従て公定決して難事に非ず
- 一、年初に価格を公表するを以て農家は之に応じて施肥の取捨の他の見込みを立てて事に

⁸⁹ 桜井、1989a、82-86 頁。

⁹⁰ 『帝国農会報』21 卷 1 号、53 頁。

⁹¹ 『帝国農会報』21 卷 1 号、54 頁。

従ふが故に自然に適當の産額を得て平準価を保ち敢て大に増減若くは公定なきに至るの利多し

- 一、而して其の差額補償は米券倉庫によるを以て自然倉庫業の発達をみるに至る
- 一、此の根本法を立つれば自作農の維持奨励開墾助成其の他の補助奨励等は一切之を廃止することを得、何となれば公定価を知り相当の利あるを見れば補助奨励なしとするも此等の事業は自然に與るに至るべし

引用した部分のように、買上価格を事前公定・公表し、価格を補償することによって、農家の生産をコントロールしようとする議論である。この議論の中で、留意したいのは、価格の保障を論じながら、その対策の重点は生産調整（公定価格の事前公示による生産者の判断に基づくもの）にあるところである。これは、米の豊作により過剰が生じたことを意識したものだろうが、1920年代に、植民地・内地両方の増産策の実施により、食糧「自給」が達成し、当時米の過剰問題が顕在化してきたことに対応する議論であったと考えられる。一方的な増産ではなく、必要に応じ、生産制限も考えられるという発想だろう。

なお、この時期には専売案に関する議論も盛んになっていく。米専売案は政友会によって提起されており、一般新聞紙上でも報道されている⁹²。そして、『帝国農会報』でも専売の議論が扱われている。例えば、衆議院委員・胎中楠右衛門の「我等が提唱する米専売案」では、「内地植民地を打て一丸したる生産統制を行ふのであるから、内地米は農家自身の消費量を控除し、其他を総べて政府の専売とし、朝鮮米及台湾米の移入、外国米の輸入、並びに内地米、植民地米の輸移出等は総べて政府の専売に移さんとする」と主張された⁹³。ここではまた、生産統制問題が注目されている（胎中の詳しい主張は第三章第一節の3を参照）。

ほかには、東武⁹⁴が「米専売の理論的根拠」で、「米の売買を政府の独占とする売買専売」を主張し、その目的を次のように述べている⁹⁵。

（一）価格の安定を図ること。

⁹² 大阪朝日新聞（1931年8月14日）、国民新聞（1931年8月18日）などの専売に関する記事がみられる。

⁹³ 『帝国農会報』21巻10号、31頁。

⁹⁴ 東武は1869年奈良県生まれ。1889年奈良十津川郷に大水害が発生、1890年郷民3000人余を率いて北海道に渡り、新十津川村、深川村を開拓した。1901年北海タイムス社を設立、理事、社長となった。同年第1期北海道議選に当選2期務める。1908年衆議院議員に当選、通算10期。政友会に属した。1939年没。（日外アソシエーツ株式会社、16頁）

⁹⁵ 『帝国農会報』22巻12号、18頁。

(二)現在の自由競争に基く配給組織下における各種の弊害を除去すること。

(三)政府が必要とする場合は生産の増減を為し得ること。

以上のように、価格の安定と流通機構の問題に触れる一方、生産問題にも注目していることは明らかである。この東武の専売案は「米価を公定して米穀生産者からは、生産費を償う価格を以て米を買あげ、米の消費者に対しては、中間利得を排除して実費を以て米を供給するにある」⁹⁶というもので、価格の公定については、上述の荒川五郎の主張と共通している。これは米穀法の第二、三次改正と繋がっていく議論と考えられる。ただし、東武の論じた生産統制はあくまでも「政府が必要とする場合」に限定し、どこまで生産者農民の利益を配慮しているかは検討する余地がある。このような議論は、その後の国家による食糧全面統制の実現の布石となった議論とも位置づけられる。ちなみに、荒川と東は二人とも地方選出の代議士であり、農会の農政研究会⁹⁷のメンバーでもあった。

ここで注目したいのは、この時期、価格問題がクローズアップされる一方、生産問題も注目されていることである。言い換えれば、稲作農家経営問題の全般が農会及び農村議員グループによって注目されるようになったということである。その背景には、経済恐慌下の農家経営破綻があったのは言うまでもないが、より根本的な理由は、資本主義と小農農業経営のあり方との矛盾が、経済恐慌によってより顕著に表れてきたことによる。その後1933年に、農林官僚から「臨時作付減少案」が提出されるが、生産面（稲作生産面積の統制による米生産量のコントロール）により米穀問題を解決しようとする動きも、農業側の一連の議論と無関係ではないだろう。1920年代には、食糧増産策の下、価格保障が求められていたが、30年代に入ると、米の豊作、植民地米の移入増加による米の過剰問題が顕在化し、食糧増産策の矛盾が顕在化した。そこで、生産制限という議論も現れてきたのである。そして、その実行手段として、価格の公定が求められるようになってくる。

本節では、米穀法の実施された1920年代から30年代初頭という時代に、農会の関係者など農業側から行われた米穀政策に関する議論を検討した。あらためていうと、食糧問題の解決策の一環として米穀法が1921年に成立した。それは米穀の需給調節策として、米穀の量の調節に重点が置かれ、植民地米を含む供給安定が構想されたものである。米穀法に

⁹⁶ 東武「米穀専売論」（東京朝日新聞1931年9月10-12日付）。

⁹⁷ 農政研究会は1907年3月に結成された農政問題を調査研究するグループである。貴・衆両院議員有志より構成された。貴族院議員で、全国農事会（帝国農会前身）幹事長（後に帝国農会の初代会長）の加納久宜（ほか19名）が発起人となった。「この会の設立によって全国農事会は、議会にたいする「意思疎通上の連鎖」ができた」（帝国農会史稿編纂会、1972a、78頁）。

よる米価の調節機能は弱かったが、1920年代後半に入ると、価格調節が導入され、さらに1931年に率勢米価による最高最低価格の決定が加えられ、1932年に最低価格は米穀生産費によることが定められる等、米価維持の性格が強まっていく。

一方、1920年代には食糧不足が予測され、食糧供給の安定が政府（農商務省、後に農林省）の課題になり、食糧増産策が採られつつあった。このような政策の下で、農会側や国会議員、学識経験者などは、生産面での食糧増産策に乗じて生産者に有利な米価を要求する一方、需給面での米穀法の改正を要請し、価格保障を求めようとしていた。

1920年代前半は、米穀法の米価維持機能より米価騰貴抑制機能が前面に出た時期であり、価格の調整基準として生産費を保障すべきだと訴えられていた。論者によって、見解は微妙に異なっているが、食糧供給の安定のため、国民全体のため、米価維持策を訴え、生産者の利益を求めようとしている点では一致している。それは帝国農会の建議案にも反映されている。そして、1920年代後半に入ると、米価の下落傾向が表れ、農家の生活への関心が1920年代前半に比べいっそう強まっている。その背後には、米価の下落による米作農家の生活の打撃に対し農業団体のリーダーの危機感が一層強まったためと考えられる。そこで、食糧供給安定という共通の認識の下で、農会側や国会議員などは農業生産を維持するために、人為的な価格維持策による支援を政策として要求しようとした。つまり、これらの議論では、外米、植民地米を含む食糧安定供給が否定され、あくまで内地農業に重点が置かれたのであり、外米植民地米を含む食糧供給安定ではなく、内地による食糧供給が強調されていった。そこでは、資本主義的自由競争と小農家族経営との間に政策を通じてある程度緩衝地帯を作り、小農家族経営を維持しようとする議論が展開されていた。

その後、1930年代に入ると、昭和農業恐慌が始まり、米価は暴落していく。米価維持の議論、植民地米の移入制限議論が強まっていく中、生産面では、生産制限の議論も現れてきた。国民全体というより、生産者の利益がより強く強調されるように見えるが、それらの議論は、日本農業経営のあり方（小農家族経営）と資本主義との共存の可能性への模索であった。一方、経済恐慌という行き詰まりに遭遇し、政策側も農山漁村経済更生運動（1932年）を推進し始めた。さらに、この時期には、価格安定をはかるため、政府による米穀の統制というような議論が提起された。本節で検討したように、これらの議論は政策や社会状況の変化に応じた農の立場からの農業問題解決への試みであったと言えるだろう。次節では、米穀調査会における議論に焦点を当てて、農林官僚を含め、米穀政策に関わる各方面の論者の議論が政策の形成に当たり、どのような構想をしたかを明らかにしたい。

第三節 米穀調査会における議論

米穀法の運用においては、1920年代後半以降、米価維持機能が全面的に出てきた⁹⁸。それに伴い、米穀法の運用に関する政府の財政負担も年々増加し、差引損益の損失は1928年2月末時点に、6千万円台に上った⁹⁹。このような状況の下で、第56帝国議会（1928年12月26日～1929年3月25日）では、米穀法の運用資金の借入限度は7千万円の増額になったが、それは「米穀需給ニ関スル根本方針ノ決定ニ至ルマデ便法トシテ」が前提とされた¹⁰⁰。

ただ、この時期に、米穀法の運用は上記の財政問題以外、1927年、29年に米の買い上げが選挙対策として行われたことがあって、「政権党による制度の政略的運用」という問題もあった。また、当時の市場においては、米価の変動に影響するのは需給バランスのみではなく、先物取引が存在していたため、投機による影響もあった。この時期の米穀法には「制度の必要条件たる運用の基準が不明確」という問題が存在し、「公共性」「中立性」が欠如していることは玉（2013）が指摘している通りである¹⁰¹。1920年代末に、米穀法による米価調節の限界が顕在化してきたのである。

このような背景の下で、1929年5月22日、米穀政策に関する重要事項を調査審議するために設置されたのが米穀調査会¹⁰²である。会長は内閣総理大臣、副会長は大蔵大臣と農林大臣が務め、当時の内閣総理大臣田中義一は第一回総会において、運用資金の増加は「応急ノ施設タルニ止マリマス」という認識を示し、「米穀ノ需給及価格ノ調節ニ関シ執ルベキ方策如何」¹⁰³という諮問を出した。つまり、より根本的で、財政的にあまり負担がかからず、尚且つ米穀需給のバランス、価格の安定を維持できるような対応策を求めようとしたのである。その後内閣の更迭があったにもかかわらず、米穀調査会は引き続き開催された。

米穀調査会に関する研究としては、川東（1990）がある。川東は米穀調査会諮問第一号、第二号についての議論を分析し、その答申は「いずれも植民地勢力や財閥資本側の利害が

⁹⁸ 大豆生田、1993、第四章「食糧「自給」政策の展開——一九二〇年代」を参照。

⁹⁹ 米穀調査会、193-a（資料番号）、調査参考資料4頁、米穀需給調節特別会計累年損益計算表より。

¹⁰⁰ 桜井、1989a、84頁。

¹⁰¹ 玉、2013、84-86頁を参照。

¹⁰² 米穀調査会の審議内容は、諮問第一号の米穀問題の根本的な対応策について、第二号の価格決定問題について、第三号の朝鮮米の統制問題について、第四号の外米の輸入許可の問題について、第五号の米穀の調査問題であった。第一号と第二号に対しては答申が行われたが、第三、四、五号は、審議未了となっている。米穀調査会の答申を受け、1931年3月3日に米穀法の第二回改正法案が公布されて、米価調節の基準（最高価格、最低価格）が明確に定められるようになった。

¹⁰³ 米穀調査会、193-a、17頁。

優先し、地主階級の利害が大幅に後退せしめられた」¹⁰⁴と見なしている。しかし、玉（2013）の中ですでに指摘されているように、単純に階級利害対立だけでは、説明しきれない部分がある¹⁰⁵。

米穀調査会が諮問第一号に対する答申を提出した後、周知のように、米価が暴落し、昭和農業恐慌が始まった。その後、政府による米穀統制が全面的に強化されていき、1933年米穀統制法、1936年米穀自治管理法、1939年米穀配給統制法など一連の政策が出され、1942年に生産、消費、流通の国家統制が行われるに至った。米穀調査会は、米穀法による米価調節の欠陥が顕在化した時期、なおかつ昭和農業恐慌前、政府が米穀統制強化に踏み込まざるを得なかった時期の直前に設置された。ゆえに、米穀調査会は、政府側及各利害団体が共に米価調節運用基準の設定、植民地米・外国米対策などの案を含む米価調節策を構想する場であった。同時に、米穀統制が強化されていく過程にあつて、各委員およびその背後にある各利害団体がそれぞれの主張を法案に織り込む貴重なチャンスのものである。

本節では、このような米穀調査会を対象に、各委員の拠って立つ背景を念頭に置きながら、諮問第一号に関する各委員案を検討し、各委員のもつ異なる国家の将来像や農業に対する認識の違いという視点から、米穀国家統制の布石となった米穀調査会の議論を再検討し、各々の委員案が答申案に集約されていくプロセスを考察する。

1 メンバー構成

官制により、米穀調査会の委員は35人以下と定められているが、諮問の審議は主に特別委員会及び小委員会の中で行われているため、ここでは、特別委員会及び小委員会のメンバー構成を対象に考察を行う。諮問第一号の特別委員会及び小委員会の構成は表2.3.1の通りである。

表 2.3.1 諮問第一号特別委員会委員

氏名	米穀調査会関係	備考
前田利定※	特別委員会、小委員会委員長	貴族院議員子爵
有賀光豊※		朝鮮殖産銀行頭取
安川雄之助		三井物産筆頭常務
橋本圭三郎		日本石油社長
東武	1929年7月2日退任。	農林政務次官、政友会、農政研究会メンバー
高田耕平		農林政務次官（東武の後任）、憲政会、農政研究会メンバー
西村丹治朗		農林政務次官（高田耕平の後任）

¹⁰⁴ 川東、1990、176頁。

¹⁰⁵ 玉、2013、補章2を参照。

河田嗣郎※		大阪商科大学長
東郷実		衆議院議員、政友会、農政研究会メンバー
上田彌兵衛		東京米穀商品取引所常務理事
大口喜六	1929年7月2日退任	大蔵政務次官
小川郷太郎		大蔵政務次官（大口喜六の後任）
川崎安之助	1929年9月7日特別委員辞任。	衆議院議員
加藤勝太郎		加藤商会会長
矢作栄蔵※		東京帝国大学教授、帝国農会会長
吉植庄一郎	1929年7月2日退任	商工政務次官
横山勝太郎	1929年9月13日就任	商工政務次官（吉植庄一郎の後任）
上山満之進※	1929年9月13日就任	貴族院議員
三輪市太郎※		衆議院議員、政友会、農政研究会メンバー
小坂順造	1929年9月13日就任	拓務政務次官
三橋信三※		三菱倉庫株式会社代表

注：米穀調査会、193-a、88-89頁、394頁より作成。氏名欄に※が付いているのは小委員会委員である。

この委員の構成からうかがえるように、政府内部の各省庁（農林省、大蔵省、商工省、拓務省）の関係者以外、米穀取引関係者（上田、加藤）、財界関係者（安川、橋本、三橋）、衆議院議員、貴族院議員、学識経験者など広範にわたり、米穀問題に関わる各方面の関係者が特別委員会委員に選出されていた。人選の経緯は不明であるが、米穀問題の解決をめぐり、政府内部の各省庁を含め、関係各方面の意見を聴取する必要があったからだと思われる。背景や利害関係が近いと思われる委員の中でも、意見の個人差があるため、それぞれの意見の共通点と相違点を分析する必要がある。そこで、次の小節では個人案及び意見書を提出した有賀、三橋、上田、加藤、矢作、三輪、上山、東郷、及びそれらをめぐる議論を取り上げて、それぞれの案から、各委員の見解の背景及び各自の主張の立脚点を明らかにしてみたい。

2 諮問第一号に関する議論

(1) 政府の米穀法に対する認識

本節の冒頭で述べた通り、米穀調節策に関しては、政府にとって一番大きな問題は財政負担問題である。これについて、山本悌二郎農相（1927.4～29.7、1931.12～32.5在任）は第一回総会（1929年6月13日）で、次のように述べている¹⁰⁶。

此ノ米穀調節ニ付テ新ニ此ニ釐革ヲ要スルニ至ツ外云フ原因ヲ大体ニツニ別ケテ考ヘナケレバナラヌ思フ。ソレハツハ現行ノ米穀特別会計此ノ現在ト云フコト、ソレカラモウツハ、一体米ノ価格等ニ付キマシテ今日ノ米穀法及米穀特別会計ノカヲ以テシテハ、充分ノ効果ヲ挙ゲ

¹⁰⁶ 米穀調査会、193-a、21頁。

ルコトガ出来ナイヤウニ思フ云フ其ノ原因ト云フモノハ、特別会計自体ヲ離レテ何処ニアルカ

この山本の発言では、米穀調節策改革が必要とされる二つの理由が挙げられているが、いずれも米穀特別会計に関わる問題である。つまり、今まで特別会計によって政府は米穀調節を行ってきたが、それが財政負担をもたらしたため、財政問題の解決策及び財政に関わらない対応策が必要であるという認識であった。ただし、山本は、米穀の需給について、「朝鮮台湾及内地ト云フモノヲ打ツテ一丸トシテ是ヲ見マスト、今日ノ現状ニ於テモ米ハ有り余ツテハ居ラナイ」¹⁰⁷と、あくまでも米不足と認識し、「人口増加ニ伴ツテ米ノ増産ト云フモノヲ追付カシテ行クコトガ出来ルカドウカト云フコトサヘ、多少ノ疑ヒガアルヤウニモ思ハレル」¹⁰⁸と、将来の食料不足を危惧している。

これは、決して山本の個人的な認識にとどまらない。1927年の人口食糧問題調査会の推計によると、1927年時点で、米の供給不足は4332.4千石、30年後は、人口増加により、供給不足の量は13359.2千石にのぼると予想されていた¹⁰⁹。山本もこのような供給不足という認識のもとで、全体の需給状況からすると米価低落の状況にはならず、米価の低落は「単ニ季節的ノ問題」¹¹⁰であると明言したのである。

その後、田中内閣は更迭され、浜口内閣へと交替する。第三回総会（1929年9月13日）に出席した米穀調査会会長・浜口雄幸は「米穀問題ガ農家経済及一般国民生活ノ安定ニ離ルベカラザル所ノ重大ナル関係ニ在ル」と米穀問題の重要性を述べたうえで、「前内閣（田中内閣、引用者）ガ提出ヲサレマシタ所ノ諮問案ニ対シ、引続き各般ノ事情ヲ調査研究ヲ遂ゲラレ適切ナル意見ヲ答申サレンコトヲ希望致シマス」と田中内閣の諮問案を引き継いだ¹¹¹。周知のように、浜口内閣は財政緊縮政策を採るが、米穀問題に対しては審議原案を作成せず、白紙諮問で臨んでいた。財政問題に関しては、調査会の答申により「夫ニ応ジテ相当ノ考慮ヲ致シタイ」¹¹²と明言し、米穀調査会での自由な意見を求めようとしたのである。つまり、財政状況の如何に関わらず、根本策な答申を期待するという意向が覗える。

このような政府の意向の下で、1930年3月20日に諮問第一号に対し答申が行われた。政府の審議原案は作成されていなかったため、米穀法の存廃問題を含め、各委員から私案が提出された。以下では、各私案及びそれをめぐる議論を検討していきたい。

¹⁰⁷ 米穀調査会、193-a、21頁。

¹⁰⁸ 米穀調査会、193-a、21頁。

¹⁰⁹ 米穀調査会、193-a、調査参考資料8頁。

¹¹⁰ 米穀調査会、193-a、22頁。

¹¹¹ 米穀調査会、193-a、143頁。

¹¹² 米穀調査会、193-a、145頁。

(2) 各私案及びそれをめぐる議論

前述のように、政府から原案が出されていないため、各委員より提出した私案に基づいて最終答申案が作成されるという形で、審議が進められた。有賀光豊、三橋信三、加藤勝太郎、木村徳兵衛（臨時委員）、矢作栄蔵、三輪市太郎、上山満之進、東郷実から個人名での「私案」が提出され、審議された。以下では、これらの「私案」を取り上げ、それらをめぐる議論を含め、各委員の米穀問題に対する意見を考察していきたい。

①有賀案

朝鮮殖産銀行頭取・有賀光豊の私案「朝鮮に於ける調節実行方法」¹¹³は下記の通りである。

一 調節方法

- 一 経常調節 朝鮮ニ於テハ経常調節ニ重点ヲ置キ、季節的ニ平均売ヲ誘導ス
- 二 臨時調節 全般ヨリ見テ必要トスル場合ハ、朝鮮ニ於テモ臨時調節ヲ実行ス
- 三 政府直接発動ノ調節以外ニ、農業倉庫及民間倉庫ノ普及ヲ奨励シ、併テ金融ノ円滑ヲ図リ一般経済作用ニ依ル調節ノ助長ヲ期待ス

二 経常調節

- 一 経常調節ハ朝鮮総督府之ヲ担任ス
- 二 朝鮮総督府ニ諮問機関トシテ官民組織ノ委員会ヲ置ク
- 三 資金ハ調節会計ヨリ支弁ス
但出来得ルナラバ特別会計ヲ廃止シ、一般会計ニ移入ヲ可ト思フ
- 四～七(略)
- 八 政府倉庫ハ買入ト併行シテ、一般荷主ノ依頼ニ依リ無料保管ニ応ジ、倉庫証券ヲ発行シ其ノ証券ニ対シテハ銀行ヲシテ低利割引ヲ為サシム(略)

三 臨時調節

- 一 臨時調節ハ中央政府及朝鮮、台湾ノ調節当局ト協議シテ之ヲ行フ
- 二 前項ノ決定ニ依ル方針ノ実行ハ朝鮮総督府之ヲ担任ス

この朝鮮における調節案の中で、有賀は朝鮮においても内地のように政府による買上（経常調節、臨時調節）を行い、一方、政府の農業倉庫及び民間倉庫による貯蔵、低利資金の

¹¹³ 米穀調査会、193-a、104-105 頁。

融通を行うことを主張していた。この時期に、朝鮮側は治安上、総督府統治上の面で、「差別待遇」は不可であると主張し、米穀法を朝鮮にも適用させようとしているのである。ここで興味深いのは、米穀問題の解決策として、有賀は政府（日本政府）による直接の買上げ以外に農業倉庫（政府経営）及び民間倉庫による貯蔵、低利資金の融通を主張していることである。これらの主張は、次のような意味があると考えられる。①食糧確保（日本の）が前提とされ、そのためには、貯蔵、低利資金などの対応策が必要である、②日本政府の資金を利用し、朝鮮における米穀政策を施行する、という意味である。要するに、日本政府の政策に乗り、米穀政策実施に必要な資金を朝鮮米穀政策に導入しようとしているのである。また、この案に提示された買上げの対象は玄米ではなく、粳であるという点に留意したい。朝鮮では農民から商品化される米は粳のままであった。つまり、有賀案は朝鮮農民を対象としたものである。昭和初期より朝鮮農村恐慌も深刻な問題となり、それを救済するための総督府の財政支出、特に産米増殖に関する施設や治水事業は、1929年度2000万円に上った¹¹⁴。この背景と合わせて考えると、有賀案の意図は米価調節による朝鮮農民の救済にあったと考えられる。

有賀は表面的には民間の立場ではあるが、朝鮮殖産銀行頭取という職務は総督府に任命されたものであり、民間の立場を代表するとはいえない。有賀案からうかがえるのは、朝鮮の米穀政策、ひいては、朝鮮統治を強く意識していることである。ただし、朝鮮統治という立場を共有する朝鮮総督府は米穀調節に対しては積極的な意思を示さなかった。小河朝鮮総督府事務官は第二回小委員会（1929年10月31日）で次のように述べている¹¹⁵。

市場ヨリ遠キ所ニ米ノ存在スルコトハ米価ニ対スル影響モ從テ大ナラズ。ソレガ為ニハ粳貯蔵ハ可ナラント考フ。又朝鮮ニ於テモ其ノ負担ニ於テスカル調節作用ヲ為サントスルモノニ非ズ。内地米価維持ノ為ニ朝鮮モ協力セント云フ意ナリ。米ノ買上ハ朝鮮ノ農民ノ為ニ非ズ。是非ヤツテ頂キタシト要望スルニ非ズ。(略)朝鮮自身ニ於テハ自ラ調節セザルベカラザル事態ニ非ズ。唯米商等ハ米穀法ヲ施行セラレタシト云ヒ居ルモ之ハ朝鮮ニ対シテ利益ナレバ只反射的利益ニ過ギズ。内地ト朝鮮トノ障壁ハ漸次撤廃セラレツツアル際此ノ傾向ニ逆フコトハ統治上不可ナリト考フ。

この発言では、朝鮮における米価調節はあくまでも内地への協力のためのものであり、

¹¹⁴ これは1929年度朝鮮総督府の歳出（総計22474万円）の10分の1近くを占めている（大蔵省昭和財政史編集室、1961、34、38頁を参照）。

¹¹⁵ 米穀調査会、193-b、9-10頁、小河朝鮮総督府事務官の発言。

朝鮮農民の為ではないことが強調されている。さらに小河は、総督府には「今日多額ノ経費ヲ支出シテ迄モ斯カル調節ヲ為サザルベカラザル事態ニ立至リ居ラズ」¹¹⁶と述べ、総督府としては財政面の理由で、積極的に米価調節を行おうとの意思がないことを強調した。しかし現実には、有賀案と照らし合わせると、この発言の真意は恐らく朝鮮総督府の財政負担を避けようとするためではないかと推測できる。有賀案が掲げていた二の三「資金ハ調節会計ヨリ支弁ス、但出来得ルナラバ特別会計ヲ廃止シ、一般会計ニ移入ヲ可ト思フ」という点からも、朝鮮総督府の財政負担を避け、日本政府の財政的支出により米穀政策を行おうとしていることがうかがえる。

要するに、朝鮮を統治する側は、農村恐慌という植民地統治不安定の要素を取り除くため、日本政府の財政負担による米穀政策を朝鮮にも適用させようとした。朝鮮産米の買上げなどの対策は、内地移出量へのコントロールに効果があることは否定できないとしても、その目的はあくまでも統治安定のためであった。

②三橋案

川東（1990）の研究では、三菱倉庫代表の三橋信三を「財閥資本側」の代表として取り上げているが、三橋の案について詳しい検討はしておらず、三橋の議論を低米価・低賃金という図式に当てはめ、「財閥資本側」と断定している。1933年米穀統制法実施後、政府が米の貯蔵場所に困窮し、三菱倉庫など主要営業倉庫に対し協力を求めていった¹¹⁷という事実から考えると、そもそも三橋信三が委員に選出された理由は、米穀政策の実施には民間倉庫の協力が必要とされていると理解したほうが適切であろう。ここでは、下記の三橋の「米穀法改正に関する意見書」¹¹⁸及びそれに関する議論を分析し、改めて三橋のスタンスを検討していきたい。

一 米価基準ノ設定

(略)米穀ニ於テ独り原価算出不可能ナルノ理ナク生産原価ニ相当利潤ヲ加算シ農民生活保証ノ限度ヲ以テ最低基準価格トシ一方消費者側ニ対シテハ一般物価ノ指数ニ基キ適当ナル数字ヲ算出シテ基準価格ヲ定メ高低各限度ヲ越ユル場合即時調節ヲ実施スベキナリ(中略) 我國民唯一ノ主要食糧タル米穀ハ領土内産出量ノミヲ以テシテハ常時不足ヲ生ズベキハ争フベカラザル事実ナリ(中略)米価ノ暴落ハ台鮮移入米殺到ノ勢ヲ緩和スルコトニヨリ又暴騰ニ対

¹¹⁶ 米穀調査会、193-b、12頁。

¹¹⁷ 三菱倉庫株式会社、1988、170-172頁を参照。

¹¹⁸ 米穀調査会、193-a、110-112頁。

シテハ適当ノ外米ヲ市場ニ放出シ以テ市価ヲ適宜維持調節セシム得ベシ

二 低利資金案

(略)低利資金案ノ如キハ即チ最モ有効ニシテ且時宜ニ適スルノ方法タルヲ信ズルモノナリ即チ先ヅ市価最低基準価格ヲ下ル場合ニ於テハ産業組合農業倉庫等ニ協力シ可及的完全ナル管理機関ヲ利用シテ共同保管ヲ行ハシメ之ヲ担保トシテ低利資金ヲ融通スルコト恰モ現時市価維持ノ方策トシテ屢々効果ヲ納メツツアル(中略)又最高基準価格ヲ越ユル場合ニ於テハ命令ヲ以テ強制譲渡ヲ行ハシメ以テ市価ヲ低下セシムベシ

三 台湾及朝鮮米ノ調節

即チ台鮮米ノ一時移入殺到ヲ以テ米価崩落ノ主因ナリトセバ之ガ調節ヲ必要トスルコト勿論ナリ(中略)故ニ内地ニ於ケル等シク低利資金案ニ依リ各其ノ産地ニ於テ之ガ出回リヲ調節スベク(略)

四 外国米管理

(略)政府自ラ外米ノ管理ヲ行ヒ(中略)或ハ進ンデ凶作非常ノ時ニ備フル為外米ニ限り政府ノ直轄管理トナシ常時一定量ノ買入手持ヲ保有シ品傷ミヲ避クル為年々新穀ノ買換ヲ実施セバ以テ通商航海条約ニ基ク支障ヲ排シ且非常時ニ於ケル輸入ヲ容易ナラシムルヲ得ベシ

五 経費

(略)国民生活ノ安定ヲ期スル社会的政策タル以上国費ヲ以テ支弁スベキハ当然ナルガ故ニ之ヲ計上予算ニ計上スベシ更ニ(中略)損失(中略)ヲ一般会計ニ移シテ打切ルヲ至当ナリトス(略)。

三橋の意見には、①米価の基準価格の設定に際し、農民の生活への考慮があった¹¹⁹。②内地・植民地を含め、低利資金、貯蔵が主張され、特に、内地での産業組合農業倉庫の役割が強調され、植民地生産者の保護にも触れられている。③政府による外米管理の主張が行われ、④経費の一般会計負担が取り上げられている。三橋の私案は生産者保護の側面も持っていたことがうかがえる。ここで、留意したいのは、三橋は内地産米だけでは不足する日本の食糧問題をかなり意識しており(一の下線部分)、食糧確保を目的とし、それに合わせて現実に起こっていた諸問題(米価下落による生産者の不安、騰貴による消費者の不安)を解決しようとする試案だったことである。

さらに、外米に関しては、政府による管理、いわゆる専売を主張しているが、小委員会

¹¹⁹ ただし、小委員会では、三橋は「今迄ノ説明ヲ承ルニ生産費ヲ基準ト為スコトハ困難ナルガ如シ。基準米価ハ必ズシモ完全無欠タルモノヲ要セズト考フルヲ以テ、私ノ前ノ意見ヲ訂正シテ基準設定ハ米穀委員会ニ任せズニ、一般物価指数ヲ基準トシテ上下二割ノ開キヲ付スルコトニ改メ上山案ニ賛成ス」(米穀調査会、193-b、47頁)と生産費の計算困難を理由として、一般物価指数を基準とすることに改めた。

の場では、三橋は外米専売案に反対し、外米輸入許可制度に賛成した。その理由は、次の通りである¹²⁰。

僅カ二三百万石ノ米ヲ政府ノ手ニ依ツテ消費者迄徹底シタル専売ヲスルト云フコトハ、非常ナ
 手数ヲ要シ費用ヲ要シ結局高イモノナル、斯ウ考ヘマシタノデ私ノ案ヲ撤回致シマシタ。

この発言からうかがえるように、主張を変更したのは、財政的負担を考えたからであろう。要するに、三橋は、確かに三菱財閥という背景を持っているが、「低米価・低賃金」という単線的な主張ではなく、後述する上山のような米穀法についての「正統」的立場に近い。つまり、国民生活安定という大義名分の下で、どちらのグループの主張にも偏らず、生産者・消費者の保護を重視する主張である。具体的な対策としても、政府による外米管理や、植民地米のコントロールなどが取り上げられ、米穀商人の自由経済的な主張と異なり、政府の役割が強調されている。

③上田案、加藤案と木村案

上田彌兵衛、加藤勝太郎、木村徳兵衛はいずれも米穀取引業の関係者である。上田は東京正米東京米穀商品取引所の常務理事を務めている。加藤勝太郎は正米取引業者の加藤商会の会長である。木村徳兵衛（臨時委員）は加藤と同じく正米取引業者の木村商店の代表者で、米穀法運用調査委員会¹²¹の委員をも務めていた。三者の案は自由経済主義という点で共通している。

まず、上田は「米政策樹立に関する答申意見」¹²²を提出し、次のような主張を行っていた。

- 一 米穀法ノ運用ニ依リ米価低落ノ場合ニ買上ケヲ行ヒ昂騰ノ場合ニ払下ヲ行フコトハ一方ニ生産者ヲ益シ他方消費者ヲ益シツツアトスル点ハ理論上極メテ明瞭アナルガ如ク説カルルモ事実ハ却ツテ反対ノ結果ヲ来セリト思考ス(中略)凡ソ経済上自然調節ノ妙用ヲ生ズル所以ハ総テノ者ガ一様ニ経済人的活動スルト言フ連鎖ニ依リテ繋ガルルガ為ニシテ、一朝其ノ連鎖ナキ非経済人ガ介入スルトキハ忽チ其ノ経済上ノ作用ヲ混乱セシムルガ為ナリ
- 二 (略)現時ノ国家財政ニ鑑ミナシ能ハザル所ト思考セラル

¹²⁰ 米穀調査会、193-b、113 頁。

¹²¹ 大日本米穀会主導で1928年に設けられた米穀問題の研究会である。米穀取引所の関係者をはじめ、大学教員、産業組合関係者、農会関係者がメンバーとして参加していた。(大日本米穀会、1930)

¹²² 米穀調査会、193-b、128-129 頁。

- 三 (略)損失ニ対シテハ国家ガ負担シ得ベキ程度ヲ考慮スル必要アリト信ズ
- 四 米穀政策ニ付テハ常時的需給ノ安定ヲ計ル策ト非常時ニ対スル策トノ二様アリト思考ス而シテ常時的安定ヲ計ル策ハ所謂經濟ノ自然調節ニ委スルヨリ上策ナルハナシ從ツテ現行米穀法ハ之ヲ非常時ニ虞スル策トシテ之ヲ改ムルヲ可トセザルヤ(略)
- 五 内地農村ノ疲弊ニ付テハ大ニ同情スベキ価値アリト思考スルモ右ハ全ク生産費ノ安価ナル植民地産米ノ増産計画ヨリ生ジタル影響ト米穀法施行上ノ間接結果トニ外ナラズ(略)

さらに具体的な案として、下記の二つを挙げている¹²³。

(甲) 粃米貯蔵法及粃米貯蔵組合法案

(略)政府自ラ此ノ貯蔵ニ関スル事業ヲ行フコトハ結局經濟上ノ自然調節ノ妙用ニ支障ヲ来スノ虞レアルヲ以テ農家ノ自治ヲ以テ之ヲ行ハシムルノ方法ヲ講ゼザルベカラズ是粃米貯蔵法ト同時ニ粃米貯蔵組合法ヲ制定シ農家ノ自治ヲ以テ一定ノ組合ヲ設ケシメ之ニ対シ政府ガ低利資金ヲ供給シテ其ノ貯蔵ヲ行ハシムトスル(略)

(乙) 植民地米及外国米統制法案

(略)其ノ統制ハ成ルベク經濟ノ自然ニ立脚シタル方法ヲ選ブヲ必要トスベシ是ニ於テ余ハ其ノ統制機關トシテ新ニ半官半民ノ營利株式会社ヲ設立シ一面政府ニ於テ之ガ監督ヲ為スト共ニ他面ソノ損失ヲ補償スルニ於テハ国費ノ負担少クシテ比較的効果ノ大ナルモノアルノミナラズ經濟上ノ諸機關ノ作用ヲモ害セズ極メテ良果ヲ齎スベキヲ信ズルモノナリ(略)

以上の意見からうかがえるように、上田はあくまでも自由経済主義的な立場から政府による米価調節を批判している。米穀法を「非常時」対策として捉え、「自然調節」こそ常時策だという主張である。ただ、第二章第二節で述べた通り、農会関係者は米価調節を一時的な対策と認識しておらず、むしろ米穀問題は資本主義発展と日本農業のあり方の矛盾によるものであり、当時の状況下、政府による調節がなければ、解決不可能なものであるとみなしていた。この上田案で興味深いのは、具体策のところである。まず、(甲)で農家の自治的な貯蔵の主張が行われている。これは後述の矢作案の「自治的調節」に表面的には一致しているように読み取れる。しかし上田の主張は自由放任的な考え方に基づくものであり、政府の低利資金融通を主張しているものの、政府による貯蔵事業の関与への危惧か

¹²³ 米穀調査会、193-a、129-133頁。

らの次善策であることに留意したい。そして、(乙)の植民地米、外米統制案の中では政府の直接統制を否定し、半官半民の株式会社設立を主張している。要するに、できる限り政府の関与を取り除こうという意図は明らかである。

さらに、木村は米穀調査会の臨時委員として、「量ノ調節ヲ主張シ価格ノ調節ヲ排ス」¹²⁴という案を提出した。その趣旨は、できる限り政府の米穀調節を最小限に抑え、量の調節のみに限定しようとするものである。そして、木村は次のように案を説明している¹²⁵。

量ノ調節ヲ主眼トシテ米穀法ヲ運用スル時ハ米ノ価格モ米ノ需給ニ依テ変動スル部分ニ於テハ自然的ニ調節安定スベク只他ノ一般経済事情ニ依ツテ起ル高下ハ免レザルモ、コノ一般経済事情ニ依ツテ起ル高下ハ同時ニ米ノ生産費ヲモ、比例的ニ高下スルコトナル故(中略)不適當ナ時期ニ無理ニ買上ゲヲナスノ要モ起ラザルベシ。又民間商人モ(中略)政府ノ調節方針ノ範囲内ニテ自由ナル商業的活動ガ出来ル事トナリ、コノ商人ノ自由ナル活動ノ結果ハ一層米ノ需給ヲ円滑ニシ米価ノ居所モ極メテ公正ノ一ニ落付クコトナルベキハ誤リナキ所ナリ(中略)朝鮮、台湾米ノ移出入ニ制限ヲ与エ或ハ関税ヲ課スルガ如キ方法ハ絶対ニ避グベキモトス。

以上の引用からうかがえるように、量の調節は認めているものの、自然放任に近い意見である。ただし、留意したいのは下線の部分である。そこから読み取れるのは、木村案の前提にある、米価と一般経済事情（一般物価）とがリンクしているという考え方である。さらに、最後に朝鮮、台湾からの移入米統制に対しては反対意見であることも興味深い。

次は同じく米穀商人である加藤が提出した意見書である¹²⁶。

一 米穀法ヲ朝鮮及台湾ニ施行スルコト。(略)

特ニ朝鮮ニ於テハ適當ナル農業倉庫ヲ各地ニ建設シ貯蔵法ヲ研究シ或ハ其ノ運用ヲ普及奨励シテ低利資金等ノ融通ヲ計ツテ季節的過剰米ノ処理等適切ナル施設ヲ企画実行ス可キナリ。

二 米作ノ豊凶価格ノ著シク異常ヲ呈シタル時ハ応急ノ出動ヲ為ス事トス。經常的買上、払下等ヲ為スハ多額ノ資金ヲ要シ且ツ夫ニ伴フ経費其ノ他損害モ多大ナル(中略)、人為的調節ニ於テ万一其ノ時期ヲ誤ル場合ハ却テ困難ナル結果ヲ生ズルニヨリ生産者、消費者各自ノ努力ニ俟テ自然ノ経済的調節ニ任スヲ適當ト思考ス。

¹²⁴ 米穀調査会、193-a、151頁。

¹²⁵ 米穀調査会、193-a、155頁。

¹²⁶ 米穀調査会、193-a、135-137頁。

三（略）

四 米穀以外ノ農産奨励

農産奨励ハ我国策上必要ノコナルモ、米作ノミニ集中セズ牧畜、果樹、輸入雑穀等ノ内適当有望ナルモノヲ研究奨励スルコト。一朝事アル時ハ主要食糧生産ト変ヘル事ヲ容易ナラシムルコトハ法ノ適用上必要ト思考ス。

五 本法施行ニ依リ過去ニ生ジタル損失金ハ一般会計ヲ以テ補填スルコト。本法ノ目的ガ生産、消費両者共同福利ノ為存在スル以上当然ナリ。

将来ニ就キテモ損失ノ可及的軽減ヲ計リ次年度ノ一般会計ニ繰り入ルベキモトス。

六 外米ノ輸入ヲ禁止スルハ工業発展ヲ阻害シ、細民ノ生活ヲ圧迫スルノミナラズ対外関係ニ悪影響ヲ与フルヲ以テ、適当ナル数量ハ絶対ニ輸入ヲ心要トス。（略）

別途ニ農村振興策ヲ講ジ、米穀ニ就キテハ姑ク時日ノ経過ニ任スヲ以テ、或ハ賢明ナル策ニアラズヤトノ疑問ヲ残シ鄙見ヲ終ル。

同じ正米取引業者ではあるが、加藤案は木村案と異なる所がある。植民地米統制に関しては、木村は反対しているのに対し、加藤は、有賀案のように、米穀法の植民地適用を主張している¹²⁷。ただし、自由経済的な立場から、あくまでも農業倉庫の貯蔵及び低利資金の融通という経済的手段を強調している。そして、外米輸入禁止については、「工業発展を阻害」し、「細民の生活を圧迫」するという理由で、輸入の必要性を強調し輸入禁止に反対している。ここでは、外米はたんなる貧民の食糧というだけでなく、工業原料（例えば飴、ビール、糊の原料）として認識されていることに注意したい。そして、生産者、消費者の共同福利という米穀法の目的を強調して、損失を一般会計に繰り入れるという主張も有賀案、三橋案と共通している。

さらに、興味深いのは、四点目の「米穀以外の農産奨励」である。当時、多角経営の試みはすでに現れていた。例えば、系統農会は農家経営改善のため、多角経営改善の指導を行っている¹²⁸。それに対して、加藤の言う「米穀以外の農産奨励」は、「一朝事アル時ハ主要食糧生産ト変ヘル事ヲ容易ナラシムルコト」である。つまり、農家の経営改善という農業側（農業団体のリーダーを中心に）の目的と異なり、国家安全保障の意味での米穀以外の農産奨励を主張したのである。さらに、①農村振興策が必要であるとしつつ、②米穀開

¹²⁷ その理由は、木村徳兵衛商店と加藤商会の取扱う営業種目の違いによると推測できる。木村徳兵衛商店の営業種目には植民地米と外米が取扱い品目に入っていた（木徳株式会社社史編纂委員会、1983、68頁）。加藤商会の取扱い状況が不明であるが、朝鮮米の取扱をしていない可能性がある。ただし、谷ヶ城（2010）では、加藤商会の台湾米の移出状況を確認できる。

¹²⁸ 野本、2011、第二章を参照。

題と農村振興策とは分けて考えるべきであり、③自然放任すれば米穀問題が自然に解決する と述べている。つまり、自由経済的な考え方の一方で、ある程度に農村救済というコンセンサスを共有していることがうかがえる。そして、米穀問題と農村振興策をリンクする考え方への加藤の批判は後述する河田の議論（⑤三輪案、東郷案）とは対照的であることをあらかじめ強調しておきたい。

なお、木村案と加藤案のほかに、三井物産筆頭常務の安川雄之助も量のみの調節を主張していた。安川は諮問第一号第四回特別委員会（1929年7月1日）で次のような発言をしている。

米穀法ノ目的トスル所ハ、数量及価格ノ調節ニアルモ数量ノ調節ヲ主トシ価格ノ調節ハ成ルベク避クルヲ可ト信ズ(中略)要スルニ価格ノ調節ニ関シテハ適当ナル方法アラザルヲ以テ、米穀法ニ於テハ数量調節ヲ主眼トスベキモト信ズ¹²⁹

一定ノ財源ヲ以テシテハ価格調節ハ到底不可能ナリト考フ。(中略)若シ農民ノ困難ヲ救済スルノ必要ニ迫ラルル時ハ別ノ方法ニテ救済スレバ可ナリ。調節作用ヲ以テ農業ヲ保護セントスルモ不可能ナリト考フ。(中略)量ノ調節ハ農民ノ為ニ利益ナリ¹³⁰

上記の引用からうかがえるように、安川は実行不可能だという観点から価格調節を否定している。ここで留意したいのは、農民救済、農業保護と米価調節を分けて考えるべきであるという主張である。安川は「農民ノ困難ヲ救済スルノ必要ニ迫ラルル時ハ別ノ方法ニテ救済スレバ可ナリ」とし、米価調節による救済は不可能としている。第二節で述べたように、1920年代後半、米価は下落しつつあるが、全体経済のデフレの中、1929年時点では、一般物価を上回っており、暴落した1931年と比べると、相対的に農村の困窮状況はまだ顕在化していなかった。このような背景に基づき、「農民ノ困難ヲ救済スルノ必要」がまだ迫っていないと安川は認識していたと思われる。

④矢作の「私案」

矢作栄蔵の肩書きは米穀調査会の委員名簿では東京帝国大学教授と書かれているが、矢作は帝国農会の会長でもあった。矢作は諮問第一号第五回特別委員会（1929年9月13日）に「米穀政策に関する私案」を提出した。帝国農会幹事で、米穀調査会幹事の岡田温の同

¹²⁹ 米穀調査会、193-a、134-135頁。

¹³⁰ 米穀調査会、193-a、140頁。

日の日記には「矢作委員ヨリ農会側ノ提案ヲナス」¹³¹と記述されている。また岡田の29年10月5日の日記には、「米穀課ニテ矢作案ノ説明内容ノ打合ヲナス」とあり、10月6日には「米穀（法、原文）政策ニ対スル農会ノ方針ヲ草ス。米穀調査特別委員会、矢作案ノ説明ヲ作成ス」と書かれている¹³²。つまり、実質的には、岡田温が中心となって「矢作案」を作成しており、矢作案は実質的には、帝国農会案と見なしてよい。矢作案の具体的な内容は以下の通りである¹³³。

- 一 現行米穀法ヲ存続シ量ト価格ノ調節ヲ併行ス量ニ関シテハ生産消費ノ権衡ヲ考慮シ価格ニ関シテハ生産費ヲ下ルコトヲナカラシムヲ以テ根本主義トナス。右主旨ニ依リ現行法中改正ヲ要スル主タル事項左ノ如シ(略)
- 二 朝鮮、台湾ヨリノ移入米ハ之ヲ専売ト為スコト
- 三 朝鮮、台湾ニ於テハ別ニ常平制度ヲ実行スルコト
- 四 外国ヨリ輸入米ハ之ヲ専売ト為スコト
- 五 将来ニ於テ改善又ハ実行ヲ要スル主タル事項左ノ如シ
 - (一)内地米ノ生産統計及在米調査ヲ確實ナラシムルコト
 - (二)内地産米ノ生産費調査ヲ確實ナラシムルコト
 - (三)農業倉庫建築費補助金ヲ増額シ一道府県ヲ統一シタル確實ナル農業倉庫ノ設立ヲ奨励スルコト
 - (四)農業倉庫ノ寄託米ニ対シ低利資金ヲ貸付ケ平均売ヲ奨励スルコト
 - (五)米穀ノ配給組織ヲ改善シテ玄米ノ卸売価格ト白米ノ小売価格トノ値開ヲ減少セシムルコト
 - (六)其他内地ニ於ケル米穀法運用ニ関シテハ今後一層注意ヲ払ヒ所期ノ目的ヲ達セシムルコト

以上からうかがえるように、「生産費ヲ下ルコトヲナカラシム」ことが案の前提である。それは従来から帝国農会の主張であった。この主張を根拠づけるため、岡田温を中心に、帝国農会は1922年から全国的に米生産費調査を行ってきた。つまり、生産者サイドの視点（生産者の視点かどうかは別である）からの提案である。それを前提に「生産消費の権衡」を考慮することが主張され、さらに、それと関わって、運用資金の国庫負担、最低最高価格の公定を提案している。一方、植民地米、外米の専売、及び植民地に於ける常平制度実

¹³¹ 岡田、2013、287頁。

¹³² 岡田、2013、297頁。

¹³³ 米穀調査会、193-a、157-158頁。

行の主張がなされていた。これらの主張の理由は、下記の矢作の説明¹³⁴からうかがえるように、内地農業者の生活安定のためである。

移入米ハ其ノ数量多キヲ以テ内地農業者ノ生活ノ安定セシム為ニ特ニ之ヲ専売ニスル必要アリ。専売ヲ実行スレバ特別会計トスルモ其ノ損失ヲ補フヲ得ベシ。但シ専売ヲ実行スルニ当リテハ特ニ朝鮮、台湾ノ生産者ノ利害関係ヲ考慮スルヲ要スルガ為朝鮮、台湾ニ於テモ特別会計ヲ以テ夫々常平制度ヲ設クルヲ可ト信ズ。

以上の引用から、植民地における「常平制度」、つまり米穀貯蔵施設の問題に対して、財政負担が必要と考えていることがわかる。つまり、有賀案のように、米穀法の朝鮮における援用に対して完全否定していないのである。そして、五の（四）について、矢作は次の通りに説明した。

農業倉庫ハ奨励ノ結果急速ニ発達シタルモニ、四(前記の矢作案の第二、第四点、引用者)ヲ実行スル為ニハ未ダ不十分ニシテ拡充ノ要アリ。現在政府ノ持米ハ(中略)大部分ハ民間倉庫ニ保管サレ居ル次第ナリ。今後一層農業倉庫ヲ利用シ、又農民ノ自治的調節ヲ奨励スル為ニハ補助金ヲ増額シ低利資金ヲ貸付クル必要アリ¹³⁵。

政府ノ買上ノミニ依リテ生産費ヲ維持スルモノニ非ズ。本案ノ五ノ(四)ノ如ク生産者自身ニ於テ価格調節ニ寄与セシムルト共ニ、又一方農業経営ノ改良ニ依リテ其ノ目的ヲ達セシメントス¹³⁶

ここでは政府の奨励（補助金、低利資金融通）が必要とされる一方、農民の「自治的調節」が強調されている。矢作案の「自治的調節」は貯蔵などの手段は生産者側からの対策として必要だという意味が込められている。つまり、市場原則の下で、生産者が政策の支援及び自身の努力によって価格の変動を左右できるようになることを期待していた。一方、矢作案は、政策面において下記のことを政府に要請している¹³⁷。

食糧政策ハ内地、植民地ヲ通ズル統一セル政策ヲ執ラザル可ラズト云フモ、現在植民地ニ於テハ内地ト独立シテ食糧計画ヲ進メツツアリ。植民地ハ或ル事ニ関シテハ機会均等ヲ主張シ、

¹³⁴ 米穀調査会、193-a、159 頁。

¹³⁵ 米穀調査会、193-a、160 頁。

¹³⁶ 米穀調査会、193-a、174 頁。

¹³⁷ 米穀調査会、193-a、166 頁。

或点ニ関シテハ保護ヲ要求シツツアリ。国家トシテハ農業ヲ商工業ト併立セシメ、安全ナル組織ヲ維持セザル可ラザルヲ以テ内地農民ニ生活ノ安定ヲ与ヘ、其ノ失業状態ヲ救済セザルベカラズ。植民地農民以下ニ待遇スルハ不可ナリ。

前述したように、朝鮮殖産銀行頭取である有賀の案は植民地と内地の統一的な食糧政策を主張していた。しかし、その目的は朝鮮統治のためであった。上記の引用の中で、矢作も「植民地ニ於テハ植民地ト内地ト独立シタ食糧計画ヲ進メツツアリ」と指摘し、当時朝鮮総督府側の食糧計画は独立したものであるという認識を示した。さらに、下線の部分からうかがえるように、農業と商工業を「併立」しなければいけないという考え方に注目したい。商工業を優先的に発展させるという米穀商人や、あるいは、農業を従属的なものと見なしている三橋の考え方と異なり、矢作は「併立」と主張している。それは、農業を商工業と平等的に平衡的に発展させるという意味である。つまり、商工業優先、重点的に発展させてきた明治維新以降の現実の近代化路線とは異なっている点を改めて指摘したい。

⑤三輪案、東郷案

三輪市太郎と東郷実とは同じく衆議院議員であり、農政研究会のメンバーであるため、二案及びそれをめぐる議論を合わせて考察していきたい。三輪は米穀専売を主張し、「米穀政策ニ関スル私案」を諮問第一号第六回特別委員会（1929年9月14日）に提出した。詳細は表 2.3.2 の通りである。

表 2.3.2 三輪案

米穀政策ニ関スル私案	私案に対する説明
一 内地米、朝鮮米、台湾米及外米ハ政府ノ専売トナスコト	一 此ハ根本方策ナリ。
二 政府ノ専売ニヨル買上米ハ生産者ノ自家消費量ヲ除キタル剰余米トナスコト 但シ消費者ガ自家消費米ヲ生産者ヨリ直接所定ノ価格ヲ以テ購入スル場合ハ此ノ限りニアラズ	二 趣旨ハ政府取扱石数ヲ少ナカラシムル為ニ但書ヲ設ケタルモノニシテ、現在自家消費ハ総産額ノ五割乃至六割ナルヲ以テ、結局政府ノ取扱フ数量ハ約二千万石ナリト考フ。
三 米穀ノ供給ハ先ヅ其ノ生産府県ノ需要ニ充ツルコトヲ原則トシ過剰米ヲ以テ県外輸出米トナスコト	三 生産費ハ地方ニヨリ区々ナルヲ以テ公定相場ヲ設クルモ公平ナラザルニ付其ノ府県産米ハ其ノ府県ニ於テ消費セシムルハ却テ公平ナリ。
四 政府ノ米穀買上価格ハ大体其ノ生産地ニ於ケル生産費ヲ標準トシ月ヲ経ルニ從テ倉庫保管料及其金利ヲ加算スルコト	四 買上価格ハ生産費ヲ基準トシ買上ハ運用資金ノ関係上順次買上ゲルヲ以テ、買上時期ノ異ルニヨリ諸費用ヲ加算シテ買上価格ヲ改メントスルモノナリ。
五 政府ノ米穀販売価格ハ買上元価ヲ基準トスルコト	五 販売人ノ手数料ヲ販売価格ニ算入ス。
六 政府ノ米穀買上料金ノ支払ハ凡テ米穀証券ノ発行ニヨルコト	六 政府ノ運転資本ヲ多く使用セザル趣旨ニ出デタルモノナリ。
七 政府ノ米穀専売ニ要スル経費ハ国庫ノ負担トナ	七 此処ニ所云経費ハ人件費ヲ指ス。ソレ以外ニ倉庫建築費ヲ必要トスベシト雖モ、此ノ倉庫ハ農林省ノ米穀倉庫ノ如ク完全ナル倉庫ヲ必要ト

スコト 八 現在米穀ノ売買ニ従事スル当事者ハ政府ノ専売事業ニヨル指定当事者トナスコト 九 政府ノ米穀専売事業ハ農林省ノ所管ノ下ニ内地ニアリテハ全国数箇所米穀ノ重要集散地ニ専売局ヲ設置シ各道府県毎ニ支局ヲ置クコト 朝鮮、台湾ニアリテハ内地ニ準拠シテ専売局並其ノ支局ヲ置クコト	セズ木造ニテ足ル、通ジテ五百万石程度ノ設備ヲ要スベシ。 八 従来ノ当業者ニ対スル補償費ヲ支出セザル ^マ 越旨ニ出ヅ。 九 府県ノ需給ヲ監督シ其ノ事務ヲ遂行セシムル必要アル為ナリ。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注：「米穀に関する私案」は米穀調査会、193-a、175 頁より、私案に対する説明は 176 頁より作成。

説明部分の二、六項目からうかがえるように、この専売案は財政の負担をできるだけ避けようとしている。それと相まって、補償金を払わずに済むという趣旨で、米穀取扱業者を政府の専売事業の「指定当事者」として位置づける（項目八）。説明部分の項目八に書かれている「当業者」は、具体的には仲買人など米穀商人や米穀取引所の関係者のことを指していると思われる。三輪は諮問第一号第 9 回小委員会（1929 年 11 月 28 日）の中でも「私は当業者に元売捌人と云ふ特権を授くる以上賠償の必要無しと思ふ。元売捌人は相当利益を得るものと思ふ。更に暴利を貪らんとするならば政府は之を承認する理由あるべからず」¹³⁸と述べ、改めて賠償不要と主張した。ただし、私案の項目二に「政府ノ専売ニヨル買上米ハ生産者ノ自家消費量ヲ除キタル剰余米トナスコト。但シ消費者ガ自家消費米ヲ生産者ヨリ直接所定ノ価格ヲ以テ購入スル場合ハ此ノ限リニアラズ」とあるように、生産者による直接販売は容認するのである。さらに、三輪は自分の案について、下記のように説明している¹³⁹。

私ハ今日之ヲ唱ヘル所ノ意味ハ生産者ヲ保護スルト云フ意味ヨリモ需要者ヲ保護スルト云フコトノ趣旨ガ重キヲ成シテ居ルノデアリマス。私ガ常ニ農村ノ事ヲ絶叫スル為ニ、唯色眼鏡デ生産者ヲ保護スル立場ノ如ク認メラレル方ガ多イノデアルガ、私ガ全ク之ヲ熱心ニ唱ヘル所以ノモノハ寧ろ需要者ニ重キヲ置イテ居ル、之ヲ言ヒ換ヘテ見ルト需要者生産者、即チ国民大多数、全国民ト云フテモ可ナリデアル。其ノ全国民ト云フテ可ナリノ利益ヲ計ルノハ、比較的貧窮ノ者ガ先ヅ之ヲ痛切ニ感ズルノデアル。是ハ私ハ社会政策ノ一大事業ト確信シテ居ルノデアリマス。

ここで、興味深いのは、「常に農村の事を絶叫する」三輪が、あえて「需要者を保護する」ための「社会政策」であると強調した点である。三輪は前述の通り農政研究会のメンバー

¹³⁸ 米穀調査会、193-b、70 頁。

¹³⁹ 米穀調査会、193-a、328 頁。

であり、米穀調査会開催中にも帝国農会と米穀問題について打ち合わせしたりしていた¹⁴⁰。帝国農会が主張している生産費基準も三輪の案に反映されている（項目四）。消費者保護は、あくまでも生産者の利益を確保した上での保護である。

この三輪専売案に賛成したのは、東郷実、河田嗣朗である。二人とも、根本策として専売に賛成していた。そのほか、矢作も「外国米専売案ト云フモノハ理想トシテハ非常ニ良イ」¹⁴¹と賛成した。

ここでは、米穀専売に賛成の意を表した河田嗣朗の議論を考察してみたい。河田は次のような発言をしていた。

農業ノ様ナ固定的ナ自然ヲ基礎ニシテ行ハレル仕事、営利的事業トシテハ誠ニヤリ悪イ仕事デアリマス。営利的ノ農家デ金ヲ儲ケヤウト云フコトデアツテモ、社会生活上ニ於テ安定シテ、農民モ一通リノ人間ラシイ生活ヲシテ行ク、又農業ト云フモノハ余リ投機的ナモノニ這入ラナイデ安定シテシツクリ仕事ガヤツテ行ケレバ、ソレガ農村生活ニ適當スルノ外云フ風ニ希望シテ居ル様ニ考ヘラレマス。¹⁴²

根本策シテハドウシテモ積極的専売制度デナケレバ、米ニ関スル今日ノ困難ナ問題ハ解決ガ出来ナイト云フノハ、大体皆様モ御異論ノナイ所デハナイカと思ヘルノデアリマス。詰リ今日ノ様ナ自由生産ト、自由交易ノ状態ニ委シテ置テハ価格ハ必ズシモ常ニ生産費ト一致スルモ限ラナイシ、又消費者ノ側カラ見テ非常ニ困ル様ナ価格ガ出テ来ル場合モアルノデアリマス。（中略）根本策シテハ充分ナル統制カヲ持ツ、ソレニハ市場ニ対スル完全ナル独占カト云フモノヲ握ル外ハナイノデアリマス。（略）¹⁴³

消費者ハ利益ヲシテ、生産者モ迷惑ヲシナイ、全体ノ計算トシテ立行ク外云フコトガ出来ルノデアアル。（中略）此ノ全般的ノ専売制度ヲ行ヒマス、買上ノ価格ヲ適當ニ致シマスレバ、之ニ依ツテ農業ト云フモノヲ今日ノ状態ヨリカ今少シク合理的ニスルコトガ出来ハシナイカト云フ風ニ私ハ思フノデアリマス。（中略）今日我国ノ農業ノーツノ病、而モ大キナ病ノーツハ地価ガ高スギル、斯ウ云フコトデアアル。（中略）米価ノ中可ナリ大キナ部分ヲ此ノ土地ノ地価ニ対スル利子ガ占メテ居

¹⁴⁰ 例えば、1929年6月20日の岡田日記に「河崎、三輪、東郷三代議士ト会長ニテ后一時集会。米穀特別委員会ノ下相談ヲナス。外米ノ専売ト鮮台米ノ移入管理ヲ決心ス」（岡田、2013、245頁）と記録されている。

¹⁴¹ 米穀調査会、193-a、363頁。

¹⁴² 米穀調査会、193-a、300頁。

¹⁴³ 米穀調査会、193-a、330-331頁。

ル(中略)地価ガ下レバ(中略)若シ迷惑スル者アリトスルナラバ、ソレハ土地ヲ売買スルモノデア
ル。殊ニ土地ヲ売ル人達デアラウト思フ。併シ私ハ農業ニ於テ土地ガ普通ノ商品ノ様ニ頻繁
ニ売買サレルト云フコトハ抑々宜シクナイコトデアルト思フ。¹⁴⁴

以上の引用から、まず、農業の特質という観点から農業は営利的事業ではないことを主張し、安定した「人間らしい生活」及び「安定シテシツクリ仕事」ができれば、「農村生活ニ適当スル」という河田の認識が確認できる。河田は生産者と消費者両方のために、「充分ナル統制力ヲ持ツ」専売が必要だと主張している。その理由として、米価と農業の関係を取り上げている。専売により米価を調節するという議論の背後には、農業の合理化問題が意識されている。つまり、米価の中に地価問題がある。地価の変動は土地売買問題を引き起こす。公共財としての土地を普通商品のように頻繁に売買するのは、農業生産、言い換えれば、需要者の生存に必要な食糧生産に影響を及ぼすという主張である。さらに、「積極的専売制度」の意味については、河田の下記の発言からうかがえる¹⁴⁵。

農業一般ノ社会化、農業ハ営利的ナ業務デハ無イ、社会ニ必要ナ為ニスル、社会公共ノ為ニスルト云フ任務デアルト云フ意味ガ段々其処ニ加ツテ、サウシテソレガ事実ニ於テモ現レルト云フ様ナコトヲ是ハ条件トスルノデアル。ソレト相伴ツテ行カナケレバ専売制度ノ効果ハ充分ニ現レナイト思フ。今日ノ自由主義経済ヲ其ノ儘ニ残シテ置イテ、唯米ダケヲ専売ニシテ充分ナル効果ヲ挙ゲテ行クト云フコトハ中々難カシイ、ノミナラズソレガ農業ヲ合理化スルト云フコトモ中々難カシイト思フノデアリマス。サウ云ウ条件ヲ必要トスルノデアリマシテ、同時ニ又今日ノ資本主義思想ト云フモノヲモツト緩和スル、生産ハ唯営利ノ為ニ行フト云フ様ナ、アア云フ考ガ一般ニモツト緩和サレル、モツト「ソシヤル・サーヴィス」ト云ツタ様ナ考ガ生産業者ノ間ニ起ツテ来ルト云フコトガ矢張り必要デアルト思ヒマス。

ここで指摘されているのは、農業の社会化問題である。専売により、私経済を営む農業生産者に「ソシヤル・サーヴィス」という概念を、普及させようとしている。ここから河田が主張した米穀専売の意図がうかがえる。つまり、米価問題の背後には土地問題があり、農業問題がある。ただし、米価調節による農業保護は生産者のためだけでなく、最終的に、需要者全体、言い換えれば、国民全体のための食糧確保のためである。

¹⁴⁴ 米穀調査会、193-a、334-335 頁。

¹⁴⁵ 米穀調査会、193-a、336 頁。

そして、専売案に同調したもう一人が、東郷実¹⁴⁶である。東郷は諮問第一号第十二回特別委員会（1929年10月20日）に意見書を提出した。その中で、東郷は、米穀法は米価調節効果が少ないと指摘したうえで、「常時之レガ調節ヲ行フノ方案ヲ講ジ」る必要があると主張した¹⁴⁷。これは、米穀法の出動を非常時に限定すべきだという米穀商人側の考えと対照的である。ただ、恣意的な運用に対しては、東郷も「一定ノ基準ニ従ヒ其ノ出動ヲ慎重ニシ、他ノ施設ト相俟ツテ調節上ヲ遺憾ナキヲ期スルコト」¹⁴⁸と慎重な姿勢を示した。そして、米価調節の具体策について、外米に対して政府による管理統制、植民地米に対して政府による農業倉庫建設・低利資金融通及び民間倉庫の建設奨励、内地米に対して政府による農業倉庫の建設・低利資金融通、米穀法運用による一般会計の負担を主張している。さらに、根本策として米穀専売制度をなすべきであると主張している。民間倉庫や米穀の共同販売という民間側の動きを促進する策を織り込んでいるが、メインはあくまでも政府の役割を強調しているのである¹⁴⁹。東郷は、米穀専売は「国家の存立」、「国民生活の安定」のためであることを強調している¹⁵⁰うで、次のように説明している。

吾々ハ安イ食糧ヲ国民ニ供給スルコトガ無論必要デアリマスガ、其ノ前提シテハ確實安全ニ食糧ヲ供給スルト云フコトデナケレバナラナイ思ヒマス(中略)生産費ヲ償ツテ相当ノ利益ガアルト云フ程度ニ米ノ相場ヲ維持スルト云フコトガ、是ハ農業生産者ノ立場カラ言ツテモ当然デアリ、国家ノ大キナ国策ヲ遂行スル上ニ於テモ当然シナケレバナラナイコト思ヒマス。¹⁵¹

ここでは、「確實安全ニ食糧ヲ供給」するために、「生産費ヲ償ツテ相当ノ利益ガルトイフ程度ニ米ノ相場ヲ維持スル」必要があるという。要するに、食糧生産は農業生産者にとってのみ大事なのではなく、一般国民にとって大事であるために、農業経営を持続できるような米価を国家が政策で保障しなければならないという主張である。

以上が、三輪、河田、東郷の議論である。三人の論者はいずれも国民生活安定、食糧需要者にとっても必要不可欠であるという点から、政策による米価維持を通じて農業生産の保障を訴えている。言い換えれば、生産者側の立場から政策を求めようとしている。

¹⁴⁶ 東郷実、鹿児島県出身。1905年札幌農学校を卒業後、1906年台湾総督府に就職した。1924年に台湾総督府を退職し、その後、第15回総選挙で鹿児島より当選し、戦後も代議士を続けていた。その間に、米穀調査会、米穀統制委員会、日本米穀株式会社設立委員会の委員を務め、農林省米穀局、農林省食糧管理局、日本食糧協会などの顧問を務めていた。1959年に死去。(金子、1978)

¹⁴⁷ 米穀調査会、193-a、268頁。

¹⁴⁸ 米穀調査会、193-a、269頁。

¹⁴⁹ 米穀調査会、193-a、268-269頁、東郷の意見書を参照。

¹⁵⁰ 米穀調査会、193-a、273頁。

¹⁵¹ 米穀調査会、193-a、301-302頁。

⑥上山案

上山満之進¹⁵²は農商務次官の経験者で、1910年代から米穀政策に携わってきた。「米穀法の正統学派の立場」¹⁵³と言われた人物である。上山は諮問第一号第11回特別委員会(1929年10月9日)に下記の意見書¹⁵⁴を提出した。

- 一 米価調節基準ヲ確立スベシ其ノ一案トシテ一般物価標準案ヲ提出ス、其ノ要領左ノ如シ
一般物価ヲ標準トシ是ヨリ米価ニ割安ニ下リタルトキ初メテ米ヲ買入レ之ニ反シテニ割高ニ上リタルトキ初メテ売出ス
- 一 米ノ買換ハ保管行為ニ外ナラズ、従ツテ出来秋ニ於テ之ヲ行フベシ、買換ヲ以テ米価調節ノ手段トナスベカラズ
- 一 朝鮮米ノ移入ハ月割平均数量ニ依ラシムルノ制度ヲ設クベシ
- 一 外国米ノ輸出入ヲ管理統制スベシ
- 一 以上各項ノ中必要ナル事項ハ法律又ハ勅令ヲ以テ制定シ其ノ紛更ノ弊ヲ絶ツベシ

ここで特に上山案で注目したいのは、第一点目の米価調節基準についての主張である。前述の通り、矢作案(帝国農会案)では、米価の基準は生産費によって決めるべきだという主張が行われている。また、東郷の議論でも、生産費を償える米価維持が必要であることが提示されている。米価を一般物価とリンクして、米価調節しようとしているのは、生産者、消費者に偏らず、社会的安定の目的に基づいた考えであっただろう。ただし、一般物価による米価決定は、現実の状況によって、米価維持と抑制という二つの側面がある。ところで、この時期の米価と物価指数変化は表 2.3.3 の通りである。

¹⁵² 上山満之進、1895年帝国大学法科大学卒業後、内務省に入省し、1908年に農商務省山林局長、1912年熊本県知事を経て、1914年農商務次官に就任し、米穀政策に取り組み始めた。その後1918年貴族議員、1925年台湾総督に就任した。1935年枢密顧問官に就任、1938年7月に死去。(上山君記念事業会、1941、年譜より)

¹⁵³ 「米穀界の新指針統制法とは」(中外商業新報 1933.10.25-1933.11.2)という記事はこのように評している。

(http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=00741969&TYPE=IMAGE_FILE&POS=1 神戸大学附属図書館新聞記事文庫のデータベースより、2016年2月20日にアクセス)

¹⁵⁴ 米穀調査会、193-a、256頁。

表 2.3.3 1927-29 米穀年度の月別米価と物価指数の変化

年次	月別	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1927	米価	299.00	290.00	283.00	302.00	308.00	312.00	312.00	315.00	315.00	304.00	300.00	294.00
	物価	226.87	224.32	224.41	226.75	226.55	225.11	226.20	227.05	224.64	221.57	223.59	224.71
1928	米価	274.00	259.00	265.00	269.00	267.00	264.00	260.00	261.00	252.00	267.00	285.00	259.00
	物価	222.86	222.32	224.11	223.88	223.88	224.48	226.88	223.46	223.18	224.98	229.82	229.71
1929	米価	248.00	243.00	239.00	242.00	246.00	251.00	249.00	250.00	240.00	240.00	241.00	263.00
	物価	229.07	229.75	227.86	226.20	226.23	225.13	223.00	221.71	219.57	218.45	217.54	216.21

注1：食糧管理局、1941、28-29頁より作成。

注2：1900年10月を100とする。

表 2.3.3 からうかがえるように、1927～29年の時期においては、米価が物価より比較的優位となっている。この時点（1929年10月）で上山が提示した「一般物価ヲ標準トシ是ヨリ米価ニ割安ニ下リタルトキ初メテ米ヲ買入レ之ニ反シテニ割高ニ上リタルトキ初メテ売出ス」という案には、すでに米価抑制の機能という側面が表れてきていたのではないかと考える。さらに、この発想は、そもそも、一般工業製品のように生産技術の向上によって、生産費が下がっていくという発想に基づいた案である。上山案は前述の三橋案のように、植民地側や商人などのどちらにも偏らず、政策の公共性という観点に基づくものである。

以上が米穀調査会の諮問第一号に対する各委員の私案である。これらの私案に基づき、議論を重ね、1930年3月20日に下記の答申案¹⁵⁵が出された。

- 一 米価基準を設定するは緊要なりと認む仍て政府は速に米穀法の発動に必要な米価の最高最低基準を調査決定すべし(略)
- 二 農業倉庫を奨励し之に低利資金を融通すること(略)
- 三 内地に移出する朝鮮米の数量を月別平均的に調節する為速に朝鮮総督府に於て適当なる方策を樹立すべし(略)
- 四 外国米輸出入許可制度を設け一定数量の輸入を許可し同時に輸出をも許可を受けしむることとし外国米輸出入の管理統制を図るべし(略)

¹⁵⁵ 米穀調査会、193-a、12-13頁。

五 従来の米穀需給調節特別会計の損失を一般会計に移すこと(略)

上記のように、矢作や上山案などが触れている米価基準問題が答申案（一）に反映されたが、生産費を基準にするか、一般物価標準にするかを定めておらず、基準の設定のみが必要だと認められた。これは、その後の米穀統制法における米価公定制をすでに提示していたのではないか。有賀、三橋、加藤、矢作案などが触れている農業倉庫奨励・低利資金融通の問題は答申案（二）に織り込まれていた。これは食糧増産政策を前提とし、市場原則に基づく案である。答申案が出された時点は、農村救済問題が目前に迫りつつあったが、米価暴落の直前であった。政府の関与に対する見方は異なるものの、市場原則に基づき米価調節を行うという考えがまだ強かったのである。その後、生産者による自治調節問題は、1936年の米穀自治管理法の成立により、法制化されていく。植民地米の移入問題（三）や外米の管理統制問題（四）、財政問題（五）は各案に共通のものであった。ただし、内地産米の生産量のみでは消費量を賄うことができず¹⁵⁶、川東（1990）も指摘しているように植民地米の移入量への制限は行われていない¹⁵⁷。農業倉庫・低利資金融通問題及び植民地米の問題は、米穀調査会の後に設定された米穀統制調査会¹⁵⁸にでも引き続き議論の焦点となっていく。

以上考察した通り、有賀案のような朝鮮統治を目的とした提案、三橋案、上山案のような生産者と消費者双方にとって偏らない立場からの提案、上田案、加藤案、木村案のような米穀取引の関係者としての立場からの案、矢作案のような農業団体側の意見、三輪案、東郷案のような生産者的な立場の案などが登場していた。その背後にはそれぞれの利害関係があるが、ここで指摘したいのは、各委員の持つ経済ビジョンである。

上田らの米穀商人はあくまでも自由経済的な立場を主張し、政府の経済的関与を取り除くことに主眼がある¹⁵⁹。そして農村救済を否定するものではないが、あくまで米穀政策とは別であると主張している。このような主張は経済全体のデフレの中、米価のみを維持することへの抵抗でもあった。これに対して、朝鮮側の有賀も、農業団体側の矢作も、衆議院議員の三輪、東郷、貴族院議員の上山、学識経験者の河田、倉庫業の三橋も政府の関与は必要としている。特に、農業団体側や、農政研究会の衆議院議員は米穀政策と生産者、農村救済とリンクして考えなければいけないと主張している。衆議院議員の三輪、東郷や学識経験者立場の河田は生産者的な視点から議論を行いながらも、あえて消費者の立場を

¹⁵⁶ 農林省農務局編纂、1932、4-5 頁のデータより。

¹⁵⁷ 川東、1990、175 頁。

¹⁵⁸ 1932 年 11 月に斎藤内閣の下で設置された。米穀統制調査会の答申案に基づき米穀統制法が制定された。

¹⁵⁹ ただし、上田案や加藤案にも米穀対策運用資金の財政負担が主張されている。

強調し、食糧問題は生産者の問題というより食糧需要者の問題であると訴え、政府の対策を求めようとしている。それに近い立場の農業団体側の矢作は、外国米の専売に同調し、内地生産者本位の米穀政策を訴え、商工業優先、重点的に発展させるという明治維新以降の現実の近代化路線とは異なった、農業を商工業と平衡的に発展させる路線を提起した。一方、上山、三橋は、生産者、消費者を含め、「中立」的な視点から米穀問題の対策を考案していた。そして、全体的な議論から見れば、程度の差があるが、国家管理に触れた議論も少なくない、自由経済を唱える商人側でさえも植民地米の統制を提案するに至っている。

この答申案が出された後、昭和農業恐慌が始まった。上記の議論のように、米穀対策が考案されているさなかに、その背後にあった農村の困窮問題は、政府の緊要課題となっていく。

小括

本章では、米穀法実施後の 1920 年代の米価調節をめぐる議論を考察した。1921 年米穀法の実施当初から、系統農会および農業団体のリーダーがその運用について批判していた。ただし、農業側の中でも、米穀法運用に対する見解もそれぞれ異なっていた。米穀法に頼って、農家保護を求めようとする意見がある一方、農業者の「自らの力」によって米穀の商品化を進めるべきだという意見もあったが、いずれにしても、農業、農家の現状を意識し、自由市場における農業生産及び農家経営の不利益の部分をなんらかの手段によって補足しようとする議論である。

一方、米穀商側は農業側と異なり、商人の利益から出発して、米穀法の運用（政府の買上げ、売渡し行為）が当業者の営業遂行上に不安を与え、米穀流通業者が持つ流通機能に支障をもたらすという観点から、米穀法に対する批判を展開した。自由経済的な考えに基づき、その解決策として、政府の米価調節を排除する米穀法の廃止まで提起された。一部の学識経験者などの論者も、自由経済的な立場から米穀対策を考えようとしており、生産者消費者の「自治的自助的統制」（第 1 節の内池の意見）が提案された。それは第一節で考察した佐藤寛次が主張した農業者の「自らの力」による対策と一致する点もあるが、その背後にあるのは自由経済的な考えと農業側の協同組合の理念であり、異なったものであったのである。

また 1920 年代には食糧不足が予測され、食糧供給の安定が政府（特に農商務省農務局、1925 年以降、農林省）の課題になり、食糧増産策が採られつつあった。このような政策の

下で、農会側や国会議員、学識経験者などは、生産面での食糧増産策に乗じて生産者に有利な米価を要求する一方、需給面では米穀法の改正を要請し、価格保障を求めようとしていた。この時期の米価基準など議論は、1910年代より具体化している。その背景には1922年以降、帝国農会が大規模な米生産費調査を行ってきたことがある。第二節の1で論じたように、論者によって意見は微妙に異なっているが、食糧供給の安定のため、国民全体のためという名目で、米価維持策を訴え、生産者の利益を求め、農家経営を維持しようとしている点では一致している。さらにいえば、資本主義経済組織下の市場における小農経営及び農業生産の不利益の部分、どのように解消すべきなのかという点で関心が一致している。しかし、1920年代後半以降、食糧増産策の結果が表れ、朝鮮米が大量に移入され、米供給が過剰傾向になり、米価が下落していく。そこで、農業側による農家の生活への関心は1920年代前半に比べいっそう強まっていった。その背後には、米価の下落による米作農家の生活の打撃に対し、農業団体リーダーの危機感が一層強まったためと考えられる。食糧供給安定という共通の認識の下で、農会側や国会議員などは農業生産を維持するために、人為的な価格維持策による支援を政策として要求しようとし、資本主義的自由競争と小農家族経営との間に政策を通じてある程度緩衝地帯を作り、小農家族経営を維持しようとする議論が展開された。

一方、この時期は米穀法の米価調節の欠陥が顕在化し、政府はより根本的な米穀対策を求めはじめた。そして設置されたのが米穀調査会（1929年）である。その中では、農業側や米穀取引所側、朝鮮総督府側など各アクターが私案を提出し、自由放任から国家専売まで、米価基準問題、農業農村の救済問題、農業倉庫低利資金の問題、植民地米外国米対策問題など、広範な議論を展開した。上記の農業側と米穀取引業者側の議論の一部もその中に反映されている。米穀調査会は、各委員の私案などをベースに、米穀根本対策に対する答申案を昭和農業恐慌の直前に提出した。また留意したいのは、この時期の専売案は、第一章で考察したものと異なり、内地植民地を含む専売案が構想され、さらに、政府が直接に流通機構に乗り出すことも構想されたことである。なお、この時期には、農村救済が必要だという認識がまだ広がっておらず、農村救済の必要性はまだ迫っていないという認識も存在しているのである。

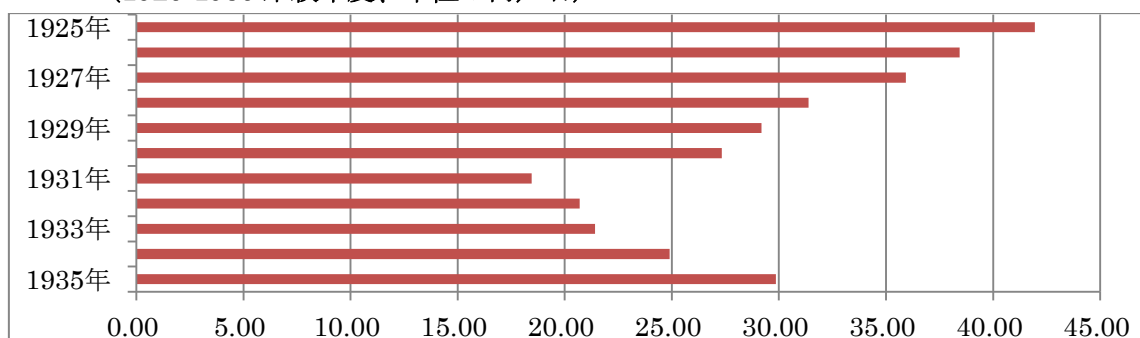
上記の農業側の議論や、米穀取引業者側の議論、および米穀調査会における議論は、1930年代の米穀統制法、米穀自治管理法、米穀配給統制法を通じ、相次いで具体化され、実現していく。これらの事実を考えると、1920年代における議論は、その後の米穀統制政策へ構想の重要な一段階であると言える。

第三章 米穀統制法から食糧管理法までの米価調節論

はじめに

第二章で考察した通り、1920年代末に、米穀法の欠陥が顕在化し、政府は改めて米穀根本対策を求めざるを得なくなった。米穀調査会（1929年）の諮問第一号に対する答申が出された後、米価が暴落し、昭和農業恐慌が始まった。図3.0.1にみられるように、下落傾向にあった米価は31年に急落している。また、表3.0.1が示すように、稲作収入は農家総収入の半分近くを占めており、米価の下落は農家に大きな打撃を与えた。農家の娘の身売りや、米作地帯を中心とした青田売りが広範に行われ、32年には農村の窮乏への危機感を一因とする海軍青年将校や農村出身青年による五・一五事件が起きる。これらのことの背景には農業恐慌による農民の窮乏があり、農村の困窮や農業問題がクローズアップされ、農村救済は斎藤内閣の大きな課題となっていた¹。一方、31年に満州事変、32年に上海事変が勃発しており、この時期は準戦時下であり、戦時体制に移行しつつある時期であった。斎藤内閣の財政支出は、前・犬養内閣より、軍事費用と農村土木建設の「時局匡救事業費」とも大幅に増えていく²。

図 3.0.1 東京深川正米市場の内地玄米中米標準相場の変動
(1925-1935 米穀年度、単位：円／石)



注1：食糧管理局、1941、24頁から作成。

注2：米穀年度：前年度の11月1日から当該年度の10月31日まで。

注3：平均米価は、月別相場を平均にして計算されたものである。

表 3.0.1 1932年全府県農家総収入と稲作収入（単位：円）

	総収入	稲作収入	総収入に占める稲作収入の割合
自作	1019.52	463.82	45%
自小作	1024.60	481.82	47%
小作	1000.45	490.98	49%

注：農商省農政局、1942、47頁から作成。割合は稲作収入／総収入によって計算したものである。

¹ 日本農業研究会、1977、第一部「恐慌下の農村」の第2「五・一五事件と農業問題の沸騰」、51-74頁を参照。

² 1931年の軍事費は4.5億円に対し、32年は6.9億円、33年は8.7億円に増えた。それから、1932年に「時局匡救事業費」が新しく設けられ、2.6億円の支出があった。（中村、2007、75-76頁）

このような情勢の中、より統制力を持つ米穀法案が必要とされてきた。この時期は、米価対策が政府の緊急課題として浮上し、米穀調査会の時期に比較して、よりいっそう案を具体化する緊急性が高まった時期であった。このような状況のもと、米穀統制調査会は、1932年11月8日付9日公布の勅令第334号によって設置された。会長は、当時の内閣総理大臣・斎藤実が務め、副会長は、大蔵大臣・高橋是清と農林大臣・後藤文夫が務めた。米穀統制調査会では、1932年11月24、25日、33年1月14日に三回の総会、32年11月28日から33年1月11日にわたって7回の特別委員会、12月14日から12月27日にわたって8回の小委員会が開かれ、「米穀統制に関する方策如何」という諮問に対し、「米穀統制要綱」が答申された。米穀統制調査会の答申に基づき、1933年に成立したのが米穀統制法であった。米穀統制法によって、政府がより積極的に米価調節（最低、最高価格の維持）³に乗り出すことが可能となった。これは農村救済という政策課題の中の一つでもあった。

ただ、米穀統制法では不十分な点（実施上の財政的な負担問題、外地米移入量の無規制問題）が残った。それを補うために、内地・植民地全域を含める米穀自治統制法案が1936年に成立し、実施されるようになる。また、流通分野においては1939年に米穀配給統制法が実施され、米穀取引に関わる米穀取引所と正米市場が廃止され、米穀取引が一本化され、米穀市場は国策会社・日本米穀株式会社（1939年7月15日設立）の下に置かれるようになった。しかし、39年に西日本及び朝鮮の大干ばつの影響で食糧事情が悪化し、日本米穀株式会社は開店休業の状態に陥った。1940年9月に「臨時米穀配給統制規則」が施行され、米穀取引は所定の流通ルートによる団体間の公定価格による取引以外は不可能となり、市場取引が表面から消えた。さらに戦争情勢と相俟って、食糧確保が政府にとって至上の課題となり、1942年に食糧管理法が実施され、国家による一元管理に移行されていく。

本章第一節では、農村救済が必要だという認識が農村問題の深刻化によって、広がっていたこの時期に、さまざまな緊迫関係の中、農業側の議論がどのように政策に織り込まれていくのかを、米穀統制調査会における議論を通じて検討する。具体的には、米穀統制調査会において、農業団体側の委員の議論を含め、農業部門と直接的な利害関係に関わっていない委員ら、および政府側の関係者（農林省、大蔵省、拓務省、朝鮮総督府）の官僚たちが米価調節、ひいてはその後の農業問題に対し、どのような認識を示したのかを考察し、答申案に辿り付いたプロセスを検討する。

米穀統制調査会に関しては、川東（1990）と井出（2006）の研究がある。川東（1990）

³ ただし、米穀供給過剰、米価下落という状況の中、最低価格維持がこの時期の実際の課題である。

の研究では、序章でも述べたように、階級的な対立点に重点が置かれ、なぜそれぞれの対立を調整できたのかについての検討は不十分である。一方、井出（2006）の研究では、財政学の視点から、「米価維持を通じた社会統合と予算統制との関係」⁴に注目し、米穀統制法に「社会統合の一環としての間接的所得保障制策の意義」⁵を見出している。米穀統制法の有する社会統合という意義づけは重要な視点であり、同感である。

ただ、上記の先行研究の関心はいずれも政策の評価や位置づけに重点を置くものであるが、本研究の関心は、米穀政策の成立過程における各委員およびその背後にあるグループの意図を明らかにすることによって、昭和農業恐慌後、社会の各勢力の農業問題に対する見解の解明にあった。

第二節では、このような時代状況を踏まえた上で、1930年代以降帝国農会や産業組合中央会及びそれらのリーダーたちが米価調節についてどのような議論を展開していくのかを検討し、議論の背後に農業団体の日本農業に対するビジョンを明らかにする。つまり、農業側の意図と戦略を考察する。

一方、先に述べた通りこの時期には流通分野への統制が進められていた。第二章第一節で述べたように1920年代後半に、政府の間接統制に対し、米穀取引業者側がすでに反対議論を展開していた。1930年代に入ると、肥料商を中心に反産業組合運動（以下、反産運動）が行われていく。特に1934年に日本商工会議所⁶、全日本肥料団体联合会、全国米穀商組合联合会など九団体が「商権擁護聯盟」を結成し、反産運動がさらに広がっていた。このような背景の下で、米穀流通への統制に対しては、商工業者側が強く反発していた。第三節では、農林省に設置された米穀配給調整協議会（1935）に焦点を当て、米穀取引業者を代表する商工業団体委員の議論を中心に、農林官僚、農業側代表、及び商工省官僚の議論を含め、農業側と米穀取引業者側の意見の相違を明らかにし、社会情勢の変化の中、農林省と商工省をバックにし、農業側と米穀取引業者側とどのような協議を行っていたのかを考察する。

米穀配給統制をめぐる議論について、米穀配給統制法（1939年）の形成過程にかかわる米穀配給調整協議会及び米穀配給新機構調査委員会の議事録を用いて、分析を行った研究として、川東（1990）の研究がある。川東は「米穀の間接統制から直接統制への過渡＝中

⁴ 井出、2006、84頁。

⁵ 井出、2006、99頁。

⁶ 日本商工会議所は、1928年、商工会議所法が実施された際に、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の六商工会議所が発起人として、各地会議所の同意を得た上で結成した商工会議所連合団体である。結成後、中小商工業の金融改善対策に関する活動を中心に展開したほか、中小商工業救済対策の建議や、商業組合法制定の要望を行い、商権擁護運動、いわゆる反産運動を展開した。（日本商工会議所、1978、67-86頁を参照）

間段階」⁷に米穀配給統制法を位置づける。そのうえで、制定過程に注目し、流通機構に関する政策の展開について分析し、さらに、食糧管理法の形成についても検討し、「一九三九年の食糧危機の勃発を背景に、一九四〇年以降の米穀の国家管理体制の断行によって、地主的利害は大幅に抑制され、米穀の流通、価格面からみるかぎり、地主的利害は無視され、もっぱら国家の利害とブルジョア的利害のみが優先される米価政策に転じた」⁸という結論に至っている。しかし、川東はやはり階級的な枠組みを持って分析を行っているため、米穀配給統制をめぐる議論の背後にあった農業側と商工業者側の意見の相違についての分析が不十分と言わざるを得ない。第三節では、川東の研究を踏まえ、米穀取引業者を中心に農業側、農林省、商工省を含む各アクターの議論を検討する。

第一節 米穀統制法の成立をめぐる議論——米穀統制調査会における議論を中心に

前述の通り、米穀統制調査会では、1932年11月24、25日、33年1月14日に三回の総会、32年11月28日から33年1月11日にわたって7回の特別委員会、12月14日から12月27日にわたって8回の小委員会が開かれ、「米穀統制に関する方策如何」という諮問に対し、「米穀統制要綱」が答申された。答申案以外では、特別委員会において、主に幹事によって提出された米穀専売制要綱、米穀管理制要綱、米価公定制要綱、米穀統制制度要綱が審議されている。そのほか、委員個人名で米穀政策に関する意見も表明され、議論された。この節では米穀統制調査会における議論に焦点を当てて、米穀統制法の成立をめぐる政府側の意見と関係する朝鮮側、農業側などのアクターの議論を明らかにしたい。

1 メンバー構成

まず、米穀統制調査会のメンバー構成から考察していきたい。メンバーの構成は表.3.1.1の通りである。

⁷ 川東、1990、244頁。

⁸ 川東、1990、317頁。

表 3.1.1 米穀統制調査会メンバー一覧

官職名など	氏名	委員または 臨時委員	備考
内閣総理大臣 子爵	齊藤 實	会長	
大蔵大臣	高橋 是清	副会長	
農林大臣	後藤 文夫	副会長	
従六位	※安川 雄之助	委員	三井物産筆頭常務
衆議院議員	小池 仁郎	委員	
貴族院議員 男爵	岩倉 道俱	委員	
正四位勳三等	※河田 嗣郎	委員	大阪商科大学学長
農林政務次官 伯爵	※有馬 頼寧	委員	
内務政務次官	齊藤 隆夫	委員	
朝鮮総督府政務総官	今井田 清徳	臨時委員	
衆議院議員	秦 豊助	委員	政友会
法制局長官	堀切 善次郎	委員	
貴族院議員 男爵	※郷 誠之助	委員	
貴族院議員 侯爵	松平 康昌	委員	
農林参與官	松村 謙三	臨時委員	
台湾総督府総務長官	平塚 廣義	臨時委員	
拓務次官	河田 烈	臨時委員	
貴族院議員	伊澤 多喜男	委員	
従四位勳一等	※★馬場 鏝一	委員	大蔵省出身の官僚、勸業銀行総裁
拓務政務次官	※堤 康次郎	委員	
衆議院議員	※★若宮 貞夫	委員	政友会
貴族院議員 子爵	※青木 信光	委員	
大蔵次官	黒田 英雄	臨時委員	
正三位勳二等 子爵	牧野 忠篤	委員	帝国農会会長（1931-34年）
衆議院議員	川崎 克	委員	日本貿易振興会会長（1930-41年）
従四位勳四等	※★有賀 光豊	委員	朝鮮殖産銀行頭取
従三位勳二等	※★矢作 栄蔵	委員	帝国農会会長（1926-31年）、帝国農会名誉会長（1931-32年）
大蔵政務次官	※堀切 善兵衛	委員	
貴族院議員	※橋本 圭三郎	委員	日本石油社長
正五位	※橋本傳左衛門	臨時委員	京都帝大教授
正五位勳六等	土方 久徴	委員	日本銀行総裁（1928年6月-1935年6月）
衆議院委員	※東 武	委員	政友会、農政研究会メンバー
従七位勳六等	三橋 信三	委員	三菱倉庫常務
貴族院議員 伯爵	酒井 忠正	委員	
貴族院議員	※★上山 満之進	委員	
外務政務次官	瀧 正雄	委員	
正三位勳一等	岡田 良平	委員	産業組合中央会会頭
専売局長官	佐々木 謙一郎	臨時委員	
従四位勳四等	※★渡邊 鍊蔵	委員	東京商工会議所理事、大日本米穀会副会頭
商工政務次官	※岩切 重雄	委員	
内閣書記官長	柴田 善三郎	委員	
従七位勳四等	上田 彌兵衛	委員	東京米穀商品取引所常務理事
衆議院議員	※胎中 楠右衛門	委員	政友会
衆議院議員	山崎 達之輔	委員	
衆議院議員	※★高田 転平	委員	憲政会、農政研究会メンバー
農林次官	石黒 忠篤	臨時委員	

注1：委員リストは米穀統制調査会、1933、3-7頁より作成。

注2：※付は特別委員会委員である。★付は小委員会委員である。小委員会委員は特別委員会委員の中から指名されたものである。備考の肩書等は筆者が補った。

このメンバー構成の選出経緯は不明であるが、米価に関わる関係省庁及び各方面の関係グループから選出されたものと考えられる。表 3.1.1 が示しているように、政策にかかわる各省庁（農林省、大蔵省、拓務省、朝鮮・台湾総督府関係者）の代表者、米価に関わる各組織に関わる委員（例えば、大日本米穀会の渡邊鍬藏、産業組合中央会の岡田良平、帝国農会関係の矢作栄蔵⁹、牧野忠篤など）及び衆議院議員や学識経験者がメンバーに入っている。さらに、衆議院議員の中でも農政研究会¹⁰のメンバーが見られる。政府の米穀問題と関わる多方面からの意見を取り込もうとする姿勢がうかがえるだろう。

以下では、これらのメンバーのバックグラウンドを念頭におきつつ、調査会に提出された各米価調節案をめぐり、それぞれの論者が米穀問題に対して、どのような見解を示していたかを検討していきたい。

2 主管省庁の意向

まず、主管省庁、具体的に言えば、米穀統制調査会を主導した農林省米穀部の関係者、委員として参加した大蔵省関係者、朝鮮総督府関係者の議論から、政府各省庁の意向を検討したい。

農林省の見解について、農林大臣後藤文夫は米穀問題に対する考えを次のように述べている¹¹。

米穀ハ我国ノ主要食糧品ト云フ中ニモ特別ナ位置ヲ占メテ居ル、生産ト需要ノ状況ガ又一種特別ノ事情ニアルノデアリマス、サウシテ我国ノ経済生活、国民生活ニ非常ナ大キナ影響ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラ(中略)此調査会ノ如キ権威アル機関ノ議論ヲ経マシテ政府ノ案ヲ得タイト云フ考デ参ツタ訳デアリマス、(中略)国家ノカナリ権力ナリガドウ云フ風ニ這入ツテ行ク云フコトガ実情ニ適シ、サウシテ此米穀ノ需給調節、市価ノ安定ガ出来得ルカト云フコトノ案ヲ実ハ得タイト思フデアリマス(下線、引用者、以下同様)

この発言は、政府の公共性（生産者、消費者に偏らず、国民生活の安定を主眼とする）

⁹ 矢作栄蔵は帝国農会の名誉会長である。東大の教授でもあるが、その発言を見ると、農会寄りの意見が多く見られ、帝国農会の「米穀政策ニ関スル意見」を個人の名前で提出等も行っており、帝国農会関係者とみなすのが妥当であろう。

¹⁰ 農政研究会について、第二章注 97 を参照。

¹¹ 米穀統制調査会、1933、19-21 頁。

を提示する一方、国家権力の介入による米価調節が必要であり、その介入は現実状況にふさわしいものであるべきだとする農林大臣の見解を示している。ただし、介入の仕方、そして、調節の具体案については政府側でもまだ案を定めておらず、調査会に期待していると述べられている。

そして、幹事の農林省米穀部部长・荷見安は次のように具体的な意見を述べている。

吾々ハ生産者ヲ保護スルト云フ立場カラ見マスト、農民ノ生産費ト云フモノハ是ハ極端ナモノハ別デアリマスケレドモ普通ノ生産費ト云フモノハ償ヘルヤウナ価格ニシナケレバイカヌ、斯ウ思ツテ居リマス、併ナガラ消費者ノ方ノ側ノ立場モ考ヘマセスト、(中略)其年々デ非常ニムツカシイ問題ニナルノデ、是ハ米穀委員会其他デ或ハ率勢米価デアリマストカ、或ハ生産費ト云フモノヲ見マシタ所デ、見当ヲ付ケテ戴ク外ナイヤウニ思ツテ居リマス¹²

つまり、生産者保護という立場から出発し、「極端」に生産費の高い所ではなく、平準的レベルの米生産農家、いわゆる中農の生産費を「普通」として、それを償える米価調節が必要であるという米穀部の意見がうかがえる。ただ、生産者中心ではあるが、消費者を考えないと米価基準の決定が難しいので、消費者への配慮も必要だとされる。これが農林省の公式見解であるかどうかは検討する余地があるが、少なくとも農林省内にはこのような見解があると言える。さらに、農林次官石黒忠篤も次のような意見を述べ、農林「事務当局」の見解をよく示す一方、米穀統制調査会の設立理由も提示している。

農林当局ハドウ云フ基準ヲ持ツテ最低基準シテ行クカト云フコトニナリマスレバ、(中略)米穀生産費ト率勢米価下値ニ割ト云フモノノ間ニ於テ適当ナノハドノ邊デアルカト云フコトヲ年々ニ決定シテ行ク外云フコトガ一番適当ナル基準ヲ得ル所以ト思ヒマス¹³

ソレ(米価最低価格基準:引用者)ヲ的確ニ維持スルト云フコトニ付テハ、モツト強カナル一種ノ制度ト云フモノガ茲ニ立タナケレバ(中略)現行米穀法ノ基準自体ヲ維持スルコトモ非常ニ私ハ困難ト思ヒマス(中略)今日非常ナ要望ノ起ツテ居ル米穀問題ヲ如何ニ処理シテ行クベキカト云フ大問題デアリマスルカラ、此委員会ヲ御設ケニナツテ御研究ヲ願ツテ居ル斯ウ云フ訳ダラウト思ヒマス¹⁴

¹² 米穀統制調査会、1933、140-141頁。

¹³ 米穀統制調査会、1933、141-142頁。

¹⁴ 米穀統制調査会、1933、145-146頁。

以上の引用からうかがえるように、農林省では、米価調節基準（最低価格）を生産費と率勢米価¹⁵下値二割の間の適当のところにするべきだという意見があったのである。この率勢米価について、澤村（1937）は「普通の事情の下に於ては自然に放任するも大体に於て斯く定まるべき筈の米価」¹⁶と指摘している。つまり、当時統制による生産費を償える米価の維持の主張（後述の矢作の議論）と完全な自由市場による米価調整の意見（後述の渡邊鏡藏の議論）という正反対の見解を鑑みたと上で基準を定めるのは正当だという見方である。しかし、上記の引用にも反映されているように、当時、石黒は、米穀法の米価維持（最低価格の維持）機能が行き詰っていると認識する一方、世間における米価調節の議論も広がっていることを意識し、米穀問題の処理を「大問題」としている。「モット強力ナル」制度による米価最低価格の維持に政策の重点を置いていたのである。

一方、大蔵省関係では、大蔵政務次官・堀切善兵衛が次のような発言をしている。

吾々ノ必要トスル所ハ即チ社会的ニ必要ナル最低価デア、（中略）米ヲ生産スル方カラ言ヘバ逆モソレ以下デハヤリ切レヌ、又消費スル方カラ言ヘバソレヨリ高クテハヤリ切レヌ、是ハ一致スル点ガアル筈デアリマス、即チ社会的生産費、限界的ノ生産費、斯ウ云フノヲ私ハ握ルノガ必要デ、平均ヲ採ツテモ物ノ価ハ決シテ平均デ決マルモノデハナイ¹⁷

以上の引用からうかがえるように、日本の国民生活の安定に照準を合わせた「社会的」米価が望ましいという考えが大蔵省にはあったのである。これは、前述の農林大臣の見解にもつながっている。つまり、国民生活安定という大義名分のもとで、米価を決める必要があるという考えである。ただし、この発言で留意したいのは、国民生活安定のためには「社会的ニ必要ナル最低価」が必要とされているという点である。要するに、消費の必要な分を確保するためには、生産者に一定程度配慮せざるをえず、生産者が経営維持できる価格を決める必要がある。あくまでも消費を本位とし、米の生産、またその生産と関わっている農業に重点を置いていない。これは農林省側の見解とは明らかに食い違っているが、生産者、消費者双方に考慮する必要があるという建前では意見が一致しているのである。さらに、第一回特別委員会では、堀切は大蔵省を代表し、次のような見解を示している。

¹⁵ 率勢米価について、第二章注 87 を参照。

¹⁶ 澤村、1937、101 頁。

¹⁷ 米穀統制調査会、1933、58 頁。

私共トシテハ是ハ外ノ省デ御ヤリニナルコトデ金ノ掛ラヌコトデヤリ得ルコトナラバ何ボデモ賛成シマス、(中略)今大蔵省カラ纏ツタ金ヲ出シテヤルト云フコトハ非常ニ困難デ、願クハドウカ金ヲ掛ケナイデ良イコトヲヤツテ戴キタイ、斯ウ云フ希望ダケヲ申上ゲテ置キマス¹⁸

つまり、具体策はともかく、現実の財政面から財政に負担をかけない米穀政策をと、大蔵省の立場から強い希望を表明している。1930～32年度、米穀需給調節特別会計の損失が農林関係予算に占める割合は54.5%、27%、35.6%となっており、財政損失は大きな問題とされていた¹⁹。幹事の大蔵省主計局長・藤井真信も小委員会で、「赤字財政ノ不可ナルハ謂フ迄モナシ一日モ早くナクナル様努力シ度シ、米穀ノ会計モ今後全体トシテ損失ノ生ゼザル様致度シト希望ス」²⁰と改めて財政に負担をかけない米穀政策を主張している。このような見解が米穀政策を規定していると考えられる。

なお、この時期、1920年代から実施されてきた産米増殖計画の成果が現れ、朝鮮米が大量に日本市場に移入されてきた。その移入が米価下落の原因とされ、朝鮮米問題が大きくクローズアップされていた。朝鮮米移入制限可否をめぐり、内地側と朝鮮側の意見が対立している。そこで、米穀統制調査会において、拓務省及び朝鮮総督府側が米穀統制、特に朝鮮米の移入統制にどのような見解を示したかを検証したい。

まず、拓務政務次官・堤康次郎の特別委員会での次のような発言を通じて拓務省側の見解を確認していきたい。

私等ノ考ヘテ居リマスノハ朝鮮米ヲ圧迫スルト云フコトニナルト、朝鮮ニ於ケル農民ハ食フコトガ出来ヌコトナリハセヌカ、此点ヲ憂ヘルノデアリマス、(中略)兎モ角今ノ朝鮮人ハ(中略)極テ不経済ノコトヲヤリツトモ粟ヲ食ハナケレバナラヌ²¹ト云フ程困ツテ居ルノデアリマスカラ、ソレヲ余程考慮シテ貰ヒタイ、(中略)私ハ国策ノ実質論トシテ今朝鮮ノ農民ヲ圧迫スルヤウナコトハシタクナイ、斯ウ実質的ニ考ヘテ居ルノデアリマス、(中略)内地ノ農村救済ニ付テハ又別ノ方法ヲ講ジテ是ヲ救済スルコトニ少シモ異議ハナイノデアリマス²²。

¹⁸ 米穀統制調査会、1933、71-72頁。

¹⁹ 桜井、1989a、108-109頁。

²⁰ 米穀統制調査会、1933、376頁。

²¹ 朝鮮においては、米を換金作物として日本本土に移出し、その代わりに、満州から粟などの雑穀を輸入し、主食を補充していた(朝鮮への粟輸入について、竹内(2009)を参照)。それが米消費量の減少及び朝鮮米の内地移入量増加につながると認識されていた。米穀統制調査会では、これを受け、朝鮮米の移入制限方法の一つとして、粟の輸入制限により朝鮮の米消費量を引き上げるという対策が提示されていた(例えば、矢作案(本文表3.1.2を参照)では、第二の「朝鮮台湾米ニ対スル方策」に粟の輸入制限を設けることを掲げられている)。

²² 米穀統制調査会、1933、226-227頁。

この発言から端的にうかがえるように、拓務省側は「朝鮮米ヲ圧迫スルヨウナ」措置、即ち朝鮮米の移入制限などの政策に批判的であった。その一番大きな理由は、朝鮮統治への影響の危惧である。内地の農村救済策はともかく、その救済策は朝鮮米政策と切り離すべきだという主張である。

このような意見と同調し、朝鮮総督府政務総官・今井田清徳も「内地ニ於ケル米ノ統制ノ為ニ外地ノ米ガ著シク不利益ヲ蒙ルコトハ困ル」²³と述べ、内地の米価を維持するための朝鮮米への制限に抵抗の意を示した。一方、朝鮮総督府事務官・湯村辰二郎は朝鮮米への措置について、総督府は「経済的統制の方法に依つて出来得る限り月別平均的に移出を致したい」²⁴という意向の下で農業、商業倉庫という貯蔵設備の完備に努力したことを陳述した。その上で、米穀法を朝鮮に適用することを要請し、「相当ノ量ヲ中央ニ於テ御買上ヲ願ヒ、ソレヲ朝鮮ニ於テ保管致シマスナラバ、自治的経済的統制ト共ニ行ヒマスナラバ相当ノ効果ガ挙ルノデハナイカ知ラヌト云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマス」²⁵と述べている。この発言からもうかがえるように、朝鮮総督府がこの時期、ある程度の「自治的経済的統制」²⁶を行ってきたことは明らかである。具体的には言えば1930年に朝鮮米穀倉庫計画、粃の野積貯蔵が実施されていた。ただ、それはあくまでも生活に困窮した朝鮮農民への対応策²⁷であり、内地の米価維持に効果がないとはいえないが、政策の目的ではない。要するに、拓務省及び朝鮮総督府は、昭和恐慌の米価下落による朝鮮農民の生活困窮化が植民地政策の実施に影響することを恐れていた。そこで、朝鮮総督府はその対応策として財政負担の軽い「自治的経済的統制」を行っていた。それは、財政負担にならないという意味では、農林省側の米穀需給調節策と一致しているのである。

3 各代表の見解

川東（1990）の研究では、それぞれの委員を「諸勢力」²⁸の代表として扱い、議論が展開されているが、この時期、「諸勢力」の代表と言っても、個人的な意見に幅がある一方、議

²³ 米穀統制調査会、1933、228頁。

²⁴ 米穀統制調査会、1933、167頁。

²⁵ 米穀統制調査会、1933、180頁。

²⁶ ここでの「自治的統制」は朝鮮総督府の奨励による生産者の季節的平均放出を指すと思われる。奨励の手段は低利資金の融通であるが、その融通は大蔵省預金部から（朝鮮米穀倉庫計画）または銀行から（粃の野積貯蔵）行われている。（中村、1991）

²⁷ 中村（1991）を参照。

²⁸ 川東（1990）を参照。具体的には、植民地勢力、商工派ブルジョアジー、地主階級などを指す。

事録からみると、どの団体を代表するかは明示されておらず、提案も基本的には個人名で提出されている。そのため、本稿では、議論の個人差を念頭に置きながら、矢作栄蔵、岡田良平、有賀光豊、渡邊鋏藏、上山満之進、胎中楠右衛門の議論及び提出した意見、建議案を取り上げ、それぞれのスタンスを考察していきたい。上記の論者を取り上げる理由としては、矢作、有賀、渡邊、上山（小委員会委員長）は小委員会の委員として、最終答申案の決定に影響力を持つ者と考えられる。そして、岡田を取り上げるのは、農業団体間の意見差を考察するためである。さらに、この時期には、専売案についての議論が盛んに行われているため、提唱者の一人である胎中の見解を考察することによって、専売案の一端を明らかにしたいと考える。

なお、この時期、米価政策の課題は過剰米の処理であった。そのため、米穀統制調査会の中でも、主に①朝鮮移入米対策の問題、②内地米の米価維持問題をめぐって、議論が開かれていたが、本稿は、これらの論点を念頭に置き、上記の各委員案を中心に議論を考察する。

前述した政府側の議論にもあったように、上記の論者のほとんどには、米価を調節する必要があるというコンセンサスがあった。ただ、渡邊鋏藏は調節すること自体に反対の意見を示した。渡邊は1932年11月24日第一回総会で、下記のように述べた上で、政府の米価調節は農村救済が目的であることに批判的であった。

現今ノ米穀問題ニ関スル世上ノ實際的ニ論議ノ焦点若クハ主張等ヲ能ク考ヘテ見マスルト、
(中略)消費者側ニ於キマシテハ何等ノ要求ハナイノデアリマシテ、米ノ値段ガ高過ギルト云フ聲
ヲ聞イタコトハ吾々ハナイ、又動キ過ギル、此様ニ動イテハ困ルト云フ聲モ(中略)聞キマセヌ、
尚立証スル為ニ極ク安イ月給取ヤ労働者等ニ始終話合ツテ見マシタガ、一向サウ云ウ聲ヲ耳
ニ致シマセヌ、是ハ恐ラク委員各位モ御同感デハナイカト察シマス²⁹

以上の引用からうかがえるように、渡邊の発言は消費者側からすれば当時の米価は適当であり、調節する必要などないとの意見であった。川東（1990）の研究では、渡邊は「商工派ブルジョア」³⁰代表として扱われ、低米価・低賃金の構造がブルジョア階級にとって望ましいため、上記の主張が行われたという解釈であった。しかし、渡邊は東京商工会議所の理事であるとともに、大日本米穀会の副会長である。前述したように委員の選出方法は不明であるが、大日本米穀会と関わっていたからこそ、渡邊が委員に選ばれたと推測でき

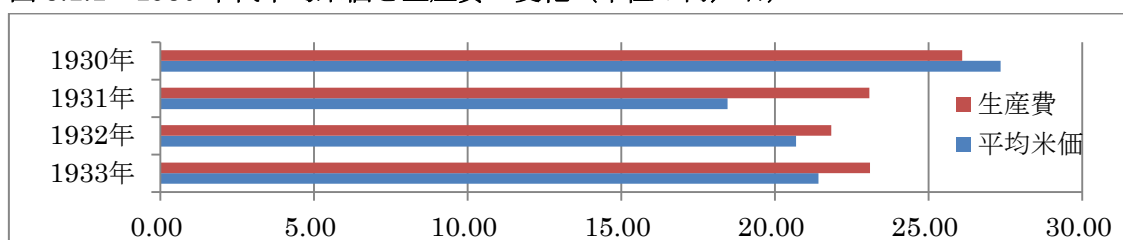
²⁹ 米穀統制調査会、1933、18頁。

³⁰ 川東、1990、199頁。

る。

大日本米穀会は、東京廻米問屋組合が主体となった全国米穀業者の組織である。1932年4月に第25回大会を開催し、米穀専売統制調査委員会を設け、10月に決議書「米専売反対意見」を当局及び関係者に配布した。このような背景の下で、11月に渡邊は米穀統制調査会に参加した。渡邊が上記の発言をしたのは、低米価・低賃金が望ましいというより、統制による米穀商人の利害からであった。一方では、この時期の米価全体からみれば(図3.1.1)、1931年に比べれば多少回復したものの、生産費(帝国農会調査)を割っている状態のままであって、生産農家にとって、生活も生産も困難な状況であった。このため社会不安が生じる恐れがあり、農村救済が政府にとって大きな課題となり、農林省側も、生産者の視点(消費者への考慮も踏まえつつ)から政策を立てようとしている。そのためには、生産者と消費者のバランスを取り、中間商人の利益を抑えざるをえないのである。

図3.1.1 1930年代平均米価と生産費の変化(単位:円/石)



注: 生産費は石橋幸雄、1961、46-51頁、帝国農会が調査した自作農農家の生産費データから作成。平均米価は桜井誠、1989a、270-271頁、東京深川正米市場の内地玄米中米標準相場の平均米価データより作成。

さらに、渡邊はより具体的な「米穀統制方策に関する基本的意見要点」を発表した。その中で、米価公定は消費者・生産者には不利益であり、財政負担になると訴えて、「国家権力ヲ以テ米穀統制ヲ行ヒ所謂根本策ナルモノヲ講スル程ノ必要ヲ認メス」と米穀統制を根本的に否定した。また、公定価格の基礎となる農林省や帝国農会の生産費などの調査を「従来ニ於テモ又将来ニ於テモ困難且不正確ナルモノ」とし、価格公定は実行不可能なものとした上、強制の価格決定は政治、社会に不安をもたらす恐れがあると強調した³¹。さらに、次のような意見を提示した³²。

(前略)

七、戦時、飢饉、其他重大ナル事変ノ場合ヲ除キ平時ニ於テ政府カスノ如キ危険ニシテ且ツ

³¹ 米穀統制調査会、1933、調査参考資料 69 頁。

³² 米穀統制調査会、1933、調査参考資料 69-70 頁。

無益ナル干渉ヲナスノ必要毫モ無シ。

- 八、現在ノ自由市場ニ於ケル価格ハ(中略)市場ニ反映シ日々ノ需要ト供給ノ関係ヲ作ルコトニヨリ其他各般ノ経済界ノ変動ニ順応シテ成立スルニシテ生産者消費者双方ノ利害ヲ最も自然ニ且ツ公正ニ代表スルモノナリ。之ニ反シ人々ノ意見ニ依リ政府ノ調査ニ基ク公定価格ハ(中略)生産費及消費者双方ノ利害ヲ公正ニ代表スルコト能ハサルノミナラス両者ノ利益ノ調和点ヲ発見スルノ作用ヲ全ク欠クモノナリ。
- 九、現下ノ農村救済策ト米穀政策トハ断然之ヲ隔離シテ各別ノ対策ヲ講スヘキモノト確信ス。然サレハ両者共ニ支障ヲ生シ農家ハ二重ノ損害ヲ蒙ルヘシ
- 十、以上国家ニヨル価格公定ヲ基礎トスル如何ナル米穀統制策モ不可ナリト信スルモノニシテ且又現今ノ米穀法力其ノ拂フ重大ナル犠牲ニ比較シテ果シテ消費者及ヒ特ニ農家ニ対シテ如何ナル程度ノ利益アリヤ否ヤハ疑問トスル所ナルモ取敢ス現行米穀法ノ範囲ヲ中心トシテ米穀ノ需給ノ均衡ト米価安定ノ目的ヲ可及的良ク達成シ得ヘキ方便ヲ更ニ攻究スルノ外ナシト思惟ス。

以上の意見からうかがえるように、渡邊は統制自体を批判する自由主義的な立場であった。準戦時体制下であるにもかかわらず、非常時以外、政府の「無益ナル干渉ヲナスノ必要毫モ無シ」(第七点)と強調し政府の干渉を取り除こうとしている。さらに、自由市場の「自動機械措置」という調節機能を説き(第八点)、政府の統制が不公平で、且つ生産者と消費者の利益調和の作用を欠くものと強調し、統制の効果を疑問視している(第十点)。しかし、渡邊も農村救済策が必要であることを否定できなかった。ただ、それは米穀政策と別のものにすべきだと強調し、政策による農村救済は必ずしも必要としていないのである(第九点)。やはりその背後には米穀商人の利害があったと思われる。

しかし、この時期は、戦時体制に移行しつつある時期であり、井出(2006)の研究でも触れているように「社会統合」が政府の課題として浮上していた時期であった。1931年には「強制カルテルの規定で困っている産業をなんとか維持しようという目的」で、重要産業統制法が制定されるが、同法は「戦時にかけての経済統制の最初の法律」であった³³。産業保護を目的とした鋼鉄、化学産業などに対する統制がすでに始まっていたのである。そこで、結局、渡邊も生産統制、植民地米問題、米の輸出問題、米価決定基準などの点から米穀統制に対し、「米穀統制に関する意見」(1933年)を提出し、米穀統制を認めるようになった。だが、その意見の中では、「政府ノ米買上ハ内地米ヨリハ主トシテ朝鮮米、臺灣米

³³ 中村、1986、53頁。

ヲ買上グル方ガ米穀統制上有効ニシテ且政府財政上好都合ナリト思惟ス」とあくまでも植民地米の統制に限定し、内地米は「政府及ビ公共団体ニヨル米穀生産奨励方策ヲ節制スルコトニヨリ生産調節ヲ行フコト」という生産面で統制するという見解を示した³⁴。内容は、特に米穀商人の立場にふれてはいないものの、中間流通の余地を残そうとした見解を織り込んでいると読み取れる。

一方、前述のようにほかの論者には米価調節が必要であるというコンセンサスがあった。ただし、どこまで調節するか、どのように調節するかなどの具体的な議論の温度差があった。農業団体側では、帝国農会と産業組合中央会の主張にも異なる点があった。産業組合中央会の岡田良平が「米穀政策に関する意見」を特別委員会に提出する一方、矢作栄蔵は帝国農会の「米穀政策に関する意見」を個人名で委員会に提出した。具体的な内容は、以下の通りである。

表 3.1.2 農業団体側の米穀政策に関する意見

岡田案	矢作案
一 米穀年度結了前ニ當リ残存米ノ多寡ト収穫 予想トヲ按シ政府ニ於テ必要ト認ムルトキ ハ一定期間新穀ノ売買ヲ停止ス	米穀統制ニ関スル根本方策ヲ樹立スルニ當リテハ左ノ 各項ノ如キハ必ズ之ヲ実現セシムルノ必要アリト 認ム 第一 内地米ニ対スル方策
一 新穀ノ売買停止中ハ産業組合ニ於テ新穀ヲ 担保トシテ貸金ヲ行フ	一 内地米ニ対シ政府ハ以下各項ニ依リ最低価格及 最高価格ヲ公定スルコト 二 最低価格ハ米穀生産費ヲ最高価格ハ家計費ヲ基 礎トシ何レモ物価其ノ他経済事情ヲ参酌シテ コレヲ決定スルコト
一 前項ノ貸金ニ対シテハ政府ヨリ低利資金ヲ 融通ス	三 最低価格ノ基礎トスル生産費ハ従来ノ調査項目 ニ部落協議費及戸数割ノ一部ヲ附加シ尙基準市 場ニ至ル迄ニ運賃諸掛ヲ加算シタルモノト為ス コト
一 農村ノ産業組合ヲシテ農業倉庫ヲ経営セン ム	四 生産費ノ調査農家トシテハ反當収量其ノ他ニ於 テ中庸ナルモノヲ選定スルコト 五 各月ノ最低価格ハ米穀年度始期ニ於ケル生産費 ニ其ノ月ニ至ル迄ノ利子及保管料ニ相当スル金 額ヲ加算シテ之ヲ定ムルコト
一 全国米穀販売組合联合会ノ發達ヲ図リ又農 業倉庫並ニ一般農業者ヲ指導シテ平均売ヲ 行ハシム	七 政府ハ毎年端境期ニ於テ其ノ所有米ノ一部若ハ 全部ノ買換ヲ行フコト 右ノ場合價格ハ時価ニ準拠シテ之ヲ定ムルコト
一 新穀売買停止中ハ朝鮮米及ビ台湾米ノ内地 ニ於ケル売買モ停止ス但シ移入セラレタル 米穀ニ対シテハ低利資金ヲ融通ス	第二 朝鮮台湾米ニ対スル方策 一 朝鮮、台湾米ノ移入ハ政府ノ独占ト為シ生産地ニ 於テ時価ヲ以テ買入レ内地ニ於ケル米穀ノ需給 其ノ他ノ経済事情ヲ考慮シ時価ヲ以テ之ヲ売却 スルコト
一 米穀法ハ大体现在ノ儘存置ス 但シ運用上ニ就キテハ改善ヲ施ス	二 政府必要アリト認ムルトキハ朝鮮及台湾ニ於ケ ル外米、粟及雜穀ノ輸入数量ヲ制限スルヲ得ル方 法ヲ設クルコト 第三 外米ニ対スル方策

³⁴ 米穀統制調査会、1933、調査参考資料 70-71 頁。

	外米ノ輸出入並ニ其ノ処分ハ政府ノ独占ト為スコト 第四 米穀生産ノ統制 一 内地、朝鮮及台湾ヲ通ジ米作地ノ拡張ニ付テハ需給其他ヲ考慮シ凡テ許可主義トスルコト 二 米穀検査法ヲ制定シ政府監督ノ下ニ検査ノ統一ヲ図ルコト 第五 米穀販売ニ関スル自治的統制 米穀生産者ハ其ノ団体並ニ機関ノ活動ニ依リ自治的ニ米穀ノ販売組織ヲ合理化シ米価ノ安定ニ資スルハ極メテ必要ノコトナルヲ以テ之ニ対シ政府ハ助成ニ努ムルコト 第六 調査 米穀ニ関スル各般ノ調査ヲ整備スルコト 第七 委員会 一 最低価格及最高価格ノ決定、朝鮮、台湾米ノ買入、売却外米ノ輸出入並ニ処分、其ノ他米穀政策ノ実施ニ関スル重要ナル事項ヲ審議スル為委員会ヲ設クルコト 二 委員ノ半数ハ米穀生産者側ヨリ選定スルコト
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注：米穀統制調査会、1933、調査参考資料 66-68 頁より作成。

昭和農業恐慌下、米価低落（図 3.1.1 を参照）の対策の一環として、生産者自体による全国的な米共同販売体制の確立が必要とされ、産業組合側は 31 年に全国米穀販売組合聯合会を立ち上げた。さらに、32 年 4 月、第 28 回全国産業組合大会で「産業組合五か年計画樹立の件」を決議し、恐慌対策として、組合員数の増大や資力の充実などを掲げ、組織の整備及び事業の拡充計画を立てていた。一方、32 年 9 月から農業経営改善を目的とした農林省主導の農山漁村更生運動が始まり、その実行団体として産業組合が位置づけられた。「農山漁村経済更生計画ト産業組合ノ指導方針」の「産業組合活動ノ根本方針」によって、各種実行組合が産業組合に加入することが可能であり、それによって、産業組合加入困難の者を実行組合の組合員として産業組合を利用することを可能となった³⁵。米穀統制調査会が開かれた時期は、産業組合が農林省のこのような方針に乘じ組織拡充していこうとした時期である。このような背景の下で、上記の岡田案は、流通問題に限定し、市場に流入する数量を調節するにあたり産業組合による低利資金の融通、農業倉庫の経営を建議した。米穀問題の解決策として、産業組合の経済活動上の役割を強調したのである。岡田の案には、経済団体としての産業組合の組織拡張の意図があったと考えられる

それに対し、系統農会は「その機能が多岐で、かつ系統の段階で事業の重点や性格も異なっている」³⁶のである。昭和恐慌以前の 1920 年代後半から、農会はすでに青果など農産

³⁵ 全国農業協同組合中央会、協同組合図書資料センター監修、1988、225-434 頁（第 4 章「農村経済更生運動期」）を参照。

³⁶ 玉、1996、89 頁。

物の斡旋販売運動を展開し、農家経営改善に取り組んできた。昭和恐慌後も、農業経営の改善など農村計画を立てていた³⁷。岡田案に対し、帝国農会側の矢作案はより多面にわたって、米穀統制の根本策を要請し、指導団体としての役割をアピールしている。その背後には、同時期の産業組合活動に対し、系統農会の農村指導団体としての地位低下への危機感があっただろう。矢作案は米価基準の制定、植民地米・外米の統制、生産の統制、及び販売に関する自治的統制、米穀に関する調査の整備、委員会の設置など幅広く米穀政策に関わる諸問題に言及したものである。具体的にみると、生産費による最低米価の決定が従来通りに主張されている³⁸ほか、生産費に部落協議費や市場までの諸運賃、最低価格に生産費以外の利子、保管料の加算を要請している。運賃、利子、保管料などの加算は、1932年10月7～8日に開催された道府県農会協議会の「農村匡救策に関する決議」で主張された「(米価の、引用者)最低基準価格は生産費に運賃諸掛を加算したるものとせられたきこと」³⁹の反映であろう。この部落協議費は「協議して定めた費用であつて道路の小修繕、街頭点火、渡船、撒水、清潔法の施行、産業奨励、災害予防、夜警、神社寺院の修繕、冠婚葬祭、入隊営兵の送迎、家族慰問、窮民救済、各種納税奨励等」⁴⁰を指すものであり、広汎な農業生産のインフラ整備や部落共同生活などに関わる費用である。ここで、帝国農会は米生産費に、農業生産全般及び部落共同生活に関わる必要な費用を織り込もうとしているのである。つまり、米生産に直接、間接的に投入された費用を生産費に計上すべきだという主張であり、米を通じて、生活・生産が一体化している農業経営に合わせた生産費計算のルールを正当化しようとしているのではないかと考えられる。この時期に、農村救済の政策課題が浮上してくる一方、前述の通り農山漁村経済更生運動もすでに始まっていた。このような背景の下、その主張の実現可能性が浮上してきた。ただし、生産費問題については米穀統制調査会では大きな議論の争点にはならなかった。その理由は、米穀統制調査会の前段階

³⁷ 帝国農会史稿編纂会、1972a、520-564頁を参照。

³⁸ 生産費について、1932年8月24日の全国農会大会では、決議に「米穀法ヲ改正シ最低価格ハ米穀生産費ヲ基礎トシテ定ムルモノトナスコト」(帝国農会史稿、1972b、1080頁)とされ、その後帝国農会第二十四回通常総会(1932年10月28-31日)も「米穀政策に関する建議」に応急策として「最低価格ノ基礎タル米穀生産費決定ニ対シテハ十分農家ノ経済ヲ考慮スルコト」、恒久策として「米価ヲシテ少クトモ生産費ヲ償ハシムルヲ根本方針トスルコト」、「生産費ノ決定ハ(中略)米穀生産経済ノ実情ニ適セサルヲ以テ之ヲ適当ニ改正スルコト」(帝国農会史稿、1972b、892-893頁)とされた。農会の米価調節主張の中では生産費を償える米価ということが一番大きなポイントだとうかがえる。

³⁹ 帝国農会史稿、1972b、1081頁。

⁴⁰ 汐見、1935、45頁。

である農林省米穀顧問会議では、生産費による米価決定という方針がすでに固まっていた⁴¹からと考えられる。

そして、生産面では、内地、植民地ともに米作地の拡張に許可主義を導入し、米生産増加をコントロールしようとしている点もうかがえる。これは、いわゆる減反策であるが、当該時点の米作面積を減らすのではなく、将来的に拡張する場合に介入するという主張であることに留意したい。要するに、この帝国農会案をバックとした矢作案は、生産制限を提議したが、無理やりに転作などの生産制限方法を農家に押し付けずに、将来的な生産拡大の部分を制限しようとしているのである。しかし、生産制限に対しては、産業組合側の岡田は批判的であった。その理由について、岡田は米不足を起こす可能性を強調したほか、「農民ハ尺寸ノ土地ト雖モ是ハ天道様カラ授ケラレタルモノデアルト云フ考カラ耕作ヲ怠ラヌ」⁴²ので、公に生産制限を認めると農民精神に悪影響を与えてしまうという二つの理由を述べて生産制限に反対した。

また矢作案からは、政府による植民地米・外米の独占を要請し、内地米との競争に一定の緩和地帯を作ろうとしている意図もうかがえる。ただ、「生産地ニ於テ時価ヲ以テ買入レ」と主張している点から、この案はある程度朝鮮側を意識したものと考えられる。米穀統制調査会前段階の米穀部顧問会議では、すでに朝鮮側の有賀光豊顧問から「私ノ考ハ朝鮮米モ台湾米モ総テ一本ノモノニ考ヘテ戴キタイ、一ツノ米穀政策ノ下ニヤツテ戴キタイ、斯ウ云フ頭デス」⁴³という議論がある一方、米穀統制調査会では、朝鮮への差別待遇問題も多く議論されている。この時期は、米の供給総額が過剰状態（図 3.1.2 を参照、後述）にあり、そのため、農会側は内地米の植民地米（特に朝鮮米）移入による影響を抑えようとしつつ、供給面でのコントロールによる米価維持という点からは、生産面の制限問題も考えざるを得なかったのではないかと推測できる。

一方、朝鮮側の委員・有賀光豊が特別委員会に提出した下記の「米穀政策に関する意見」では生産制限について細かい所まで建議し、生産制限の必要性を主張した⁴⁴。

現行米穀制度ハ其ノ名ニ於テ需給調節ト云フモ其ノ実消費一方ノミノ統制ニシテ其ノ根本ヲ誤

⁴¹ 1932年7月27日、農林省米穀部顧問会第一回会議では、長瀬米穀部長が米穀の「買上価格ガ主ナル専売案ノ主張デハ生産費ヲ基礎トスルト云フコトニ相成ツテ居リマス、従ヒマシテ買上価格ハ一般物価ノ趨勢如何ニ拘ラズ或ル程度ノ生産費ト云フモノニヒツ付イテ居ル、大体ニ於テサウ云フ風ニ固定シテ来ル」と冒頭から明言していた。（1932年7月27日、農林省米穀部顧問会第一回議事速記録、長瀬米穀部長の発言より。農林省米穀部（1932）、農林水産研究情報総合センター荷見文庫所蔵）

⁴² 米穀統制調査会、1933、282頁。

⁴³ 1932年7月28日、農林省米穀部顧問会第二回議事速記録、有賀顧問の発言。（農林省米穀部（1932）農林水産研究情報総合センター荷見文庫所蔵）

⁴⁴ 米穀統制調査会、1933、調査参考資料 8-9頁。

ルモト認ム、依テ米穀法ヲ生産統制ニ拡張スルコトヲ希望ス

方法

- 一 米穀需給ノ趨勢ヲ鑑ミ必要ニ応ジ内地、朝鮮、臺灣ニ於テ或年度ヲ限り米穀生産ヲ制限ス
- 二 制限水田オヨビ陸稲畑ニハ代作セシメ水田一反歩ニ対シ平均十円陸稲畑一反歩ニ対シ平均二円補給ス
- 三 制限面積ハ行政単位ニ責任ヲ負ハシメ地方庁ノ監督ノ下ニ査定ス
- 四 行政単位ハ其ノ内部ニ於テ制限実行ヲ協議ス
- 五 内地、朝鮮、臺灣ノ水田総面積約五百十萬町歩ニ対シ仮リニ其ノ百分ノ三陸稲畑約二十萬町歩ニ対シ其ノ二分ノ一ヲ制限スルトセバ(後略)
- 六 違反制裁トシテハ刑事罰ヲ課セズ補給金ノ停止ト相当ノ過怠金ヲ行政単位ヨリ徴ス、則チ全国的協議ヲ法制化スル主旨ナリ
- 七 代作ニ依ル田租ハ軽減セズ、補給金ニ於テ鹽梅セラレ居ルモト見ル
- 八 代作地ノ小作関係等ノ協定ニ付指導ス
- 九 人口対食糧ノ趨向ニ照シ米穀生産ノ充実方策ハ益々積極的ナルヲ要スルモ制限年度ニ於ケル新規作付地ハ一般ノ制限比率ヲ守ラシム。

まずは、一点目のように生産統制は「米穀需給ノ趨勢ヲ鑑ミ必要」に依るものとされている。引用の三、四点目からうかがえるように、制限の実施は地方庁など行政側によるものという発想である。さらに、五点目の制限面積などについての提案や、九点目の新規作付地についての見解からみれば、生産調整の実施はやはり国全体の需給状態に合わせるものということを前提にしている。さらに、補給金を利用し、生産農家に協力させようとしているのである（六、七点目）。つまり、有賀案は矢作案のような内地、朝鮮、台湾にわたる生産制限を主張しているが、日本内地の生産農家、ひいては農業に眼差しがあるかどうかの点では異なっている。さらに、有賀はその提案の理由について、次のように生産者について語っている⁴⁵。

総テ物ヲ統制致シマスト云フ問題ガ起キタ場合ニハドウシテモ其根本ノ生産統制ト云フコトガ伴ハナケレバナラナイカト考ヘルノデアリマス、(中略)生産者消費者共ニ均一デ公平デナクテハナラヌデアリマスガ、唯米ニ付テ生産ノ統制ヲ欠イデ居ルト云フコトハ甚シク不安ノ状態デアリハセヌカト思フノデアリマス、(中略)農民ノ需要スルモノハ総テ生産統制ヲ食ツテ居ルニ拘ラズ、

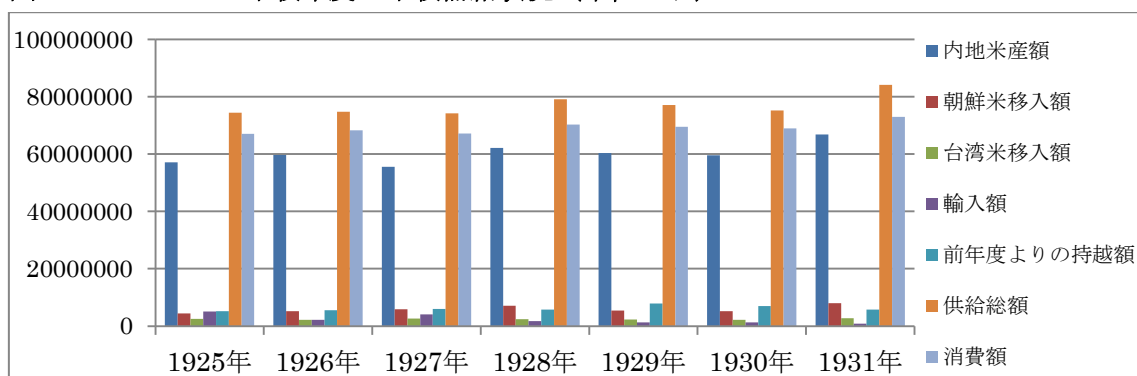
⁴⁵ 米穀統制調査会、1933、149-150頁。

自分ノ生産スルモノニ付テハ何等ノコトヲシテ居ラヌト云フコトハドウシテモ農民ハ立ち行クコトハ出来ナイト考ヘルノデアリマス

有賀は、生産者・消費者の公平性の観点から、農業生産の無統制を批判している。この時期、生産農民の困窮およびそれによる社会不安が社会全体の課題として顕在化し、農林省の立場としては、農民救済を第一義的にするという意向は明らかである。米穀部顧問会議（有賀も顧問として参加していた）で、農林省側は、内地、朝鮮、台湾にわたる統一的な米穀政策に対してでさえ否定的であった。農林次官・石黒忠篤は「私ハ内地ト朝鮮ヲ同ジニスル必要ハナイト思ツテ居リマス、朝鮮ダケニシヤウト云フ腹ガアル、朝鮮ダケニ付テ言ツテ居ルノデアリマス」⁴⁶とはっきりと農林省のスタンスを表明したのである。このような背景の下で、有賀案が提出されたのである。有賀の議論は、朝鮮への差別待遇より、生産者消費者の均一的公平という視点から展開され、農林省の方針に批判的であった。一方、この有賀の生産統制に対し、矢作は「生産量ヨリハ寧ロ市場ニ売出スル数量ノ多少デ制限ヲシナケレバナラス」⁴⁷と反論し、市場への出回り量を無制限にすることは朝鮮だけにとって好都合だと批判した。

ちなみに、この時期の米穀需給状況は図 3.1.2 の通りである。当該年の内地産米量のみでは、消費額を賄えないが、前年度よりの持越額、輸移入米と合わせると、供給過剰の状態となっている。輸移入米による米価への影響がある一方、食糧安定供給の面では、輸移入米の必要性もあったため、有賀のような主張が現れたのである。

図 3.1.2 1925-31 米穀年度の米穀需給状況（単位：石）



注：農林省農務局編纂、1932、4-5 頁より作成。

⁴⁶ 1932年7月28日、農林省米穀部顧問会第二回議事速記録、石黒農林次官の発言。（農林省米穀部（1932）、農林水産研究情報総合センター荷見文庫所蔵）

⁴⁷ 米穀統制調査会、1933、160 頁。

次に、米穀部顧問会議の顧問でもあり、小委員長である上山満之進の議論を検討していきたい。上山は有賀と同じく米穀顧問会議から米穀統制に関する議論を行い、米穀統制調査会特別委員、小委員長を務め、米穀統制の草案から最後の答申案までの議論過程に参加している。上山は「米穀統制に関する意見」⁴⁸で下記のような主張を展開している。

- 一、米穀法ハ之ヲ存置ス
- 二、米穀ノ季節的殺到ヲ防グガ為メ政府ハ其ノ管外(道府県、朝鮮、台湾:原文)移出ヲ統制ス
各月ノ管外移出見込数量ガ移出年総量ノ月別平均数量ヲ起ユル場合ハ其ノ超過分ハ政府
之ヲ買入レ月別平均数量ニ達セザル月ニ之ヲ売渡スモトス
- 三、米穀ノ過剰産出ヲ防グガ為メ政府ハ内地朝鮮及台湾ヲ通ジテ当分ノ間米穀ノ生産統制ヲ行フ
生産統制ハ将来ノ田地面積拡張及土地改良事業ニ対スル政府又ハ公共団体ノ補助金
助成金交付低利資金貸出等ヲ節制シテ之ヲ行フ^マ

米穀法の存続問題、移出（管外移出含め）米の統制問題、および生産統制の問題が取り上げられている。上山は米の市場出回り量の統制が必要だと認める一方、植民地の移入米の統制だけでなく、朝鮮、台湾と内地の道府県を同一行政単位と見做し、朝鮮、台湾の米穀統制への抵抗を緩和させようとしている。さらに、生産統制に対しても、「内地朝鮮台湾ヲ通ジテ」行ふべきだとし、「将来ノ田地面積拡張及土地改良事業」を対象とし、補助金、低利資金などを手段とする生産統制を主張しているように読み取れる。しかし、上山は「生産統制ヲ行ヒタイ、但シ日本ノ米ハ足りヌノデアリマスカラ何時迄モ生産統制ヲヤラセルト云フ譯ニモイキマセヌシ、又生産統制ヲスルト云フコトハ誠ニ自然ナ必要ナコトデアリマスガ当分ノ間ト云フコトニシテ置キタイサウシテ生産統制ノ方法ハ私ハ現在ノ生産統制ハシナイト云フ意見デアリマス」⁴⁹と説明し、当時点の米過剰の状況と将来的な供給不足の見込みとのせめぎ合いの中、一時的な生産統制という方針を提示した。上山も有賀の見解と同様、将来的な国全体の需給関係を念頭に置いたのである。つぎに、下記の米穀部顧問会議における上山の発言⁵⁰と合わせて検討する。

私共ハ米価ノ調節ヲスルノニ、暴騰、暴落ヲ防グ外云フコトガ内地ニ於テ非常ニ必要デアル、生産者ト消費者ヲ脅威スル、ソレヲ防ク為ニ米穀法ト云フモノガ出来テ居ル、是ハ内地ニ限ツタモ

⁴⁸ 米穀統制調査会、1933、調査参考資料 22 頁。

⁴⁹ 米穀統制調査会、1933、165 頁。

⁵⁰ 1932 年 8 月 3 日、農林省米穀部顧問会第五回議事速記録、上山顧問の発言（農林省米穀部（1932）、農林水産研究情報総合センター荷見文庫所蔵）。

ノデアルト思フ、内地ガ安定スレバ朝鮮モ安定スル、此米穀政策ヲ以テ価格ノ暴騰暴落ヲ防グ
ト云フコトヲヤルノニハ日本領土ハ総テ協力ヲシナケレバナラヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル、サウ
シナケレバナラヌ為ニ朝鮮米ヲ差別待遇スルト云フコトハ私ハ不賛成デアル、(中略)ソレハ非
常ニ国家ノ不祥事デアル、ソコヲヨク考ヘテ貰ヒタイ、私ハ決シテ内地ノ農家ノ米ヲ上ケサヘスレ
バ宜イト云フヤウナコトハ考ヘテ居リマセヌ、消費者モ生産者モ半分々々デアルカラ、(中略)
吾々其觀念ノ下ニ熱心ニ米穀法ヲ擁護シテ居ル所以デアリマス

以上の下線部分からうかがえるように、まず、内地の安定が第一義的であると上山は考
えている。そのために、「日本領土」全域の協力が必要である。しかし、内地を優先にする
と、朝鮮台湾の「差別待遇」は「国家の不祥事」なので、その対策を検討しなければいけ
ない。そして、生産者と消費者両方の利益の対等な関係を前提に、消費者と生産者の関係
を調和するためには、米穀法が必要であることが主張されている。要するに、上山は「安
定」(社会全体の安定)のために米価調節を必要としたのであり、その「安定」を目的とし
て、植民地に協力してもらうためには、植民地への考慮が必要とする一方、生産者
と消費者へ考慮することも言及している。そのため、上山の建議案は間接統制の米穀法の
存続、植民地への「差別待遇」を避け、管外移出を含める移出米の統制、及び植民地を含
めた生産統制を主張するものであった。さらに、生産統制策では転作強制を避け、「将来ノ
田地面積拡張及び土地改良事業」の統制を主張したのである。言い換えれば、上山の意見
は植民地の利害や生産農家の利害をある程度考慮したものである。ただし、それは、植民
地からの視点でもないし、生産農家からの視点でもない。政策の「中立性」を保とうとし
た見解である。ただし、このような見解は、現実の状況によっては、国民生活安定という
名目のもとに、生産農家や農業、及び植民地側が妥協せざるを得ない可能性を含んでい
たのである。

このほか、専売に関する議論も米穀統制調査会でしばしば取り上げられた。この時期、
専売についての議論が盛んに行われ、米穀部顧問会議では、政務調査会特別委員会の米穀
専売案、吉植庄一郎の米穀専売法私案、鈴木梅四郎の穀物専売法草案、三輪市太郎の米穀
政策に関する私案が浮上したが、米穀統制調査会で熱心に専売案を主張したのは、胎中楠
右衛門である。

胎中は専売案についての次のように説明している⁵¹。

⁵¹ 米穀統制調査会、1933、193頁。

此問題(引用者:米穀問題)ノ解決ニ当リマシテハ、(中略)既ニ多少ノ苦痛犠牲ト云フモノヲ覚悟シテ、(中略)堪へ得ル程度ノ苦痛犠牲ニ依ツテ問題ガ解決サレルト云フコトハ、尚ホソコニ苦痛犠牲ト云フモノガ現ニアリマシテモ、却エ総体的一般国民ニ対スル幸福ニナルト私ハ考ヘテ居ル

以上の引用からうかがえるように、胎中も「総体的一般国民に対する幸福」のため、各利害者に「堪へ得る程度の苦痛犠牲」を我慢してもらうというスタンスである。ただ、具体的には誰が「苦痛犠牲」を払う必要があるのだろうか。次は、胎中の米穀専売私案からその見解を検討する。

胎中は米専売私案(1932年11月7日)で具体的な実施について次のように述べている⁵²

(前略)

四、米納入者組合ノ組織

専売局ハ米ノ収納ニ際シ、(略)経済力ノ貧弱ナ小農、小作人等ノ持チ米ハ成ルベク早く納入シ、地主ノ持テキル小作米ヤ、生活ニ比較的余裕ノアル農家ノ持テキル米ハ後廻シニスル事ニ就テ十分ノ斡旋努力ヲシテ貰フコトダ。一国ノ食糧政策確立トイフ大目的ノ為メ、兼ネテハ自分等農民ノ生活安定ヲ図ル為メナダカラ、各自ガ応分ノ犠牲ニ甘ンズルコトハ相当デハナカラウカ(後略)

五、米専売ノ範囲

(前略)米専売ノ範囲ハ農家自家用ヲ除クイフノガ、私共ノ案ノ原則デアル。ダガ自家用米ト売出米トヲ厳格ニ區別セズ、農家ノ自由裁量ニ任カスベキモノダトイフノガ私ノ主張デアル。(略)

六、植民地米ノ施設

(前略)内地植民地ヲ打テ一丸トシタル米ノ生産統制ヲ行フテ我国ノ食糧政策ヲ確立スルコトハ私共ノ本願デアツテ、(略)我国ハ内地米ノ専売ヲ基礎トシテ植民地米ノ統制ヲ考ヘルノデアルガ、我が内地米ハ国内ノ需要ヲ充タスニ足ラナイ。(略)将来六百万石ダケハ必ず政府ガ買上ゲルトイフ保障ガツケバ朝鮮農民ハ安心シテ従来通り米作ニ従事シテ毫モ不安ガナイ譯ダ。(後略)

以上の四、五部分の引用からうかがえるように胎中の専売案の中では、収納の際、経済力の弱い小農に対して、出来る限り融通を効かせ、さらに、自家用米の裁量も農家に任せ

⁵² 米穀統制調査会、1933、調査参考資料 31-35 頁。

ると主張したが、地主又は余裕を持つ農家に対しては、「応分ノ犠牲」を要請している。この農家による自家用米の裁量権の有無は、胎中の専売案と後に出来た食糧管理法による食糧管理制度の専売と大きく異なる点である。そして、植民地米についても、内地の米の需要を念頭に、朝鮮農民に安心して米作に従事させるため、政府による植民地米の買上を求める。そのほか、胎中の専売案には、「消費者の利益を図る」⁵³ことも提示されているが、当時の財政状況に鑑み、中間経費は消費者の負担にならざるを得ないことが強調された。つまり、食糧政策の確立には「農民の生活安定」が必要であるため、専売による利益を出来る限り生産農民に還元させようとしたのである。

胎中案は、国民生活安定を前提とするが、その中に農民の生活安定策を織り込み、小農保護を強調している一方、内地植民地の生産統制を主張し、それにより政府財政負担を緩和させ、さらに中間経費を消費者負担としている。この案は農業団体の小農保護の主張と一致する所があり、朝鮮側の「差別待遇」への反発に対する考慮も入れて、「内地植民地を打て一丸としたる米の生産統制」と主張したものである。ただし、消費者負担になることへの懸念があった。この専売案に渡邊が財政負担、価格決定の困難、生産費計算不可能などの理由で反対し、さらに、「今日農家ノ生産費ヲ割ルト云ハレテ居ルコトニ対シテハ、非常ナ疑念ヲ持ツ」⁵⁴と表明し、専売による消費者への負担転嫁に懸念を示した。一方、矢作は米穀法の統制が不十分であるため、統制の強化が必要と主張し、専売に賛成の意を示したが、「輿論ガ其處マデ統制スルト云フコトニ附イテ来ルカト云フコトハ、多数ノ政治家ノ御意嚮ヲ段々議論ノ間ニ承ツテ私ノ最終ノ意思ヲ決定シタイト思ヒマス」⁵⁵と述べ、意見を保留したのである。その理由は、当時の世論への考慮がある一方、帝国農会内にあった専売案に懸念を示す意見⁵⁶への配慮もあったのではないかと考えられる。胎中の専売案は小農保護論寄りのもので、消費者負担を求めるものであるが、国民生活安定という前提の下で、社会情勢の変化により、生産農家に不利な米価決定の危険性も含まれているのは否定できない。

本節では、米穀統制調査会の議論及びそこに提出された米穀政策に対する各意見、建議を考察することによって、政府各省庁、朝鮮総督府及び各委員の米穀政策に対する見解を

⁵³ 米穀統制調査会、1933、調査参考資料 44 頁。

⁵⁴ 米穀統制調査会、1933、209 頁。

⁵⁵ 米穀統制調査会、1933、216 頁。

⁵⁶ 例えば、帝国農会幹事の岡田温は米穀専売論について、「私は米の如き生産事情のもの、消費事情にあるものは専売は不可能であると思ふ。又農家の立場としても不安である従つて不賛成である」（岡田、1929、313 頁）と述べ、専売は生産者に対する価格保証になるとは限らない点と、専売の実行可能性の点から専売について否定的であった。

明らかにした。

政府には社会的安定という課題があったが、農林省は農村救済に重点を置き、米穀政策を通じて農村を救済し、社会の安定を図ろうとしていたのに対して、大蔵省は財政による農村救済にはやや否定的であった。一方、朝鮮総督府は植民地統治の安定という意味で、植民地米の統制に抵抗を示したのである。

それに対して、委員の中では、米穀商人の利害を念頭におき、米穀統制自体に否定的な意見があったが、社会全体が統制に移行しつつあるという流れの中では、米穀統制を認めざるを得なかった。ただし、その場合でも、出来るだけ流通上での内地米の統制を避けるため、生産統制及び植民地米に限定した統制を働きかけていた（渡邊の議論）。

そして、矢作は帝国農会の案を個人名で提出し、米穀問題の解決策と農業生産及び農家経営とを結びつけ、流通面では政府による内地米と植民地米との競争緩和及び生産者の自治的な販売組織の合理化、生産面では農家の意思を尊重する生産制限などを打ち出して、米穀政策を通じ農業問題を解決しようと試みた。産業組合中央会会頭の岡田は産業組合の役割を強調する意見を提出し、農山漁村経済更生運動の方針に乗じ、政府の支援により産業組合の拡充を図ろうとしていた。しかし、生産制限に対しては、帝国農会側と異なる見解を示したのである。

一方、有賀は朝鮮への「差別待遇」に抵抗を示し、朝鮮米の移入統制のかわりに、内地植民地共通の生産統制の提案を打ち出した。また、米穀問題に深く拘って来た農商務省官僚出身の上山は、内地を第一義的にとという考えを持ってはいるものの、生産者と米穀商（米穀法の存置）、植民地と内地（管外移出を含める移出米及び全域共通の生産統制）のバランスを取ろうとする案を打ち出した。さらに、専売案の議論が盛んに行われていた背景の下で、政友会の胎中は強力な専売案を提出した。その具体的な内容を見ると、「農民の生活安定」のための措置をかなり織り込んでおり、また、財政面でも負担をかけないことを主張しているため、消費者に負担を転嫁する案とも読み取れるのである。

以上の委員案は何れも社会の安定（農村の安定及び植民地の安定）という前提を意識し、財政的制限という現実の状況規制の下で、考案されたものである。その背後には、米穀商人、生産農家、植民地側などの複雑な利害関係が絡んでいる。ただし、打ち出された対策は、目的は異なるものの、市場の出回り数量のコントロール、生産統制、自治統制などという点に集約されていった。そこから、各意見の統合の可能性が提示された。答申案となった農林省主導の幹事案は、米穀の数量と価格の調節を図ることを目的とし、数量の調節に関しては、政府による外国米の輸出許可制や、道府県や植民地米を含める管外移出の月

別平均を図るため政府は米の売却を行うことを掲げている。一方、内地米には価格公定の案を採用し、米生産費、家計費、一般物価を全部米価公定の基準に織り込んだのである。さらに財政負担にならないように、自治的統制及び生産統制を織り込む一方、特別会計の整理充実も強調し、各提案を織り込もうとしていた。

以上、この時期は、産業保護を目的とした統制がすでに始まっていたが、内地と植民地合せての米供給量が比較的豊富であったため、米穀調査会の議論（第二章第三節）を引き継ぎ、米穀問題の根本解決について、自由放任から、自治的統制、生産統制、国家による全面統制まで、幅広い議論が可能であった。一方、31年に重要産業統制法が実行され、鉄鋼、化学などの産業においては統制がすでに始まっていた。このような情勢の中、自由経済を主張した論者も統制を認めていかざるを得なかった。これらの議論が、現実の情勢、各論者の背後にあったグループの利益関係に規定されたことは言うまでもない。ただし、ここで留意したいのは、米価問題の背後にあった農業問題に対する見解の相違が根本にあったということである。それを端的に示したのは農林省と大蔵省官僚、矢作と渡邊の意見の違いである。この時期に、矢作を代表とする農業団体側は一大農産物である米穀問題の解決に政治介入を求め、資本主義自由経済と小農経営の矛盾緩和を図ろうとしており、昭和農業恐慌を背景として、農林省側の官僚にも、政策による生産者保護の課題が迫ってきた。一方、渡邊を代表とする米穀取引業者団体側は商業利益の観点から、あくまでも自由経済市場を主張したが、農村問題が深刻化した準戦時下では、それはもはや少数の意見であった。また、生産者と消費者の利害のせめぎ合いの中、社会統合のためには政策側も中間業者を抑えざるを得なかった。とはいえ、政府内部の意見も一致してはいなかった。大蔵省側の官僚は財政負担の観点から政策の最低限の介入を主張し、農林省官僚の積極的な生産者保護姿勢とは異なるものの、供給維持という観点から最も低い米価の維持を主張した。その最低米価について、矢作を代表とする農業団体側は米穀生産費にすべきだと主張し、そこに生活・生産が一体化している農業経営に合わせた生産費計算のルールを正当化しようとする意図を織り込んでいた。答申案において最低価格公定の一基準に生産費基準が明記されたのである。

政府は米穀統制調査会の答申案を受けて、これを帝国議会に提出し、可決の後、米穀統制法は成立した。その背後に、昭和農業恐慌および満州事変の勃発を背景に、社会の安定という課題の下で、農村救済の必要性が切迫してきたという社会情勢があったことはいうまでもない。

しかし、米穀統制法成立後、1933年産米が大豊作になり、米の買上による財政負担が再び問題となり、より「根本的」な米穀対策が要請されるようになった。その後、米穀統制法の欠陥を補うため、1936年自治的統制に関する米穀自治管理法、1939年には流通分野統制に関する米穀配給統制法が成立した。40年代以降は、国家による全面的な食糧統制政策へと転換していくのは周知のとおりである。これらの動向を念頭に置き、次節では、1930年代における農業団体の言動及びそのリーダーたちの議論を考察する。

第二節 農業団体及びそのリーダーたちの議論

この節では、農業団体及びそのリーダーたちの議論に焦点を当てて、準戦時から戦時にわたった時期に、農業団体がどのような主張を行っていたのか、農業団体のリーダーたちがどのような考えを持ち、その考えがどのように組織の主張に織り込まれていたのかを考察してみたい。

1 帝国農会の方針

まず、帝国農会の建議答申案および帝国農会幹事の議論から準戦時下から戦時下にわたる時期の帝国農会の動向を考察する。それを通じ、政策が生産者に傾いたこの時期に、帝国農会が、米価調節議論を通じて何を目指し、如何に実現させたのかを考察する

(1) 建議答申案について

まず、この時期、帝国農会が米穀政策に対して、どのように対応しているのかを、帝国農会の通常総会の答申から見ていきたい。

1934-42年まで、米穀政策をめぐって、帝国農会は次のような建議・答申案を提出している。

表 3.2.1 帝国農会の通常総会における米穀政策に関する建議、答申案（1933-42年）

時間	会議名	建議・答申案	内容	備考
1933年10月	第二十五回通常総会	米穀政策ニ関スル建議	<p>米価ヲ適當ニ維持スルハ農村匡救ノ根本義ナルヲ以テ適切ナル米穀政策ヲ確立シ之ヲ実施スルノ緊要ナルハ論ヲ要セズ嚮ニ米穀統制法制定セラレ近ク其ノ施行ヲ見ントス又政府ハ其ノ効果ヲ完カラシメンガ為種々ノ試案ニ就キ目下討議中ナリト聞ク</p> <p>本会ハ現下ノ米穀価格並需給ノ趨勢ニ鑑ミ此ノ際徹底セル米穀政策ヲ断行スルニアラズンバ農家經濟ヲ益々危殆ニ陥レ農村經濟更生ニ一大蹉跌ヲ惹起スベキヲ虞ル</p> <p>一 米穀統制法ニ関スル事項</p> <p>(一) 最低価格ヲ公定スルニ当リテハ生産費ハ全国農家大多数ヲ代表スル普通農家ノ生産費ヲ採リ尚生産費並運賃諸掛ノ算定ニハ左ノ事項ヲ採用スルコト</p> <p>(略)</p> <p>二 臨時作付減少案ニ関スル事項</p> <p>(一) 内地ト朝鮮、台湾トノ減産割当数量ハ過去ニ於ケル最大移出数量ノ割合ニ依ルコト</p> <p>(二) 作付ノ減少ハ農家ノ希望ニ依ルヲ原則トスルコト</p> <p>(三) 補償金ハ少クトモ水稻作減少ニ因リ生ズル損失ヲ償フ程度タルコト</p> <p>(四) 朝鮮、台湾米ノ移入数量ヲ制限スルコト</p> <p>(五) 作付休止ノ水田ニ代作ヲ奨励スルコト</p> <p>三 粃貯蔵奨励案ニ関スル事項</p> <p>(略)</p> <p>六 農業者団体ニ依ル米穀販売統制ニ関スル事項</p> <p>農業者団体ノ自治的米穀販売組織ヲ合理化シ其活動ヲ助成スルコト</p> <p>右建議ス 希望決議 (略)</p>	
1934年10月	第二十六回通常総会	米穀政策ニ関スル建議	<p>(略) 米穀統制法実施ノ経過、諸般ノ米穀事情等ヲ顧ルトキ尚幾多ノ欠陥ヲ有スルヲ以テ政府ニ於イテモ米穀対策調査会ニ諮問シ同調査会ハ目下各種ノ案ニ付キ審議中ナリ</p> <p>従来農会ハ米穀政策ニ関シ屢々案ヲ具シ其ノ実現ヲ要望シタルガ現下ノ情勢ニ鑑ミ少クモ左ノ各項ハ極メテ緊要ノコトナリト認ム</p> <p>依テ政府ハ速ニ其ノ実現ヲ図ラレンコトヲ望ム</p> <p>一 米穀統制法ノ改正</p> <p>(一) 最低価格ハ金利及保管料ヲ加算シ各月別ニ之ヲ定ムルコト</p> <p>(二) 政府ハ米価ガ最低価格最高價格トノ平均價格以上ニ在ル場合ニ於テ公共ノ為特ニ必要アリト認ムルトキハ市価ニ悪影響ヲ及ボサザルモトト認ムル場合ニ限り米穀統制委員会ノ議ヲ経テ道府県ニ對シ最高價格以下ノ價格ヲ以テ米穀ノ売渡ヲ為スコトヲ得ルコト</p> <p>二 外地米ノ統制 (略)</p> <p>三 米穀ノ自治的統制</p> <p>米穀ノ自治的統制ハ法ヲ以テ急激ニ之ヲ強制スルコトハ農村ノ実状ニ鑑ミ慎重ノ考慮ヲ要スルヲ以テ農会及産業組合協力シテ其ノ衝ニ當リ之ヲ助成シ其ノ目的ヲ達セシムルコト</p> <p>右建議ス</p>	
1937年10月	第二十九回通常総会	米穀統制法改正ニ関スル建議	<p>政府ハ米穀統制法第二条ノ最低価格ヲ生産費ニ相当利潤ヲ加ヘタル額トスベク同法ヲ改正セラレンコトヲ望ム</p>	
		農業生産量	<p>政府ハ支那事変応召者アリタル農家ニシテ其經營上必要ナル肥</p>	

	会	維持ニ関スル建議	料購入ノ資金ヲ関クモノニ対シ其程度ニ応ジ <u>適当ナル現物給与ヲ為シ以テ農業生産量維持ニ資セラレンコトヲ望ム</u>	
1939年 11月	第三十一回通常総会	答申	<p><u>食糧ノ確保拡充ハ戦時体制ノ根幹タリ之ガ解決ハ一日モ緩ニスベカラザル喫緊事ナリ吾等農業者ハ自ラ進ンデ之ガ対策ニ努力シテ報国シ誠ヲ致サンコトヲ期スルモ現下我国食糧ニ関スル政策ハ極メテ不徹底ニシテ需給ノ不安漸ク大ナラントス故ニ此際主要食糧ノ生産、配給、消費ニ亘ル全面的統制方策ヲ確立スルコト極メテ緊要ナリ</u></p> <p>仍テ政府ハ左記ヲ根幹トセル総合的政策ヲ樹立シ食糧問題ノ解決ニ邁進スルヲ適當ナリト認ム</p> <p>記</p> <p>一 米麦統制ノ強化</p> <p>(一) 台、鮮米ノ移入確保ノ措置ヲ講ズルト共ニ、外米ノ輸入ニ付十分工作ヲ施スコト</p> <p>(二) 政府手持米ノ増加ヲ図リ貯穀制度ヲ確立シ需給調節ノ機能ヲ強化スルコト</p> <p>(三) <u>産地ニ於ケル一元集荷統制権ヲ農業団体ニ附与スルコト</u></p> <p>(四) <u>産地ニ消費地ニ於ケル合理的配給ヲ為シ得ル機構ヲ確立スルコト</u></p> <p>(五) 管外移出入米ノ統制ヲ断行スルコト</p> <p>(六) 米穀ノ検査ハ之ヲ国営トスルコト</p> <p>(七) 米穀輸送ノ円滑ヲ期スルコト</p> <p>(略)</p> <p>二 計画生産ノ高度化</p> <p>(略)</p> <p>三 適正価格ノ形成</p> <p><u>主要食糧ノ公定価格ハ一般物価、生産費、当該農産物ノ重要性ヲ参酌セル適正価格ニ依リ形成スルコト</u></p> <p>四 統制機構ノ整備</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) <u>農業団体ヲシテ生産割当、農用資材ノ配給、農産物ノ出荷、価格協定等ニ関スル強力ナル統制ヲ為サシムルコト</u></p>	農林大臣諮問「現下ノ食糧事情ニ鑑ミ食糧政策上採ルベキ方策如何」
1940年 10月	第三十二回通常総会	食糧生産増強ニ関スル建議	<p>食糧問題ノ根本的解決ハ結局農業生産力ノ拡充ニアリ、配給統制消費規正及農業統制機構整備等ニ付一段ノ強化ヲ図ルベキハ勿論ナルモ食糧ノ諸政策ハ挙ゲテ農業生産部面ニ傾注セザルベカラザル段階ニ到達ス</p> <p>依テ政府ハ速ニ左記ヲ根幹トセル<u>食糧生産増強ノ方策ヲ確立シ食糧問題ノ根本的解決ニ直往邁進セラレムコトヲ要望ス</u></p> <p>記</p> <p>一 高度生産計画ノ確立</p> <p>(略)</p> <p>(六) <u>主要食糧ノ生産目標ヲ達成シ得ル農産物価格政策ヲ確立スルコト (略)</u></p> <p>二 農地利用ノ強化</p> <p>(略)</p> <p>右建議ス</p>	
		米価を基準とせる一般物価形成に関する建議	<p>物価ノ適正ヲ期スルハ戦時經濟遂行ノ要諦タリ、然ルニ物価ノ現状ハ著シク跛行的ニシテ就中米価ハ一般物価ニ比シ甚シク低位ニ在リ為ニ食糧増産完遂上支障尠ナカラズ</p> <p>仍テ政府ハ速ニ米価ヲ基準トスル一般物価形成ニ邁進シ以テ食糧生産ノ確保並国民生活ノ安定ヲ期セラレンコトヲ要望ス</p> <p>右建議ス</p>	
1941年 10月	第三十三回通常総会	答申	<p>系統農会ハ国家ノ絶対的の要請タル食糧農産物増産確保完遂ノため左記ニ基キ之ガ機構機能ヲ全面的ニ整備拡充スルヲ適當ナリト認ム</p> <p>記</p>	諮問第一号「時局ノ緊迫化ニ伴ヒ国

	会		<p>一 生産計画ノ実施 (一) 生産計画ノ実施ハ系統農会ニ於テ総合的一貫的ニ担当スルコト (略) (六) 農会ガ生産計画遂行上必要ナル統制施設ヲナス場合之ガ完壁ヲ期スル為会員外ノ者ヲモ統制シ得ル機能ヲ有スルコト</p> <p>二 系統関係ノ再整備 (略)</p> <p>三 執行部ノ強化 (略)</p> <p>四 会費徴収ノ方法ヲ拡充スルト共ニ之ガ増徴ヲ可能ナラシムルコト</p> <p>右答申ス</p>	<p>家ノ絶対的要請トナリタル食糧増産ノ確保ヲ図ル為系統農会ノ活動強化ニ対シ採ルべき方策如何</p>
1942年11月	第三十四回通常総会	答申	<p><u>農村ヲシテ愈主要食糧ノ圏内自給力ヲ増強シ大和民族ノ剛健ナル培養基地タルノ本領ヲ發揮セシメ以テ大東亜建設ノ秀抜ナル推進力タラシムルノ方途ハ矜持ト熱情トヲ以テ農業ニ従事シ進シテ他ト協力之ヲ指導シ得ルガ如キ家族労作專業農家ノ育成保持ニ努ムルト共ニ之ヲ中核トセル健全ニシテ調和アル農村ヲ建設振興スルニ在リ</u></p> <p>依テ現下ノ情勢ニ即応シ農業ノ維持培養ヲ期スル為ニハ左記ヲ根幹トセル施策ヲ総合的ニ樹立実行スルヲ適當ナリト認ム</p>	<p>諮問「現下ノ状勢ニ即応シ農業ノ維持培養様採ルべき方策如何</p>
		農産物価ノ適正化ニ関スル建議	<p>農産物価ノ一般物価ニ対スル低位、労賃トノ不均衡等最近ノ情勢ハ農産物増産計画ノ完遂ト農村ノ維持向上トニ悪影響ヲ及ボス懼アリ</p> <p>依テ政府ハ速ニ物価政策ヲ再検討シ低物価ノ基調ヲ堅持スルト共ニ総合的ナル農産物価格政策ヲ樹立実行セラレムコトヲ要望ス</p> <p>右建議ス</p>	

注：帝国農会史稿編纂会、1972b、898-964 頁より作成。下線、引用者。

表 3.2.1 に見られるように、1933 年の建議案では、米穀統制法、臨時作付減少案に対し、細かい点まで建議された。そこからうかがえるように、米穀統制に対して帝国農会が一番関心を払ったのは、生産費を償えるかどうかの問題である。さらに、この「臨時作付け減少案」(減反策)に対する建議の中で、政策の実施はあくまでの「農家の希望」に基くとされたことと、補償金の政府負担という点に留意したい。言い換えれば、米作生産の利益はできるだけ生産者に還元し、生産者のリスクは避けてほしいということである。それから、米穀政策の実施に合わせて、「農業者団体ノ自治的米穀販売組織ヲ合理化シ其活動ヲ助成スルコト」という農業者団体の育成問題も織り込まれていた。一方、これらの対策を実施すべき理由として挙げられたのは、「農村匡救ノ根本義」「徹底セル米穀政策ヲ断行スルニアラズンバ農家經濟ヲ益々危殆ニ陥レ農村經濟更生ニ一大蹉跌ヲ惹起スベキヲ虞ル」という点であった。農業団体としては当たり前の主張かもしれないが、1932 年から始まった農山漁村經濟更生運動の展開という背景を考えると、この答申案はかなり政策の動向を意識して、作成されたものと言える。

そして、1934 年の答申・建議の中では、政府の米価操作に関しては、「平均価格以上ニ在ル場合ニ於テ公共ノ為特ニ必要アリト認ムルトキハ市価ニ悪影響ヲ及ボサザルモトト認ムル場合」と限定され、価格抑制への抵抗が示される。一方、米穀統制法の補助策とされる

米穀自治統制法案に対しても「急激ニ之ヲ強制スルコトハ農村ノ実状ニ鑑ミ慎重ノ考慮ヲ要スルヲ以テ農会及産業組合協力シテ其ノ衝ニ当リ之ヲ助成シ其ノ目的ヲ達セシムルコト」と1933年に続き、再び農業団体の自治的米穀販売組織の助成を主張している。つまり、米穀政策に乗じて農業団体の拡充と役割強化を図ろうとしている帝国農会側の意図が読み取れる。

さらに、時代が下ると、「最低価格ヲ生産費ニ相当利潤ヲ加ヘタル額トスベク」(1937年)、「主要食糧ノ公定価格ハ一般物価、生産費、当該農産物ノ重要性ヲ参酌セル適正価格ニ依リ形成スルコト」(1939年)、「主要食糧ノ生産目標ヲ達成シ得ル農産物価格政策ヲ確立スルコト」(1940年)、「米価ヲ基準トスル一般物価形成」(1940年)、「政府ハ速ニ物価政策ヲ再検討シ低物価ノ基調ヲ堅持スルト共ニ総合的ナル農産物価格政策ヲ樹立実行セラレムコト」(1942年)と米価を中心とする農産物価格の適正化を建議・答申し続けた。一方、前述の1933年、34年の「自治的米穀販売組織」の助成という主張とは逆に、「生産、配給、消費ニ亘ル全面的統制方策ヲ確立スルコト極メテ緊要ナリ」(1939年)という国家による全面統制の確立を答申するに至る。このような変化が戦時下という情勢と深くかかわっていることは言うまでもない。ただし、一方で同じ答申案の中に「産地ニ於ケル一元集荷統制権ヲ農業団体ニ附与スルコト」、「農業団体ヲシテ生産割当、農用資材ノ配給、農産物ノ出荷、価格協定等ニ関スル強力ナル統制ヲ為サシムルコト」という全面統制における農業団体の役割についての具体案が挙げられている。1933、34年の自治的米穀販売組織の助成に関する主張と39年の生産から消費までの全面統制に関する主張とは相違しているように見えるものの、いずれも農業団体組織の政策の受け皿としての役割強化が主張されている。この点については後述(千石興太郎の議論)のように産業組合側の議論とも一致している。

さらに、この時期の建議・答申案のうち、ほかにも、「支那事变応召者アリタル農家」を強調し、それらの農家への支援と生産維持を政府に要請したものがある(1937年)。その後の建議・答申案は、「食糧ノ確保拡充ハ戦時体制ノ根幹タリ之ガ解決ハ一日モ緩ニスベカラザル喫緊事ナリ」(1939年)、「国家ノ絶対的要請タル食糧農産物増産確保完遂」(1941年)を掲げている。一方、農産物価格の適正化、「家族労作専業農家ノ育成保持」(1942年)という従来の主張が建議・答申案の中に織り込まれ、農業の将来のために「根幹とせる施策」(長期的視野にたった施策の必要性)が建議・答申し続けられている。

要するに、戦時情勢の変化とともに、帝国農会の建議・答申案も戦時情勢及び政策の動向に合わせて、変化していく。一方、その背後にある帝国農会側の主張(生産費を償える米価、農業団体の役割強化、農家経営の維持)は一貫しているのである。では、この時期、

帝国農会側は米価問題について具体的にどのような議論を展開したのか、帝国農会建議案の背後にある、帝国農会のリーダーたちの見解はどのようなものであったのか？

(2) 帝国農会幹事の議論

ここでは、帝国農会側の意図を考察するために、米価問題と深く関わった帝国農会幹事・岡田温（1921～36年在任）、およびその後任である東浦庄治（1936～43年、帝国農会が全国農業会に統合されるまで在任）の言説を通じて、農会側の着目点を検討していきたい。

岡田温は1921年から15年にわたって、帝国農会幹事を務めており、米の生産費調査などの活動に重要な役割を果たしていた。特に、帝国農会通常総会の答申案の執筆者でもある⁵⁷。答申案は帝国農会の名義で提出されたが、執筆者である岡田の考えが反映されていることは言うまでもない。東浦は1936年から、岡田の後任として帝国農会幹事に就任した。彼が直接答申案の執筆に関わっていることを示す根拠はまだ見当たらないが、岡田と同じポジションに就任したことから見れば、直接執筆していないにせよ、答申案の作成と深く関わっていることが推測できる。つまり、岡田と東浦を通じて、帝国農会の米価調節議論の一端を伺うことができる。

まず、岡田温の著書から彼の問題意識について確認していきたい。岡田温に関しては、野本京子（1999）⁵⁸、川東諍弘の一連の研究がある。野本の研究では、岡田の自作農に対する認識への考察がメインであるが、「岡田温は（中略）日本農業の特質を家族農業経営にもとめる」⁵⁹と指摘している。川東の研究は自ら整理した岡田温日記に基づいているが、この日記は岡田の行動を知るうえで重要な資料である。本稿では、以上の先行研究を踏まえて、岡田の議論を考察していきたい。

まず、岡田は「我国の農業は（中略）資本主義的経営を行ふ条件を持つていない」⁶⁰と認識し、農産物低価格を主張している資本主義者と社会主義者ともに「農産物の消費者にして、私経済の利害が一致する故」であると指摘し、「かゝる議論（農産物低下論：引用者）が産業立国だとか、社会政策だとか尤もらしく吹聴されることが、資本主義網である」と述べる⁶¹（傍点、原文）。つまり、岡田が問題としているのは資本主義生産と小家族農業経営が相容れない点であった。ただしもちろん、岡田は社会主義者ではない。彼は「私有制度を認めない社会主義は、農業者を無資無力者たらしめ、農業の安定が脅かされる制度で

⁵⁷ 岡田温が答申案を執筆した事実については、川東（2009b）を参照。

⁵⁸ 野本、1999、第1章第3節「岡田温の「自作農」像」。

⁵⁹ 野本、1999、29頁。

⁶⁰ 岡田、1929、5頁。

⁶¹ 岡田、1929、12-13頁。

ある。(中略) 社会主義の指導に従へば、結局は農民が踏台となり、最も多く搾取せらるべき運命に立ち到るべき制度である」⁶²と社会主義を批判する。川東(2013)が指摘している通り、彼はあくまでも現実に立脚し、農家の立場より論陣をはったのである。

次は岡田の30年代の議論を検討し、以上のような主張が準戦時下にどのように展開されていくのかを明らかにしたい。

表 3.2.2 『帝国農会報』における米穀問題に関する岡田温の論説(1933-42年)

年	月	巻	号	著者	タイトル	備考
1933	8	23	7	岡田温	米穀政策私見	
1934	3	24	3	岡田温	米穀統制法と専売法——外地米移入統制が生命	
1934	5	24	5, 6	岡田温	米穀政策管見——外地米の専売問題	
1935	6	25	6	岡田温	次の米穀政策運動	米穀自治管理法反対運動の背後には、米穀取扱業者、外地米の取扱業者、外地の産米増産計画指導者、一部の金融資本家、政界実業界の有力者の間に密接な関係があると指摘し、米穀政策の遂行には農会と産業組合の共同運動が必要であることを主張した。

注：武田、1986、62-74頁より作成。本文中で言及していないものについては備考に概要を記載した。

表 3.2.2 はこの時期、帝国農会機関誌である『帝国農会報』に発表された岡田温の米穀問題に関する論説である。これらの論説の発表時期は岡田の帝国農会幹事在任時期と重なっている。そこで、帝国農会の議論をこれらの論説を手がかりに考察していきたい。

まず、33年の「米穀政策私見」では、米穀政策に対し次のような見解を示した⁶³。

- 一、米穀政策には米価が米の生産経済より観て、若くは商品として、適当な価格なるや否やを判断する基準となる標準価格(正常価格)を研究し決定することが重要である。(後略)
- 二、米価を調節するために、毎年低落を防止すると(最低)騰貴を抑制する方(最高)との、調節の基準価格を決定し、之調節価格(政府の買上げ売出しを行ふ価格)は次の事項を基礎として政治的に決定する。

- 一、米価の豊凶
- 一、物価の騰落……景気変動
- 一、米の平均的生産費及家計費
- 一、政府当局の自由裁量

⁶² 岡田、1929、42-53頁。

⁶³ 『帝国農会報』23巻7号、35-36頁。

- 三、日本朝鮮台湾を通じ、米穀の生産奨励の統制を行ふ。
- 四、生産者の自己調節に対し有力なる助成を與う。
- 五、如上の米穀政策により、尚米作農業の安定を完ふし得ざる場合は、補助政策、租税政策、金融政策、社会政策等により補足する

この「私見」からうかがえるように、岡田は米作農業の安定を米穀政策の目的とし、そのため、米穀政策は「米の生産経済」を考慮し「適当な価格」を政治的に決定することを強調し、さらに其の他のあらゆる政策的手段を利用すべきだと主張した。そして、米価の決定について「政治的に決定する」ことを主張した。決定に関する具体的な事項の中には、「政府当局の自由裁量」が加えられている。1933年時点、農山漁村経済更生運動がすでに始まり、政府、特に農林省側が生産者側をバックアップする意思を明確に表明した（第三章第一節を参照）。このような情勢を踏まえ、岡田は「政治的に決定する」ことを求めたのだろう。一方、第二節の1で考察したように、この時期、内地・植民地の生産統制、自治的米穀販売組織の助成案が取り上げられている。「私案」ではあるが、同時期の帝国農会の建議・答申案に示された帝国農会の意向と一致している。言い換えれば、岡田の主張は帝国農会の建議・答申案に反映されているといえる。そして、この時期、根本的な米穀問題の解決策についての議論が盛んであった（第二節の3で述べる産業組合側の議論も同時期に行われていた）。表3.2.2の通り、1934年に岡田は、米専売問題及び外地米問題について論説を発表した。その中では、米穀専売についてはやや批判的であった。理由として「統制法では得られない農業保護が専売法ならば得られる」といふには、専売法にすれば、現在の統制法よりも、消費者の犠牲を多くし、生産者への条件を有利にするということが前提条件でとなる⁶⁴とされ、農業保護による消費者への負担転嫁には否定的であった。そのうえで、米穀統制法の下で「農家の方でも一から十まで政府の処置に依頼せず、出来得る限りさし繰りして、最低価格以下であれば売らないという腰をすへるだけの対策を講ずることにより、初めて統制法の効果を完たからしむる⁶⁵と農家の主体性を主張し、前述した自治的米穀販売組織の主張と繋がる議論を行っている。そこでは、外地米が無統制のままでは、内地産米の供給量を調節しても米価調節にならないという理由で外地米の統制も必要だと主張している。さらに、次のように具体的に述べている。

内外共通の農家の利益擁護のため、米価の維持方策としては、過剰移入米に対して外地の

⁶⁴ 『帝国農会報』24巻3号、5頁。

⁶⁵ 『帝国農会報』24巻3号、7頁。

人々の差別待遇と観らるゝやうな方法によるの外仕方がない(略)内地の農家を犠牲にして外地の農家を保護することが、事実上の差別待遇である(略)過剰米は、商品として市場に店ざらしにすることは、内外地を問はず生産者全体の不利益であるから、朝鮮は朝鮮に於て、臺灣は臺灣に於て、適当に処分することを以て、農業指導の原則として置かねば、内地外地の農民の対立抗争を激成し、由々しき大事を惹起するであらう。⁶⁶

これ(外地米の専売:引用者)は差別待遇など、政治的人格的問題にあらずして、商品として生産する農業経営上の問題である。兎に角外地の農家が不利益とならないことを条件として、外地の専売につき研究すべきである。⁶⁷

以上の引用からうかがえるように、岡田が問題視しているのは「商品として生産する農業経営上の問題」であり、商品生産による農家の不利益という点である。需要以上に米を出荷するのは、「内外地を問はず生産者全体の不利益」である。そのためには、「外地の農家が不利益とならない」ことを前提とし、植民地米の統制を行うべきだという主張であった。岡田の主張は植民地米統制という形で提示されたが、そのポイントは生産者（日本、植民地を含む）による米供給量の調節である。これも自治的米穀販売組織とつながる議論である。

さらに、米穀政策の進む方向として、次の二点が提示された⁶⁸。

- 一、政府に於て外地米の移入を統制し、内地の需給を調節する。
- 二、米穀需給の大勢が、過剰状態にある時代(永き年月を意味するにあらず:原文)の稲作経営は、収量増加よりは、所得増加を目標に、生産費の軽減に重点を置き、消極的改良経営を指導する。

一点目については、前述の通りである。二点目については、具体的に一時的な過剰の時期には「生産計画は、生産総額は現状を目標とし、現金的支出の生産費軽減により、若くは稲田の一部分の作物変更の如き経営組織の臨機更改等により、過剰供給を対象とする経営改善を指導すべきである」⁶⁹と述べられている。つまり、食糧増産を強いられていない時期には、転作のような経営組織を変更することによって、経営改善を図る必要があるとい

⁶⁶ 『帝国農会報』24巻3号、8頁。

⁶⁷ 『帝国農会報』24巻5号、32頁。

⁶⁸ 『帝国農会報』24巻6号、16頁。

⁶⁹ 『帝国農会報』24巻6号、16頁。

う主張である。さらにこの主張は、1933年農林省が提出した「臨時作付減少案」のように「減少」とは主張せず、あくまでも生産量を維持した（「現状を目標とした」）上での経営組織改善の主張である。これについては、第一章第一節で考察した1910年代の生産統制に関する意見と合わせて考えてみたい。米に片寄る農家経営を改善する必要性が、1910年代にすでに農業側によって提起されていたが、米不足の時代には注目を集めなかった。しかし、昭和農業恐慌後、米過剰が政府の課題となり、農林省がそれを過剰米処理策として提出した。つまり、農業側にとって、減反策は農家経営改善、農業生産構造改善の一環である。他方、米過剰による米価低下が農村の社会安定を乱す要素となるため、減反策は農林省にとって、その不安要素を取り除くための対応策である。

次は、岡田の後任である東浦の言説から、その主張を検討する。東浦は帝国農会の機関誌『帝国農会報』の中で多くの言説を残しているが、その代表作として『日本農業概論』（岩波書店、1933年）がある。以下では、主に『日本農業概論』から東浦の主張を検討していきたい。タイトルが示しているように、東浦の日本農業問題に対する基本認識がうかがえるからである。

東浦に関しては、玉（1995）の研究がある。玉の研究ですでに論じられているように、「東浦による日本農業問題論は、（中略）資本主義と小農の関係を分析する枠組みで組み立てられていた」⁷⁰。さらに、東浦の議論は「小農的農業の展開と農業の資本主義化をあくまで区別して、独占資本主義のもとで小農的農業がとる対応の諸形態を農業問題分析の焦点に据えた」ものとされる⁷¹。玉の研究は、東浦の日本農業論全般を把握しようとするものであり、米価問題に対する東浦の認識については必ずしも詳しく論じられていない。ここでは、玉の研究を踏まえた上で、東浦が米穀問題についてはどのように論じているかを検討していきたい。前述のように、東浦の『日本農業概論』は、資本主義と農業の諸関係（主に農業経営、土地制度、農村金融、農業人口及労働、近代的農業の発展について）からなる。直接米穀問題に触れた章はないものの、日本農業を論じるには米穀問題は避けられないものであり、所々で米穀問題に言及している。

まず、日本農業及び小農経営を概観するなかで、東浦は米作農業の役割について「日本に於ける小経営の存続には日本農業が特殊な米作農業で著しく外国の競争から隔離されてゐたことにも重要な原因がある」⁷²と見ている。ここでの「特殊」には、さまざまな意味が込められているが、主に商品としての特殊性（ジャポニカとインディカの違い、消費嗜好

⁷⁰ 玉、1995、45頁。

⁷¹ 玉、1995、52頁。

⁷² 東浦、1933a、43頁。

——日本米の消費者がほぼ日本人に限られていた）と米遣い経済としての特殊性（貨幣に代替）、および食糧増産策における米の重要性（食糧増産策の中、米が主要対象であった）を指していると考えられる。つまり、それらの「特殊」性によって、資本主義的な競争から免れられ、小農経営の存続が可能であった。ここから、小農経営の存続における米作農業の重視が明らかになる。

さらに、「近代的農業の発展」の章の中では、次のような叙述が見られる。

明治政府の此(租税:引用者)の金納制の採用は政府の財政的确实制を期せんがために、米価の変動によつて生ずる経済的苦痛を農業者に転化したのである。この租税制度の改革は実に農民経済の重要な部分を商品経済に依らしむる結果となつた。曾ては大名の手に於て、集団的に大都会に於て商品化せられた米が、個々の農民の手によつて商品化せられなければならなくなつた。⁷³

内地の(米:引用者)消費量を目安とするとき、米の需給状況は今や將に飽和点を突破してゐる。故に若し自由競争の下に放置せらるゝならば日本の米価は惨落に惨落を重ねて、その結果内地米作農業の異常なる困難を招来しなければならぬ。内地農業が米作に於て到底植民地米と競争し得ないことは、両者の生産費の顕著なる相違から火を見るよりも明かである。(中略)生産費の差異にも拘はらず価格は正直に平等の原則の上に立つてゐる。(中略)而も此の臺灣、朝鮮に於ける産米増殖が内地の財政的負担に於てなされたるを思へば、感慨に堪へない。今や米穀統制—米価維持の問題が当面の農業問題として最も緊張してゐる所に、我が小農に於ける商品生産の発展の著しき矛盾を見るべきである。⁷⁴

(農産物は:引用者)他の工業生産物が自由競争によりて自働的に価格低下を相対的に齎すが如き場合の外は有利なる価格関係に立ち得ない。然るに独占資本時代に於ては資本は価格の自働的騰貴乃至下落を待たずして、その統制力によりてこれを左右する。農業者の生産物は必然に相対的に安価ならざるを得ない。(中略)全体としての農業経済の困難がある。⁷⁵

農産物の価格はかやうに低価すべき、或は向上困難なる状態に到つたに拘はらず、農産物の生産費は著しい固定性を持つ。(中略)生産費減少の重要な原因となつてゐるものは労賃及肥

⁷³ 東浦、1933a、244 頁。

⁷⁴ 東浦、1933a、250-251 頁。

⁷⁵ 東浦、1933a、253-254 頁。

料である。生産費不減少の原因たるものは(中略)土地資本利子及租税公課である。(中略)土地所有が農業の著しき負担を増す。(中略)労賃の低価は即ち農家の所得の減少を示すのであつて、此の自己犠牲に於て生産費が引き下げられてゐることは、将来農業労賃の低下が必然の勢たる関係上、農民経済にとつては此の上もなく不都合である。⁷⁶

以上の引用から、①明治の地租改革によって、商品経済の浸透に従う米価変動のリスクが「農業者」の負担になった。②「自由競争」下、生産条件の異なる植民地米の移入により、内地米価が「惨落」し、内地米作農業の「異常なる困難を招来」する一方、内地の財政にも負担をかけている、③生産費は固定性をもつ、生産費を低下させることは農業経済・農民経済にとって「自己犠牲」に結果する、という東浦の見方がうかがえる。

①については、「農業者」に対する富の分配問題に関わるものである。前述した岡田の議論と同じように、「農業者」に商品経済の発達利益が届いていないことを問題視している。②は自由市場における需給関係と価格の問題であり、商品経済の発展と小農経営の矛盾と関係している。つまり、需要以上に、生産費の比較的安い植民地米が移入されることによって、市場ではその相場で米価が決められ、内地米価相場が引き下げられることになる。その結果、生産費の比較的高い内地米の価格が低落し、生産費を償えなくなる。つまり、内地米作農業が大きなダメージを蒙る。

植民地米統制を要請する声が高まる中、拓務省は朝鮮、台湾の米生産費を発表した(表 3.2.3)。植民地米の生産費が内地米より低いのは表の通りである。一方、表 3.2.4 は 1933 年産米の各月平均市場価格の相場である。表 3.2.3 と表 3.2.4 を合わせてみると、内地産米の米価は 11、12 月の出回り期に生産費よりも低くて、4 月になってから、ようやく生産費と運賃の合計を賄えるようになったことが分かる。そして、表 3.2.4 が示すように、11 月、12 月の時期には、内地米の価格は朝鮮米より低い。一方、この時期、多くの資金力の弱い中小農家が換金を急ぐため、米を売らざるを得ない。そこで、内地米と朝鮮米の競争が問題となる。一方、朝鮮米の場合は、価格が生産費より高い(12 月以外)が、東京、大阪市場までの運賃などの費用と合わせて考えると、内地米と同じように、生産費など諸費用からみれば出回り期の価格はかなり低いのである。つまり、米という商品の生産の発展(植民地増産策による)にともない、米が必要以上に市場に流入した結果、米価は低落し、小農経営及び米作農業が困難に陥るのである。これは東浦の言っている「小農に於ける商品生産の発展の著しき矛盾」であろう。

⁷⁶ 東浦、1933a、254-256 頁。

表 3.2.3 1933 年産米の内地、台湾、朝鮮米生産費（銭／石）

	種 籾 代	労 賃	畜 力 費	肥 料 代	諸 材 料 費 そ の 他	農 舎 費	農 具 費	租 税 そ の 他 の 公 課	米 穀 検 査 手 数 料	土 地 資 本 の 利 子 又 は 小 作 料	製 玄 費	費 用 合 計	副 収 入	生 産 費	運 賃 諸 掛	合 計
内地	27	765	86	413	67	44	62	136	16	788	—	2404	187	2217	117	2334
朝鮮	33	715		325	77	101	44	165	—	713	50	2223	125	2098	72	2170
台湾	24	425	68	410	92	26	34	68	33	595	49	1824	98	1726	55	1781

注 1：「政府の発表した鮮米生産費(内訳)」大阪朝日新聞 1934・3・7 付（神戸大学附属図書館新聞記事文庫データベース <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/index.html>）より作成。

注 2：台湾米生産費は、1933 年第二期蓬莱米の生産費である。

注 3：製玄費は、朝鮮においては玄米調整費および検査手数料の合計額より籾摺の際生ずる副収入(屑米、籾殻など)の金額を控除したもの、台湾においては玄米調整費包装費の合計金額である。

注 4：運賃諸掛について、朝鮮は農家の庭先より、台湾は産地の米穀検査所より移出港までの運賃であり、内地は農家の庭先より東京または大阪までの運賃諸掛である。

表 3.2.4 1934 (米穀) 年度東京市場と大阪市場の相場（各標準中米、単位：円／石）

		11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
東京	内地米	21.20	22.10	22.69	23.04	22.99	23.70	24.56	25.09	25.94	27.50	28.46	30.30
	朝鮮米	21.48	22.10	22.15	22.50	22.52	23.32	24.28	24.73	25.53	26.96	26.83	29.13
大阪	内地米	21.78	20.69	23.05	23.27	23.31	24.02	24.95	25.67	26.26	27.75	28.95	31.53
	朝鮮米	21.95	20.77	21.67	22.27	22.03	22.97	24.34	24.82	25.20	26.39	26.74	30.00

注：菱本、1938、600-603 頁より作成。

そして、③の生産費の固定性という問題は、独占段階における資本主義と小農経営の矛盾と関わる。同時期に東浦が代表として編集した『日本農業年報』（日本農業研究会、1933）に「生産費の真相」問題が論じられている。その中でも指摘されているが、小農問題と独占資本主義の矛盾が米価問題に集中的に現れてきて、生産者の自己努力、いわゆる経済手段（生産費の軽減⁷⁷）によって価格を調整することはこの時点ではもはや不可能であった。

⁷⁷ 具体例からいえば、生産費の中では、肥料（金肥）がかなりの割合を占めている。肥料の価格は、資本側によって決められ、独占資本時代においては、肥料の値下げはもはや不可能になっている。一方、小農自身によって下げられるコストは、自家労賃など自給的な部分しかない。戦前の米生産費に関する議論の中では、自給的な生産手段（自給肥料、畜力、自家労働など）に対する評価問題が多く議論されていた。

要するに、ここで指摘しておきたいのは、東浦が問題にしたのは商品経済、特に独占資本主義と小農経営の矛盾であるということである。そのため、小農経営を「自由競争」に放置してしまうと、経済力の弱い小農は激しい競争にさらされ、「全体としての農業経済」は「困難」に直面せざるをえない。

ただし、東浦はあくまでも矛盾の解明に重点を置き、その解決策についてははっきり論じていないが、最後の「結言」に小農の発達について、以下のように「団体化」の方向性を提示している⁷⁸。

日本の農業は小農のまゝで、前記の諸関係の下に発達して来たが、それは小農として、それが資本家社会に於て持つ所の不利益を決してそのまゝ持ちつゝ発展したのではない。農民は凡ゆる努力を以てその不利益の解消に終始して来たのである。農民の各種の生活における団体化はその最も顕著なる現はれであつた。(中略)更に農業自身がある程度資本主義化した点も認められねばならぬ。例へば農業に於ける機械利用の増加等はそれであるが、農業の経営が依然として小経営に止つてゐる限り、これは団体経済の問題と関連して考察されて良い。

以上の引用は、資本主義社会における小農経営は不利益を持つものの、ある程度資本主義化、及び団体化によってその不利益を解消する努力をしてきたと主張している。つまり、東浦も小農家族経営の存続には否定的ではなかったことがうかがえる。さらに、その存続には、「団体化」の道を提示していた。この「団体化」については、東浦は別の著作(『農村団体の統制』)で論じているが、系統農会、産業組合を含む既存の各農業諸団体の統合を指している⁷⁹。これは、前述した帝国農会の農業団体組織拡充の意図とも繋がっていると考えられる。

以上、帝国農会を牽引した岡田と東浦の議論を通じて、米価問題に対する認識、および議論の意図について考察してきた。つまり、①米価問題の背後には、小農経営の問題がある、②小農経営と資本主義発達の矛盾は米価問題に集中してあらわれている、③米価問題の解決は、当面の重大な問題である、④日本農業の現状を鑑みると、資本主義的経営の条件は成り立たない、というのが両者の共通認識である。対応策については、岡田が政治的手段に求め、政府及び政策の介入を主張したのに対し、東浦は明言しないものの、明確に

⁷⁸ 東浦、1933a、274-275頁。

⁷⁹ 統合の必要性について、東浦は、農業団体間の補助金の競い合いという問題や、「農業団体の指導は農家へ分裂的になされるときは農業経営上最も有効な指導が行はれ得ない」(東浦、1933b、192頁)などの点を取り上げ、農会と産業組合の対立は村レベルに大きく影響し、分裂した農業団体の指導の下では、村を主体とする経済計画が立てられなくなることを指摘した(東浦、1933b、193頁)。

小農の努力だけでは解決不可能な構造的問題、つまり、政策的課題であると論じた。両者とも農業団体連携に注目していた。

ただし、前述の通り、帝国農会における議論は一枚岩ではない。以上の考察は、あくまでも団体としての帝国農会の認識とつながる幹事の見方についての考察である。

2 産業組合の議論

この項では、米穀問題をめぐる産業組合の議論を中心に検討していきたい。周知のように昭和恐慌後、産業組合は経済更生運動の担い手として注目され、政府の絶大なバックアップで迅速に発展を遂げた。ここでは、産業組合組織のうち、米穀問題と深く関わった全国米穀販売購買組合联合会を中心に、この時期に、産業組合側はどのような関心に基づき、どのような意図をもって米穀問題に取り組んだのかを考察する。分析対象として、産業組合中央会の機関紙「産業組合」の記事を取り上げる。

(1) 全国米穀販売購買連合会について

ここでは、米穀を主要商品として取扱う中央機関・全国米穀販売購買連合会（以下：全販聯）の設立、および設立初期の役割について簡潔に考察し、それを通じて、産業組合という団体が米穀問題について、どのような方針の下で対応しているのかを明らかにしたい。

産業組合は、1900年産業組合法の下で組織されたが、明治大正期に一定程度に発達したものの、「農村経済に重きをなすまでの力量はなく、社会的認知度もあまり高くなかった」⁸⁰。組織化が飛躍的発展を遂げたのは、昭和恐慌期以降だった。特に、1932年から始まった農山漁村経済更生運動の中で、大きな役割を行政側に期待されたのである。

全販聯は米穀問題を中心的に取り扱う全国機関として、1931年5月25日に設立が認可された。すでに指摘されているように、「それ以前の全国的産業組合団体に比して、自主的に組織されたものである（中略）一面において政府の米価政策との関連において生まれた」⁸¹のであった。単なる上（政府、産業組合中央会）からのプッシュだけではなく、下（地域を基盤とする産業組合支会）の働きかけも重要な役割を果たしたのである。全販聯の成立過程については、表3.2.5にまとめた。表3.2.5が示すように、全販聯の設立は産業組合中央会だけではなく、地方の支会の要望が強かったことがうかがえる。

⁸⁰ 大田原、2014、12頁。

⁸¹ 産業組合史編纂会、1965、201頁。

表 3.2.5 全販聯の成立過程

年代	出来事	具体的な内容
1929年4月26日～28日	25回全国産業組合大会	中央会提出の「わが国産業組合の現状にかんがみ、購買事業、販売事業の進展を期するため実行を要する要項」という協議に対して、決議の項目に米穀問題に関して、具体的に「組合員の販売する米および藪は、すべて産業組合および農業倉庫において取り扱うこととなし、すすんで連合農業倉庫を設立し、その活動の促進につとむること」が言及された。 一方、地方の提案は下記の通りである。 千葉支会：速に全国を区域とする販売組合聯合会の設立を実現するよう中央会に配慮方要望の件 埼玉支会：米穀を主とする全国販売組合連合会設立の件 宮崎支会：販売事業の統一をはかるため、枢要地に販売幹旋機関を設置せらるる様中央会に講究を要望するの件 以上の提案は中央会に一任することが決議された
1929年5月17日～21日	道府県産組および農業倉庫主任官協議会第3委員会（農林省）	決議「全国的または地方的中枢機関として、全国または数府県を区域とする連合会を穀物、生糸、一般物品等部門に分ち、別個にこれを設立すること」。
1929年5月22、23日	第2回全国農業倉庫協議会（産組中央会）	中央会の決議案に「全国的農業倉庫の設立を期すること。なおその設立にいたるまでは、情報および販売仲介あつせん機関を中央会に設置すること」が提案された。
1929年8月30日	西部日本連合農業倉庫協会設立（10.1から事業開始）	愛知、新潟以西の北陸、近畿、中国、四国、九州地域の30府県の農業倉庫によって構成された。 設立目的は政府買上米の円滑な取扱い、生産者自体による米の共販体制確立である。
1929年9月28、29日	全国道府県区域販売購買組合連合会協議会（産組中央会）	意見：米穀の販売を主とする全国販売連合組合連合会の設立は、米穀販売の統制上きわめて急要なることなりといえども、現在においては各府県における販売組合連合会の組織せられたるものいまだ少なく、ことに全国販売連合組合連合会の事業経営上については相当至難なる点多かるべきをもって、このさいまず全国農業倉庫協会を設立して、全国販売組合連合会設立に関し必要なる諸般の攻究をなし、これが準備を完成する。
1929年10月	東部日本連合農業倉庫協会結成	
1930年3月10日	第1回の東西連合農業倉庫協議会（産業組合中央会）	出席者：中央会主事千石興太郎、浜田道之助、他各地方産業組合代表 全国を区域とする米穀販売組合連合会の設立を急ぐことに意見一致
1930年4月30日～5月2日	26回全国産業組合大会	
1930年6月23日	第1回全国米穀販売購買組合連合会設立準備会	
1930年11月7日	第3回全国農業倉庫協議会	恐慌に加え、1930年産米が記録的な豊作であったため、米価低落。出席した政府当局者に米穀政策の要望が述べられ、その対策の一つとして、全販聯設立を急ぐことが強調された。
1931年1月16、17日	全国区域米穀販売購買組合連合会協議会（産組中央会）	全販聯設立決定
1931年4月27日	全販聯設立総会	
1931年5月22日	農林省から設立許可された	

1931年9月1日	東京、大阪の両事務所事業開始	
1931年10月1日	門司事務所事業開始	

注：全国販売農業協同組合連合会編、1970、1-29頁より作成。

この時期に、地方支会が米穀を扱う全国的販売連合会の設立を強く要望したのは、当時の米価変動状況、農家の経営状況と深くかかわっていたのは言うまでもないだろう。表 3.2.6 は当時農林省が調査した農家の経営状況である。

表 3.2.6 1925～35年農家1戸当りの経済状況（単位：円）

年度	農家所得	農業所得	農外所得	租税公課諸負担	家計費	農家経済余剰
1925	1563	1218	345	119	1255	308
1926	1374	1023	351	125	1185	189
1927	1219	916	303	125	1117	102
1928	1197	881	316	105	1090	107
1929	1150	834	317	108	1074	76
1930	723	497	226	91	800	-78
1931	542	394	148	42	549	-7
1932	624	477	147	39	559	65
1933	726	565	161	41	606	120
1934	732	565	167	43	638	95
1935	838	657	181	43	705	133

注1：日本統計協会編、1988、94-95頁より作成。

注2：以上の数字は調査した全農家の平均である。

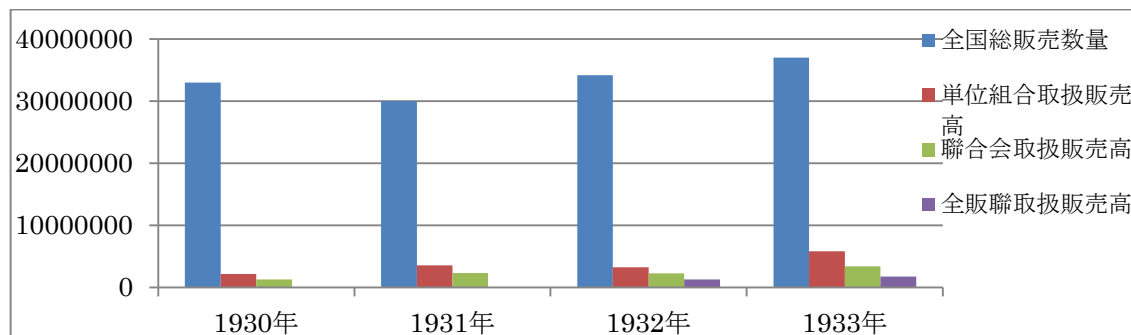
表 3.2.6 に明らかなように、経済恐慌の打撃もあって、1929年から30年にかけて、所得が一気に減って、収支に赤字が生じている。特に農業所得は半分近くに減っている。農家経営は、ほとんどが赤字経営の状態に陥っており、破綻状態にあると言っても過言ではない。さらに、その収入の半分近くは稲作収入である⁸²。このような状況の下で、産業組合地方支会も米穀問題を取り上げざるを得ない状態であった。要するに、米穀問題の背後には、農家経営の存続問題があったのである。そこで、米価低落による農家経営の破たんを食い止めるために、生産者による米の共同販売が打ち出された（表 3.2.5 を参照）。前述の農会側の意図と合わせて考えると、全販聯の設立は、協同組合組織の拡充による農業の不利益を解消する一つの経済手段と位置づけられるだろう。言い換えれば、全販聯はセーフティネット的な存在であった。

しかし、設立初期、全販聯が期待された役割を果たせたとはいいがたい。図 3.2.1 は1930～33年の米の総販売高と産業組合（単位組合、連合会を含む）の販売高である。この販売

⁸² 農業収入に稲作収入が占める割合（自小作別平均）は、1929年40%、30年43%、31年55%、32年50%である（農林統計研究会、1974、5頁のデータにより計算）。

数量の割合から見れば、この時期、米穀販売における産業組合の地位は未だかなり低いといえよう。

図 3.2.1 米の総販売高と産業組合取扱米の販売高（年：米穀年度、単位：石）



注 1：産業組合中央会『米における産業組合の地位』、1-4 頁より作成。

注 2：全国総販売数量、1930-32 年の联合会取扱販売高は推定数。

注 3：1930、31 年全販聯取扱販売高のデータなし。

ただし全販聯の設立は、農業団体の関係者および農業関係の学識経験者から見て重要な意味を持った。次では、全販聯の設立と深く関わった論者による全販聯設立の意味、及び、米の共同販売と全販聯の地位についての議論を考察し、産業組合関係者側及び農業関係の研究者が米価調節において、どのような議論を展開していたかを明らかにしたい。

（2）米穀政策における産業組合の役割をめぐる議論

（1）で述べたように、全販聯の設立は、地方産業組合支会からの要請が重要な推進力となっていた。一方、中央会においては、当時中央会の主事・千石興太郎が全販聯の設立に関する調査などに携わり、設立に重要な役割を果たし、設立後も常務相談役を務めている。ここでは、千石の議論から産業組合側の全販聯設立の意図を考察したい。

まず、千石のスタンスについて触れておきたい。千石は産業組合主義を主張し、「新経済組織の完成することに依って、自覚したる民衆は、現在の営利を目的とする資本主義経済組織に向って、敢て嫉視敵視するの必要は更になく、静かに其の範囲から脱出して新たな事業に向かって努力すればよい」⁸³というスタンスを持っている。さらに産業組合主義に基づき、米穀問題に関しては、次のように述べている。

産業組合主義経済組織の第二の事例と致しまして、米の販売と云うことに付て説明をしたいのであります。(中略)我が農業者にとりて、米を有利に販売したい、之が公正なる価格で有利に

⁸³ 千石、1929、73 頁。

売れるか売れぬかと云うことは、農業者にとりて極めて重大なる問題であります。

此の点に付ては御承知の通り、農業倉庫及び聯合農業倉庫が、産業組合に於て経営なし得られる様になって居るのであります。(中略) 農業倉庫は農業者、殊に中小農業者の爲め(中略) 其の経済的勢力を確保するが爲め、最も効果ある経済機関である。不幸にして現在の農業倉庫は、未だその働きを完全に發揮して居りませんぬ。(中略)

現在は県区域の聯合農業倉庫が漸く三つありますが、今後、次第に其の数が増加することであろうし、更に近き将来に、全国を区域とする米の販売組合連合会を組織して、これが経営主体となりて大聯合農業倉庫を設立なし、そして東京、大阪、兵庫、名古屋等の大集散地に倉庫を造りまして、全国的に米の供給をなすこととしたならば、産業組合に依る米の販売の統制が実現なし得るのであります。即ち農業者の最も大なる生産物であり、其の経済に最大に関係ある米穀販売に付きまして、産業組合主義に依る経済組織で処理し得ることが出来て、米の生産による経済的効果を、農業者は完全に獲得なすことが出来得るものであります⁸⁴。

下線の部分からうかがえる通りに、全国を区域とする米の販売組合連合会によって、米を「産業組合主義に依る経済組織で処理し得る」ことが千石の描いたビジョンである。産業組合経営の農業倉庫は中小農業者の「経済的勢力を確保するが爲め、最も効果ある経済機関である」と千石は認識している。そのため、全販聯の力は当面まだ弱いものの、今後育成しなければならない。それによって、米穀生産の利益を「農業者は完全に獲得なすことができ得る」し、農業者への分配の不公平が解消できるという考えであった。このスタンスは、戦時下の千石の産業組合指導方針にもつながっていく。1940年日本経営学会第14回大会で、千石は「戦時経済下の農村産業組合」をテーマとし公開講演を行った。そこでも、「農村は農業者の手に依て、農村の経済は農業者の手に依て」⁸⁵という自分の信念を語った。一方、統制時代の産業組合の任務については次のように述べて、国家統制経済の強まっている中で、「国家統制」の実行機関として産業組合主義を推進しようとした⁸⁶。

そして、全販聯の設立を回顧し、戦時経済下における産業組合の主張について、次のように述べている。

私共が或は全購聯(全国購買組合聯合会:引用者)を作つた、或は全販聯を作つたと云ふことは、是は農業者の経済勢力を全国的に集中して、さうして農業者の勢力を、経済的社会的に

⁸⁴ 千石、1929、80-81頁。

⁸⁵ 日本経営学会『経営學論集 14』、33頁。

⁸⁶ 日本経営学会『経営學論集 14』、35頁。

圧迫するものに対して対抗しようとするために作つていのである。87

産業組合の全系統組織をそれを其の儘利用する、場合に依ては総動員法の発動に依て、之に或は程度の強権的の力を加味することも必要であらう(中略)農業者も亦組合の当事者ももつともつと本気になつてやつて、さうして農業者は組合にあらずんば自分の作つたものは決して売らない、組合からでなければ自分の必要なものは買はないと云ふことにならなければならぬし、それには農村の産業組合は農業者に向つてもつともつとサービスをすると云ふことが必要である。さうなつて来れば政府が何と云はうが誰が何と云はうが農業経済の統制と云ふものは是はどうしたつて産業組合に依らなければならぬ(中略)けれども、現在の戦時下に於て急に農村の経済機構を統制しようと思つたならば矢張り相当な権力が要るかも知れませぬ(中略)と思ふのであります。88

以上の引用からうかがえるように、全販聯という組織の設立は、農業者の個々の弱小な経済的勢力を全国的に結束し、「経済的社会的に圧迫するものに対して対抗しよう」という意図があった。この目的を実現するためには、千石は「自主的統制」を主張していた。しかし、戦時情勢の変化及び国家経済統制の強化に従って、千石も国家統制機関としての役割を強調し、国家統制の力を借りて、農村産業組合を発達させようとしたのである。ただし、留意したいのは、下線部分からうかがえるように、農村産業組合の組織育成の目的は、政府の統制機関になることではなく、農村社会、ひいては社会全般において無視できない存在に成長することにあつた。

なお、産業組合中央会の機関誌『産業組合』では、米穀対策について特集を組んでいる。その編集者は千石である。編集意図については、「主として産業組合の立場から米穀問題を論究せんがため」89と述べられた。特集には、農業団体関係者だけでなく、農林官僚、学識経験者の論説も掲載されている。千石がこの特集を利用し、産業組合主義により農業者へ分配問題を解決するという理念を持ちつつ、米穀問題については、全販聯及び産業組合全体の存続の必要性を説こうとしたのかを考察していきたい。

表 3.2.7 『産業組合』の米穀特輯（1934年10月号）

論説	著者	備考
現下の米穀問題に就て	米穀課長・荷見安	※
米穀の自主統制に就て	京大教授・八木芳之助	※
最近の米穀問題について	帝国農会幹事・平田慶吉	※

87 日本経営学会『経営學論集 14』、40-41 頁。

88 日本経営学会『経営學論集 14』、43-44 頁。

89 『産業組合』348号、「編輯後記」。

米の販売に於て産業組合の活動を阻止してゐるもの	九州大助教授・田中定	※
全販聯と米穀販売統制	産業組合中央会・井關善一	※
青森県に於ける米穀問題	田村浩	
岩手県に於ける米穀問題	南長俊	
長野県に於ける米穀問題	奥原潔	
石川県の米穀問題	国枝益二	

注：『産業組合』348号、1934年10月の目次より作成。備考に※が付いているのは本文の中で取り上げる議論。

まず、荷見は米穀の需給状況及び米穀統制法の実施状況について述べている。特に米穀統制実施の資金問題に触れ、財政負担という観点から、「農家の自治的米穀統制に資する所は極めて大なるものがある」⁹⁰と強調する。「本法（米穀統制法：引用者）の如き強力なる施設がなかつたならば米穀は惨落を演じ農村農家のみならず一般経済界に與へた影響は蓋し尠少なからざるもの」との表現も見られるが、これはあくまでも政府当局の立場で、米穀統制の必要性を論述するものであることに留意したい。

八木は米穀の「根本対策としては、現今の米穀統制法を存しながら、その欠陥を補ふに、何等かの意味に於ける生産調節に外地米移入統制とを以てするか、また一挙にして内地米、外地米及び外米を打つて一丸とする米専売制に移るかの外はなからう」と述べた上で、「経済政策には飛躍が禁物である」とし、「目下の米穀対策は現行米穀統制法の一段の強化へと進行する外はなからう」と述べている⁹¹。さらに、米穀統制は「国家統制と農民の自主的（又は自治的：原文）統制」の二つ形態があると述べた上で、次のように論じた。

米穀専売制が実施される場合には、現存の自主的米穀統制機関たる農業倉庫や系統的販売組合は、政府の専売機関として収容されることとなるから、固有の意味に於ける自習的統制機関は其の機能を停止することとなる。けれども今後における現行米穀統制法の強化の場合には、農民の自主的統制機関は国家統制の補助又は補強機関として、充分なる活動舞台を有するものである。⁹²

ここでは、八木は米穀専売制論と一定の距離を置きながらも、国家による米穀統制を予想し、農民の自主的統制機関（「農業倉庫や系統的販売組合」）は国家の専売機関になり得ることを主張し、農業倉庫や系統的販売組合の国家統制の補強的な役割を強調した。他方、産業組合の農業者にとっての意義及びその発達の推進策については次のように述べていた。

⁹⁰ 『産業組合』348号、8頁。

⁹¹ 『産業組合』348号、9-10頁。

⁹² 『産業組合』348号、10頁。

産業組合は米穀の弱小生産者の味方として、米穀統制の欠陥を補強すべき重大なる積極的使命を有するものである。(中略)先づその構成分子たる販聯や販売組合が十分に発達し、各単位組合がその地域内の全米作者を糾合し、これによりて「全販聯」に対する責任出荷量を今日よりも遥に多からしめ、少くとも各府県産米の管外移出高の全部を統制するだけの域に達せなければならない。かくて始めて農業者が市場に於ける米価の構成上に支配権を獲得することが出来るのである。⁹³

要するに、八木は国家による米穀専売を否定せず、あくまでも国家統制の補強機関として産業組合(全販聯)の必要性を論じている。さらに、全販聯の発達により、農業者も米価の支配権を獲得することが可能であるとして、産業組合の発達と国家政策の流れの方向性が一致していることを主張している。八木は研究者という立場から、米価統制は「消費者大衆の生活を安固ならしむべき」とする一方、「農業者の生活安定を目標」とするものと主張し、「米穀に対する利害関係者を広く米消費者と米生産者とに分つならば、米穀等政策に於ては、常に社会政策的目標と農業政策的目標との調和を実現されなければならない」という認識を示し、米穀統制の必要性を主張している⁹⁴。これは1942年以降国家による全面的な食糧統制という政策の実施可能性を提示していた。

そして、同じ研究者である田中定は、全販聯の創立によって「萎縮しがちだった彼れ(産業組合：引用者)自身の危機から逃れることができた」⁹⁵とした上で、政策の動向に触れ、「米穀政策に於いて産業組合が国家施設のますます重要な翼を分担せねばならなくなる日は、国家に米専売が背負ひこまされる日よりも早くやつてくるだらう」⁹⁶と見通していた。そして、米穀販売における産業組合活動を阻止している原因、特に農家の米穀自治販売組合(全販聯)利用率が低い原因が、資金不足により中小農家が手早く換金できる「伝統的農村販売機構」(仲買人)に米穀を安く売ることにあるとしたことを考察した。この議論から、当時全販聯が抱える一番大きな問題は組織率の低さであることがうかがえる。その背後にある根本的な問題は中小農家の資金不足の問題であった。

一方、帝国農会幹事平田慶吉は、米穀統制法の欠陥(財政負担問題、外地米の無統制問題など)を認めているが、米穀専売は「決して米穀問題を解決し得るものではない」⁹⁷と米

⁹³ 『産業組合』348号、12・13頁。

⁹⁴ 八木、1934、4・5頁。

⁹⁵ 『産業組合』348号、23頁。

⁹⁶ 『産業組合』348号、25頁。

⁹⁷ 『産業組合』348号、19頁。

穀専売を批判している。具体的な理由については、次のように述べている。

生産者の不利益について述べれば、専売においては生産者は政府買入価格の高価を望むことの不可能なるのみか、買入価格の低下引下に甘んずることを余儀なくせしめられる。(中略)生産者は全然自由を奪はれた不幸なる境遇に置かれるであらう。転じて消費者の不利益について述べれば、先づ第一に消費者は米価の高価に苦しまなければならぬ。(中略)次に憂慮に堪へないのは、米の配給の敏活、円満を欠くことである。⁹⁸

以上からうかがえるように、平田は生産者側の視点だけでなく、消費者にも不利益があることを論じ、米穀専売に反対した。これは、八木や田中の議論とやや異なる所であるが、前述した岡田の議論と近い。その上で、米穀政策の進むべき方向について、自治的統制、外地米統制と価格の適正の三点を提示し、自治的統制機関（産業組合、農業倉庫）の整備（金融面の融通）が必要であるとしたほか、内地を含める「米作上不適当なる耕地」の耕作転換を主張した。ほかには、米価の吊上げは一般消費者の生活難をもたらすというより、消費減退をもたらして、過剰米問題と政府の財政負担問題になると強調する一方、米価の引下げは生産費が償えないことを意味し、農家の経済困難、農村の破滅になると論じている。その上で、適正な米価について、次のようにその必要性を述べている。

政府が米の価格を決定するには、最高価格、最低価格共に適正なることを要し、(中略)物価又は米の需給に著しい変動の生ずるときは、政府は遅滞なく公定価格の改定をなし、その適正を俟つことに努めねばならぬ。要するに価格の適否は米穀統制法の目的の成否の岐路であることを寸時も忘れてはならぬ。⁹⁹

平田の主張は当時、政府が抱えている過剰米問題を見据えたものであろう。ただ、ここで興味深いのは、平田は専売に反対しながらも、政府による適正米価の決定を必要とし、政府による積極的な米価調節が望ましいとしたのである。

同じ農業団体関係者である産業組合中央会の井關善一は「全販聯と米穀販売統制」の中で、「最も適当なる米価」は「一般物価との比較を考慮し、自己の利益を適度に止む程度の価格」であり、「価格と生産費との差額が適度の利益と考へてよい」¹⁰⁰とした上で、全販

⁹⁸ 『産業組合』348号、19-20頁。

⁹⁹ 『産業組合』348号、22頁。

¹⁰⁰ 『産業組合』348号、31頁。

聯の活動と米穀統制法の運用は「唇齒相輔」の関係であるとして、全販聯の米価調節機能を論じていた。興味深いのは、全販聯の米価維持という農業者にとってのセーフティネットの機能だけでなく、騰貴抑制の機能も強調し、「全販聯が生産者の利益を過度に保持するが如きことは起り得ない」¹⁰¹と論じていることである。

以上の論説は、米穀の全面的国家統制（米専売）について意見は異なるものの、米穀統制法を前提として、ある程度の米穀統制を認めており、現行制度下で全販聯の必要性を強調している。一方、当面は、全販聯の組織率・利用率がまだ低いため、期待された機能を発揮することはできない。そのため、組織拡大の問題が当時の一番大きな課題とされる。さらに、これらの議論と千石の産業組合主義経済組織議論とを合わせて考察すると、全販聯の育成は、産業組合側（千石）にとって、前述のように「静かに」農業経営を資本主義経済組織から「脱出」させ、農業においては、産業組合主義経済組織を構築しようとする試みであったことがうかがえる。ただし、そのような農業問題の解決策及び資本主義と異なる農業経済の展望が示される一方、現実的には八木、田中が見通したように国家による米穀全面統制への下準備という方向性も見えてきた。

この節では、準戦時から戦時という時期に焦点を当てて、米価調節をめぐる農業団体の議論を考察した。

1 では、帝国農会の米穀問題に関する建議・答申案を考察し、戦時下への移行とともに、帝国農会の建議・答申案も戦時情勢及び政策の動向に合わせて変化が見られるが、その背後にある帝国農会側の主張（生産費を償える米価、農業団体の組織拡充、農家経営の維持、）は一貫していることを論じた。一方、帝国農会幹事・岡田温と東浦庄治の議論を検討し、両者とも資本主義生産と小農経営の矛盾に着目し、小農経営における米穀問題の重要性を論じ、資本主義生産における小農経営の不利益を軽減する方法を模索している。

そして、2 では産業組合側の活動と議論を検討した。2 の（1）では米穀問題と深く関わった全販聯の設立について考察し、その設立は、恐慌の打撃を受けて農家経営が破たん状態に陥ったという状況を背景に、地方産業組合支会の強い要望によるものであったことを確認した。一方、販売状況からみれば、全販聯の役割は極めて限定されたものと言わざるを得なかった。ただし、2 の（2）で全販聯の設立と関わった産業組合中央会主事・千石興太郎の議論、及び米穀問題に関する産業組合中央会の機関誌『産業組合』における研究者、農業団体関係者・農林官僚の議論を考察して明らかにしたように、全販聯の育成の背後に

¹⁰¹ 『産業組合』348号、36頁。

は、産業組合経済組織の育成による資本主義経済と異なる農業経済ビジョンの推進という意図があった。他方で同時に、政府の米穀政策の統制機関の受け皿としての役割も期待されている。そして、千石の議論からうかがえるように、国家経済統制機関の名目で、国家統制の力を借りて産業組合経済組織を拡充しようとする産業組合側の戦略があった。

次節では、これらの産業組合組織拡大に関わる米穀流通分野における議論に焦点を当て、これらの農業団体の言動に対し、米穀取引業者がどのような議論を展開していったのかを確認する。

第三節 米穀配給統制をめぐる議論

前節で論じた農業側は、組織の拡大により米価の決定権を手に入れようとしていた。他方、これらの動きは、米穀取引業者の活動に影響を及ぼさざるをえなかったのである。ただし、米穀取引業者にも正米業者（卸売、小売、仲売業者など）、取引所業者などが存在し、その中でもさまざまな見方や利害関係があって、主張が一様であるとは言えない。このことを念頭に置きながら、本節では、1930年代米穀流通組織の整備にかかわる米穀取引業者側の議論を取り上げて、どのような見解を示したかを考察する。なお、本節で取り上げる米穀取引業者は、正米市場の関係者、米穀取引所関係者、商工業者団体（日本商工会議所、全国産業団体連合会）の関係者を含める。

1 米穀統制法成立後の米穀政策の動向及びそれに関連する議論

米穀統制法成立後、政府に対し買上の申込が殺到し、財政負担問題が生じてくる。また、米穀統制法では、植民地米移入数量に制限をかけていないため、過剰米問題改善の効果は少ない¹⁰²。このように「米穀統制法実施の経過、諸般米穀事情及財政上の影響に顧み更に適切なる豊作を確立するため」¹⁰³、1934年に岡田啓介内閣の下で、米穀対策調査会が設置された（1934年9月1日、官制）。米穀対策調査会は1935年1月19日に次の「米穀対策案」¹⁰⁴の答申を行った。

¹⁰² 荷見、1937、第8章を参照。

¹⁰³ 米穀対策調査会、1935、4頁。

¹⁰⁴ 米穀対策調査会、1935、13-19頁。

(前略)

第二 米穀ノ自治的管理ヲ図ルコト(後略)

第三 粃ノ協同貯蔵ヲ行フコト(後略)

第四

一 内地、朝鮮及台湾ヲ通ジテ米穀ノ生産統制、代作ノ奨励、海外販路ノ開拓、新規利用ノ増進等ニ付適當ナル方策ヲ講ズルコト

(後略)

附帯決議

政府ハ米穀統制ニ関スル法律改正案実施ノ結果米穀取引所ノ機能ニ及ボス影響ニ付十分ナル考察ヲ遂ゲ適當ナル方策ヲ講ゼラレシム

この答申案に基づき、政府は 1935 年 2 月 25 日に米穀統制法中改正法律案、米穀自治管理法案、粃共同貯蔵助成法案の三案を第 67 議会(1934 年 12 月 26 日～1935 年 3 月 26 日)に提出し、衆議院は附帯決議付きで通過したが、貴族院では審議未了となった。その背後には、この時期に広がった反産業組合運動(以下、反産運動)があったことはすでに指摘されている通りである¹⁰⁵。その後、政府はこの三案を第 68 議会に提出したが、議会終了直前の為、審議まで至らなかった。しかし、その後第 69 議会に提出すると、衆議院では附帯決議付きで、貴族院では希望決議付きで可決をみた(後述する)。その成立背景には、二・二六事件後、日中全面戦争の勃発という情勢の中、国の経済の統制化、軍事化が強く要請されたことがあった¹⁰⁶。この時期も、反産運動側の全国米穀商組合联合会や、全日本商権擁護連盟、商工会議所を中心に、反対運動が展開されていくが、社会情勢の変化によって、三案が成立に至ったのである。

三案の中で、特に米穀自治管理法案(1936 年 5 月)に注目したい。今までの米穀に関する法案と異なり、この法案は、内地、朝鮮、台湾にわたって実施するとされた。当時の農林省米穀部長・荷見安はこの法案について、「内地及朝鮮、台湾を通じ一貫した方針に基いて過剰米穀を統制せんとする点は、同法の特色の一つであると共に其の最も重要な骨子である」¹⁰⁷と述べている。米穀自治管理法により、米穀自治管理を担う団体として、区域内の米穀生産者並に地主をもって組織する市町村区域の米穀統制組合ならびにその上級団体である地方米穀統制組合联合会が定められた。この米穀統制組合の事業は産業組合及び農

¹⁰⁵ 産業組合史編纂会、1966、第四章第 2 節を参照。

¹⁰⁶ 産業組合史編纂会、1966、508 頁。

¹⁰⁷ 荷見、1937、376 頁。

会が代行できるため、米穀統制組合およびその聯合会の大部分は事実上、産業組合の販売組合及び販売組合聯合会が代行していた。米穀自治管理法は、政府にとっては、過剰米及び財政負担問題への対策であった。一方、前節で検討したこの時期の帝国農会と産業組合、及びそのリーダーたちの議論とを合わせて考察すると、この米穀自治管理法は、自治的米穀販売組織の育成、さらに、農業団体の組織拡大につながっており、また農業側が主張してきた植民地米への統制にもかかわるものである。要するに、従来の農業側の主張が準戦時体制から戦時体制に移行したこの時期に、次第に政策、法案に織り込まれていくのである。

しかし、農業団体の組織拡大に対し、米穀取引業者側は強い危機感を持っていた。1934年に、各地の米穀商団体が大会を開き、請願、陳情書を議会、政府に提出した。米穀商人の団体である全国米穀商組合聯合会も大会を開き、対策を講じ、米穀自治管理法を阻止しようとし、商権擁護を掲げた。各地の代表が反対運動で上京するのに対し、「上京阻止の内務省の取締は相当嚴重だ」¹⁰⁸が、全国米穀商組合聯合会の要請より、鉄道省は上京する米穀商組合の組合員に対し、期間限定の割引運賃を許可した¹⁰⁹。

反対理由について、全国米穀商組合聯合会会長・梅原保は「誤れる米穀政策を指摘し国民の大損害と米商の生活擁護権を絶叫す」¹¹⁰というタイトルの声明書を発表した。梅原は米穀自治管理法について、「農林省伝統的の産業組合助成精神濃厚にして生産、消費の中間に介在する商人を除外し以て産業組合と全販聯進出に拍車を加へて米穀業を自滅に導かんとする欺瞞政策に外ならない」¹¹¹と批判し、「現在の産業組合、又は全販聯、販売組合が境界線を越えての活動違法の進出に徴して明々瞭々、然も是が統制監督の地位にある、地方官や、農林省がいかんともなし能はずして、彼等の欲するまゝの振舞を黙認し甚だ敷きは却て暗に商人の業域を侵す事を奨励するが如き行動を探つて居る者さへある」¹¹²と産業組合の組織拡充による圧迫を訴え、政府の米穀政策は「米穀業者の業務を剥奪せんとする意図」¹¹³を持つものと指摘した。その上で、梅原は次のように「吾等の主張」を述べている¹¹⁴。

今後の対策如何、答は一言して盡きる、即ち

米穀統制法並に自治管理法案は凡て之を撤廃し自由取引に委する

¹⁰⁸ 全米商聯史刊行会、1943、80頁。

¹⁰⁹ 全米商聯史刊行会、1943、第四章を参照。

¹¹⁰ 全米商聯史刊行会、1943、70-77頁。

¹¹¹ 全米商聯史刊行会、1943、74頁。

¹¹² 全米商聯史刊行会、1943、75頁。

¹¹³ 同前。

¹¹⁴ 全米商聯史刊行会、1943、76-77頁。

を最善とし、若し然らざれば米穀法程度に復歸するにある、同時に農村問題は別途の方策を樹て自力更生を主眼とし政府は公租公課の減免と負債の根本的整理を援助することに依つて解決すべきである。(中略)今や国家非常時の声は至る所に満ちてゐるが、満洲国家の建設、聯盟脱退、華府条約の廃棄、南洋委任統治問題の解決等着々其功を奏し内に工業の隆昌を見、外に貿易の進展あり赫々たる御稜威の下国民一致の努力に依り国運愈々隆々たらんとす、然るに独り米界の前途は暗雲低迷し真に非常時の感に堪へない(中略)誤れる米穀政策は必然潰滅に歸するは吾等の確認する所である。

梅原も農村問題の対策を必要としながら、米穀問題と分けて考えるべきだと訴え、あくまでも自由取引を主張し、次善策として、かつての米穀法のような間接統制を主張した。この点は、1920年代以降、米穀取引業者が一貫して主張してきたことである。ただし、引用の後半部分を見ると、梅原の議論は当時の社会情勢を無視したものではなく、準戦時状況による「工業の隆昌」や「貿易の進展」を意識したうえで、政府による米穀取引への統制を撤廃すべきだという主張である。

このような反対運動があったため、先に述べたように米穀自治管理法案外は第67、68議事に提出されたが、成立には至らなかった。

折から、1936年には二・二六事件が起きた。国の経済統制強化が要請される情勢下、二・二六事件後、内務省は米穀商等の陳情運動を抑える意向を示し、各地の反対大会や各地米穀商代表の上京に制限をかけるという動きの下で、これに関わる論争と反対運動は低調になっていった¹¹⁵。

戦時体制に移行するにつれて、日本社会の安定が強調され、米穀政策の実施に影響を受けた米穀取引業者側への対策も要請されるに至った。政府は、衆議院の「本法ノ実施ニ際シテハ米穀取引所竝ニ米穀業者ニ重大ナル影響ヲ與ヘザルヤウ特ニ注意シ損害アリタル場合ニハ適当ナル対策ヲ講ズベシ」¹¹⁶という前述した附帯決議及び、貴族院の「政府ハ米穀統制施設ニ依リ米穀ノ取引及配給ノ機関ニ及ホス影響ニ関シ適当ナル対策ヲ講スヘシ」¹¹⁷という希望決議を受け、本格的に米穀取引所を中心とする米穀流通機構への対策を検討し始めたのである。農林省米穀局は非公式な米穀取引所研究会を組織し、商工省及び取引所代表と対策を検討した上で、1935年12月、農林省主催で、公式に米穀配給調整協議会を設置した。その後、同会から、「日本米穀株式会社案要綱」という案が浮上したが、議会で

¹¹⁵ 全米商聯史刊行会、1943、180-181頁を参照。

¹¹⁶ 荷見、1937、375頁。

¹¹⁷ 同前。

の提案には至らなかった。さらに、1937年7月には、農林省主催の下で、米穀配給新機構調査委員会が設置され、日本米穀株式会社案要綱を原案とする審議が行われた。

この一連の議論を経て、1939年4月に米穀配給統制法が公布・実施され、米穀取引に関わる米穀取引所と正米市場が廃止された。米穀取引は一本化され、米穀市場は国策会社・日本米穀株式会社（1939年7月15日設立）の下に置かれるようになった。しかし、39年の西日本及び朝鮮の大干ばつの影響で食糧事情が悪化し、日本米穀株式会社は開店休業の状態に陥った。1940年9月には「臨時米穀配給統制規則」が施行され、米穀取引は所定の流通組織系統による団体間の公定価格による取引以外は不可能となり、市場取引は表舞台から消えた。さらに戦争情勢と相俟って、食糧確保が政府にとって至上の課題となり、1942年に食糧管理法が実施され、国家による一元管理へと移行していく。

次では、1935年12月に成立した米穀配給調整協議会における議論に焦点を当て、米穀取引業者側の意見を中心に、産業組合側の委員や農林省、商務省官僚の議論を考察し、米穀流通分野における農業側と商業者側（商工会議所、取引所、正米業者などを含む）の意見の相違を検討する。時勢に乗じ、組織拡充によって米価決定権を握ろうとする農業側とそれに反対する米穀取引業者側がせめぎあう中、どのような協議を行っていたのかを明らかにしたい。

2 米穀配給調整協議会における議論を中心に

(1) 組織構成

まず、米穀配給調整協議会の委員構成を確認する。メンバー構成は表3.3.1の通りである。

表 3.3.1 米穀配給調整協議会のメンバー構成（1937年4月6日時点）

官職名又は位勲 功爵	氏名	就任年月日	退任年月日	委員又は 臨時委員	担当部別	備考
農林大臣	山崎達之輔	1935.12.24	1936.3.9	会長		
農林大臣	島田俊雄	1936.3.9	1937.2.2	会長		
農林大臣	山崎達之輔	1937.2.2		会長		
内閣調査局調査 官	松井春生	1935.12.24	1936.4.24	委員	一部	
内閣調査局調査 官	石渡荘太郎	1936.6.20	1937.2.4	委員	一部 二部	
資源局長官	松井春生	1936.6.20		委員	一部	
大蔵省主計局長	賀屋興宣	1935.12.24	1936.5.30	委員	一部	
大蔵省主計局長	広瀬豊作	1936.6.5		委員	一部 二部	
大蔵省理財局長	青木一男	1936.3.13	1936.5.30	委員	二部	
大蔵省理財局長	広瀬豊作	1936.3.20	1936.5.30	委員	二部	

大蔵省理財局長	賀屋興宣	1936.6.5	1937.2.2	委員	二部	
司法省民事局長	大森洪太	1936.11.25		委員	二部	
農林省米穀局長	荷見安	1935.12.24		委員	一部、二部、三部	
農林省経済更生部長	小平権一	1935.12.24		委員	一部	
商工省商務局長	村瀬直養	1935.12.24	1936.10.7	委員	一部、二部、三部	
商工省商務局長	寺尾進	1936.11.6	1936.12.22	委員	一部、二部、三部	
商務省商務局長	東栄二	1937.1.6		委員	一部、二部、三部	
従三位勲二等	内池廉吉	1935.12.24		委員	一部 (部長)	
正四位勲二等	佐藤寛次	1935.12.24		委員	二部 (部長)	
従四位勲三等	本位田祥男	1935.12.24		委員	三部 (部長) 一部	
正三位勲二等	有働良夫	1935.12.24		委員	一部 二部 (副部長)	全国米穀販売購買組合連合会会長
従五位勲六等	千石興太郎	1935.12.24		委員	一部 (副部長)	
正六位	山田敏	1935.12.24		委員	三部	
正七位	木村増太郎	1935.12.24		委員	一部	日本商工會議所理事
	中野金次郎	1935.12.24		委員	二部 (副部長)	
	梅原保	1935.12.24		委員	一部 (副部長) 二部	東京廻米問屋組合総行 事
	松村金兵衛	1935.12.24		委員	三部 (副部長) 二部	神田川正米市場組合幹 事長
	木谷久一	1935.12.24		委員	三部 (副部長)、 二部	
	早川芳太郎	1935.12.24		委員	一部	東京米穀商品取引所理 事長
	實吉雅郎	1935.12.24		委員	二部	
	平原重吉	1935.12.24		委員	三部	
	磯崎精一	1935.12.24		委員	二部	堂島米穀取引所取引員 組合委員長
農林省農務局長	戸田保忠	1936.1.11		臨時委員	一部	
従七位勲四等	上田彌兵衛	1936.1.11		臨時委員	二部	
従七位勲六等	秋山斧助	1936.1.11		臨時委員	一部、二部、三部	全国産業団体連合会調 査課長
勲八等	北川嘉兵	1936.1.11		臨時委員	三部	
	安川彦夫	1936.1.11		臨時委員	一部	
農林省米穀局長	荷見安	1935.12.24		幹事		
農林書記官	村上富士太郎	1935.12.24		幹事	一部	
農林書記官	横山敬教	1935.12.24		幹事	二部、三部	
農林書記官	平岡梓	1936.4.28		幹事	一部	
農林書記官	中尾桂一郎	1936.1.18		幹事	三部	
農林書記官	湯河元威	1935.12.24		幹事	一部	

農林書記官	梶原茂嘉	1935.12.24		幹事	一部	
農林書記官	岡本直人	1936.4.28		幹事	一部	
商工書記官	永田彦太郎	1935.12.24	1936.4.28	幹事	二部	
商工書記官	大島永明	1935.12.24		幹事	一部	
商工書記官	辻謹吾	1936.1.18	1936.4.28	幹事	三部	
商工書記官	波江野繁	1936.4.28		幹事	二部	
商工書記官	牧檜雄	1936.4.28			一部	
従四位勲四等	本多佐七	1936.1.18		幹事	一部	
正六位	渡邊忠吾	1936.4.28		幹事	一部	

注：農林省米穀局（193?）より作成。この資料の詳細な出版年が明記されていないが、1937年4月6日時点の委員構成が掲載されたので、1937年以降にまとめられたものと推測できる。

この会は、「米穀ノ配給調整ニ関スル事項ヲ調査審議セシムル為農林省ニ米穀配給調整協議会ヲ置ク」（米穀配給調整協議会規定第一条）と定められたように、農林省の所管とされた。但し、表 3.1.1 からうかがえるように、農林省以外、大蔵省、商工省、司法省、内閣調査局など関係省庁の代表も委員として協議会に参加している。ほかには、学識経験者（内池廉吉、佐藤寛次、本位田祥男）、産業組合関係者（有働良夫、千石興太郎）、農会関係者（山田敏）、商工取引関係者（木村増太郎、中野金次郎、梅原保、松村金平衛、秋山斧助）なども入っていた。また、産業組合関係者に比較して、商工業側の代表者が多く入っているのは、米穀統制が強化されていく過程で、それに反対する各方面の意見を統合する必要があったのだろう。なお、幹事には、荷見安、湯河元威や梶原茂嘉など戦後の米価問題の議論に関わっていく人々がいったことに留意したい。

米穀配給調整協議会では、第一部、米穀生産者及取引業者の連絡に関する事項、第二部、米穀の配給機関の調整に関する事項、第三部、政府米¹¹⁸の売買と米穀商業組合に関する事項というように三部に分けて、協議を進めた。第二部では、日本米穀株式会社要綱がまとめられ、次の米穀配給新機構調査委員会の議論の土台となった。第二部の議論及びその後の日本米穀株式会社要綱に関する議論については、すでに川東（1990）が詳しい分析を行っている。ただし、米穀配給統制法（1939）の原案である「米穀配給統制法法案要綱」から見ると、農業側（産業組合）と商業者側（小売、卸売、取引所などを含む米穀取引業者）との協議調整の内容も反映されている（後述）。このため、この米穀配給調整協議会の第一部及び第三部の議論を通じて、米穀配給統制法の形成過程において両者がどのような折衝を行ったのかを、検討する必要があると考える。以下では、農業側と商業者側の意見の相違及びその協議過程を明らかにするため、主に第一部と第三部における議論を取り上げたい。

¹¹⁸ 米穀の価格及び数量を調節するために政府が買いあげた米。

(2) 産業組合側と米穀取引商業者側の対立及びそれに関する各省庁の見解（第一部の議論について）

1936年1月20日から1936年6月25日まで、7回の会議が開かれ、協議会の第一部である米穀生産者と取引者の連絡事項について協議が行われた。協議は、政府の関係省庁以外、主に生産者代表の産業組合と取引者代表の米穀取引所、正米市場、商工会議所関係者の間で行われた。

第一部では、取引所、正米市場、日本商工会議所、全国産業団体連合会¹¹⁹関係の委員から産業組合の組織拡充、特に全販聯の進出により、仲買人や地方の間屋など米の取引業者への影響や、政府（農林省）による産業組合へのバックアップ（政策的な恩典や免税などの面）に対する不満が述べられており、多様な意見が陳述されていた。それに対して、産業組合側の委員は反論し、産業組合の進出を当然とした。なお、産業組合側は、商業組合による産業組合の利用という点で、商業者と協議しようとしている。各委員の案は表 3.3.2 の通りである。

表 3.3.2 各委員案

委員名	木村増太郎 (日本商工会議所)	千石興太郎 (産業組合)	秋山斧助 (全国産業団体連合会)	梅原保 (全国米穀商聯盟)
案名	米穀配給調整協議事項ニ対スル意見	米穀配給調整ニ関スル申合せ(木村委員ノ意見ニ対スル修正)	米穀ノ生産者及取引者ノ連絡ニ関スル意見	米穀配給調整協議事項ニ対スル意見
意見	米穀ノ生産者及取引業者ノ連絡ニ関スル事項 一、産業組合ノ蒐集シタル米穀ノ販売ハ原則トシテ産地ニ於テ消費セラルルモノハ其ノ地ノ商人又ハ其ノ組合ニ、管外移出米ハ産地移出商又ハ其ノ組合ヲ通ジテ之ヲ行フコト 二、農会ノ蒐集シタル米穀モ其ノ販売ハ原則トシテ前項同様トスルコト 三、生産者ハ米穀ヲ米穀商又ハ商業組合	一、販売組合、販売組合聯合会ニ於テ取扱フ米穀ノ販売ハ原則トシテ商人又ハ其ノ組合若シクハ消費者団体ニ対シテ之ヲ行フコト 二、農会ニ於テ取扱フ米穀モ其ノ販売ノ斡旋ハ前項同様トスルコト 三、産業組合又ハ農会ヨリ商人ニ米穀ヲ販売スル場合ニハ入札	イ 米穀ノ配給機関トシテ商人ノ立場ヲ確認シソノ取引ハ自由ナルヲ原則トスル事 ロ 産業組合ハ米穀ノ蒐集ニ勉メ其ノ販売ハ商人ニ当ル事ヲ法制化スル事 ハ 生産者自ラ米穀ヲ商人ニ売渡スカ或ハ産業組合ノ手ヲ経ルカハ生産者ノ自由ナルベキ事 ニ 農会ノ蒐	米穀ノ生産者及取引者ノ連絡ニ関スル事項 配給調整ノ目的ヲ達成セントスルニハ産業組合ヲシテ本来ノ使命ヲ厳守セシメ違法及脱法行為ハ勿論、官僚化(現行官吏若クハ退職管理ノ関与ノ如キ)、又ハ營利化ヲ絶対排除シ、又政府ノ過当ナル保護、助成ヲ撤廃シ以テ米穀商トノ対立ヲ艾除スルニアリ 今右ノ趣旨ニ依リ希望事項ヲ挙グレバ次ノ如シ 一、米穀ニ関スル生産者及取引者ノ監督機関ガ各々農林、商工ノ二省ニ分ルハコトハ其連絡運営上相互ノ為メ甚シキ不便利ヲ生ズルヲ以テ一省即チ一監督機関ニ統一スルコト

¹¹⁹ 全国産業団体連合会は、労働組合法反対運動を機に、全国各地産業団体によって1931年4月に結成された大、中、小資本の連合団体である。その役員は、財閥（三井合名、三菱合資・安田保善・住友合資など）代表、各地商工会議所（東京、大阪、京都等）代表、及び各地方の産業団体、大企業の代表から構成した。（日本工業倶楽部、1943、736-737頁、矢部洋三（1976）を参照）。

<p><u>ニ対シテ任意販売シ得ルコト</u> 四、産業組合又ハ農会ヨリ商人ニ米穀ヲ販売スル場合ハ公正ナル入札方法ニヨルコト 五 前各号ノ趣旨ヲ法制化スルコト</p>	<p>其ノ他適当ナル方法ニヨルコト</p>	<p>集セル米穀モ其ノ販売ハ之ヲ商人ニ委ヌル事 オ 産業組合竝ニ農会ヨリ米穀ヲ商人へ売却スル方法ハ公正ナル入札法ニ依ルベキ事</p>	<p>二、正米市場ノ整備ヲ図ルコト 例エバ現在東京ニ於ケル深川、神田川両正米市場、大阪ニ於ケル両市場等ハ之ヲ合併シテ各一箇所トスルコト 但シ生産地ニ接近セル小都市ニモ正米市場ヲ設置スルコト <u>四、生産者ハ米穀ヲ任意商人ニ対シ販売シ得ルコト</u> 五、産業組合又ハ農会ノ販売方法ハ總テ構成ナル入札ニ據ルコト 六、免税、補助、助成等ノ特典ハ断然廃止スルコト 七、違法、脱法行為取締リ方ノ徹底ヲ期スルコト 八、方今懸案トナレル米穀自治管理法ノ如キ其ノ実現ハ生産者及取引業者トノ連絡ヲ阻害スル結果トナリ、然モ事実生産竝ニ消費両者ニ不利益ヲ齎スヲ以テ之ガ法制化ハ絶対ニ排斥スベキコト</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注：農林省米穀局（193？）より作成。下線、引用者。

表 3.3.2 の日本商工会議所の木村増太郎案（下記、木村案）と全国産業団体連合会の秋山斧助案（下記、秋山案）及び東京廻米問屋組合の梅原保案（下記、梅原案）の三案共通の主張は、生産者が自由に商人に米穀を販売すべきだという点である（下線部分）。なお、秋山案は商人の立場を認めるべきであることと「ソノ取引ハ自由ナルヲ原則トスル」こと（イ）を強調しているが、ほとんど木村案と同じ主張である。これに対して、梅原案は産業組合への批判から、政府の「監督機関」としての役割（一）、正米市場の整備（二）、産業組合への補助廃止及び取締り強化（五、六、七）、米穀自治管理法の廃止（八）まで政府に要請しようとしている。梅原案で興味深いのは、正米市場整備の主張である。この主張が 1910 年代の議論にも見られたのは、第一章第二節（2 の（3））ですでに述べた通りである。当時、正米取引業者は大取引所の米相場の支配を意識し、消費地正米市場の整備に重点を置き、政策による正米市場の法整備を期待し、正米取引業者が中心となり市場の整備を行おうとしていたのである。一方、1930 年代のこの時期になると、正米取引業者が意識したのは、取引所問題より、産業組合の進出である。木村案、秋山案、梅原案を概観すると、産業組合組織拡充への批判と、政府の役割は管理監督に止めるべきだという考え方が反映されている。

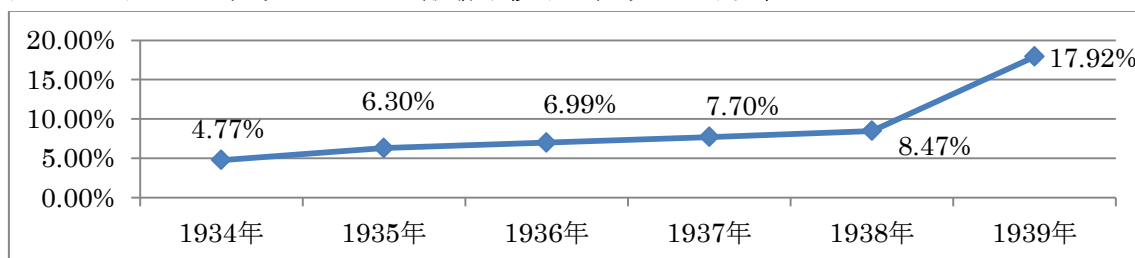
一方、生産者が自由に商人に米穀を販売すべきだという三案共通の主張に対して、千石興太郎の修正案では、「生産者は米穀を米穀商又は商業組合に対して任意販売し得る」とい

う木村案の主張が削除された。千石はその点について次のように述べている¹²⁰。

農村に住んで居る農民が作った米は其村の産業組合なり或は又他の団体があつたら其団体、産業組合がないなら農会なら農会へ集めて販売すると云ふことは、農村として又農業者として動かすべからざる所の鉄則であります、それまでも毀はせと云ふことであれば我々はそれはもう断乎として御断りをする、(中略)矢張り現在に於ては總ての農業者の組合の組合員にするべく努力して居りますけれども、今は三割七八分まだ組合になつて居らぬ農業者でありますから、是は組合に持つて来られませぬから自由勝手に売つて宜いのでありますけれども、それは別に書いても書かぬでも同じたと云う…

千石は、農業団体を通じての販売は鉄則だと主張し、あくまでも共同販売すべきだという主張を堅持している。しかし、また 4 割近くの農業者が産業組合に組織されておらず、それらの農業者が自由に販売することは可能なので、未加入者の自由販売について「書いても書かぬでも同じた」と述べていた。なお、この時期に、産業組合（全販聯）の米取扱率も高いとは言えない。千石の発言した時点（1936 年 4 月）、米生産総額の約 6~7%が全販聯の取扱いであった。図 3.3.1 が示しているように、1934-38 年の間、米の生産総額において全販聯が取扱う米の総額の比率は少しずつ増加しているものの、ほぼ横這い状態であった。大幅に伸びたのは 1939 年であった。こういう状況の下で、千石はあくまでも共同販売が必要であると主張したのである。この千石の主張に同調し、農林省の小平権一も「村のものを一緒に売ると云ふ原則を破ることは農民自体を破ることになる（中略）農村の問題は農村の自治に任して宜い、村を成立させるものは共同販売でなければ成立しない」¹²¹と述べ、村の存立、つまり経済的自立には、共同販売が必要であると主張した。

図 3.3.1 米の生産総額における全販聯取扱米の総額の比率変化



注：農林大臣官房統計課、1941、17、398-399 頁より作成。比率＝全販聯取扱米の総額（単位：円）／米の生産総額（単位：円）。

¹²⁰ 農林省米穀局、193？、168 頁。

¹²¹ 農林省米穀局、193？、205 頁。

上記のように、生産者の米の自由売買、つまり個人取引（商人又は商業組合へ販売する意味）という商業者側の認識と生産者の共同販売という農業団体側の認識は対照的であった。準戦時体制から戦時体制に移行しつつある時期に、商業者側は反産を訴えながらも、ある程度産業組合の進出を認めざるを得なかったし、政府による「統制」（管理、監督の意味）も否定できなかつたが、その代わりに、産業組合による流通分野の支配に制限をかけるようとしているのである。

さらに、梅原も「実際組合の使命は生産者の指導、生産の改良とか発達とか云ふ程度で、産業組合の方としては其領域内位に引込んで戴きたいと思ひます」¹²²という意向を述べ、政府の産業組合への保護、助成、補助などすべての育成策を止めるべきだと強く主張していた（表 3.3.2 を参照）。この政府の産業組合への保護育成策をやめるべきだという梅原の意見に同調し、商工書記官、幹事の大島永明も次のように述べている¹²³。

産業組合は私の団体でなく、政府が非常に奨励し指導し、恩典も與へて居る、さう云ふ団体と
互角で争はされる所に色々な問題があるのではないか

個人的な見解であつたことは否定できないが、この発言は商工省と農林省の産業組合に対する見方の違いを端的に示している。つまり、商工省には、産業組合への保護などをやめるべきだという意見があつたのである。さらに、商工省商務局長村瀬直養も産業組合に対する統制について次のような見解を示していた¹²⁴。

私は意見を言ひませぬが、統制をすることは必要であるかも知れませぬ、（中略）然らば商人と産業組合の方で協調すると云ふ意味に於て、其相手の限度を何處に置くかと云ふ問題になる、今商業組合でも統制して居ると云ふけれども、是は問題の性質が違つて、配給を取扱つて居る商人がある、其商人の仕事を奪つて行かうと云ふことになるかと商人の商売は上つたりにすると云ふ統制の問題でありますから、（中略）それをやるのに何處まで統制するか、又どう云ふ統制をするかと云ふことは慎重に考へられなければならぬ問題ではないかと思ひます

村瀬は慎重な姿勢を示しているものの、商業者の流通分野における商品分配の役割を肯

¹²² 農林省米穀局、193？、183 頁。

¹²³ 農林省米穀局、193？、174 頁。

¹²⁴ 農林省米穀局、193？、161 頁。

定的にとらえ、米穀取引業者への影響から、政府の産業組合に対するバックアップ（零細農家を産業組合に組織化）についてはやや否定的であった。さらに、商業組合による統制と産業組合による統制は「問題の性質」が違ふと強調し、政府の統制（＝農林省の産業組合への助成）、言い換えれば市場への関与を慎重にする必要があると主張している。問題性質の違いとは、村瀬が続いて述べているように、市場のほかの主体に影響を与えているかどうかという点である。つまり、政府の公共性を保つ必要があるという考え方である。さらにいえば、政府の役割を、あくまでも自由経済に基づく公的管理に限定すべきだという考え方が背後にあったと読み取れるのである。しかし戦時色が濃くなるにつれて、社会経済各方面の統制が強まっていく中、政府としての立場から自由経済的な主張を表に出すのは不可能に近く、商工省は政府の一省庁として、統制を否定することは難しかったが、内実は「統制」にはやや距離感があつたことがうかがえる。

それから、商人または「商業」の存在についても、異なる見方が示されていた。千石は次のような見解を示した¹²⁵。

商人側の仕事が段々と喰込まれる程度は、それが遅く「スロー」であつて、其間に他に転換するやうなことが出来るやうに、全販聯、県販聯の働きが「スロー」であれば、是は問題にならないと思ふ、唯其「スロー」が全販聯、県販聯の進むべき力を抑へての「スロー」と云ふことは、全販聯としても、産業組合側としても、それは出来ぬのであつて、さう云ふやうな所は一つ能く何と云ふか、緩和し又圓滿ならしむることに依つて、調定の方法が出来るかどうか、出来たならば面白い

つまり、産業組合が拡充していくのは当然であり、拡充ペースが問題で、それによって、商人の仕事（商業）がなくなるのは時間の問題だという見解であつた。なお、この発言の真意は、商人の問題の如何にかかわらず、産業組合による統制を推し進めるべきだという主張にある。それに対して、木村は「商業」存続の必要性を次のように訴えていた¹²⁶。

私の考では商業と云ふものは飽くまで必要な機関である、段々我々の生活が複雑になるに従つて商業機構も複雑になつて居りますが、商業と云ふものは社会的の一種の保険業をやつて居る、是が商業の機能だと思ひます、殊に日本では増加人口を何處に持つて行くかと云ふと商業に吸収するより外ないのであります、勿論現在商人の数は相当多いのでありまして、或る程度の統制をする必要はありますけれども、斯う云ふやうな状態になつてどんどん商人が潰れると云ふ

¹²⁵ 農林省米穀局、193？、228-229頁。

¹²⁶ 農林省米穀局、193？、245-246頁。

ことを防ぐ方法を何か教へて戴かなくては、決して私は是は會議所側から主張致すのではありまぬけれども、矢張り今日の状態から言つて商人と云ふものを維持して行かなければならぬ

引用部分の通りに、木村は商人への「或る程度の統制」（商人の数）を認めざるを得なかったが、「商人が潰れる」ことに対しては強く反対した。このような主張には、当然商業者の利害関係があるが、より重要なのは、商業は「社会的の一種の保険業」であり、過剰人口を吸収する産業としても存在する必要があるという認識が含まれているのである。

以上のように、産業組合側は農村対策として、米穀の共同販売を主張し、そのためには、統制による組織拡大を必要とする。一方、商業側は産業組合の拡充による卸売業などの中間商人の商業活動への影響を問題視し、国家統制（産業組合の助成）を批判した。両者の対立について、政府側は中間的な立場にあったが、商工省側はより自由経済的な観点から政府の統制（産業組合の助成）に慎重な姿勢を示した。一方、農林省は農村の崩壊を危惧し、農村維持という観点から産業組合を必要としたため、より産業組合側の立場に立ち、従来の商人主導の米の流通分野まで統制を図ろうとしていた。

（3）商業組合に関する議論（第三部の議論）

第三部では、主に政府米の売買についての商業組合の役割をめぐって議論を行っている。農林省側としては、「或る程度商業組合と連絡を付けて行つたならば、今後の取扱が円滑に行くであらう」¹²⁷という考えの下で、商業組合に関する研究を協議会に持ち出した。次は各委員の商業組合に対する見解を考察する。第三部の議論では、二つのポイントがあった。一つは商業組合をどう扱うかと、もう一つは小売商と卸売商をどう扱うかという点であった。

商業組合をどう扱うか、つまり、第三部のメインテーマについて、商工会議所側の木村は、次の参考案を提示していた¹²⁸。

- 一、政府の米買上は一般米穀所有者より之を行ふこと
- 二、売却の場合は原則として米穀商業組合に対して之を行ふこと
- 三、買上及売却の場合共に其の条件は産業組合と商業組合とを同一とすること

この三点はいずれも産業組合或は生産者側を意識して作られたのである。例えば、第一

¹²⁷ 農林省米穀局、193？、504頁、横山幹事発言より。

¹²⁸ 農林省米穀局、193？、623頁。

点について、木村が「要するに意味は買上の場合も農民、商人を区別はしないやうにして貰ひたいと云ふ意味だらうと思ひます」¹²⁹と説明し、政府による買上相手には商人も入るべきだと主張している。つまり、この案は1930年代以降の産業組合の拡充への農林省の支援に対する危機感に基いていた。商業組合は、1932年に成立した商業組合法によって設立された。商業組合法は昭和恐慌を背景に、農村救済には産業組合があるのに対し、都市中小工業者の救済対策がないという認識のもとで、成立したのである¹³⁰。

商業組合法の背後にあった商工省側の考えや、商業組合の性格について商工省の岡村商工事務官は次のように述べている。

其の法人の性質を申上げると一種の中間法人であります、(中略)公益的法人、営利法人との中間にあるやうな法人であります、営利的な性質はどう云ふ方面を代表するかと云ふと、此の組合の終局の目的は中小商業者の利益を増進する、地位を改善すると云ふやうな公益の目的であります(中略)言はば商業者に対して與へられた所の農村に於ける産業組合と言つたやうな形で見れば一番早分りぢやないかと思ふ。¹³¹

大体此の法律(商業組合法:引用者)が中小の商業者、今迄組合法制の恩典に與り獲なかつた所の中小商業者を広く救済してやると云ふ意味でありますから、(中略)原始生産者の農民とか或は工業者、さう云ふ者を除いた所の営業者が皆入るのだと云ふ風に觀念して戴いて誤りないと思ひます。¹³²

この商工省側の説明からもうかがえるように、商業組合は都市で営業する中小商業者にとって産業組成的役割と位置づけられている。ただ、商業組合は公益団体であるとともに、営利的な性質も持っている。さらに、メンバーについては「原始生産者の農民とか或は工業者」以外の「営業者」全員が商業組合の組合員になり得ると解釈されている。1932年に成立した商業組合法には中間商人(卸売業者など)に関する明確な規定がなく、商工省側が卸売業者など中間商人も商業組合を立ち上げることを可としたのである。なお、下線の部分から読み取れるように、商業組合の目的は「中小商業者の利益を増進する、地位を改善する」(傍点、引用者)ことであつた。要するに、商業者側や、商工省の言う商業組合は、あくまでも利益を追求するという資本主義的考え方に基いたものである。それは、前述し

¹²⁹ 農林省米穀局、193?、551頁。

¹³⁰ 寺岡寛(1998)を参照。

¹³¹ 農林省米穀局、193?、508-509頁。

¹³² 農林省米穀局、193?、510頁。

た千石興太郎、ひいては産業組合側の産業組合主義的な考え方（第二章第三節を参照）とは異なっているものである¹³³。

一方、農林省側も商業組合に対し、やや危機感を持っていた。荷見安は商業組合の認可について、次のように商務省側に対して農林省側の意見を述べている¹³⁴。

統制が出来たものとして認定してやる、大体が余り斯う云ふ扱をする数が増加して行くのは困る次第でありますから、我々の方から希望を言へば実は(中略)村に迄小売商の商業機関が出来るとなると販売組合が各地方にあるのと相剋することになって来る

この発言から、農村においては、農林省が組織化を推進した産業組合と商工省が奨励した商業組合とは相剋する存在と捉えていることがうかがえる。その根本には、商業資本による農村支配と産業組合による農民の組織化との相剋があった。農林省側は、戦時の社会の安定を維持するため、多数の人口を占めていた農村人口を組織化し、政府の統制下に置こうとしている。その政策の受け皿として産業組合が選ばれたのである。これは産業組合の組織化によって農業問題の解決に試みようとする農業側のリーダーたちにとって好都合であった。他方、産業組合の組織拡大に危機感をもつ日本商工会議をはじめとする商工業者団体はこれに反発しており、同じく商工省側も、社会の各アクターのパワーバランスを維持するため、商業者の利益に重点を置き、商業者の安定に焦点を当てて政策を立てようとしていたのである。

結局、最終的には、協議会での議論を経て、下記の農林省案¹³⁵に辿り着いた。

政府米の売買と米穀商業組合とに関する事項(参考案)

一 政府米の売買に関し左の事項を実施すること

¹³³ ただし、千石が提唱する産業組合主義経済組織の議論は人間の「福祉の増進」(千石、1929、73頁)を目的と掲げ、利益の追求を否定していない。しかし、中間利潤の排除によって、生産者より直接消費者へというのが販売組合の最終理想とする点では、資本主義的な考え方とは異なっているのである(野本、2011、第二章の三、82-106頁を参照)。

このような産業組合主義経済組織の考え方に対し、資本主義経済組織の中では、商業(中間商人)の必要性が強調される。たとえば、谷口(1925)が述べているように「資本主義経済組織の下に於ては(中略)其の生産物は、一方に於て迅速なる貨幣化を要求さるゝと同時に、他方に於て緩慢なる貨幣化——商品貯蔵——を要求せらるゝといふ矛盾した現象が起る。(中略)此の矛盾に対して一応の解決を與ふる所に、資本主義経済組織の下に於ける商業の機能が横たはるものゝ様である」(谷口、1929、1083頁、傍点、原文)。資本主義経済組織において、このような商業資本が存在し、生産物を迅速に貨幣化することによって、生産の循環及び個人消費生活が確保されるという主張である。

¹³⁴ 農林省米穀局、193?、598頁。

¹³⁵ 農林省米穀局、193?、623-624頁。

- (一) 政府の米穀買入の場合に於ては米穀商業組合又は其の組合員の所有米を申込むときは保証金を免除するの途を開くこと
 - (二) 整理又は買換の為必要ある場合に於ては米穀商業組合に対し政府所有米の随時売却を為すの途を開くこと
 - (三) 米穀商業組合の倉庫に政府所有米を寄託するの途を開くこと
- 二 前項の事項は同一地方に卸業者、小売業者又は卸小売業者等の数箇の米穀商業組合あるときは当該地方の実情に応じ聯合会の設立又は関係組合間の協定等に依り連絡協調成り米穀の配給調整上支障なしと認めらるる場合に限り之を執行すること
- 三 米穀商業組合の設立認可等に関しては商工、農林両当局に於て十分なる打合を遂げ米穀の配給調整上遺憾なきを期すること

第一点目に、農林省側は保証金の免除や、商業組合への米の払下げ、商業組合倉庫の利用等措置を提示し、商業組合を政府米の流通ルートに取り込もうとする姿勢を示した。二点目に、小売、卸売業者の競争に関しては、「地方の実情に応じ」という点を提示し、商業者側に対する関与を最低限に抑えようとした。三点目には、米穀商業組合の認可に関し、農林・商工の調整が必要としたが、これは、言い換えれば、農林省の了承を得ることが必要だということである。

以上、米穀配給機構協議会の第一部及び第三部の委員会における議論に関して考察を行ってきた。商業者側（米穀商人、商工会議所など）は米穀統制法の実施や産業組合の進出により、活動範囲が制限されたことを背景に、その存続に対する危機感に基づき、協議会において、産業組合と商業側の活動範囲を明確にすること（第一部）、政府米の売買において商業組合と産業組合を同じ取扱いにすること（第三部）を主張していた。これらの主張は「経済の自然」に基づくという考えからで発せられていた。商業者側が自然としたのは、資本主義的・自由経済的な経済組織であった。商工省側もまた農林省側の統制（産業組合育成）に慎重な姿勢を示した。そこで、協議の結果、政府が、流通ルートを再編し、産業組合と商業組合とを政府の下においた新しい流通ルートに取り組むことになったのである。

3 全面的な国家統制へ

前項では、米穀配給調整協議会の第1部と第3部における議論について考察したが、米穀配給調整協議会では、これらの調整を行いながら、取引所救済案といわれる日本米穀株式会社案（佐藤（寛治）・中野（金次郎）プラン）がまとめられたのであった。しかし、取

引所側の取引所や取引員の営業権¹³⁶に対する 2000 万円程度の賠償(廃業手当)要求に対し、農林省の斡旋で大蔵省は 1300 万円を認めた。ただ、取引所側は 1300 万円の賠償額に対し賛否両論があったため、意見がまとまらなかった。一方、川東(1990)が論じたように、日本米穀株式会社案は取引所の自己救済案であるため、正米市場の米穀取引業者はそれに対し、批判的であった¹³⁷。結局、廃業手当の金額において、取引所内部、及び取引所と政府の意見が一致しておらず、日本米穀株式会社案は議会への上程に至らなかった。

1937 年 3 月帝国議会衆議院予算委員会では、取引所問題が再び提起されたが、その後内閣の更迭により、6 月に近衛文麿内閣が成立し、有馬頼寧が農林大臣に就任した。当時日中全面戦争の勃発直前で、取引所を救済する案は「時局柄面白くない」¹³⁸ため、白紙に戻り、1937 年 7 月 15 日の閣議決定に基づき、8 月 28 日に米穀配給新機構調査委員会が農林省に設置された。米穀配給新機構調査委員会では、日本米穀株式会社案が議論の土台となった。

米穀配給新機構調査委員会では、賠償額を巡って交渉が行われた。しかし、1938 年 9 月頃、戦争情勢の変化に伴って、農林省の方針は大きく変化していく。米過剰及び低米価の対応策の一環として米穀配給機構の改革が必要であるという考え方から、戦時体制の長期化による米不足と米価騰貴の対応策として、米穀配給機構の改革には生産者団体や米穀取扱業者への統制強化が必要であるという考え方に転換したのである¹³⁹。米穀配給新機構調査委員会から、改めて「日本米穀株式会社要綱」がまとめられたが、1939 年に近衛内閣が総辞職し、「日本米穀株式会社要綱」は再び提出には至らなかった。

その後、平沼内閣が登場し、有馬頼寧の代わりに桜内幸雄が農林大臣に就任した。桜内は「既成観念に捉われることなく、白紙に還つて再検討する」と表明し、事務当局に案の作成を命じた。事務当局は「日本米穀株式会社要綱」をベースに「米穀配給統制法案要綱」を作成し、1939 年 2 月 23 日に再度米穀配給新機構調査委員会に諮問したところ、即日決定答申を受けた。その後、議会の可決を経て、1939 年 4 月 11 日に米穀配給統制法が公布されたのである。

この米穀配給統制法案要綱と前述の日本米穀株式会社案との主な相違点について、荷見は次のように述べている¹⁴⁰。

¹³⁶ 日本米穀株式会社の設立により、取引所が廃止されるため、取引所側が取引所及取引員の営業権に対する賠償(廃業手当)を政府に要請していた。

¹³⁷ 川東、1990、247-265 頁を参照。

¹³⁸ 荷見、1955、68 頁。

¹³⁹ 川東、1990、277-281 頁を参照。

¹⁴⁰ 荷見、1955、87 頁。

(一)米穀売買及び媒介業者を免許制にしたこと(二)配給上の統制命令を出し得る規程を設け、凶作や戦時食糧不足等の場合に、配給業者に対する方策を確立すること(三)生産者団体たる産業組合(全販聯)を売一方、小売商業組合を買一方の市場員とし、所謂産組と商権擁護派との摩擦を回避すること(四)廃業手当を出すことなく別に利用価値を考慮し、清算取引所員を市場員に吸収し若しくは転業資金の融通等による妥協的解決を図つたこと等である。

ここで、特に留意したいのが第三点目である。農林官僚だった荷見は、産業組合と商業組合の「摩擦を回避」させる案として、これを高く評価している。しかしこの法案に対し、米穀配給統制法案要綱が発表された段階で、既に反対意見が出された米穀取引業者側の全国米穀商聯盟¹⁴¹、及び農業側の全国農村産業組合協会から反対意見が示されたのである。米穀配給統制法案要綱によって、産業組合(販売組合)が白米を組合員以外に小売する場合には、許可が必要であるが、消費組合や購買組合などに米を販売する場合、許可は不要である。これは産業組合の組織拡大につながる規程であったため、米穀商の反発を招いたことは言うまでもない。1939年2月に、全国米穀商聯盟は声明書を出し、米穀配給統制法案要綱を批判した。3月に、全国米穀商組合联合会会長・梅原保は「米穀配給統制法に就て」の中で、次のように述べている。

我邦の戦時に於ける食糧の問題、殊に主食糧たる米の充実は、配給の問題と言ふよりも、生産の維持増進、貯蔵の万全並に輸送能力確保を第一義とすべきである。勿論所謂配給機構の欠陥が、需給の円滑を阻害することも争はれぬ事実ではあるが、それは前者に較ぶれば寧ろ第二義的のものであらう¹⁴²

前内閣の有馬農相に依つて著しく事変色を織込まれた案となつたもので、それ迄は兎も角最初の出発通り取引所の救済の趣旨が含まれてゐたが、現内閣の桜内農相に依つて全くその趣旨を放擲し戦時食糧政策の一枚看板の下に、米穀配給統制法案と改題されて登場したのである

143

¹⁴¹ 全国米穀商業組合联合会は、1938年12月、全国米穀卸商業組合聯盟、全国米穀小売商業組合聯盟が共同主催した米穀配給改善調査委員会で、「全米商聯設立要綱」が決定されたことによって、1939年春に正式に結成された全国米穀商業組合及地域商業組合の連合団体である(全米商聯史刊行会、1943、306-307頁)。

¹⁴² 梅原、1939、3頁。

¹⁴³ 梅原、1939、5頁。

梅原は、戦時の食糧問題の第一義を供給確保の問題とし、流通分野（分配組織）の問題はあくまでもその次の問題であると主張し、農林省が取引所の救済を止めて、「戦時食糧政策」という名義で米穀配給統制法案を推し進めようとしたことを批判した。その上で、日本米穀株式会社の影響について、①商人の生産者と消費者の間における調節機能を強調しており、米穀会社案は商人排除の案である、②営業権の免許制度は将来米穀業者に参入しようとするものを阻止し、業者の負担を過重させ、米価に影響を及ぼす恐れがある、と批判した。また③産業組合が市場員として参加することについては、「産業組合たる取引員の売買行為は、一定期間に託された委託販売なるが故に、経済事情の変化に即応する生産者の意識を何等反映するものと言ひ難く、これの取引を以て、生産者の欲する妥当なる経済的意識の発動と看做すことは出来ぬ、従つてこれを価格構成の絶対必要分子と見るは当らない」¹⁴⁴と述べた。さらに、④農林省が産業組合に免税等保護特典を与えたことを批判し、「重税を負担し生産手段を持たざる商品取引員が対抗し得ぬことは自明」¹⁴⁵であると述べた。

しかし、川東（1990）が指摘しているように、米穀配給新機構調査委員会（1937年）における議論の途中で、農林省の方針は「戦時統制経済の一環として米穀配給機構の改革をおこなう方向に転換した」¹⁴⁶。梅原の以上の議論からうかがえるように、農林省の方針に対する批判は当時からすでに展開されていた。要するに、戦争という非常時に、食糧確保という大義名分の下で、農林省は政府主導の流通ルートを作り上げようとしたのである。

一方、産業組合側も米穀配給統制法案に対して反対であった。産業組合は、販売事業だけでなく、購買事業も行っているからである。農林省は新しい流通ルートにおいて産業組合を販売側と位置付けていた。それは、米穀の購買事業から産業組合を外すという意味だと産業組合側は反対し、産業組合中央会の「別働隊」と呼ばれる全国農村産業組合協会は1939年3月8日に反対意見書¹⁴⁷を提出し、次の二点を要請した。

第一 生産者団体にして市場員たる者は売り一方に制限せむとする原案なるも右は固より販売組合のみに限るべきものにして購買組合は之と別途に買市場員たらしむるの要あり

理由（中略）

第二 米穀売買又は媒介を業とする者の免許制を産業組合の販売事業に迄及ぼさむとすることは不当なり

¹⁴⁴ 梅原、1939、11頁。

¹⁴⁵ 同前。

¹⁴⁶ 川東、1990、286頁。この点について、川東（1990）第四章を参照。

¹⁴⁷ 全米商聯史刊行会、1943、347-348頁。

理由

(前略)将来新たに米穀商を営むとする者は必ずしも其の営業を米穀商に限る訳にあらずるを以て此の免許制に依り特にその権利を侵害せらるることはあり得べからず、此の点米の販売を必要とする販売組合が免許を要することとなる場合と大に趣を異にするを以て、両者を同一視して之を生産者が自己の生産物を販売することに迄及ぼさんとするは不当の甚しきものにして、米穀商の商権擁護の為生産者及消費者の利益を蹂躪するものと謂ふべし。

産業組合側は米穀統制法案要綱が産業組合組織拡張の阻止を目論む案だと認識し、それに反対した。米穀統制法案要綱においては、日本米穀株式会社の事業について、米穀以外、「命令ノ定ムル所ニ依リ米穀市場ノ開設ニ附帯シ麦、大豆其ノ他ノ雑穀又ハ肥料ヲ売買取引スル市場ヲ開設スルコトヲ得」¹⁴⁸（第29条第4項）と定められていた。上記の反対意見の下線部分からもうかがえるように、産業組合側から見れば、日本米穀株式会社の事業範囲は農業生産物及びその生産に必要な肥料まで及ぶ可能性があるため、産業組合の事業拡大を侵害する恐れがある。産業組合側は時局に対応し、農林省の政策に乗じる一方、あくまでも、産業組合組織の拡充を推し進めようとしたのである。

一方、農林省側は「配給の問題に関しましては米穀需給の円滑、価格の適正を図る上に米穀配給統制の必要ありと認むる」¹⁴⁹という認識の下で米穀統制法案要綱を提案し、商工省も「売一方の生産団体の産組と買一方の商業者団体たる商組との円滑な分野を定めてゆきたい」¹⁵⁰という意思を示した。政府側はこの点に関し、意見が一致している。結局、この提案は、産業組合及び農業関係の委員の働きかけで、先に述べた第29条第4項を削除し、修正が加えられた形で、議会を通過した。

ただ、その後の食糧事情により、政府の統制はエスカレートしていった。1940年、臨時米穀配給統制規則、米穀管理規則を發布し、1941年に米穀配給通帳制、二重米価制度を開始し、1942年の食糧管理法成立に至るのである。このような流れの中で、米穀商の自由主義的な議論も表面上は消えていくのである。

この節では、米穀配給調整協議会における議論を中心に、米穀問題をめぐる農業側と取引業者側の意見折衝、および米穀問題に関する農林、商工省側の意見を考察した。米穀統制法の成立後も、米穀問題は解決されておらず、その欠陥（財政負担など）を補うため、

¹⁴⁸ 全米商聯史刊行会、1943、382頁。

¹⁴⁹ 農林大臣桜内幸雄の提案理由についての説明（全米商聯史刊行会、1943、352頁）。

¹⁵⁰ 八田嘉明商工大臣の答弁より（全米商聯史刊行会、1943、355頁）。

米穀自治管理法（1936年）が制定された。一方、米穀配給機構の改善策への検討も、過剰米処理の一環として、提起された。1930年代以降、産業組合組織拡充運動に対し、日本商工会議所など商工業者団体を中心に、反産運動が起こった。それへの対応もあって、農林省は米穀配給調整協議会（1935年）を設置し、産業組合側と商工業者団体などとの協議調整を図ろうとしていた。

この米穀配給調整協議会において、産業組合側は、農村における共同販売の必要性を主張し、農民の組織率を向上させ、産業組合主義経済組織を推し進めようとしていた。農林省側は農村社会安定の維持のため、産業組合の組織拡張をバックアップしながら、商工業者や商業組合を政府米の流通ルートを取り込もうとする姿勢を示していた。一方、正米取引業者や、商工会議所の代表委員は、産業組合の組織拡大に制限をかけようとしていた。商工省側も、商業者の利益に重点を置き、商業者の安定に焦点を当てて政策を立てようとし、農林省の産業組合への助成に対し、批判的だった。そして、商業組合による商工業者の組織化を推し進めようとした。このような対立の一方、米穀配給調整協議会では、日本米穀株式会社案がまとめられ、政府の統制下における新しい流通ルートが考案された。これらの議論が進んでいく過程で、日中戦争が全面的に勃発し、強力な国家統制が要請されるようになった。米穀配給統制法（1939年）は戦時食糧対策の看板の下で登場したのである。

小括

本章では、主に米穀統制法（1933年）成立前後の時期から食糧法（1942）が成立するまでの時期に焦点をあて、米穀統制法の成立に関する議論（第一節）、農会および産業組合などの農業団体のリーダーたちが展開した議論（第二節）、及び米穀配給統制法に関する議論（第三節）を考察した。

第一節では、米穀統制調査会の議論に焦点を当て、自由放任から、自治的統制、生産統制、国家による全面統制まで、米価調節論についての幅広い議論が行われたことを明らかにした。米穀政策の転換が戦争情勢やそれともなう米穀の需給変化に規定されていることはもちろんである。ただ、米穀統制調査会におけるこれらの議論は、米穀調査会（1929）の議論を引き継ぎ、米穀調査会で構想された多様な米価調節論をより具体化していったものといえる。特に、生産統制に関してはよりクローズアップされるとともに、専売案の中

でも生産統制についての主張がみられたのである。

第二節では、米穀統制調査会に関わる帝国農会および産業組合中央会のリーダーたちの議論を考察した。戦時下への移行とともに、帝国農会の建議・答申案も戦時情勢及び政策の動向に合わせて、変化が見られるが、その背後にある帝国農会側の主張（農家経営の維持）は一貫している。一方、帝国農会幹事・岡田温と東浦庄治の議論を検討し、両者とも資本主義生産と小農経営の矛盾に着目し、小農経営における米穀問題の重要性を論じ、資本主義生産における小農経営の不利益を排除する方法を模索している。この時期に、両者とも、農業団体の連携が必要だと主張するに至った。なお、岡田は解決策を政治手段に求めることを明言している。また、ここでは産業組合側の活動と議論を検討した。米穀問題と深く関わった全販聯の設立は、恐慌の打撃を受けて農家経営が破たん状態に陥ったという背景を持ち、地方産業組合支会の要望によるものであったことも確認できた。ただ、販売状況からみれば、全販聯の役割は極めて限定的であった。

なお、全販聯の設立と関わった産業組合中央会主事・千石興太郎の議論、及び米穀問題に関する産業組合中央会の機関誌『産業組合』誌上での学識経験者、農業団体関係者・農林官僚の議論を考察した。そこで明らかになったのは、全販聯の育成は、産業組合経済組織の育成を通じて、協同組合主義を推進し、それによる農業経済の現状を打開しようとする産業組合側の試みであった。一方、政府からは米穀政策の受け皿としての役割を期待されていた。千石の議論からうかがえるように、産業組合側は、国家経済統制機関という名目で、国家統制の力を借りて産業組合の組織を拡充しようとしたのである。

第三節では、主に 1930 年代後半、米価調節策に合わせて米穀配給機構の改善案が具体化されていく過程を検討した米穀取引業者や産業組合、農林省、商工省を含め各アクターの議論を取り上げ、新しい分配流通組織として日本米穀取引株式会社案が纏められていく過程の中で、各アクターの対立について考察した。米穀配給調整調査会において、産業組合側は農村における共同販売を必要とし、産業組合主義経済組織を推し進めようとし、産業組合の農民組織率を向上させようとしていた。農林省側は農村社会安定の維持のため、産業組合の組織拡張をバックアップしながら、商工業者や商業組合を政府米の流通ルートを取り込もうとする姿勢を示していた。一方、正米取引業者や、商工会議所の代表委員は、産業組合の組織拡大に制限をかけようとしていた。商工省側も、商業者の利益に重点を置き、商業者の安定に焦点を当てて政策を立てようとし、農林省の産業組合への助成に対し、批判的であり、商業組合による商工業者の組織化を推し進めようとした。米穀配給調整協議会の議論は、日本米穀株式会社案に結実するが、前述の対立が潜んでいたことにも留意

したい。

これらの議論が進んでいく過程において、日中全面戦争が勃発し、より強力な国家統制が要請されるように至った。戦時食糧対策の看板の下で、米穀配給統制法（1939年）が登場したのである。その後、食糧事情はますます悪化し、1940年に、臨時米穀配給統制規則、米穀管理規則、1941年に米穀配給通帳制、二重米価制度が相次ぎ実施され、1942年に食糧管理法が登場し、米穀及びその他の食糧は国家による全面統制下におかれるようになった。

第四章 戦後経済復興期の米価闘争

——米価審議会をめぐる動向を中心に

はじめに

第三章で検討したように、戦時下の1942年に、食管法が成立し、米をはじめ、その他の主要食糧も食管法に基づく食管制度の下、生産から消費まで国家の一元統制下におかれるようになった。このような国家統制の下で、米価に関しては、政府が地主米価と生産者米価、と買上価格を二本立てにしていた。食糧確保のため、地主価格に生産奨励金をつけられ、農家戸数の75%の生産費をカバーできるように生産者米価が引き上げられた¹。戦時下という厳しい米穀需給情勢があったが、このような米価の決定から見ると、戦前農業側が主張した生産費による米価決定はある程度実現するに至ったとは言える。しかしながら、生産者は自家用保有米²以外、すべて政府への売り渡し義務が付されていた。

他方、1943年に、産業組合中央会や帝国農会などの農業団体は、全国農業会に統合されていった。指導機関の一元統合により技術指導の強化、生産増産強化が図られ、米穀のみでなく、農業生産全般が国家統制を強いられるようになっていた。なお、流通面では、食糧営団が成立された。第三章で言及した日本米穀株式会社と全国米穀商業組合联合会ほか三団体は食糧営団の成立とともに解散し、中央食糧営団に合併された³。

その後、日本は敗戦を迎え、周知のように、戦後、食糧難の状況がしばらく続いた。GHQ（連合国総司令部）の占領によって、「農民解放指令」⁴が出され、農地改革などの社会改革が行われ、地主的土地所有制度がなくなり、民主化の意識が急速に社会に広がっていった。一方、経済再建のため、傾斜生産方式、経済安定九原則などが実施され、工業に重点をおき、経済復興をはかろうとする方針が採られていった。さらに有効な政策としてとられたのが低米価—低物価—低賃金政策である。米価はこのように、社会安定及び経済再建につながる重大な問題として、注目を集めていく。米価に関しては、GHQはパリティ方式の計算を導入し、生産費による米買上価格の決定を改めた。また、敗戦直後の混乱状況の中、インフレが進み、闇市場及び闇価格も存在していた（序章、図0.3.5を参照）。このように、生産者は強権供出と低米価（闇価格と比べ）を強いられ、不満が高まっていったのである。

一方、戦後民主化の流れの中、日本農民組合（以下「日農」）の結成（1946年）や、農業

¹ 桜井、1989a、第七章を参照。

² その数量は生産者の裁量ではなく一人当たり基準消費量より計算された。

³ 食糧営団の設立については遠藤（1942）を参照。政府の統制下とはいえ、食糧営団はあくまでも「私人」であったが、1948年に、GHQの「臨時物資需給調整法にもとづく統制方式に関する件（覚書）」によって、政府機関の食糧配給公団へと切り替えられた（桜井、1989b、34頁）。

⁴ 農民解放指令について、満川は「日本の半封建的・軍国主義的支配体制から農民を解放し、かつその物的基礎となっていた農地制度の改革計画書を提出することを期限つきで、日本政府に要求したものだ」と述べている（満川、1972、128頁）。

会の解散により農業協同組合（以下「農協」）が設立される（1947年）など、農業・農民団体の設立・再結成が盛んになり、供出や税金問題をめぐる社会運動が高まっていった。

これらの農業、農家利益を代表する団体の動きを背景にして、農民側は、米価問題について農民大会を開き議論を行い、閣議の一方的な決定ではなく、より客観的米価を決めるべきだと政府に要請した。また、農業復興会議の諮問機関である農産物価格対策委員会（1948年）では、米価の算定方式などについて議論が行われ、具体的な米価を提示し、政府にその価格での買上げを要請するに至った。その結果、政府側は1948年に「将来としては農民代表、消費者代表を加えた審議会の如きものに諮問する途をひらきたいと考える」と回答し、価格決定機関の設置を公約した。これを受けて、その後「米価審議会」が登場することになる。

米価審議会は1949年に設置された。農民・農業団体などの生産者代表、消費者団体と労働組合などの消費者代表と衆・参議院委員や学識経験者などの第三者代表によって構成され、米をはじめとする主要農産物の価格を審議する政府の諮問機関である。食管制度の下で設立され、政府の提出した米価の原案を審議し、答申を政府に出すという方式で、運用された。戦前と異なり、「民主化」という流れの中、農民団体及び消費者団体も米価を議論する場に登場した。

米価審議会の設立当初、日農・農協をはじめとする米価審議会対策協議会⁵が組織され、農民・農業団体が米価闘争で、統一戦線を結成したのである。ただし、当然ながら農業団体と農民団体の性格は異なっている。栗原百寿によると、農民団体は階級闘争的な組織である一方、農業団体は取引運動の団体であるため、両者が一緒に農政活動を行う場合、その農政活動は農協系にとっては「取引農政運動」であり、農民団体にとっては「階級闘争」である⁶。戦後の社会的歴史的な状況に規定され、これらの団体は統一行動も取っていた。そのためには、性格上の違いを超えなければならない場合もあっただろう。そして、折衝・妥協も生じてくる。要するに、米価審議会はこのような農民・農業団体の矛盾を抱え込んだ上で設立されたものである。

それでは、米価審議会において、農業団体と農民団体とは、当時の状況を見詰めつつどのような具体的行動を取っていたのか、さらに農林省、物価庁、大蔵省の各政府省庁を含めた関係勢力の折衝はどうなっていたのだろうか。米価審議会をめぐる動向を通じて、農民団体の登場により、戦前の米価調節論がどのように変化したかを明らかにしたい。

⁵ メンバーには農業復興会議、日本農民組合、全国農民組合、全国農村青年連盟、農業調査委員会全国協議会、全国指導農業協同組合連合会、全国販売農業協同組合連合会、農林中央金庫などがある。

⁶ 栗原百寿（1954）を参照。

当時米価審議会の位置づけについては、「農民運動の場」としてしばしば評価されている。それは主に、米価審議会に関わっている農民・農業団体側の関係者から出された評価である。例えば、全国販売農業協同組合連合会編の「昭和二十四年産米に対する米価運動の経過—米価審議会活動を中心として」の中では「米価闘争の最重要な場」と米価審議会を評価している。この評価に近いものとして、大森真一郎⁷は「米価審議会が設置され、たたかひの場が公然とひらかれ、運動に新たな動向をうみだすことのできる契機をつくった」⁸と語っている。さらに、米価審議会の性格と役割について、大森は次のように述べている⁹。

1. 審議会は米価形成の理論的技術的問題を討議の対象とすべきであって、政策論的な議論はこれをさくべきであるという見解が当初から学識経験者や関係当局側の支配的意見であるが、これは審議会の一面の性格を指摘するだけで、最も重要な点を見失うおそれがある。
2. (前略)国民各階層の利害の対立もあるので、利益代表的見地からも十分議論さるべきである。委員の構成ならびに運営が利益代表的性格を意識的に否定する方向へ改変されてきていることは、審議会の御用機関化をはかるものである。
3. 審議会の答申内容を無視する傾向が政府に一貫して存在するが、この点から、審議会無用論や、審議会の答申を議会で審議し、その議決で米価を実施せよという要望が農民団体の内部にある。
4. 多くの審議会と同じように、資本主義社会におけるこのような機関は純粋な意味で民主的な機関とはなりえない。(中略)、その在り方如何では政府の価格政策を通じて行う階級的支配を合理化する機関となることは明らかである。
5. このような観点に立つとき、審議会は、専門技術的な討議の場であると同時に、生産農民や消費者大衆の階級的な討論の場としてこれをとらえなければならないであろう。
6. 審議会は上述のような問題点をもっているが、今日まで、政府の一方的価格政策を是正し、米価運動のくさびとして果たしてきた役割は決してこれを無視してはならないであろう。

このように、農民・農業団体が米価審議会の設置に対してかなり期待を寄せていたことは明らかである。この期待があるからこそ、第一回米価審議会開催の際、七団体が連合で米価審議会対策協議会を開き、審議会での共闘を打合せ、更に、それぞれの意見を一つの案にまとめて主張できたのである。しかし、農民・農業団体が完全に団結して戦線に立つ

⁷ 大森真一郎、1903年栃木県生まれ。1928年より農民運動、40年渡満、46年帰国、47年日本農民組合総本部事務局長、53年同書記長。(大森、1960、奥付)

⁸ 大森、1960、115頁。

⁹ 大森、1960、116-117頁。

ていたとは言えない。当時農民・農業団体は激しい分裂と統合の渦中にあったからである。GHQの指導の下での共産党を排除する動きを反映し、また当時日本農民組合の内部における主体性派と統一派の分裂にも関わっていたと思われる。その排除の動きと分裂はどのように米価審議会の議論で反映されているのか、また米価審議会のメンバー構成にどのような影響を与えていたのかを第二、三節で論じたい。

大森が第6点目に述べているように、農民・農業団体は農産物価格の決定権を得られないことに対し不満がある一方、審議会という形で価格決定に参加できることには肯定的であった。しかし、白木沢（2010）も指摘しているように、米価審議会が答申に具体的な米価を提示したにもかかわらず、政府は原案通りで米価を決定する場合が多かった。大森は農民に対する収奪という政府の米価政策の階級性を指摘しているが、当時の社会状況及び日本農民組合の性格から見れば、大森が階級性という見方を持つのは不可避だと考えられる。大森の指摘の第3点のように、「無用」と言う評価もあった米価審議会の役割と位置づけについて、再考してみることが本章の目的の一つである。

研究史を見ると、米価審議会についての言及は、減反政策後の米価運動に関わるものが主であり、米価審議会自体、特に戦後復興期の米価審議会を研究対象にしたものは多くない。この時期の米価審議会について検討したものとして白木沢（2010）の研究がある。白木沢は戦後経済復興期の食糧価格の動向への考察の一環として米価審議会を取り上げ、米価審議会委員は「高い生産者米価と低い消費者米価を財政により維持すべきだという二重価格制度」¹⁰に対し合意している一方、農林省、食糧庁側は算定方式の変更（生産者側が要求した生産費計算方式）に否定的であったと指摘している。さらに、そこでの議論について、「常に大所高所からの農政論であり、米価についても算定方式論にとどまり、数値が議論されることはほとんどなかった。農林省、食糧庁が期待する米価の専門的立場からの検討とは異なるものであった可能性もある。ともあれ、米価審議会の答申は無視され続けたのである」¹¹と評している。米価の算定に関する役割から見れば、確かに白木沢が指摘している通りである。ただし、本研究の関心はむしろその「大所高所からの農政論」にある。つまり、米価をどのように決定するかというより、米価をめぐるどのような農政論が闘わされていたのかを検討したい。

研究書ではないが、米価審議会に関わり、注目すべきものとして農政調査委員会編の『米価・米価審議会の記録』がある。この記録は、米価審議会が設立されて30年を迎えた際に、当時の実務担当者によって書かれたものである。昭和20年代から40年代までを時代区分

¹⁰ 白木沢、2010、158頁。

¹¹ 白木沢、2010、158-160頁。

し、米価審議会の中における算定方式の変遷、各奨励金の推移、米価決定の事情など、米価の変遷に関わる動向が詳しく取り上げられている。更に、米価に関わる生産者と消費者、及び政党の間の折衝にも触れている。例えば、1952年からは「独立に伴って米価は名実ともに日本政府が決定することになったが、当時は保守党が二つに分かれていて政情は不安定であり、それが米価決定にも種々の形で影響を及ぼした。米価審議会は、この期に入ると、主として生産者、野党側が生産者価格の引き上げを政府に迫る舞台となり、審議は難航し、運営は次第に難しくなっていた。しかしそれでも与党委員がパイプとなって政府、与党と連絡し、米価審議会の内部で与・野党の意見の調整が図られ、その結果一致した答申は価格決定に重要な機能を果たした」¹²と記述されている。しかし、折衝面についての説明は十分ではなく、特に生産者側の各農民・農業団体の動きについてはほとんど触れていない。本章ではこの点について、より詳しく検討していきたい。

なお、同書では、米価審議会は「生産者の不満の声を公けに主張しうる場として有意義であった」と大森らと同じ意見が述べられている。さらに、米価審議会の役割に関しては、占領期に「米価審議会では、生産者側、消費者側の主張が活発に展開され、両者の意見の対立に調整は苦心したが、それをまとめた答申は国民の総意として強い力を発揮した」¹³と高く評価している。しかし、GHQの指導の下で、実際に米価審議会はどの程度「強い力を発揮」できたのかは議論の余地があると思われる。このほか同書では、占領期においては、米価審議会の中での生産者と消費者の対立が特徴であると指摘されている。確かに、この時期、生産者と消費者がそれぞれの立場で、各々の意見を主張し、議論がまとまらない場合も少なくなかった。しかし、生産者側と消費者側の議論は社会状況に応じて、次第に変化していく。生産者と消費者とでは立場は異なっているといっても、常に対立しているとは言えないからである。本章では、消費者側の問題に触れながら、米価審議会における生産者代表側の農民・農業団体の動きを中心に、生産者側と消費者側の議論点の変化について検討していく。

ほかには、桜井(1989b)では、戦後から1950年代半ばまでの時期を「敗戦直後(1945年~48年)」、「食糧事情回復期(1949年~51年)」、「供出制度行詰まり下(1952年~54年)」に分け、米をめぐる供出・集荷・配給、及び後に登場したパリティ方式¹⁴と限界生産費方式

¹² 農政調査委員会、1979、6頁。

¹³ 農政調査委員会、1979、3頁。

¹⁴ パリティ方式とは「農産物の農家購入品に対する購買力を過去の一定年次の購買力に均衡するように農産物の価格を決定する方式とでもいうべく、過去の一時点において農産物の農家購入品にたいする購買力が国民経済における農産物価格を決定しようという趣旨に基くものである」(農林省大臣官房総務課編、1972b、137頁)。

について詳しく説明し、各農民・農業団体の米価要求・批判についても触れている。特に注目したいのは、各農業団体の米価要求・運動、政府内における農林省、大蔵省及び物価庁などの折衝に関わる以下のような叙述である。

1946年の米価決定に当り、農林省は45年産米生産費調査をもとに生産費方式によって、「自家労賃について、三月の新物価体系において工業労賃が一日13円5銭であったが、最近では約39円となって2倍を超えているので農業においても約2倍の20円にしようという」ことで、150キロ600円の方針を採った。一方、「物価庁は、五月の男子工業労賃21円12銭の八割の17円として」450円を主張した。両者の話し合いは難航し、生産者米価600円、標準売渡価格は450円としたがGHQの了承を得られず、GHQからパリティ計算に基づく550円という米価が指示された¹⁵。更に、1947年産米価について、農林省は1800円を、物価庁は1700円を主張した結果、基本米価1700円、供出完遂報奨金50円、包装代平均50円を加えて1800円が確保されることとなった¹⁶。

以上は米価審議会の成立以前の事情であるが、米価審議会成立当初の1949年段階でも物価庁はパリティ方式を主張し、農林省はパリティと原単位計算による生産費との参酌を主張し、政府部内の対立があったため、初回の米価審議会は米価の原案がないまま行なわれていた¹⁷。第一章から第三章で考察したように、戦争という非常事態の下で、1910年代から農業側が主張してきた生産費による米価の決定が次第に食糧統制政策に取り入れられ、1942年の食糧法によって制度化したが、戦後、GHQの占領によって、生産費による米価決定という方針が再び揺れ動いていく。本章では、桜井の指摘を踏まえた上で、敗戦後のこのような変化に対し、農林省、大蔵省、物価庁など米価の設定に関わる政府内部各省庁や、農民・農業団体及びその他のアクターの見解を検討していきたい。

戦後から1950年代半ばにかけて、農民・農業団体は米価審議会で、生産費算定方式で米価を決定すべきだという主張をしていた。それは55年によく採用され、米価算定はパリティ方式と生産費計算方式併用の時期に入る。さらに、55年から供出制度も大きく変わり、割当制だった供出制度が自主性の高い予約売渡制になった。そこで、米価審議会の議論もこのような変化に伴い、変容していく。そして、米価闘争の主体である各農民・農業団体にとってもこの時期は、再建、結成、分裂といったように、自身の組織が混乱していた時期であった。55年に農協系の全国指導農業協同組合連合会（以下、全指連）が解散し、農協の中核組織が全国農業組合中央会に代わる。一方、56年に「戦後農民運動十周年記念

¹⁵ 桜井、1989b、44-45頁。

¹⁶ 1934～36年の平均を1にすると、卸売物価指数平均1946年16.27、47年48.15となる（加用、1977、30-35頁）。

¹⁷ 加用、1977、91頁。

全国農民祭」において、農民運動の各指導者による統一への意思表示がなされ、各農民組合は合同への道を進み、58年に全日本農民組合連合会が結成された。

本章では戦後から50年代半ばまでという激動の時期に焦点をあて、この時期の米価審議会での議論を手かかりとして、前述の先行研究を踏まえた上で、米価問題をめぐる各農民・農業団体の動向を中心に、検討する。上記の敗戦後の状況変化の下で、いかに食管法を堅持しようとしたのか、また、米価についてはどのような議論を展開していたのかを考察する。なお、この時代を米価審議会が設立されるまで（1945-49年）、設立初期（1949-51年）、占領期終了後（1952-54年）という三つの時期に区分して、各団体から出された資料¹⁸や各年の米価審議会の議事録¹⁹を利用して、検討していきたい。

第一節 米価をめぐる主な農民農業団体の動き

戦後各農民・農業団体の設立や再結成が盛んになり、それは米価闘争の土台にもなった。これらの団体はどのような団体であるか、また戦前の農業団体とどのようなつながりを持っているのか、を検討し、米価闘争の主体になる戦後各農民・農業団体の設立状況、主張などをまとめ、米価審議会の設置前の流れを明らかにするのが本節の目的である。

1 農民・農業の設立状況

米価闘争について言及するとすれば、まずは各農民・農業団体に触れなければならない。敗戦により、日本社会が混乱に陥っていた中で、解散させられていた各農民・農業団体は再建を迫られてきた。同時に、「民主化」という改革の流れの中で、新しいグループも結成されてきた。各農民・農業団体の再建・結成問題については、すでに数多くの研究がある。この節では主に、米価審議会の設立に関わり第一回米価審議会に生産者代表として参加した農業復興会議（以下、農復）、日本農民組合（以下、日農）、全国農民組合（以下、全農）、全国農村青年連盟（以下、農青連）、農業調整委員会（以下、農調委）、全国指導農業協同組合連合会（以下、全指連）、全国販売農業協同組合連合会（以下、全販連）という七つの団体の設立状況を概観する。この団体の設立時期は表4.1.1の通りである。

¹⁸ 農民組合創立五十周年記念祭実行委員会編（1972）、全国指導農業協同組合連合会清算事務所（1959）、全国農業協同組合中央会編（1973）、全国販売農業協同組合連合会編（1970）など。

¹⁹ 残念ながら、1950年と51年の議事録は見つけられず、未見である。

表 4.1.1 生産者代表団体の設立状況

設立時期	団体名	備考
1946.2	日本農民組合	
1946.6	全国農村青年連盟	1950年10月全国農民連盟に改称
1947.6	農業復興会議	1952年解消
1947.7	全国農民組合	
1948.10	全国販売農業協同組合連合会	
1948.10	全国指導農業協同組合連合会	1955年農業中央会の設置によって、解散
1949.1	農業調整委員会全国協議会	1951年「農業委員会」に統合

注：筆者作成。

(1) 日本農民組合（日農）

1945年10月に、須永好、野溝勝、黒田寿男、平野力三、大西俊夫²⁰らの戦前の農民組合指導者たちによって、「日本農民組合設立準備世話人会」（1945年10月3日）が組織され、農民運動関係者に文書が送られ、「全国単一ノ農民組合ノ結成」が呼びかけられた。また同年11月3日に日本農民組合結成準備世話人会主催の全国懇談会、46年1月29日、日本農民組合大会準備委員会、46年2月9日には全国的単一農民組織である日本農民組合の結成大会が開催され、日農が再結成されるに至った。

しかし、日農は統一的農民組合とは言いがたかった。再結成された当時、すでに、共産党の「農民委員会」²¹方針と社会党の「全国単一の農民組合」方針とは矛盾をはらんでいた。両者の主導権をめぐる争いは戦後日農の活動、および農民運動に大きな影響を与えていた。

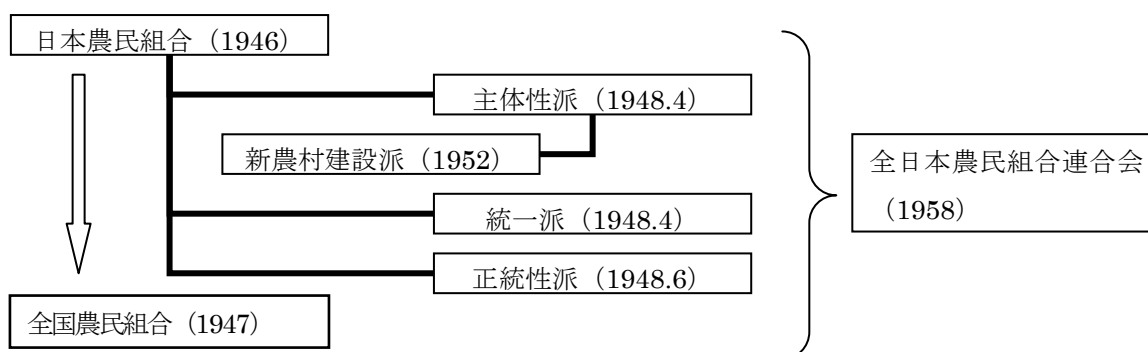
結成大会で提示された「綱領」は「農地制度の根本的改革を期す、新農業組織の確立と発展を期す、民主的農村生活と文化の建設を期す」であり、具体的な「主張」として「米其他農産物価引き上げおよび肥料其他農村必需品価格引下」が掲げられたことから、米価問題に対する意識が当時の日農にすでにあつたことがうかがえる。さらに、47年2月に開催された日農第二回全国大会では、「土地制度改革徹底と農地管理断行」のスローガンに続き、「農民による食糧需給数量と価格の決定」が掲げられた。当時の農村社会において、食糧にかかわる供出問題や価格問題につよに関心が寄せられていたことを反映している。しかし、大会で決定された「当面の運動目標」では、「二、耕作農民の当面の経済的要求の解決——供出制度の民主的改革。肥料、農機具、繊維製品等の確実なる供給の確保。農産物価格をほかの物価に比し適正な地位におくこと。農民に対する不当な重税の減免、等々」

²⁰ ほかには、前川正一、片山哲、水谷長三郎、長尾有、稲村隆一、岡田宗司、佐竹晴記、田原春次、富吉英二、松永義雄、加藤鎌造、三宅正一、中村高一、河合義一、菊治養之輔、玉井潤次、杉山元治郎、松本治一郎、川俣清音が世話会のメンバーに入っている（農民組合創立五十周年記念祭実行委員会編、1972、208頁）。

²¹ 1945年10月20日「アカハタ」復刊第一号に提示された（農民組合創立五十周年記念祭実行委員会編、1972、208頁）。

と農産物価格に言及してはいるものの、「当面の諸任務」の中では価格問題には全く触れていない。米価問題に対する意識はあるが、当時の日農にとって、闘争の最重点ではなかったことは明らかである。そして1948年、主導権をめぐる争いで、図4.1.1のように日農は社会党系の主体性派と共産党系の統一派に分裂した。その後1958年に、日農の各派、そして日農から分裂した全国農民組合が再び統合され、全日本農民組合連合会を結成した。

図 4.1.1 日本農民組合関係図



注：筆者作成。

(2) 全国農村青年連盟（農青連）

農青連は1946年6月11日、旧「産業組合青年連盟」²²系の人々の提唱によって、政治的中立・政党支持自由を原則として、農家の青年を中心にして結成された（50年10月の総会で、「全国農民連盟」（全農連）に改称された）当時、次の「全国農村青年連盟綱領」が決定された。

- 一、農村における一切の封建制を打破し個性の尊厳を基調とする農民の人的解放を期す。
- 二、土地改革を完遂し科学的農業と文化創造による新農村の建設を期す。
- 三、農民の自主的組織を確立し都市勤労者と相携え民主日本の実現を期す。

農青連は「綱領」を通じて、民主的な立場に立つと表明した。また本綱領の中では、「当面ノ実践活動ノ目標ノ要求」について、「農業再生産ヲ可能ナラシメル農産物並農村必需資材ノ価格体系ノ樹立、農業技術ノ科学化、高速度化並ニ適地適作ニヨル食糧ノ増産」が取

²² 産業組合青年連盟は1930年代産業組合拡充運動に際し、急速な発展を遂げ、産業組合青年連盟全国聯合の結成（1933年）に至った。反産運動に対する反対闘争の活動の先頭に立っていた（産業組合発達史編纂会（1966）342-387頁）。なお、産業組合青年連盟の運動展開について中嶋（1974）を参照。

り上げられた。当時、農村社会においても、米価を中心とする物価体系確立の要望があったことがうかがえる。

そして、農青連は農業会に対して、「農青連は最初系統農業会の線を通じて結成されたものであり、現在も事務所を農業会内におき、農業会役職員が世話役をつとめている地方が多いが、決して農業会の御用団体ではなく、また別動隊でもない。ただ農業会にたいし不離不即の態度をもって、これが徹底的民主化を企図し、真に農民的立場よりその運営を改善しようとするものである」²³という姿勢を取る一方、農民組合に対しては、「提携の基本線の上にたつて農青連はつねに、その独自性を生かしていかねばならぬ、(中略)われわれはかかる農青連の独自性の上に立脚して農民戦線統一の問題も新しい構想を考えていかねばならぬ」²⁴と「盟友」関係を示しながらも、自らの「独自性」を強調していた。

(3) 全国農民組合（全農）

日農第二回大会直後、平野力三らは「日農刷新同盟」を組織し、「日本農民組合第二回大会は共産党により日農本来の使命と政策とを^(じょうりん)さされた」と述べ、共産党批判の声明を発表した。これに対し、日農中央常任委員会は平野を除名した。その後、47年5月25日日農刷新同盟の全国代表者会議で、その結成を決定し、7月25、26日、全農の創立大会が開かれた。会長は賀川豊彦、副会長は松永義雄、佐竹晴記、主事は叶^{かのう}凸^{たかし}、顧問は杉山元治郎、平野力三という構成²⁵であった。メンバーはほとんど社会党系の人である。さらに、全農の綱領は次の通りである²⁶。

全農の綱領

- 一、搾取と圧迫なき農村社会を建設し、民主日本の基盤たらんことを期す。
- 二、協同の組織と科学的運営により農業の近代化を図り、生産、収益の増大を期す。
- 三、農民生活の安定と福祉のため農地制度の根本的改革を期す
- 四、平和的民主国家建設のため反共、反ファッショ、反資本主義の健全なる社会民主々義組

²³ 1947年1月23日に開催された第二回代議員総会で決定された「当面の闘争方針」(青木、1962、407-408頁参照)。

²⁴ 青木、1962、407-408頁。

²⁵ 日農中央委員で参加したのは天田勝正・松永義雄(埼玉)、吉川兼光・堀越梅男(千葉)、松沢一(山梨)、丸岡尚・渡辺利男(三重)、永井健(京都)、叶凸・亀田得治(大阪)、河合義一(兵庫)、前川正一・満洲松太郎(香川)、宮村又八(熊本)、今里勝男(長崎)、稲富稜人(福岡)、阿部礼治(大分)らである(農民組合創立五十周年記念祭実行委員会編、1972、270頁)。

²⁶ 『日本労働年鑑 第23集/1951年版』(法政大学大原社会問題研究所ホームページに掲載、<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/23/index.html> 2016年2月20日閲覧) 第二部第三編第三章第二節を参照。

合の発達を期す。

五、組織農民の国際的連絡を図り、農民の地位の向上と農業生産の世界的安定を期す。

「綱領」に「反共」を明記していたことから、全農は反共産主義、社会党系の団体だと言えるだろう。そして、「綱領」からうかがえるのは、当時、全農が「反共」「民主」などイデオロギー的なことを強調しながらも、農業生産、農村建設、農民生活などに注目していることである。さらに、農産物価格については、「農産物価と一般物価並に農産物相互間の価格均衡」²⁷を具体的に主張していた。当時米が農産物において重要な位置を占めていたことを考慮すると、全農が「綱領」を実現するためには、米価問題に触れざるを得なかっただろう。

(4) 農業復興会議（農復）

日本農民組合第二回大会をきっかけに、全農が結成される一方、大会では農業生産力の増大・食糧の供給確保・民主的農村の建設を目標とする農業復興運動の展開が採択され、農業復興会議が結成された²⁸。1947年6月「民主的農民組織及び農業団体凡そ八十団体の総意を結集した」農業復興会議の結成大会が開かれた。東畑精一（東大）が議長、黒田寿男（日農）、東浦庄治（農業会）が副議長、岡田宗司（日農）は幹事長に選任され、設立当時の加盟団体は日農、全農、農青連、全国農業会、農林中金など75団体であった。その後、地方にも農復会議が組織され、1949年4月1日までには30都道府県（北海道、青森、宮城、山形、福島、茨城、栃木、千葉、東京、埼玉、神奈川、新潟、石川、岐阜、愛知、長野、三重、大阪、奈良、和歌山、兵庫、鳥取、岡山、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎）で結成をみた。

(5) 全国指導農民組合連合会（全指連）

戦後農民解放指令²⁹が出されて、農村社会の民主化改革の一環として、戦時中に組織された農業会が1948年8月14日までに強制解散され、農業協同組合の設立が奨励された。農業会解散期限前の47年11月19日には農協法がすでに公布され、12月15日に実施された。そのため、農業会の解散期限までに全国の市町村のほとんどに農業協同組合が設立された³⁰。そして、48年7月1日全国農協連絡協議会の創立総会が開かれて、指導・販売・購買・信

²⁷ 同前。

²⁸ 農民組合創立五十周年記念祭実行委員会編、1972、298頁。

²⁹ 1945年12月9日GHQの指示で、政府によって発せられた「農地改革についての覚書」。

³⁰ 全国農業協同組合中央会、1973、第2章を参照。

用事業の四つの専門委員会をつくり、全指連、全販連、全購連（全国購買農業協同組合連合会）、を設立することが協議された。信用事業については、農林中金を信用事業の全国的な中樞機関とすることが決定される。

全国農協連絡協議会とともに、農業会の解散に伴う空白期対策として、48年7月1日に設置された農政協議会も全国連の設立を求めて活動していた。この二つの組織の活動によって、48年10月23日全指連の創立総会が開催された。全指連の設立に際して、組織指導、生産指導、農政活動という三原則が事業展開の重点に置かれるが、特に農政活動に最重点が置かれた。農協系統は主に米麦を取り扱っており、しかも米に対する依存度が高かったため、米価問題に対し、全指連も特に注目していた。「(昭和)23年中の米価・供出対策にかんする農政活動の主体は農業復興会議であったが、24年に入ると次第に活動の主体は全指連に移行していった」³¹という自己評価をしている。全指連の米価に関わる活動は次の節で詳しく検討する。その後、全指連は「指導連合会は法律上信連、経済連等各種連合会と並列の地位にあったので、全農協運動における共通の意思の結集に欠ける所があり(中略)各種運動を推進せざるを得ぬ不便もあった」³²という理由で55年3月に解散することを発表し、11月30日に業務停止し解散となった。

(6) 全国販売農業協同組合連合会（全販連）

主に農協販売事業を担う全販連は1948年10月13日に創立総会が開催された。その設立は、前述のように、1948年7月1日の全国農協連絡協議会で決定されたものである。またその後「全農³³の(中略)業務が停止されれば、供出業務は停滞して、食糧危機や経済混乱を誘発することは必至であった」³⁴という理由で、事実上農業会の主導で、「空白期対策」として、農林連合協議会が設置された。これは三カ月後閉鎖機関に指定されるが、職員はほぼ全販連に吸収された。全販連は事業方針の中、事業の一番の重点である「自主的集荷および販売」³⁵の項目の中で、主要食糧について、次のように述べている。

米麦、いも類等主要食糧(中略)等農業生産物の集荷は政府の一方的統制方式による弊害、農産物価格と工業生産物価格との不均衡、生産にたいする見返物資の不足、商人資本のぼっ

³¹ 全国指導農業協同組合連合会清算事務所、1959、83頁。

³² 1955年3月29日全指連第八回臨時総会「解散理由書」(全国指導農業協同組合連合会清算事務所、1959、197頁)

³³ 全国農業会を指す。

³⁴ 全国販売農業協同組合連合会編、1970、138頁。

³⁵ 全国販売農業協同組合連合会編、1970、154-155頁。

こ、等々の理由にもとづき、いちじるしく生産農民の供出意欲を阻害しつつある現状にかんがみ、叙上の基本的諸点に関して生産農民の供出意欲の総意を政府にたいし率直に反映せしめるとともに、積極的に販売事業を推進し左の具体的諸点の実現に向かって努力する

さらに「具体的諸点」では「農業生産物価格の積極的改善」を掲げている。全販連は政府の供出、統制などの政策に頼って業務を行う一方、「民主化」という時代の流れの中で、生産農民を意識しつつ、事業を展開していこうとしていることがうかがえる。

(7) 農業調整委員会（農調委）

戦後食糧不足の背景の下、供出制度の強化と農村民主化は同時に進んでいた。その中で、政府と農民の間を「調整する機能」を果たす機関として、1946年8月2日に食糧調整委員会が設置された。この委員会は主に主要食糧の供出に関わるものである。都道府県食糧調整委員会の会長は都道府県の知事が担当した³⁶。当時、政府は全国知事会で、食糧調整委員会会長である知事に割当を行っており、食糧調整委員会の委員も1947年10月から全国知事会に参加することになった。そこで、府県代表の食糧調整委員によって、全国協議会の結成が提案された。全国協議会は地方レベルの食糧調整委員会によって結成され、「相互に協議し、統一した意思および行動をとることによって、供出制度の民主的運営に努力するとともに、国家の要請に協力した」³⁷もので、1948年2月9日結成総会が開かれた。会長には黒田新一郎が就任した。

その後「食糧確保臨時措置法」（食確法、1948.7）の成立・施行によって、食糧調整委員会は「農業調整委員会」（農調委）になった。食確法によって、農調委は「第一に、委員は農業経営者から直接選挙される者一五人と選任委員三人からなることが明確化され、民主的機関となった。第二に、単なる諮問機関から議決機関になったほか独立の行政庁として割当資材の削減を市町村長に請求することと、作付制限の作物の作付承認、主要食糧農産物の生産増進のため農民等に対する指示の権限をも持つこととなったのである」³⁸。1949年1月、農業調整委員会全国協議会の結成大会が開かれた。米価審議会に関わるのは、主にこの農業調整委員会全国協議会である。黒田新一郎は改めて会長になった。その後1951年、財政予算の関係と「食糧事情の若干の緩和にもとづく農業調整委員会の事務量の減少」³⁹等

³⁶ 食管法施行規則の第一条の第二項に「都道府県食糧調整委員会ハ都道府県毎ニ置キ会長タル都道府県知事及び左ニ掲ゲル委員ヲ以テ之ヲ構成スルモノトス」と定められた。

³⁷ 満川、1972、90頁。

³⁸ 農林省大臣官房総務課編、1972a、1012頁。

³⁹ 農林省大臣官房総務課編、1972a、1024頁。

の理由で、農調委は農業委員会に統合された。

上述のように農調委は多大数の委員が選挙で選ばれており、「民主的機関」と行政的な性格という二つの側面を持つ団体であることは明らかである。

以上の設立状況から見ると、米価審議会で生産者側を代表するこの七つのグループには、行政と農民の間に立つ仲介的な性格を持つ団体が多い。農協系の全指連、全販連はもちろん、農業復興会議、農業調整委員会もそうであるし、農民団体の農青連も戦前産業組合と系譜的な連関を持っているのである。しかし、農村民主化の進行とともに、農民の民主化意識が高まり、逆にこれらの団体にも影響を与えていく。これらの諸団体は行政との関係も深いのだが、他方では、より農民の意思を重視する必要があった。ただし、「民主」的な形とはいえ、農業、農家の利益を代弁する点では、戦前の農業団体と一致しているだろう。

2 米価および価格審議会に関する各団体の提唱

米価に対して、各団体が関心を強めたのは1948年に入ってからである。供出に対する農民の不満はずっとあったが、戦前から農村問題の中心であった土地問題が戦後しばらく農民団体の目を奪い、供出や農産物価格問題について意識していたにもかかわらず、地主・小作問題や農地問題（農地改革）に最重点をおかざるを得なかった。しかし、第一次、第二次農地改革を経て、47年頃に土地問題に対する農民の関心はすでに薄れてきた。ちょうどこの頃、農復が結成され、農産物（主に米）価格問題について、各団体を取り上げるようになる。

農復の中では1948年2月に「農産物価格対策委員会」を設置した⁴⁰。この委員会で、農産物価格の算定方式が議論され、「現行米価算定方式に関する意見」がとりまとめられた。そこで、議論された米価算定方式は後に農民・農業団体主張の理論的基礎となった。「現行米価算定方式に関する意見」では、パリティ方式に対する検討だけではなく、「価格審議に関する問題」について、「価格問題を経済的問題としてつらぬく為に、現段階に於ては行政機関の機能を国民経済的視野において調節し、民間の意見を充分反映せしめるために、価格審議諮問機関を設置し、価格決定に際しては政府は必ず本機関の意見を徴するものとすることが望ましい」⁴¹とされた。

その後、農復の主導で、1948年9月に全国農民代表者会議が開催された。この大会では米価問題が激しく議論された結果、「米価問題を中心に経済閣僚懇談会開催中の関係大臣に

⁴⁰ 「農業復興会議二年誌」（青木恵一郎編、1977、412頁）。

⁴¹ 「農業復興会議二年誌」（青木恵一郎編、1977、417頁）。

対し折衝すべく、とりあえず米価決議文のみを携えた代表一行は直に総理官邸に向かった」⁴²。一方で、次のような「米価に関する件」⁴³の決議が出された。

- 一、23年産米生産者価格(第一次価格)は農家必需資材の品質低下及び実効価格を考慮した正味4500円以上とすること。
 - 二、包装費は石当り200円以上とすること。
 - 三、最終価格は23年10月1日より24年9月末に至る12ヶ月間の農業パリティ指数の平均によって決定し、第一次価格との差額を清算すること。但し中途において物価体系に著しい変動のあった場合は中間保証、精算の措置を講ずること。
 - 四、単作地帯の米価は特に考慮すること。
 - 五、財政法第三条⁴⁴を改正し、米価は国会に於て審議決定すること。
- (数字の表記を漢字からアラビア数字に改めた、以下議事録の引用は同様、引用者)

この決議の中で、米価が具体的に提示された。これは前述の農産物価格対策委員会の結論に基く数字である。当時、すでに各農民・農業団体を傘下にした農復の米価闘争に対する方針が固まったことがうかがえるだろう。さらに、その後会議の実践運動として、48年9月17日に農復、日農、全農、農青連は次の共同声明を発した⁴⁵。

23年産米生産者価格に関しわれわれは9月1日現在物価を基礎として産出した米価が正味1石当3947円である事実より推定し11月1日現在物価を基礎として決定すべき新米価は正味1石当4200円以上たることを政府に要請するものである。

そして、「各政党及び政府関係閣僚及び部局責任者に対して、決議文を手交折衝すると同時に、連合軍司令部の関係担当官に面接して協力方を懇請した」⁴⁶。しかし、政府は10月2日に石当り正味価格3595円を発表した。

⁴² 「農業復興会議二年誌」(青木恵一郎編、1977、397頁)。

⁴³ 「農業復興会議二年誌」(青木恵一郎編、1977、398頁)。

⁴⁴ 財政法(1947年)第三条に「租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」と定められているが、「財政法第三条の特例に関する法律」(1948年4月から実施、1952年4月に失効)に「政府は現在の経済緊急事態の存続する間に限り、財政法第三条に規定する価格、料金等は」、タバコ、郵便、電信、国鉄料金などを除き、「法律の定又は国会の議決を経なくても、これを決定し、又は改定することができる」と定められていた(現代法制資料編纂会、1984、208-210頁)。

⁴⁵ 「農業復興会議二年史」(青木恵一郎編、1977、401-402頁)。

⁴⁶ 「農業復興会議二年史」(青木恵一郎編、1977、401-402頁)。

これに対して、全国農民代表者会議実行委員会は10月25日、政府に再び要請書を出し、不満を表する一方、「低米価は農家経済を一層窮迫化し農業再生産を困難ならしめ、生産供出意欲にも重大な影響を及ぼすことと必至である」ことを強調し、「農家経済を安定せしめ農業再生産を可能ならしむる」価格を要請した。ここで特に注目したいのは具体的な措置として、「財政法第三条を改正し米価は国会に於て決定すること」を再び取り上げたことである⁴⁷。

この要請書に対して、政府は11月16日に回答書を出した。そこで、「米価に関する件」の所に「米価は国会の意見を充分尊重して政府が之を決定することとしたい。尚将来としては農民代表、消費者代表を加えた審議会の如きものに諮問する途をひらきたいと考える」⁴⁸と審議会を作る意向を表明した。

農復に引き続き、農政活動の主体となった⁴⁹全指連の米価に対する主張を箇条書きにするとは次の通りである。

1、1949年2月14日の「都道府県指導生産連農政主任者会議」では、「農産物価格にかんする要請書」が出された。その中で、具体的な金額を示さずに、ただ「パリティ改訂」、「基準年度米価の修正」など米価算定について主張した上で、「民主的な農産物価格審議機関を設立すること」を要請した⁵⁰。

2、同年3月1日、第一回全国農業協同組合代表者会議では、「農産物価格にかんする決議」が纏められた。再び「耕作農民を参加せしめたる民主的な農産物価格審議機関を設置すること」を主張した⁵¹。

3、同年7月「都道府県指導生産連会長会議」で、「原単位計算法」で、49年度産米の生産費は5388円であることと、「現行パリティ方式は現在の資料的制約の下においては数量の把握が困難であるので原単位計算法による結果を算式内に加味すべきである」と米価に対する主張はより具体的になってきた。その上で、引き続き「政府は急速に農民団体の代表を入れた農産物価格審議会を設け農産物価格形成にかんし根本的に検討をなすこと」を政府に要請した⁵²。

こうして、各団体の要請に応じて、1949年8月2日に「今後農民団体、農業団体、篤農家、労働組合その他の消費者、学識経験者等の中から25名内外の委員の人選を進め、今月

⁴⁷ 「農業復興会議二年史」（青木恵一郎編、1977、402-403頁）。

⁴⁸ 「農業復興会議二年史」（青木恵一郎編、1977、406頁）。

⁴⁹ 全国農業協同組合中央会編、1973、第2章を参照。

⁵⁰ 全国指導農業協同組合連合会清算事務所（1959）の資料編、5-6頁。

⁵¹ 全国指導農業協同組合連合会清算事務所（1959）の資料編、8頁。

⁵² 全国指導農業協同組合連合会清算事務所（1959）の資料編、19-20頁。

下旬ごろには第一回の会議を開催する運びとならう⁵³という「米価審議会の設置に関する政府発表」が出された。更に設置要領では「米価等主要食糧の生産者価格及び消費者価格の決定にかんする基本事項に関し物価庁長官及び農林大臣の諮問に応じ審議するため物価庁及び農林省に米価審議会を設置すること」とした。メンバーについても「物価庁長官及び農林大臣が委嘱する」と定められる。ここに至って、米価審議会の設置が決定されたのである。前記の七団体はこれをきっかけとして、「米価審議会対策協議会」を結成し、統一戦線で米価闘争を行うことにした。8月5日、七団体は連合で「農産物価格審議会の運営に関する要請書」⁵⁴を提出し、米価審議会は価格決定権を持たず、単なる諮問機関であることに不満を持ちながらも、「諮問機関の設置もまた目下の情勢下にあつては一步前進であるから我々はその人的構成及び運営についてはなお多大の関心を持っている」、と設置自体は前向きに受け止めようとしていた。

さらに上記の要請書では、運営の点については審議事項、メンバーの構成などの諸点が取り上げられた。その中で、特に興味深いのはメンバーの構成について、「審議会は左の委員をもって構成する。1 農民又はその団体を代表する者—10名、2 消費者又はその団体を代表する者—7名、3 学識経験者—3名、計20名」とされたことである。こうして、1949年9月5日に第一回米価審議会が開催される運びとなった。

第二節 設立当初の米価審議会

本節では1949年の「米価審議会速記録」と1951年「米価審議会小委員会会議議事録」に基づいて分析する。設立当初の米価審議会のメンバー構成と議論の焦点をめぐる各団体の折衝の実態を明らかにするのが本節の目的である。

1 メンバー構成

前述のように、米価審議会は1949年8月2日の閣議決定で設置された。当時委員の構成について、「農民団体、農業団体、篤農家、労働組合その他の消費者、学識経験者等の中から二十五名内外の委員の人選」⁵⁵という構想があったが、農民・農業団体は農民・農業団体

⁵³ 全国販売農業協同組合連合会、1949、68頁。

⁵⁴ 全国販売農業協同組合連合会、1949、69-71頁。

⁵⁵ 同前。

10名、消費者7名、学識経験者3名という圧倒的に生産者側に有利なメンバー構成を要請した。その結果、第一回審議会ではメンバー構成について、次のように定められた⁵⁶。興味深いのは、このような米価決定に関わる機関のメンバー構成の構想は1910年代にすでにあったということである（第一章第一節を参照）。

- 一、農業団体を代表する者 7人以内
- 二、消費者団体を代表する者 7人以内
- 三、学識経験のある者 9人以内
- 四、その他 9人以内

さらに、この構成については、次のように説明された⁵⁷。

現実に適正米価とは生産者と消費者の利益が最も合理的に調整されたものと考えることが出来よう。従って米価審議会には生産者と共に消費者の声も十分に反映されなければならないから、生産者、消費者同数の委員が委託されているわけである。そしてこの生産者と消費者の利益の調整は、単に生産者の或は消費者の視野のみからでなく全国経済の観点から成されなければならない性質の問題であるから、審議会には第三者たる学識経験者、国会議員を加えたのである。

32名以内という委員構成は政府当初の予定の25名と比べて大幅にオーバーしており、農民農業団体の要請した20名の構成ともかなり異なっている。しかし上記の説明のように、生産者代表と消費者代表とが同数で、第三者18名という構成はかなりバランスがよく、「全国経済的観点」で議論を行うにふさわしいように思える。「農業団体を代表する者」については、「米価審議会対策協議会」の七団体は「委員の天下り人選はしないで各団体にすいせんを求める。農民団体は七団体を対象とする」⁵⁸という政府からの回答を得た。構成中の「農業団体を代表する者」の七名は当時対策協議会の七団体から選ばれる人々であると理解してもよいだろう。しかし、生産者代表と第三者グループとは必ずしも明確に区分できるとはいえない。当時の資料に基づき、第一回米価審議会の委員の枠を区分してみると表4.2.1のようになる。

⁵⁶ 食糧庁、1949、2頁。

⁵⁷ 同前。

⁵⁸ 全国販売農業協同組合連合会、1949、7頁。

表 4.2.1 1949 年委員名簿

	委員氏名	所属団体及び職位	備考
農業団体を代表する者 7名	東畑 精一	農業復興会議長	
	石川 精一	全国農村青年連盟副委員長	
	吉川 兼光	全国農民組合常任中央委員	
	田中 啓一	全国指導農業協同組合連合会副会長	
	大森真一郎	日本農民組合総本部事務局長	
	黒田新一郎	農業調整委員会全国協議会会長	
	足鹿 覚	全国販売農業協同組合連合会副会長	
消費者団体を代表する者 7名	石川一郎	経済団体連合会会長	
	星加 要	国鉄労働組合本部書記長	
	武藤 武雄	日本炭鉱労働組合連合会会長	
	奥 むめお	主婦連合会会長	
	工藤 昭四郎	経済同友会代表幹事	
	山花 秀雄	日本労働組合総同盟副会長	
	藤田 逸男	日本協同組合同盟中央委員長	
学識経験者 その他 18名	中山 伊知郎	一橋大学教授	
	大槻 正男	京都大学教授	
	二見 貴知雄	日本銀行	
	湯河 元威	農林中央金庫理事長	
	中村 寅太	衆議院議員	新政治協議会
	村上 清治	同上	自由党
	薬師寺岩太郎	同上	自由党
	松浦 東介	同上	自由党
	寺島 隆太郎	同上	民主党
	笹山 茂太郎	同上	民主党
	佐々木 鹿蔵	同上	民主党
	北村 一男	参議院議員	自由党
	川俣 清音	日本社会党農民部長	
	田中 正助	農業	篤農家
	工藤 誠一	同上	同上
	青井 勇	同上	同上
小原 嘉	日本農民組合総本部書記長	日農統一派	
竹尾 弑	全日本農民組合常任中央委員		

注：食糧庁（1949）及び諸資料に基づき作成。

さらに、政府は委員を任命する時、具体的にどのグループに該当するのかと明言していないため、ほかの分け方もあり得た。当時メンバーとして参加している大森によれば、表 4.2.2 の区分になっている。

表 4.2.2 大森真一郎による 1949 年米価審議会委員代表区分

生産者関係 (7名)	消費者関係 (7名)	第三者	
		学識経験者 (9名)	その他 (9名)
石川精一 吉川兼光 田中啓一 大森真一郎 竹尾式 黒田新一郎 足鹿寛	石川一郎 星加要 武藤武雄 奥むめお 工藤昭四郎 山花秀雄 藤田逸男	東畑精一 中山伊知郎 大槻正男 二見貴知雄 湯河元威 工藤誠一 青井勇 田中正助 小原嘉	中村 寅太 村上 清治 薬師寺岩太郎 松浦 東介 寺島 隆太郎 笹山 茂太郎 佐々木 鹿蔵 北村 一男 川俣 清音

注：大森、1960、117-118 頁より作成。

大森は当時委員として参加していたが、この分類は実際当時米価審議会に参加した前記の七団体自身による区分とやや異なっている。その違いは主に生産者代表の中に全日本農民組合⁵⁹が入っているかどうかである。米価審議会対策協議会の資料には「東畑議長の下に石川委員（農青連）吉川委員（全農）田中委員（全指連）大森委員（日農）黒田委員（農調）足鹿委員（全販連）は農民団体の要望をになつての活躍はまことに目ざましいものがある」⁶⁰という説明がある。そこからうかがえるように、「全日本農民組合」の委員について一言も触れていない。さらに、当時の議事録には全日本農民組合の竹尾式⁶¹の発言が全く残っておらず、米価審議会対策協議会が出した声明書などでも「全日本農民組合」という組織について全然触れられていない。なにより、この団体は米価審議会対策協議会の加盟団体として認められていない。つまり、この組織は政府の声明書に書いてあった「七団体」に入っているとはいえないだろう。この大森による区分は人数からいえば「農業団体を代表する者 7 名、消費者団体を代表する者 7 名、学識経験のある者 9 名、その他 9 名」という規定に合っているが、具体的にどの委員がどの枠に入っているかという認識からいえば、当時の農業・農民団体自身の認識、また政府の考え方も異なっていた。

このほか、米価審議会が設立されて 30 年を迎え、当時の実務担当者によって書かれた、農政調査委員会編の『米価・米価審議会記録』では、表 4.2.3 の分類になっている。

⁵⁹ 全日本農民組合、1947 年 8 月 3 日結成。日本自由党支持の農民団体。地主・自作農・小作農を一丸とした協調主義を唱え、階級闘争を排した民主健全農村の建設促進を宣言した。一般新聞でもきわめて軽い扱いを受けるにとどまり、自然消滅した。（日本近現代史辞典編集委員会、1978、362 頁を参照）

⁶⁰ 米価審議会対策協議会編、1949、5 頁。

⁶¹ 竹尾式、1896 年千葉県生まれ。東京外国語学校露西亜語科を卒業、1947 年衆議院議員に初当選（日本自由党）、1958 年に死去。（中村（2003）を参照）

表 4.2.3 農政調査委員会による 1949 年米価審議会委員代表区分

生産者関係 (11 名)	消費者関係 (7 名)	第三者	
		学識経験者 (5 名)	その他 (9 名)
石川精一 吉川兼光 田中啓一 田中正助 小原嘉 大森真一郎 竹尾式 黒田新一郎 工藤誠一 青井勇 足鹿覚	石川一郎 星加要 武藤武雄 奥むめお 工藤昭四郎 山花秀雄 藤田逸男	東畑精一 中山伊知郎 大槻正男 二見貴知雄 湯河元威	中村 寅太 村上 清治 薬師寺岩太郎 松浦 東介 寺島 隆太郎 笹山 茂太郎 佐々木 鹿蔵 北村 一男 川俣 清音

注：農政調査委員会、1979、676 頁より作成。

表 4.2.3 の示すように生産者関係者には、前述の七団体（表 4.1.1.を参照）以外、第三者グループに入った篤農家 3 人と日農統一派の小原嘉、全日本農民組合常任中央委員会の竹尾式も入っていた。要するに、生産者代表側には「農業団体を代表する者」と深い関係を持つ第三者グループ委員も入っている。その中には、日農統一派の小原嘉をはじめ、日農の設立世話人会のメンバーにも入っていた日本社会党農民部長の川俣清音、篤農家 3 人などがいた。まず、当初の資料では、日農統一派について、このように説明されている⁶²。

日農(統一派)からも小原嘉が委員として出ているが、この団体は当初は委員送出団体となっていなかった関係上準備段階における前記七団体⁶³の共同戦線中に参加していなかったし、(中略)米価審議会対策協議会にも加入していない。

この説明から、日農統一派は「農業団体を代表する」グループに入っていなかったことが確認できる。しかし、小原は審議会では、最初にこう発言している⁶⁴。

私は農業者代表として出席しているが、日農も良く米価についても考えている、吾々が生産するに再生産を賄えないような米価では困るといふ事も常に考えている。従ってパリティ米価は農民としては生産費がつぐなえないという事が考えられるので、生産費方式についても種々検討の余地があると思う。こういう基本的な点で審議願ひたいと思う。

⁶² 米価審議会対策協議会編、1949、8 頁。

⁶³ 第四章第一節に触れた七団体。

⁶⁴ 米価審議会対策協議会編、1949、9 頁。

この発言からうかがえるように、小原は前述の七つ農民・農業団体側からみれば、「農民・農業団体を代表する者」に入っておらず、「第三者」として参加したものの、「農業者代表」という強い意識を持ち、むしろ、自分はいくまで生産者の立場に立つと表明しているのである。同じ日農であるにも関わらず、統一派が選出団体にならなかった理由について、「団体の加入も拒否したわけではないが、加入したいとの意思表示は遂に行われなかった。闘争目標たる米価と戦術の相違によるものと思われる」⁶⁵と説明されている。第一節で述べたように、当時日農は主体性派と統一派に分裂しており、統一派が米価審議会対策協議会に加入しなかったこともあり、「農業団体を代表する者」にも参加できない結果を招いた。しかし、「民主化」という社会の流れの中で、統一派は第三者代表として参加することになった。そして、同じ生産者的な立場に立つのは篤農家である。彼らは米価審議会での発言をしている。

自家労力の見方を適当にしてもらいたいし、自給肥料の見方も適当にして生産が保証される米価を決めていただきたい⁶⁶(田中正助)

日本は農本主義、国内市場開拓主義を採るべきである。そのためには米価は再生産を補償するものでなければならない⁶⁷(青井勇)

国家は供出制度をとる以上、農民の生活を補償する義務をもっている。パリティ方式を採るのは基準年次当時の農民の農奴的地位を再現するものである。(中略)国民の半数を占める農民の生活を確保する事は、絶対的である⁶⁸(工藤誠一)

篤農家は具体的な米価を主張していなかったが、発言からうかがえるように、自家労賃の確保、再生産の保証、農民生活の補償などを強調した。これは中立的な観点というより、むしろ生産者である農民の立場からでしか成り立たない発言である。なお、工藤の発言からうかがえるように、国家による農民生活保障という主張は、食糧制度に基づく供出制度を前提にしたものである。

一方、東畑精一は「農業団体を代表する者」として参加しているか、「学識経験者」として参加しているかは曖昧である。東畑は農復の議長を務める一方、東大の教授であり、学者である。当時、東畑を東大教授として人選するという交渉が対策協議会と政府の間であ

⁶⁵ 全国販売農業協同組合連合会、1949、8頁。

⁶⁶ 食糧庁、1949、19頁。

⁶⁷ 食糧庁、1949、25頁。

⁶⁸ 食糧庁、1949、30頁。

った。農民・農業団体が米価審議会のメンバー構成について、政府に働きかけようとしていたことは明らかである。しかし、結局政府は東畑を農復議長としてしか受諾しないと強く表明した⁶⁹。詳しい理由についてはわからないが、農復の議長という肩書を持つ東畑は、「第三者」にふさわしくないという考えが政府側にあったのではないかと推測できる。そのため、東畑は農復議長として米価審議会に参加した。さらに、「互選」で第一回の米価審議会から長年にわたって、米価審議会の会長として務めることになる。このほか、当時農林中央金庫も米価審議会対策協議会の加盟団体として認められていることから見ると⁷⁰、湯河元威は学識経験者として参加しているとはいえ、農民・農業団体に近い位置にあることは否定できない。湯河は元農林官僚で、戦時下の食糧管理局の長官でもあり、戦前から米穀行政に関わっていた人物である。このように、戦後においても、戦前の農林官僚は農業団体の側に位置づけられており、米価運動にかかわっていく。

以上述べたように、第一回の米価審議会の構成委員から見ると、生産者代表あるいはそれに近いメンバーが多数入っている。政府の発表では「民主的」な構成になったものの、実際には農民・農業団体の働きかけもあって、結果的には、農業側の立場に近い委員が多数であることは明らかである。また、戦前の各調査審議会と異なり、生産者側として、現場に詳しい農家の人や農民団体の代表が審議会に入るとともに、社会運動に携わっている労働組合の代表や消費者の代表も委員として選出された。これは戦後の新しい変化であり、また、戦前の農林官僚出身者が第三者として審議会に参加していることに留意したい。

委員の任期は一年であり、1950年に委員はまた新たに任命された。50年米価審議会に参加した委員は表4.2.4の示すように、32名から構成された。49年と比べて、日農統一派の代表が外された他、食糧配給公団の代表が参加し、東畑精一は東大教授として参加した。審議会のメンバーはほぼ前年と変わらず、生産者代表側が多数を占めたのである。

表 4.2.4 1950年米価審議会委員名（1950年秋任命、1951年秋まで）

	委員氏名	所属団体	備考
生産者関係	大森真一郎	日本農民組合	
	小林 慧文	全国農村青年連盟	
	黒田新一郎	農業調整委員会	
	田中 正助	農業	
	工藤 誠一	農業	
	青井 勇	農業	
	井上 良二	全国農民組合	
	竹尾 弼	全日本農民組合	
	田中 啓一	全国指導農業協同組合連合会	

⁶⁹ 食糧庁、1949、7頁。

⁷⁰ 米価審議会対策協議会編（1949）を参照。

消費者関係	足鹿 覚	全国販売農業協同組合連合会	
	清水 慎三	日本労働組合総同盟	
	星加 要	国鉄労働組合	
	猪狩 正男	日本炭鉱労働組合連合会	
	堀越 禎三	経済団体連合会	
	酒井 喜四	経済同友会	
	藤田 逸男	日本生活協同組合同盟	
学識経験者	奥 むめお	主婦連合会	
	大槻 正男	京都大学教授	
	東畑 精一	東京大学教授	
	中山伊知郎	一橋大学教授	
	二見貴知雄	日本銀行	
	湯河 元威	農林中央金庫	
	湯村辰二郎	食糧配給公団宮城県支局長	
その他	松浦 東介	衆議院議員	自由党
	坂田 英一	同上	同上
	足立 篤郎	同上	同上
	河野 謙三	同上	同上
	橋本 竜伍	同上	同上
	佐々木鹿蔵	同上	同上 1950年死去、代わりに衆議院議員、自由党の西山亀七参加
	笹山茂太郎	同上	国民民主党
	片柳 真吉	参議院委員	緑風会
	川俣 清音	日本社会党農民部長	

注：農政調査委員会（1979）による分類。

その後、1951年には米価審議会令が公布・実施された。第二条に「審議会は、委員二十人以内で組織する」ことが明記された。そのため、51年の委員数は20名になっている（表4.2.5）。各委員がどちらを代表するのかは明記されていないが、49年と50年の分類により、生産者側は全販連、日農、全国農業委員会、全指連の代表により、消費者側は日本鉄鋼事業労働組合連合会、経済団体連合会、主婦連合会、日本労働組合総評議会の代表により構成されたと推測できる。つまり、生産者代表4名、消費者代表4名、第三者代表12名という構成になった。第三者代表として、前述のように農民・農業団体と関係が深い東畑精一、川俣清音が引き続き参加していた。留意したいのは、戦前米穀行政と深く関わった荷見安や、梶尾茂嘉、湯河元威、片柳真吉がそれぞれ異なる立場の代表となり、戦後も引き続き食糧行政に携わっていることである。51年の議事録が未見のため、これらの委員の発言を知ることはできない。しかし、委員構成から見ると、依然として、生産者側にとって有利な一面があると言える。そして戦後民主化の流れの中、委員構成から政府官僚の姿は消えたものの、戦前農林官僚出身のメンバーが異なった立場から審議会に参加したのである。

表 4.2.5 委員名簿（1951年11月23日任命、1952年11月27日まで）

	委員氏名	所属団体	備考
生産者代表	足鹿 覚	全国販売農業協同組合連合会	
	大森真一郎	日本農民組合	
	鈴木吉次郎	全国農業委員会	
	荷見 安	全国指導農業協同組合連合会	
消費者代表	清水 慎三	日本鉄鋼事業労働組合連合会	
	福島 正男	経済団体連合会	
	船田 文子	主婦連合会	
	矢田 勝士	日本労働組合総評議会	
第三者代表	足立 篤郎	衆議院議員	自由党
	坂田 英一	同上	自由党
	笹山茂太郎	同上	国民民主党
	片柳 真吉	参議院議員	緑風会
	河野 謙三	参議院議員	自由党
	大川 一司	一橋大学教授	
	大槻 正男	京都大学教授	
	東畑 精一	東京大学教授	
	川俣 清音	日本社会党農民部長	
	湯河 元威	農林中央金庫理事長	
	梶尾 茂嘉	全国食糧事業協同組合連合会	
	植木庚子郎	日塩株式会社取締役会長	

注：農政調査委員会（1979）の委員名簿により作成。

以上、構成委員のバックグラウンドから占領期下の米価審議会のパワーバランスを見てきた。次は速記録に記録された委員たちの具体的発言について考察する。

2 議論の焦点

前述のように、農民・農業団体は第一回米価審議会の開催に際して、「米価審議会対策協議会」を結成し、審議会で共闘する形を取った。そのため、審議会が正式に開催される前、農民・農業団体はすでに議論を重ね、方針を固めていたのである。1949年9月5日、審議会の開催と同時に、七団体は声明書を発表した。そこで、「昭和24年産米価は正味5700円以上とし、包装代は別に石当り200円とすること」を提示した上で、早期供出奨励金や超過供出報奨金などを合わせて、「農業再生産を確保しうるに近い適正米価」の決定を要請した。さらに、「現行パリティ方式には根本的問題」があると指摘した⁷¹。

当時はインフレ収束のため、米価を基準にして一般物価および賃金の均衡を図ろうとする考え方の中で、米の生産費中心の米価は農業経営を中心とする孤立的価格であって、国民経済的立場からすれば、農工間の均衡ある価格体系を確立しようとする総合物価政策として適当でないという批判が出された。さらにGHQから、農・工・労働の三者間の連繫を

⁷¹ 全国販売農業協同組合連合会、1949、75-76頁。

保ちつつ、均衡のとれた米価を策定すべきであるという要請があった⁷²。そこで、1946年からパリティ算定方式が採用され、修正はあるものの59年まで続くことになる。

パリティ計算はもともと1933年、アメリカにおいて農業不況対策の一環として採用されたものであり、農産物価格を一定の限度に支持するために採用された価格算定方式であるが、日本の場合は供給不足のためインフレ高進で、どこまで上がるかわからない農産物価格を、国民経済的観点から調整しようとする抑制の意味から出発した。パリティ計算とは農家購入品の価格が過去のある一定の時から現在まで何倍に値上がりしているかを算出して、その倍数をその当時の米価にかけて、現在の米価を算出しようというものである。その倍数をパリティ指数という⁷³。パリティ計算は公定価格を基準として計算されるが、当時のヤミ市場の存在を考えて見れば、農家購入品、例えば肥料などはヤミ価格で購入される可能性もあり、その意味ではパリティ計算＝米価の抑制といえるだろう。また、基準年次や購入品目の選択などにより、計算の結果が異なる場合もある。

第一回米価審議会は1949年9月5、6日の二日間行われる予定だったが、意見がまとまらなかったため、小委員会を経て、9月21日ようやく答申を出すことになった。議論の内容は大体二つの部分に分けられる。

まずは物価庁長官、農林大臣の挨拶と委員の運営に対する意見である。この時期、米価審議会は物価庁の附属機関として設置されたが、物価庁長官と農林大臣との諮問機関であることが明記されている⁷⁴。物価庁長官は挨拶の中で「米価等主要食糧の価格は国民生活と最も密接の関連を持つものでありますから、その生産者価格の決定に当りましては農家の生産に支障のない様にするのが最も緊要なことであることは勿論であります。又一面米価等主要食糧の価格は一般消費者大衆の平等負担となる性質のものでありますから、消費者の過大負担となることのない様に配慮せねばならぬことも当然であります」⁷⁵と述べ、「国民経済全体の見地」、「均衡」という点を強調した。それに対し、農林大臣は米価の重要性和米価統制の歴史に触れながら、当時の情勢からみれば「農業パリティ方式による価格決定は、(中略)厳密な意味ではなお改善を要する点が少なからずあるのではないかと考えられる」⁷⁶と述べ、パリティ方式を検討する必要があると主張した。この時期はすでに述べたように、物価庁と農林省は米価に対し、それぞれの主張があつて、意見がまとまらなかった時期である。挨拶からも、両省庁の主張の違いがうかがえるだろう。

⁷² 農林省大臣官房総務課編、1972b、131頁。

⁷³ 農林省大臣官房総務課編、1972b、137-138頁を参照。

⁷⁴ 戦後経済史編纂室、1955、35頁。

⁷⁵ 食糧庁、1949、2頁。

⁷⁶ 食糧庁、1949、4頁。

運営面に関わる、米価審議会の「審議事項」⁷⁷は次のようなものである。

- 一、米価形成の方式と、その算定要領に関する事項
- 二、麦類及びいも類の生産者価格の算定要領に関する事項
- 三、主要食糧の消費者価格形成の方式と、その算定要領に関する事項

そのほか、第一回米価審議会では、運営方式について、公開するかどうかについて、主に議論された。結局、「非公開」で行われることになり、「四つのグループから一人ずつ出て政府とも相談して発表」⁷⁸するという結論に至った。その他、審議の原案について、農民・農業団体側も消費者側も政府に政府原案や算定理論、資料の提示を求めていたが、物価庁長官は「事務当局では各種の意見があり、それらを統一する段階になっていない」⁷⁹という理由で、「汎く各界の意見を聴きたい」と説明し、原案を提示していなかった。

議論は主に、パリティ方式と生産費方式、そしてパリティ方式の計算方法をめぐって行われた。パリティ方式か生産費方式かという議論は主に農民・農業団体側と消費者代表側の間で行われている。パリティ方式の計算方法は主に学識経験者など第三者代表により検討された。最初の議題は「米価は如何なる原則で決定したらよいか」である。農業団体代表の足鹿は次の四点⁸⁰を述べ、パリティ方式を批判した。

- ①パリティ方式は第一に農業の再生産を補償していない。
- ②この方式は最近の生産構造を反映せず、豊凶の差等を全く反映しない。
- ③パリティ方式による場合、いろいろの前提条件を必要とするから、決定機関の主観的要素が入り、結果としては政治的な米価が出て来る。従って農民は納得出来ない。(中略)農民に呑み込みにくい方式は不適當である。
- ④本来かかる矛盾がある上に、さらに一つの政府の施策の立場から種々活用される危険性がある。

さらに、「生産者米価の方式が基としてとられなければならない」と主張し、生産費主義に基く「原単位計算方式」を提示した。当時、共闘という戦略がとられたので、この意見は前述の七団体の意思を表している。主張の具体的数字は違うが、再生産を償うという基

⁷⁷ 食糧庁、1949、1頁。

⁷⁸ 食糧庁、1949、10頁。

⁷⁹ 食糧庁、1949、8頁、物価庁長官の発言。

⁸⁰ 食糧庁、1949、11-12頁。

本的な認識が日農統一派にもあった。それは小原の「農民としては、農業の再生産を償うと言ふ事が第一義である」⁸¹という発言から読み取れる。さらに、小原は「私は生産費をあくまでも基本として考えていきたい」⁸²と明言した。そして、第三者代表の川俣も「パリティ方式は既に破綻しているのではないか。このパリティの欠点を補うために、早場米奨励金等を探ってきたのではないだろうか。又均衡価格と云うことは工業製品の場合に考えられるが、農業の場合においてはこういう淘汰や、合理化は殆ど不可能である」⁸³と工業生産に対する農産生産の特質を強調し、パリティ方式を批判した。つまり、農業生産に適する価格の決め方が必要という考えである。

それに対し、物価庁第二部長⁸⁴は「生産費は個人経済的な観点」と反論し、改めて「国民経済的な考え方」を強調した上で、「国家全体としてみた生産費の算定が非常に困難である」と説明し、特に労賃が「一番問題になる」と述べた⁸⁵。これは最初の物価庁長官の挨拶ともつながっている。その後、第二部長も「必ずしも物価の変動のみを考えてパリティを取ったのではなく、国民経済的な見地から均衡ある米価を作らうとしたのであるから、現在すぐパリティ方式を止める必要もないのではないか」と発言し、あくまで現行米価は「国民経済的な見地」から考慮され決定されたのだと主張した⁸⁶。

しかし、物価庁と異なり、農林大臣は次のような発言をしている⁸⁷。

日本としては、食糧の自給自足を第一として考えていかねばならぬ。(中略)日本としては、外国から日本の米作を脅かす米が入って来るとは考えられない。従って自給自足の立場に立って、すなわち生産費的な立場に立って妥当であると考え。

このように、農林大臣ははっきりと生産費方式を主張し、農民・農業団体側に近い立場に立っている。また、日本国内の生産に立脚する食糧供給が必要であるという考えがうかがえる。冒頭のあいさつから、具体的な議論に至るまで物価庁と農林省の対立は明らかである。

そして、あくまでもパリティ方式を主張したのは国鉄労働組合本部書記長星加要である。

⁸¹ 食糧庁、1949、15頁。

⁸² 同前。

⁸³ 同前。

⁸⁴ 第二部は「食糧及その他の農林畜水産物の価格及びこれに関連する価格等の統制に関する事務を司る」部門である（戦後経済史編纂室、1955、35頁）

⁸⁵ 食糧庁、1949、12頁。

⁸⁶ 同前。

⁸⁷ 食糧庁、1949、17頁。

星加は次のように発言した⁸⁸。

私は結論はパリティが良いのであると思う。(中略)九原則の立場から経済を安定させて行く上には、インフレをある点で止めねばならない。従って物価の安定を第一義的な目標にすれば、生産費中、飲食物は 70%、米は 26%位であるから、その米価は物価の安定から切りはなして考える事は適当でない。

この発言は、戦後経済復興や経済安定のためには、米価の抑制が必要である、いわゆる低米価、低賃金の路線をとる必要があるという主張であり、農民・農業団体の怒りを買ったことはいまでもない。しかし、農民・農業団体とは異なり、消費者代表側は共闘路線をとっておらず、委員の発言もあくまで各団体の意見を代表しているのであり、消費者代表側すべてが上記の主張をしていたとはいえない。

上述のように、農林省と農民・農業団体側、第三者グループの一部は「再生産を償う米価」という観点から生産費方式を主張していたのに対して、物価庁と消費者代表の一部は「国民経済的見地」、全体の物価体系の観点からパリティ方式を主調としていた。結局、最初の「米価は如何なる原則で決定したらよいか」という議題に対して結論が出されないまま、生産費方式とパリティ方式の具体的な議論に入った。

具体的な議論の所で、黒田新一郎が農民・農業団体を代表して、具体的な資料を発表し原単位計算方式について次の説明をした⁸⁹。

一般の農村の経済状態の認識を新にしたい。数字的な説明は略す、とにかくぎりぎりの困窮状態迄来ている。(中略)私は一応理論として、あらゆる生産費をカバーする所にラインを引くべきだと思う。生産費を一番多く要する所を基準にして、国として、6000 万石の生産を要するならば、その 6000 万石を生産するだけの生産費をカバーすべきだ。しかし乍ら、これを政策として或る線にこの基準を置くことは止むを得ないが、その場合にはそれを補償する何らかの方法がとられなければならない。

この説明に基き、農民・農業団体側は 5700 円を基本米価とし、プラス包装代、早場奨励金、超過供出奨励金などの補償金を主張した。そして、「もし会議がどうしても原単位方式によるを得ざるものとすれば、それに近いパリティ方式を示したいと思う。大体に於いて、

⁸⁸ 食糧庁、1949、18 頁。

⁸⁹ 食糧庁、1949、21-22 頁。

これより 1-200 円安い数字が出ると思う」と述べた。そして、日農統一派の小原も「石当生産費は 5000 円-15000 円の幅があるが、これがそのまま問題にならないと云うわけではない。(中略)これをいろいろまとめる点に於いて種々問題があり、私がまとめたものでは 7000 円位になるやうである」⁹⁰と述べ、7000 円米価を主張したところ、黒田は改めて 5700 円は「農民団体全体の意志」によるものと強調した。

この二つの主張に対して、他の委員から様々な質問と意見があった。その中の、主に第三者グループの意見に注目したい。

われわれ中立グループについては、パリティ計算方式のみでは正しくないと云う点を前提において申し上げたいが、それはあらゆる生産物においては生産費方式が採られているからである。(中略)その本質に立って生産費主義を採るのが良いのである。そして生産原単位計算を主軸として、パリティ方式を参考的なものとして扱うべきであると思う。(中略)なお、これでも消費者に及ぼす影響大なれば、二重米価制を採るのもよいではないか⁹¹。(寺島隆太郎)

供出制度は一種の専売制度であるから、この代価はやはり賠償金と云うような形であるべきである。(中略)現在このパリティ制度をとるのは少し時代的にズレがあると思う。従ってもし本年パリティ制度が不可能であれば、来年は生産費主義をとるべきである⁹²。(湯河元威)

いづれの方式も均衡価格(利潤のない生産費)に到達する途であり、本質的な差はない。パリティ方式は、今後工業生産力と農業生産力の発達力の違うことが考えられるので、長きにわたってとるべき方式ではない⁹³。(大槻正男)

以上から、第三者グループの意見がうかがえる。二重米価制度を支持する意見(寺島)もあるし、専売の下でその代価を賠償すべきだという意見で生産費方式を主張する意見(湯河)もあるし、農業と工業生産力の差を考慮し、パリティ方式をやめるべきだという意見(大槻)もある。ただ、パリティを加味した生産費方式を採るべきだとしても、将来は生産費方式を採るべきだとしており、米価は生産費算定方式で決めるべきだという共通の主張が第三者グループにある。

このように、第三者グループと生産側の意思はほぼ一致していた。そのため、議長であ

⁹⁰ 食糧庁、1949、22 頁。

⁹¹ 食糧庁、1949、23-24 頁。

⁹² 食糧庁、1949、26 頁。

⁹³ 食糧庁、1949、27 頁。

る東畑は「消費者側の意見も出ないと思う。そこで黒田のパリティ方式に依るものを提出してはどうか」⁹⁴と提案し、農民・農業団体の同調を得た。それに対し、消費者側は次の意見を出した。

消費者の理念としては、再生産を補償する立場は正しいと思う。しかし、問題はやはり労賃間の賃銀の定め方とは違うのであるから、生産費計算をどの程度迄採用すべきかは問題である。(中略)賃銀の低下はもはや一つの傾向である。かかる中で米価のみが理論的に上る事は納得出来ない。従って原則として生産費なら生産費をとって、それによって議論して行く事が必要である⁹⁵。(武藤武雄)

私はパリティ計算を支持するものである。(中略)米価問題は算出方法にあるのではなく、23年産米価にてらして、いくら米価が国民生活に対して適当であるかと云う点に問題がある⁹⁶。(星加要)

何れの計算においても米価が安く出る事を期待する。しかし、それには自ら限度があり(中略)最近消費者にとって米価は相当大きな負担になって来ており、一方、農家の経済も窮乏の方向に向かっている。しかし、この生産者と消費者の間の対立は基本的なものではないと思う。それは消費者の買っている闇米をなくするために適正な米価を決めるべきである。政府原案の出ないのは政府部内の不統一をカバーするためではないかこれは政府の甚だしい怠慢である⁹⁷。(山花秀雄)

米価が農民の再生産を補償する必要がある事も、もつともであり、パリティ方式に問題があるのも当然である。(中略)又米価は物価の基準をなすものであるから、その他のもので農村を維持するやうにしていきたい。又中間経費をどの程度に縮めるかという点についても考えたい。(中略)かかる点から考えて米価を上げる事は非常に慎重であらねばならぬと思う⁹⁸。(奥むめお)

以上の発言からうかがえるように、現行のパリティ方式に問題があることと、農民・農業団体代表側の米価が「再生産を償うべきものである」点については認めているものの、

⁹⁴ 食糧庁、1949、29頁。

⁹⁵ 同前。

⁹⁶ 食糧庁、1949、29-30頁。

⁹⁷ 食糧庁、1949、31頁。

⁹⁸ 食糧庁、1949、32-33頁。

賃金と関わっている点からすれば、低米価が望ましいというのが消費者代表側基本的なスタンスである。言い換えれば、消費者代表の多くは政府の売渡価格さえ安ければ、生産者米価はいくらに決定されても構わないという意見である。

ここに至って、第一回米価審議会において、物価庁、農林省、農民・農業団体側、消費者代表側、第三者代表の意見の違いが明らかになった。農林省、農民・農業団体側はほぼ同調しており、比較的高い米価を主張している。第三者代表も農民・農業団体側に近い意見を述べ、将来には生産費計算方式を採るべきであると主張している。これに対して、物価庁、消費者代表側は相対的に低い米価を主張し、「国民経済的」「現実的」な点から米価を抑えようとしていた。予定の二日間で、意見がまとまらなかったため、小委員会で答申が作られることになった。ここで、注意しなければいけないのは、GHQの占領下であった当時、米価の決定もGHQの了承を得ないと決定できなかったことである。米価審議会でも「関係方面の意向によってパリティ方式が採られて来たが、本年の米価について司令部の意向は如何」という質問が出て、「本年の関係方面の意向はパリティ方式で行きたいとのことである」と物価庁第二部長の答えがあった。このことから、委員たちがつねにGHQを意識していることは明らかである。

そして、意見がまとまらなかったため、東畑の提案で、農業団体の大森、黒田、消費者側の星加、工藤、学識経験者側の湯河、田中（正助）、その他の松浦（小委員長）、寺島により小委員会が作られた。その後、小委員会の審議を経て、9月21日に三日目の審議に入った。小委員会では「農林省、物価庁、農民団体の試案を基として」、「全員一致」⁹⁹で、次の答申案が纏められた¹⁰⁰。

- 一、本来米価は米作の再生産と可能をならしめ、国民生活の安定に資すべく定めらるべくこと。
- 二、24年度産米の生産者価格は石当4700円とすること。
- 三、24年度産米の超過供出の報償措置を石当4700円とすること。
- 四、肥料補給金が減額又は廃止せられたる場合はその相当額を追加払すること。
- 五、24年度産米の消費者価格は生産者価格より石当1000円を越えざること。

この答申案に対し、委員たちは4700円の基本米価と1000円の間経費という数字の根拠の説明を求めた。それに対して、東畑は次のように説明した¹⁰¹。

⁹⁹ 食糧庁、1949、35頁、小委員長の松浦（衆議院委員）の発言より。

¹⁰⁰ 食糧庁、1949、35-36頁。

¹⁰¹ 食糧庁、1949、38頁。

大体の経過は

農業団体のパリティ計算に於て指数 190 位で 5700 円位

物価庁のパリティ計算に於ては指数 151 位で 4100 円位

農業団体による原単位計算に於ては 5700 円位

農林省の原単位計算に於ては 4600 円位

その他消費者価格が現在精米 5832 円位である。

そこで、この消費者価格をあげても困るという声もあった。しかして米価は一点に集中のものにしないと感が鈍くなる。又米価だけで再生産を可能ならしめるのは不可能ではないか。と言う様なわけで 4700 円におちついたのである。

この東畑の発言から、まず、4700 円は政治的な折衝によるものであることは明らかである。もう一つ明らかになったのは、同じパリティ方式、原単位計算方式といっても、各グループの都合によって違う数字が出てくる場合があることである。さらに、小委員長の松浦はこの案について、「あくまでも政府鞭撻の意味」と繰り返し説明した。

小委員会でもとめられたこの答申案について、生産者代表側も消費者代表側も不満を示した。生産者代表側の不満は次の発言からうかがえる。

農民の生産を償ひ、さらに文化生活をする希望をもたせる程度の米価を決定すべきであり、4700 円は明らかにこの目的に合致しないと考える。従って 4700 円で決定する時には、政府首脳者は一言でも『農民に対しては誠に気の毒であるが』と云う事情を説明すべきである¹⁰²。(工藤誠一)

吾々農民が考えていた事は同じであり、何といっても再生産を補償するには 5000 円を切ってはいけないと思う。(中略)吾々も又消費者の事を考えなくてはならぬ。こうしてなんとかしてこの両者をまとめなければならぬ事になり、4700 円でまとめたものであると思う。しかしこの金額では労賃は 235 円である。これは明らかに物価体系の不合理である¹⁰³。(田中正助)

4700 円は必ずしも再生産を補償するものでないという大方の意見である。農民は元来「再生産を補償する」米価というものを要求している。そして委員各位もそれはなっとくされている。そして

¹⁰² 食糧庁、1949、42 頁。

¹⁰³ 食糧庁、1949、43 頁。

農業団体は 5000 円から 15000 円という生産費を出している。従ってこれが生産費とつぐなわないと云う意味で反対である¹⁰⁴。(小原嘉)

以上の発言はほぼ農民・農業団体、篤農家、日農統一派の意見を代表している。具体的に主張している米価はそれぞれであるが、再生産を償う米価で決定すべきだという基調では一致していた。

一方、消費者団体側は次のような意見を述べた。

コスト低下を要求されている現在、食糧の負担は消費者にとってますます大きくなるのであるから、単に生産者価格のみでなく、消費者価格についても考えるべきであり、1000 円もはっきり出来るかどうかを答えるべきである¹⁰⁵。(武藤秀雄)

消費者価格の見透が定まらない以上、生産者価格をきめるわけには行かないと思う。従って、1000 円について数字的にはっきりして欲しいと思う¹⁰⁶。(奥むめお)

これらの発言からうかがえるように、消費者団体は主に、食糧の消費者負担が大きいという点から生産者価格の値上げに不満を持ち、消費者価格も同時に審議すべきと主張している。また、答申案の五の現実可能性と「1000 円」という根拠に疑念を表明した。このように、農民・農業団体と消費者団体の対立は明らかである。4700 円という数字は生産者にとっては再生産を償えない低米価である一方、生産者米価の値上げという意味で、消費者にとって負担の大きい「高米価」である。しかし、この答申案に対しては、不満の声がある一方、次のような理由で賛成多数になり、全会一致で答申した。

この案に賛成するものである。そしてその賛成は農林省企画課の原単位計算方式の 4700 円案に近いという意味で賛成する。パリティ方式が諸物価の均衡を計ると云う意味では、このパリティ方式がその計算方法によって大幅の幅をもつと云う点で、この方式は何ら均衡を得るといふ意味をもたないと思う¹⁰⁷。(川俣清音)

4700 円のは足りないながら生産費をつぐなう米価という点で私達としても一応賛成する。しかし消

¹⁰⁴ 同前。

¹⁰⁵ 食糧庁、1949、40 頁。

¹⁰⁶ 食糧庁、1949、41 頁。

¹⁰⁷ 食糧庁、1949、43 頁。

費者としては『喰える米価』というものを要求している。(中略)今日米代を上げる事によって農村のヤミに流れる米が少なくなるという事であれば、この 4700 円の値上げについて賛成する。又中間経費の 1000 円が本当に実現出来るものならいいが、もし出来ないとしたら一体誰が負担するのかという点もはっきりさせたい¹⁰⁸。(奥むめお)

小委員会の報告を全面的に支持したいと思う。そしてこれが通過すれば、今日以後政府に対して充分鞭撻したい¹⁰⁹。(東畑精一)

第二段階として 4700 円を止むを得ないものとして実際に成り立つ案として了承したいと思う。(中略)ただこの 4700 円の案は各グループから出した二名の小委員が一〇数日に亘って寝食を忘れて努力された事に対する信義道徳の立場から、この案が萬止むを得ざるものとして了承したい。又、消費者側としても、いかにこの間の調整に苦心しているかは、解るのであるから、その合理化については政府も、本委員会も消費者側も合致してこの実現に努力して行かねばならぬと思う¹¹⁰。(足鹿寛)

米価は国民経済全般の立場から特に慎重な取扱を必要とする事と思う。安定経済実現の基礎はあらゆる人々の均等の犠牲においてなさるべきであると思う。(中略)安定傾向の基礎を根本からくつがえす様な決定はなさるべきでない。物価体系全体の一環として総合的見地から定まるべきものであると思う。従って、1000 円の中間経費が困難な時には生産者も消費者も均等に負担すべきであると思う¹¹¹。(二見貴知雄)

小委員会としては政府当局には随分しつく追及して、大体この線ならいいだらうと云う事で全会一致で決定されたものであるし、また 1000 円についてもそれが不可能だという議論もあるが、それは一応、つめて見ようという意味をもっているのである。従ってこの際、この案を各方面において、これを変えるという事はできないと思うので、この案を全力的に実現する様努力するのが、審議会の今後の目的であると思うので、なるべく全会一致で決定したいと思う¹¹²。(湯河元威)

以上からうかがえるように、米価審議会では一応答申案を全会一致の形で発表したのが、

¹⁰⁸ 食糧庁、1949、44 頁。

¹⁰⁹ 同前。

¹¹⁰ 食糧庁、1949、45 頁。

¹¹¹ 食糧庁、1949、47 頁。

¹¹² 食糧庁、1949、49 頁。

実際には、各グループはその答申案に対して、不満と不信を持っていた。答申案はあくまで努力目標であり、政府を「鞭撻」するものであると繰り返し強調されていた。ここに、当時委員たちの実現可能性への疑念が読み取れる。さらに農林大臣も「客観状況から考えて、全面的に実現されると云う事を責任をもつことは出来ないが、政府は誠心誠意この答申案の実現に努力して行きたい決心である」¹¹³と発言している。ここから占領期下、米価の最終決定権が日本政府にはないという時代背景が見えて来る。結果としては、1949年産米は4250円という審議会の案より低い米価で決定された。米価審議会は占領下という時代の制約の下で、答申案を実現できないという限界を持っていたのである。しかし、以下のような点で決して米価審議会は無意味な存在ではなかった。

前述のように、米価審議会は農民・農業団体の働きかけで成立したものである。メンバーの構成や、議論の流れから見れば、生産者代表側に有利であることは明らかである。しかし、低米価・低賃金という路線が取られていた占領期では、社会全体からみれば、資本側にとって有利な局面があり、米価については、生産者と消費者双方の「負担」が求められていた。そこで、米価審議会が「民主的」な形で設立され、物価庁と農林省の間、生産者と消費者の間での対立や矛盾を調整する役割を果たし、対話の場になった。さらに、占領期にジープ供出と「低米価」を強いられた生産者や農民・農業団体側にとって、米価審議会は「闘争の場」になり、農業生産物である米の価格決定に参加する場であった。一方、GHQと政府にとって、それは生産者の不満を農政運動的な陳情活動に抑えるための機関であり、強権供出を強いられていた農民、食糧不足に苦しんでいた消費者大衆の不満を吸収し、戦後の「安定」という社会政策の課題にとって、一つの緩和策にもなったといえよう。これらの動きや主張の根拠となったのは戦時下に制定された食糧法であった。強権供出や政府による米価の算定や、農民・農業団体の生産費を償える米価に決定すべきだという主張も食糧法に基づいたのである。

その後、1952年になると、占領期が終わり、日本政府は米価の決定権を得るようになった。このような社会的背景の変化とともに、米価審議会もいくつかの変化が見られるようになる。

¹¹³ 食糧庁、1949、46頁。

第三節 1950年代の米価審議会

1952年に米価審議会は経済安定本部の廃止に伴って農林省に移管され、食糧庁の附属機関かつ農林大臣の諮問機関になった。さらに、52年に占領期が終わり、社会状況も大きく変化した。そのような変化を念頭に置きつつ、本章では以下、占領期下の米価審議会の分析に引き続き、米価審議会における食糧統制政策に関わるアクターがどのように変化し、特に農民・農業団体やそれに関わる委員がこの変化の中、食管制度に基づき、どのように生産費による米価決定を主張し続けていたのかを明らかにする。

1 メンバー構成の変化

前述のように1951年米価審議会の法制化とともに、メンバー数は20人以内と規定された。そのため、52年12月の米価審議会も20人の委員から構成されている。52年12月26日の米価審議会では、メンバー構成についての議論が行われた。ずっと生産者代表として参加していた足鹿覚が、委員の構成について政府に質問したところ、農林省の松浦東介政務次官（第一回米価審議会委員）と東畑四郎食糧庁長官は次のように回答をしている¹¹⁴。

生産者を代表する方、及び消費者を代表なさるような方をおのおの四名ずつ、それから国会を代表する方六名、学識経験者六名、大体二十名をもって構成したのであります。（松浦東介）

一つのわくであります、この委員の御名簿をごらんになりますとおのずからはつきりすると思いますが、衆議院の方が六名、片柳さんは（中略）参議院であります、（中略）（国会議員は：引用者）七名になりますが、お一人は学識経験者で、学識経験者は大学の先生それから今回は勸銀の会長をお願いをいたしました。それから生産者代表は従来もかわりはございませんが、全指連、日農、全食連（注：全国食糧事業協同組合連合会）、農業委員——全国農業委員。消費者代表といえますか、総同盟、経団連、主婦連の船田さんそれから総評に今おねがいしておるのですが、本日はまだ決定になっておりませんことははなはだ遺憾であります。（東畑四郎）

そして、この政府代表の説明後、経済団体連合会の福島正雄はメンバー構成について、「委員の顔触れ並びに代表階層の御説明がございましたが、生産者が五名、それから消費者が、

¹¹⁴ 食糧庁総務部企画課、1952b、7頁。

もしも総評議会から出る方を消費者代表に見るならば四名、国会議員が七名、そのバランスについて多少意見もあります」¹¹⁵と述べている。

以上の発言と従来のメンバー構成からメンバー構成が推測できる（表 4.3.1 参照）。しかし、各委員がどちらのグループを代表するのかが必ずしも明確化しない傾向は一層強まってきた。この時期は、初期の米価審議会と異なり、第三者代表に生産者代表に関係の深い委員、例えば川俣清音が引き続き入っている一方、肩書の変化により、生産者代表だったメンバーが第三者代表に変わったりしている。例えば、足鹿寛である。前述のように、足鹿は初回から生産者代表として審議会に参加してきたが、52年8月国会議員立候補のため辞任した。その後、12月26日再び米価審議会委員として任命されたが、衆議院委員の肩書で、第三者代表として参加している。それについて、本人も「一昨年までは私は生産者代表ででておりました、ときどき生産者代表のような議論をするのでありますが、それはあしからず御了承ねがいたい」¹¹⁶と述べて、生産者代表の立場に近いことを否定していない。その他、農民団体の日農代表である石田宥全も最初は生産者として参加したが（表 4.3.2）、その後衆議院委員として第三者代表に入る（表 4.3.3）。

そして、東畑四郎と福島正雄が説明しているように生産者代表に、全販連、農業委員会、日農、全指連、全食連が入っている。しかし、生産者代表といっても一枚岩ではなかった。52年9月に開かれた米価審議会では、日農の大森真一郎がパリティ方式を批判し、生産費方式を主張した上で、それに基き計算した10040円の基本米価を提示し、一万円以上の基本米価を決定すべきだと主張したのに対して、同じ生産者代表である全国食糧事業協同組合連合会の梶原茂嘉は次の発言をしている¹¹⁷。

米価の算定は、ひとり生産費のみでもできないのであります。物価の事情を反映しておる価格パリティ方式のみでもできない、いろいろの要素というものが当然はいつてくるわけでありまして。(中略)生産費に関する計算も考え方につきましては、毛頭異存がないであります。(中略)しかし現行の消費者価格が7030円ベースであり、10040円という数字がかりに不適正であるにいたしましても、今日その段階に米価をもって行くということが、これまた米価自体のもっております性格からみましてはたして適当かどうか非常に疑問があると思うのであります。(中略)私は結論といたしましては、政府の案に賛意を表するものであります。(下線、引用者、以下同様)

¹¹⁵ 食糧庁総務部企画課、1952b、12頁。生産者の5名は日農、全指導、全販連、農業委員会、全食連を指すと考えられる。

¹¹⁶ 食糧庁、1953a、191頁。

¹¹⁷ 食糧庁総務部企画課、1952a、182-188頁。

この発言を見ると、梶原が生産者代表の立場に立っているとは必ずしも言えない。さらに、53年に梶原が国会議員に当選したため、その補欠として、従来学識経験者として扱われてきた農林中央金庫理事長の湯河元威が任命され、生産者代表は四名になっている（表4.3.3、表4.3.4）。全国食糧事業協同組合連合会の梶原は生産者代表の枠に入っていることは確認できるが、従来の農民・農業団体と立場は異なり、政府に近い観点を持っていることは明らかである。なお、この発言は、戦前の米価調節論を想起させるものである。戦前は米穀調節をめぐる一連の議論を経て、公定価格の決定は生産費、家計費及び一般物価を考慮するという方針に辿り着いたのである。戦前米穀行政と深く関わった梶原のこの発言はそのような方針の延長線上にあると考えられる。

表 4.3.1 米価審議会委員名簿（1952年12月5日任命、53年12月24日任期終了予定のところ、54年2月28日まで延長）

		氏名（候補）	所属団体	備考
生産者代表（5名）		大田賛平	全国販売農業協同組合連合会	
		山内譲（西外居 1953年6月5日）	全国農業委員会協議会	
		大森真一郎	日本農民組合	
		武正総一郎	全国指導農業組合連合会	
		梶原茂嘉（農林中央金庫・湯河元威 1953年6月5日）	全国食糧事業協同組合連合会	
消費者代表（4名）		船田文子	主婦連合会	
		福島正雄	経済団体連合会	
		参谷新一	日本労働組合総評議会	
		重枝琢己	日本労働組合総同盟	
第三者代表	学識経験者（4名）	東畑精一	東京大学教授	
		大川一司	一橋大学教授	
		大槻正男	京都大学教授	
		山田義見	勸業銀行会長	
	国会議員（7名）	植木庚子郎	衆議院議員	自由党
		寺島隆太郎（今井耕 1953年6月5日）	衆議院議員	改進黨
		足鹿 覚	衆議院議員	
		三浦一雄（足立篤郎 1953年6月5日）	衆議院議員	自由党
		網島正興	衆議院議員	自由党
		川俣清音	衆議院議員	日本社会党
	片柳真吉	参議院議員	緑風会	

注：食糧庁・食糧管理史編纂室・統計研究会食糧管理史研究会編（1958）の資料から作成。

1953年の委員構成については、農林省は「グループわけは委員の出身による便宜のもので、審議会の委員は本来個々の立場の利益代表ではなくすべて学識経験者である」¹¹⁸とい

¹¹⁸ 農林省編、1954、403頁。

う説明を附して表 4.3.2 の区分を行っている。

表 4.3.2 農林省による米価審議会委員名簿（1953 年）

学識経験者	生産者代表	消費者代表	国会代表
東畑精一 大川一司 大槻正男 片柳真吉 山田義見 湯河元威	西外居 太田賛平 大森真一郎 武正総一郎	福島正雄 船田文子 参谷新一 重枝琢己	足立篤郎 網島正興 植木庚子郎 今井耕 足鹿覚 川俣清音

注：農林省編、1954、403 頁より作成。

農林省のこのような考え方については、本章の冒頭でも述べたように大森真一郎が次の批判をしている¹¹⁹。

現実の米価の形成は単なる価格論からなさるべきでなく、どのような政治的経済的条件のもとに、どのような政策動向をもって決定されるかが問題の重点であり、国民各階層の利害の対立もあるので、利益代表的見地からも十分議論さるべきである。委員の構成ならびに運営が利益代表的性格を意識的に否定する方向へ改変されてきていることは、審議会の御用機関化をはかるものである。

初回の米価審議会と比べて、この時期の生産者代表と消費者代表は対立というより、同調する場合が多く見られ、各委員の「利益代表的見地」も見分けがつかなくなる場合があった。そして、農林省が、意見のまとまりやすい「学識経験者」を意識的に米価審議会に入れようとしたことも否定できないだろう。さらに、52 年のこの委員構成について、米価審議会では、同じく大森が生産者代表として、次の意見を述べている¹²⁰。

また委員の構成につきましては農民団体といたしましては、少なくとも生産者、消費者の委員の数を増加すべきであるという根本的な主張をもって当局に訴えておるのでありますから、今後その点については十分配慮していただきたいと思ます。

これに対して、議長として東畑精一は次の説明をしている¹²¹。

¹¹⁹ 大森、1960、116 頁。

¹²⁰ 食糧庁総務部企画課、1952b、99-100 頁。

¹²¹ 食糧庁総務部企画課、1952a、155 頁。

米価審議会には別にどの政党代表を入れるかとかいうことは私は実際存じません。ただ人を選ぶ場合に各界から人を選ぶことが技術論として最も忠実である。私は議長としていまだかつて河野謙三さんを自由党代表者と思ったことはありません。(中略)大森さんは農民の代表とおぼしめしません。(中略)ここへこられたのは何の代表ということとは思わない。

両者の見解はかなり異なっており、東畑の意見は前述の農林省の説明に近いものである。さらに、東畑の発言に対して、自由党の衆議院委員である河野謙三(表 4.2.5 参照)は次のように述べている¹²²。

米価審議会の委員の構成はいかにすべきかということは議会で問題になった。その時やはり政党からも出すべきである。(中略)各政党の国民に呼びかける一番の政策は米の問題を取り上げております。二重価格問題、パリティ問題、これはしかも食い違っております。昨日から選挙戦も始って今日あたり声をからしてやっていると申します。その意思が一箇月後に出て来るのだから、政府としてもそそっかしく出すことはないのではないかと私は思う。

この河野の発言は米価審議会の開会時期について言っているが、当時米価の決定に関係深い米価審議会と各政党の関わりも端的に示されている。1952 年以後このような選挙を意識した発言が審議会ですばしば見られる。河野は東畑の発言を批判してはいないものの、それはあくまで「理論」つまり理屈であって、現実とは違うと述べており、否定的ニュアンスが読み取れる。

そして、その後のメンバー構成は従来の区分により、分類してみると表 4.3.3 と表 4.3.4 のようになっている。

表 4.3.3 米価審議会委員名簿(1954 年 6 月 1 日任命され、1955 年 5 月 31 日任期満了)

	氏名	所属団体	備考
生産者代表	石井英之助	全国販売農業協同組合連合会	
	石田有全	日本農民組合総本部	
	荷見安	全国指導農業協同組合連合会	
	西外居	全国農業委員会協議会	
消費者代表	田口宗一	日本労働組合総評議会	
	船田 文子	主婦連合会	
	堀越 禎三	経済団体連合会	
	重枝琢己	日本労働組合総同盟	

¹²² 食糧庁総務部企画課、1952a、156-157 頁、河野謙三(衆議院委員、自由党)の発言より。

第三者代表	東畑精一	東京大学教授	
	大川一司	一橋大学教授	
	大槻正男	京都大学教授	
	稲葉 秀三	国民経済研究協会理事長	
	友末洋治	茨城県知事	
	桑原幹根	愛知県知事	
	山添利作	農林漁業金融公庫	
	松隈 秀雄	日本租税研究協会	
	小汀 利得	日本経済新聞顧問	
	湯河 元威	農林中央金庫	
	松山 義雄	衆議院議員	自由党
	網島正興	衆議院議員	自由党
	川俣清音	衆議院議員	
	梶原茂嘉	参議院議員	緑風会
	今井 耕	衆議院議員	改進黨
足鹿覚	衆議院議員	日本社会党	
佐藤洋之助	衆議院議員	自由党	

注：食糧庁・食糧管理史編纂室・統計研究会食糧管理史研究会編、1958、349-350 頁より作成。

1954年5月21日米価審議会令は一部改正され、「米価審議会は、委員二十五人以内で組織する」と定められた。それは「より広い分野にわたって、学識経験者を求めるためである」¹²³とされた。

表 4.3.4 米価審議会名簿(1955年6月13日任命、56年6月12日任期満了のところ、1957年6月30日まで延長)

	氏名	所属団体	備考
生産者代表	石井英之助	全国販売農業協同組合連合会	
	荷見 安	全国協同組合中央会	
	西 外居	石川県農業会議	
	実川 清之	日本農民組合千葉連合会	
消費者代表	重枝琢己	日本労働組合総同盟	
	三巻秋子	主婦連合会	
	堀越 禎三	経済団体連合会	
	塩谷 信雄	日本労働組合総評議会	
第三者代表	東畑精一	東京大学	
	大川一司	一橋大学教授	
	大槻正男	京都大学教授	
	稲葉秀三	国民経済研究協会	
	小汀 利得	日本経済新聞顧問	
	松隈秀雄	日本租税研究協会	
	湯河 元威	農林中央金庫	
	湯村辰二郎	宮城県食糧事業協同組合連合会	
	安孫子藤吉	山形県知事	
	斎藤寿夫	静岡県知事	
	片柳真吉	参議院議員	緑風会
	川俣清音	衆議院議員	日本社会党
松山義雄	衆議院議員	自由民主党	

¹²³ 食糧庁・食糧管理史編纂室・統計研究会食糧管理史研究会編、1958、346 頁。

第三者代表	安藤 覚	衆議院議員	自由民主党
	村松 久義	衆議院議員	自由民主党
	石田宥全	衆議院議員	日本社会党
	小笠原八十美	衆議院議員	自由民主党

注：食糧庁・食糧管理史編纂室・統計研究会食糧管理史研究会編、1958、350-351 頁、米価審議会委員名簿から作成。

表 4.3.3 と表 4.3.4 が示すように、52 年のメンバー（表 4.3.1）と比べて、学識経験者が大幅に増えている。これを見ると、日本経済新聞、日本租税研究協会¹²⁴などの新しい団体や、各地域の知事がメンバー構成に加えられた。この構成について、54 年 6 月の米価審議会では、足鹿覚が構成の根拠を求めたところ、前谷重夫食糧庁長官はこのように答えている¹²⁵。

米の問題につきましては、御承知のように直接統制をいたしております、集荷の問題、配給の問題につきましては各府県の知事さんにいろいろ責任を持って処理していただいております。こういう事情もございますので、(中略)特に今回生産、消費の面で実際に仕事に当たっております府県の長官においでになっていただくということがより米価審議会の機能を発揮するゆえんだらうというふうに考えたわけでございますし、又これは各位御承知のように、米麦価の問題は非常に各経済関係に影響するところが多いし、(中略)広く一般学識経験者の方でその方面のかたにお入り願うということがまたこの審議会の意義あらしめる。

この食糧庁長官の意見に同調し、議長である東畑は再び「議長といたしましては、だれが生産者の代表であるかということは本質的な問題とは考えません」を述べている¹²⁶。足鹿はこれに対し委員の増員について、知事や学識経験者の増員より、生産者と消費者の委員を増やすべきだと主張している¹²⁷。

これは前述した大森とほぼ同じ意見である。つまり、メンバー構成について、農林省の「すべて学識経験者である」という見解に対して、米価審議会では、二つの意見が見られる、一つは大森、足鹿が主張しているより多くの生産者、消費者代表、つまり利益者代表を入れるべきだという意見で、もう一つは、農林省と同調する意見である。結果的には、

¹²⁴ 1949 年に来日したシャープ税制使節団団長シャープの示唆に基づいて、学会・産業界の有志、主として経済団体連合会があっせん役になって民間の立場から財政・税制問題を調査・研究するために創立された団体である(日本租税研究協会のホームページにより http://www.soken.or.jp/p_info/info.html 2016 年 2 月 20 日閲覧)。

¹²⁵ 食糧庁、1954a、6 頁。

¹²⁶ 食糧庁、1954a、8-9 頁。

¹²⁷ 食糧庁、1954a、5-7 頁。

生産者、消費者代表の人数が減らされる一方、第三者代表、特に学識経験者の人数が増えていくことになった。52年のメンバー構成から見ると、学識経験者5人に対し、国会議員は7人になっているが、その後、国会議員の人数はそのまま、学識経験者は10名まで増えている。

このように50年代に入ってからメンバー構成には、様々な変化が生じてきた。生産者代表の構成から見ると、農民団体と農業団体のバランスが変わっていった。49年、50年に参加していた農民団体のうち、日農以外の団体が消えていった一方、農業団体では、農業復興会議が解散により消えたほかは、全販連、全指連、全国農業委員会は引き続きメンバーとして参加している。こうして、米価審議会での米価闘争は農政運動としてクローズアップされていく一方、農民運動としての色彩は薄くなっていったことがうかがえる。

なお、米価審議会では生産者代表あるいは農民・農業団体代表の人数が減少するとともに、消費者代表の委員数も減っていく。その代わりに、学識経験者や、国会議員などの第三者代表が大幅に増えたのである。ただし、その中には生産者代表の立場に近い委員もいるし、政府の考え方に近い委員もいるし、政党の代表もいる。生産者の利益か消費者の利益かを代表する委員というより、政治的な利益を持つ委員が多かったが、農林省をはじめ、米価審議会メンバーの一部には、委員が特定の立場で利益を代表することを否定する傾向がある。本章の冒頭で述べたように米価審議会は農民・農業団体の働きかけのもとで設立されて、農民・農業団体にとって「闘争の場」として期待された。しかし、50年代に入ると、メンバー構成は多様化し、複雑になる一方、審議会は農民・農業団体の「闘争の場」という性格を失っていく一方、政治闘争がより前面に出ていったのではないだろうか。

以上、食糧政策をめぐるアクターを検討することを通じて、50年代に入ってから米価審議会におけるパワーバランスの変化を考察してきた。次は議事録の内容から、具体的にこの時期に入ってから米価審議会の変化を検討したい。

2 運営上の変化

1952年占領期が終わり、米価決定権は日本政府に戻った。この大きな社会状況の変化が米価審議会にも影響を与えた。食糧増産、集荷確保、インフレの抑制などにかかわる政策的課題は依然として変わっていなかったが、占領の終了とともに、強権供出が困難になり、政府にとって、供出の確保には、価格面を考慮せざるを得なくなった。

米価審議会設立以降の政府の諮問と審議会の答申およびその後の政府決定の基本米価を整理してみると、以下の通りである。

表 4.3.5 基本米価（単位：円／石当り）

年次	諮問の基本米価		答申案	政府決定
1949年	—		4700	4250
1950年	5529（包装代込）		5800	5529（原案通り）
1951年	7030（包装代別）		7500	7030（原案通り）
1952年	7500（包装代別）		再諮問	7500（原案通り）
1953年	7700（包装代別）	消費者価格について、 具体的金額提示せず	不適當	8200
1954年	8920（800円の供出 完遂金込）	消費者米価 765円／ 10g（精米）に据置き	不適當	9260

注：農政調査委員会（1979）の資料より作成。各種奨励金含まない基本価格。諮問案は食糧庁により作成された案である。

表 4.3.5 が示すように、1949 年から 52 年にわたって、米価についての答申案はほぼ否定されているが、それ以後は、米価審議会で議論されていた 1 万円以上の米価には及ばないものの、米価審議会の意見に若干考慮した価格となった。では、米価審議会での議論は現実に決定した価格にどのように反映されているのだろうか。以下では主に生産者側を中心に、米価審議会での審議内容の変化を具体的に考察したい。

1952 年の審議に関して

1952 年米価の決定をめぐり、審議会は 9 月と 12 月の二回にわたって開会された。9 月は主に生産者価格の諮問に応じて開かれたのに対し、12 月は主に消費者価格をめぐる議論された。さらに、任期の問題で、12 月の消費者価格審議の際に、委員が若干変わった（表 4.2.4、表 4.2.5 参照）。

この時期、米価審議会の運営上、一番大きな問題になっているのは、消費者代表側と生産者代表側などから出された生産者価格と消費者価格の同時審議の要求である。この要求は二重米価の要求とつながっている。その法的な根拠は食管法の第三条の「政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シテコレヲ定ム」と第四条の「政府ノ売渡ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ家計費及物価其ノ他ノ経済事情を参酌シテ之ヲ定ム」である¹²⁸。つまり、食管法に基づく食管制度の下で生産者価格と消費者価格の差額を財政負担すべきだという要望である。この問題は主に消費者代表側が強く主張しているが、生産者代表側も同調している。

52 年 9 月の米価審議会では、広川弘禅農林大臣が「本審議会において消費者価格についてもあわせて審議するようにとの御要望があり、善処されたい旨の御連絡がございましたが、政府といたしましては、目下のところ消費者価格改訂の意思はございません。さしあ

¹²⁸ 現代法制資料編纂会、1984、704 頁。

たり決定しなければならないのは今年産米の政府買入価格のみでございます」¹²⁹と挨拶の中で述べて、生産者価格のみを諮問しようとしたところ、消費者代表側が「生産者米価が食糧特別会計という財政のルートを通るとは申しながら、消費者に及ぼす影響は必然」¹³⁰であり、当時の財政状況から、生産者価格が上昇する場合、消費者も負担を強いられるだろうという理由で、生産者価格と消費者価格の同時諮問を強く要求している。この消費者代表側の意見に同調し、生産者代表側の日農の大森は次の意見を述べている¹³¹。

労働者関係についてはベース・アップの問題が関係ありますが、大ざっぱに見まして、農民の中でいいにしても、三分の一は米を買って食う農民でありまして、従ってやはり消費者と同一の立場においての農民も私どもかんがえざるを得ないのでありますから、同時審議をすることによりまして消費者価格の目安がつかなければ、われわれは単に生産者価格のみを決定する、御答申し上げるといことが非常に困難になると思っております。

さらに、国会議員の中でも同時審議を要求する声もあった。結局、消費者側が農林省に四つの条件¹³²を認めさせ、審議が進行した。要するに、生産者代表側と消費者代表側は、生産者価格と消費者価格の同時審議、二重米価などの問題において意見が一致しており、初回の審議会の激しい対立と比べて、両者の関係は微妙に変わってきたのである。農民・農業団体の代表は消費者代表、野党の国会議員と同調し、米価の決定に関わる財政予算問題において、農林省及び大蔵省の政府部門、与党との対立が顕在化していった。当時、農林省の立場としては基本米価を抑え、それに各奨励金をプラスするという形で、米価を決めようとしたのである。奨励金について、食糧庁長官である東畑四郎は次のように説明している¹³³。

率直にいいまして今次の内地米の有効量は絶対量も非常にたりません。従いまして遺憾ながら政府の供出政策、食糧管理法に基いて供出をさせます限りにおいては相当やみ価格等が上昇いたしておることはこれは現実であります。(中略)われわれとしましては超過供出をしていただいた方には何とかして農民の実行手取額を補償したいということからいろいろ考えたのでありまして、

¹²⁹ 食糧庁総務部企画課、1952a、5頁。

¹³⁰ 食糧庁総務部企画課、1952a、5-10頁。

¹³¹ 食糧庁総務部企画課、1952a、8頁。

¹³² ①義務供出後の自由販売についての説明、②中間経費を明らかにすること、③消費者価格に関する政府内部の試算とそれの一般家計に及ぼす影響の説明、④食糧会計の収支予想の説明。

¹³³ 食糧庁総務部企画課、1952a、56-57頁。

義務供出が 7500 円、早場奨励金とか完納奨励金とかいうものをいろいろ考えて、農家の実効手取額というものをなるべく近づけて行きたい。(中略)そういう別個の奨励金というものを従来出しておるのでありますが、今年は実効手取りを増加するという意味で、約 10000 円以上に算定をいたしたいというのが現実であります。

そして、その後も「われわれといたしましては義務供出につきましてはこういう算定方式でやって行きたい。これ以外の問題等につきまして、現実の問題のさばき方としてはこれを通して、なるべく農家の所得水準というものを引下げたくない。実質的な手取額というものは補償して行きたいという考え方」¹³⁴と繰り返し強調している。全体の生産者ではなく、一部の供出に協力的な生産者だけ対象として、奨励金を出すという形で、財政をできる限り節約する一方、供出を確保しようとする当時の政府の考え方がうかがえるだろう。

この政府の考え方と石当り 7500 円という諮問案に対して、日農の大森は GHQ の占領期後の日本政府の米価決定自主性を強調し、価格パリティ方式の廃止と生産費算定方式の確立、都市労働者と農村労働者の所得を均衡させる同一労働同一賃金という見方を提唱した。具体的には一万円以上の米価を要請し、生産費方式が採用される場合超過供出奨励金は不要だと主張する一方、二重価格制を前提として、消費者米価の据置き、自由販売反対などの意見も提出している¹³⁵。当時、麦などに対して、統制撤廃が相次いで行われ、米に対しても統制撤廃の意見が与党の自由党から出されている。この時期はまだやみ米が高く、米不足の時期なので、統制撤廃になると、米価が引き上げられ、農民の利益増と消費者の負担増になることが予想される。統制撤廃は生産者の農民にとって、実は有利になる。そのため、ここで大森が自由販売に反対するのは単なる生産者の立場だけではなく、主に消費者の立場から、つまり、前述の大森の発言の中で述べられているように、三分の一の農民が米の消費者であり、そのような農民の消費者的な立場を考慮した発言であると推測できるだろう。

初期の審議会と比べて、農民団体側の主張も変わってきた。初回から農民・農業団体側はずっと生産費方式、つまり再生産を償える米価を主張してきたが、この時期になると、消費者価格に対する要求が加えられてきた。この点では、生産者代表は消費者代表と意見が一致し、生産者価格と消費者価格のギャップを財政負担に転嫁させようとしている。この大森の主張に同調し、全国農業委員会の鈴木は大森の案に賛成した上で、集荷政策に中心を置くのではなく、農民の生活の安定や、営農を中心とする価格政策を取るべきだと主

¹³⁴ 食糧庁総務部企画課、1952a、62 頁。

¹³⁵ 食糧庁総務部企画課、1952a、134-145 頁。

張している¹³⁶。この案に賛成したのは野党・改進黨の委員であった。改進黨委員の笹山は次のような意見を述べている¹³⁷。

われわれも党としまして、この価格パリティということは今後の情勢のもとにおいてはできる限り早く終止符を打たなければならないと、党としても決定しておりますし、また価格政策については今の段階においては二重価格制度を取らなければならないと大きな方針としては決定しているのであります。(中略)根本は価格パリティ方式ということではなくして、やはり生産費を中心としたところの価格形成の方向に行きたい。ただその生産費の計算についても政府の案のようなことではなくして、やはり大森さんのような一つの労働の賃金の振り方については農家といえども他の労働と同様に、同一労働同一賃金という方向にわれわれの方では考えておりますので、(中略)遺憾ながらこの政府の諮問案には満幅の賛意はとうてい表されない、こういう心境でございます。

このように野党側と政府の意見の相違が端的に説明されている。要するに、野党と生産者代表側、消費者代表側は二重米価、生産費計算方式などの点で意見が一致しており、それらの点に立脚して政府案に反対する立場を取っている。ただし、消費者側は二重米価を主張しているといっても、大森案に必ずしも賛成しているとはいえない。消費者代表側は同時審議、二重米価などを要求する一方、清水慎三(表 4.2.4)委員は次のように述べている¹³⁸。

結論からもうしまして、政府が諮問されました本案に対しましては反対でございます。(中略)最後に生産者側から新しいといいますが改正提案があったわけでありますが、(中略)それを採用する場合に附帯する諸条件はやはり特に国家財政の全貌がすくなくともそのかなり詳しいアウトラインがわかるまでは審議するわけにゆかない、(中略)結局生産者側から今回提案されました事項につきましては、やはり私としては審議の段階ではまだないという気がいたすわけでありませう。

この発言からうかがえるように、現実の財政問題の観点から、消費者代表側は生産者代表側の石当り一万円以上の生産者価格という案に対して保留の態度を取っている。そして、議論を重ねた結果、政府の基本価格石当り 7500 円(包装代を含まない)の生産者価格とい

¹³⁶ 食糧庁総務部企画課、1952a、148 頁。

¹³⁷ 食糧庁総務部企画課、1952a、154 頁。

¹³⁸ 食糧庁総務部企画課、1952a、161-166 頁。

う諮問に対して、審議会は次のような答申案を出した¹³⁹。

答申

政府諮問価格はこれを妥当と認めることができないから速やかに再度諮問されたし。再諮問に際しては次の事項を考慮されたい。

1. 食糧管理法第3条¹⁴⁰の趣旨に従い、さきに当審議会が決定せる方式に基いて米価を算定すること
2. 生産者価格の諮問に際しては同時に消費者価格についても諮問すること。
3. 食糧の生産確保および消費者の家計安定をはかるために二重価格制を採用すること。
4. 超過供出奨励金を可及的に基本米価に織り込むこと。

この答申案で生産者代表、消費者代表の要求をほぼ織り込んでいるが、生産者代表の要求している1万円以上の米価を明示していない。その後、表4.3.5に示すように、政府は原案の通り決定した。しかし、三ヶ月後の12月26日、審議会が再び開かれて、消費者価格改訂について諮問される。政府は「減税や公務員の給与改訂等々とにらみ合わせ」、所得税の軽減、公務員の給与の引上げ、一般勤労者の給与の改善が行なわれるため、消費者価格の引上げが家計の負担にならないという理由¹⁴¹をあげて、消費者価格の引上げについて諮問を行う。その際に消費者価格の算定は従来と同様に、生産者価格を基準として算定し、供出完遂奨励金を財政負担するという考えに基き行われた。

これは消費者代表の大きな不満を買った。消費者代表側は再び、同時審議を要求している。消費者代表側の経済団体連合会の福島正雄が再び同時審議を強く主張している¹⁴²。これには他の消費者代表も同調しているが、注目したいのは生産者代表側の発言である。この12月の審議会は消費者価格改訂をめぐる審議なので、主に消費者代表側と野党委員の発言が多く見られるが、日農の大森も次の発言をしている¹⁴³。

私、生産者側からの代表ということになっておりますが、(中略)消費大衆としての農民が相当多

¹³⁹ 食糧庁総務部企画課、1952a、224-225頁。

¹⁴⁰ 「米穀、大麦、裸麦、小麦、甘藷、馬鈴薯又ハ雑穀ノ生産者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シタル米麦等ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ売渡スベシ。前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ参酌シテコレヲ定ム」と食糧法第三条に規定されている(現代法制資料編纂会、1984、704頁)。

¹⁴¹ 食糧庁総務部企画課、1952b、1-2頁。

¹⁴² 食糧庁総務部企画課、1952b、12頁。

¹⁴³ 食糧庁総務部企画課、1952b、96頁。

いのでありまして、(中略)農民の立場から私どもの意見をこれから簡単に申し上げたいと思います。(中略)第一の点といたしましては、(中略)超過供出につきましては、集荷手段としてのいろいろな経費という見方に立てば、当然これは消費者米価へ転化すべきではないと思うのであります。

この発言に、全国農業委員会の鈴木も同調して、「零細農民の生活擁護という立場」¹⁴⁴から消費者価格の値上げに反対していた。つまり、この時期、生産者代表側は生産者に有利な米価を主張するとともに、農民の消費者的な立場にも注目し、消費者代表側と同調し、同時審議、二重米価を政府に要請していたのである。このため、生産者代表側と消費者代表側の根本的な利益の対立は後景に退き、立場は異なりながらも、同時審議、二重米価などの点では意見が一致している。

そのほか、この時期から農林省関係者の出席だけではなく、大蔵省からも大臣あるいは関係者の審議会への出席が要請されるようになった。委員の中からも次のような発言が現われてきている¹⁴⁵。

私が第一回の米価審議会の委員たりし当時は日本に政府が二つあった。一つは眼の青い GHQ という政府、一つは東畑君の食糧庁という政府、この二つあった。今度は一本になったから米価審議会の意見がすらすらと通って、その意見が反映して、米価審議会の検討が無意味でないというふうにわれわれは考えた。(中略)そういう議論の彼方に潜んでおる実在を把握しえなかった浅慮の至りだったとおもいますが、実は食糧庁東畑長官並びに農林大臣以外にも一つ、米価なり、わが国の経済の骨格をなすものに、大蔵省の主計局という政府にも匹敵するような大きなものがある。この予算、決算を掌っておる大蔵省当局に端的に米価審議会の意見がぶつかるような方法を考えなければならぬ。(改進黨・寺島隆太郎)

この寺島隆太郎の発言からもうかがえるように、当時の米価審議会では、農民・農業団体の代表は消費者代表、野党の委員と同調し、米価の決定に関わる財政予算問題において、農林省及び大蔵省の政府部門、与党との対立が顕在化してくるとともに、大蔵省と意見折衝すべきだという要望が強くなっていた。

1952年の米価審議会では、従来の生産費算定方式、消費者米価の据置きが引き続き主張されている一方、同時審議、二重米価、米価審議会での大蔵省との折衝、開会時期などの

¹⁴⁴ 食糧庁総務部企画課、1952b、103頁。

¹⁴⁵ 食糧庁総務部企画課、1952b、26-27頁。

問題が大きく取り上げられて議論され、議論がまとまらない場合がしばしば見られる。12月の審議会では次の答申案が出された。

- 一、今回の諮問案はその時期、方法においてきわめて不相当とみとめられる。
- 二、米の消費者価格に対する政府諮問案は妥当と認めがたい。
- 三、今後米価審議会の運営に当っては、その答申案が有効適切に実施されるよう万全の措置をされたい。

これは9月の答申案と同じように消費者代表側、生産者代表側及び、野党などの各委員の意見が織り込まれ、政府案を否定する形になっている。

1953年の審議会

1953年になると、前述の生産者代表側、消費者代表側の要求が一部実現した。53年9月の米価審議会では、農林大臣保利茂が生産者価格と消費者価格の同時審議を行う意思を表明し、生産者価格についてパリティ価格に特別加算額を加える方式で算定し、消費者価格については政府買入れ価格の引上げに伴い、消費者価格を改訂する方針を説明している。ただし、消費者価格について具体的な金額を提示していない¹⁴⁶。理由としては、「特別の作況（凶作：引用者）にありますので、供出数量等、いまだ必ずしも確定しない要素もございますので、諸般の事情を勘案いたしまして、政府としましては当面改訂の基本方針を定め、明年1月より実施いたしたいと考えている次第でございます」¹⁴⁷と説明している。同時審議については、「できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいという建前でおります」¹⁴⁸と述べている。さらに諮問案では消費者価格については「消費者価格は、昭和28年産米の政府買入価格（供出完遂奨励金を除く）に28年産米に係る諸費用を加えて算定すること旨として、昭和29年1月1日より改訂する」¹⁴⁹と明記された。

これに対して、生産者代表側の大森は「消費者価格が政府原案として明示されないのですが、私どもは消費者価格は単に生産者価格のコスト主義によって決定さるべきものでなく、法令に基いても家計費に対する影響が消費者価格決定の重点になっておるとおもいますので、そういう点から考えますればやはり価格を明示して一応原案を提示されるのが当

¹⁴⁶ 食糧庁、1953a、1-2頁。

¹⁴⁷ 食糧庁、1953a、2頁。

¹⁴⁸ 食糧庁、1953a、4頁。

¹⁴⁹ 食糧庁、1953a、9頁。

然でなかろうか」¹⁵⁰と再び二重米価を主張し、消費者価格の具体的な金額の提示を求めている。この大森の意見に同調して、社会党の川俣が「諮問するにはまだ未熟な程度で御諮問になった」¹⁵¹と農林省を非難している。さらに、消費者側も同調して、消費者価格の提示を求める一方、消費者代表側の参谷新一は生産費の財政負担を避け、消費者に転嫁させようとしていると政府のやり方を批判し、米に対する国家統制を行う限り、「当然政府の責任において国家の税金によって賄われるべき」だと米価に対する財政負担を要請し、消費者米価の引上げは社会の不安を招く可能性が大きいと主張した。しかし一方で、生産費は地域及び規模によって格差があるので、「平均化された米価を求めるということは、これは再生産を償い得るということには、とうていなり得ないのだ」と述べ、生産者代表側の主張している生産費算定方式を否定するニュアンスを示していた¹⁵²。

そして、生産者価格については、政府の基本的な方針については、前谷食糧庁長官は「基本的な考え方といたしましては、昭和28年産米につきましては昨年と同様の考え方によりまして、パリティ方式により算出されました価格に、パリティ方式の基準年と本年とにおける米の反当購入資本財投下量の変化と、都市と農村の消費水準の均衡をはかりますために調整します係数によって算出されました特別加算額を加算いたしまして米価をきめるという考え方でございます」¹⁵³と説明している。この政府の方針に対して、日農の大森は相変わらず生産費算定方式で米価を決定すべきだと主張し、全国農業委員会の西外居も前任の山内に引き続き、農業経営を中心とする米価政策を採るべきだと主張している。

53年の米価審議会では一番問題になったのは凶作に際しての減収加算額の問題である。審議会では豊凶係数を基本米価に織り込むべきかどうかの問題について、社会党の川俣清音、足鹿覚などが基本米価に織り込むべきだと主張する等、野党側の諮問案への批判が激しくなっており、農林省の減収加算額を基本米価に織り込まないという意見と対立している。さらに、生産者代表側の西は生産費算定方式を主張し、この方式を採用すれば、「凶作の場合には現実にこの生産費が高く、従って豊凶係数はおのずからこの生産費の中に含まれて来るといふ考え」なので、豊凶係数を考慮する必要がなくなるという意見を述べている¹⁵⁴。このように政府側と社会党、全国農業委員会との間で、なかなか意見がまとまらなかった。このほか生産費の算定についても、平均生産費を採るか限界生産費を採用するかで生産者代表側と農林省が対立している。結局、従来の小委員会の方式で、次の答申案が

¹⁵⁰ 食糧庁、1953a、5頁。

¹⁵¹ 食糧庁、1953a、6頁。

¹⁵² 食糧庁、1953a、181-187頁。

¹⁵³ 食糧庁、1953a、9頁。

¹⁵⁴ 食糧庁、1953a、251頁。

出された。

- 一、現下の事情にかんがみ政府諮問の生産者米価は不相当だと認める。
- 二、消費者米価は当分の間据置とし、その改訂についてはあらためて米価審議会を開き、慎重に考慮する。

附帯事項

- 一、早期供出の奨励金はその各期の期限及び金額を大幅に延長、増額すること。
- 二、超過供出奨励金は 3000 円を下がらざるものとする。
- 三、凶作度を早急に把握し、さし当り石当り 500 円の減収加算額を概算払いすること。
なお減収加算については審議会においてその算定方式を検討し、清算すること。
- 四、昭和 29 年産米の生産者価格算定方式については小委員会の答申に基き根本的に改めること。
- 五、凶作対象に万遺漏なきを期し、凶作地帯の農家をして供出に協力するよう措置すること。
- 六、特別集荷制度¹⁵⁵は即時これを廃止すること。
- 七、米の現行配給量は絶対的にこれを維持すること。

小委員長の湯河が上記の答申案を報告するに際して、「皆様方がそれぞれほんとうに互譲妥協の気持を持たれて、また現下の米の供出が大問題だということについての御認識、また凶作の農村が非常にひどいということの御認識を持たれて、その気持で、一つの原案が出されたのでございます」¹⁵⁶と述べている。この答申案には附帯事項が七点まで明記され、以前の答申案と比べてかなり多くなっている。米価審議会では答申案に審議の論点を織り込むということがなされてきた。つまりここから答申に至るまでの議論の激しさが推測できる。また小委員長の発言もこれを裏付けている。この時期の米価審議会では、農業側の代表が従来の主張を堅持する一方、同時審議、二重米価、自由販売を主張し、消費者代表側とそれらの点で意見が一致していた。そして、野党代表もこれに同調し、米価問題の解決を財政負担に求めている。これに対し、政府側は供出を確保するため、生産者価格を一定程度引き上げる一方、食糧特別会計などの財政赤字の問題で、その負担を消費者に求めようとしていた。そして、この生産者代表、消費者代表と野党委員の働きかけで、減収加算額が採用され、それにプラスしてパリティ指数の上昇による追加払いをすることで、基

¹⁵⁵ 都道府県単位の供出が完遂した場合において供出を完遂した生産者は、農協等特に政府の指定した集荷業者（特別指定集荷業者）に自由に米を売り渡すことができるという制度である（食糧庁食糧管理史編纂室・統計研究会食糧管理史研究会編、1958b、280-286 頁を参照）。

¹⁵⁶ 食糧庁、1953a、294 頁。

本米価は 8460 円とされたのである。

1954 年度の審議

1954 年になると、米価審議会委員の要請で、大蔵省の関係者が出席し、野党と大蔵省との対立が激しくなった。当時の米価問題については、集荷の責任を負っている農林省が供出の確保を第一義と考えているのに対して、大蔵省は主に財政面を考慮していた。そこで、両者が折衝し、結果として、生産者価格は石当り 8920 円の基本米価で、消費者価格は現行価格の精米 10kg765 円に据置きという諮問案が出された。しかし、その 8920 円の基本米価の中には、国会で協議されていた 800 円の供出完遂金が織り込まれているので、実際には、54 年の諮問案に出された基本米価は前年より下げられている。こういう事情があって、9 月の審議会では、農林大臣は次のような挨拶をしている¹⁵⁷。

米価決定の際におきます課題は一面生産者農民各位が(中略)費やされました労働に対して正しく報ゆることができるようにすることにあることは無論、一面又(中略)国民大衆諸君の生活の主要な糧として購入される際に、この価格が家計費を圧迫いたし、労賃の高騰を来たし、一般物価水準に悪影響を及ぼすがことき結果を来たすことのないようにすることが必要であります。(中略)今後尚相当の期間低物価政策は堅持せられねばならないものと存じております。

農林大臣は挨拶の中で、低物価政策を「相当の期間」に実施する方針を明言した。この挨拶と相まって、大蔵省の事務官は次のような発言をしている¹⁵⁸。

消費者負担、消費者の面からいいますと、二重米価、二重財政負担をするという点になりますと、これは明らかにインフレ的要素がありますので、(中略)我々としては二重米価論というものとはっておりません。

政府には、当時デフレ政策のもとで、米価審議会が要請した二重米価を否定する傾向があることが上記の発言からうかがえる。しかし、政府は二重価格制を否定しながらも、食糧制度の下で、消費者価格の据置きに対し、生産者基本米価を引き下げようとしていた。この政府の方針に対して、野党委員は激しく批判している。社会党の足鹿は、米価が高いのは所得水準が低いためであり、それに対して適切な食糧政策や価格政策をとらずに農民、

¹⁵⁷ 食糧庁、1954b、1-2 頁。

¹⁵⁸ 食糧庁、1954b、106-107 頁。

農村に低米価というしわ寄せをして、消費者の生産者に対する不満を仰ぐという政府のやり方を批判した。そして、次のように述べ¹⁵⁹、生産者米価の維持と消費者価格の据え置きのために国家財政の支出を要請した。

デフレ政策を遂行していく場合において、米価にしわをよせてゆくような政策を、これをやめてゆくためには、当然の帰結として、生産者米価、同時に消費者価格をあげないというために国家財政の支出を当然増加すべきである。

他方、改進黨の今井もと二重米価制を再び主張し、二重米価に関しても、所得の高い人がそれを負担すべきだという意見を述べていた¹⁶⁰。

54年の消費者価格据置きという政府の方針の下で、消費者代表側の発言は少なかった。議事録の全体から見ると、そのような野党、政府の間の攻防と生産者代表側の基本米価に対する批判が主である。生産者基本米価については、生産者代表側は主に、基本価格に根拠なしに800円がプラスされたことから、パリティ方式はもうすでに崩壊しているとパリティ方式を批判し、同一労働、同一賃金、限界生産費など生産者代表側の従来主張に基づき、米の再生産が可能な額として、12500円を要求し、次の案を提示している¹⁶¹。

29年産米の生産費調査からいたしますと少なくとも米価というものが12452円でなければならない。包装費込み13025円でなければならないという結論に到達いたしておるわけでございます。私共はこれを端数切上げまして12500円という御要求をしておりますのも、こうした意味におきまして米作地帯の供出農家が少なくとも劣悪な条件下に合って食糧増産にいそしむ、米作農家が働く、その報酬といたしまして国民の平均の生活水準を確保できるような状態において価格というものはこういうように決まるべきであるという観点から(中略)昭和29度におきましては、只今申しましたように12500円以上でなければ米の再生産ができない、こういう結論に到達しておるのでございます。

この「国民の平均の生活水準」を確保すべきだという主張に同調して、日農の石田も同じ数字を主張している。この時期、農民・農業団体側も引き続き案を提示していたが、米価審議会全体からみれば、政党の発言がより前面化してきたことは否定できないだろう。

¹⁵⁹ 食糧庁、1954b、75-77頁。

¹⁶⁰ 食糧庁、1954b、146-148頁。

¹⁶¹ 食糧庁、1954b、171頁、全国農業委員会・西外居の発言より。

そして、54年の米価審議会でも、小委員会方式により答申案を満場一致で決定し、大蔵大臣宛てに次の答申を行っている。

昭和29年産米の価格に関する政府の諮問に対して、左記の通り答申する。

- 一、諮問にかかる政府買入れ価格は米の再生産を確保し、集荷の円滑を期し難いと思うのでこれを不相当と認める。
- 二、現行パリティ方式は合理的な米価算定方式としての機能を果し得ない実情に鑑み米価審議会に小委員会を設け生産費方式を基礎とする算定方式など重要事項に関し検討し生産費調査の整備など必要な措置を講ずること。
- 三、消費者価格については諮問を妥当と認める。

付帯事項

- 一、食糧の外国依存政策を排し国内食糧の生産費低下と増産のための政策を一段と強化し、消費者に対する配給量の増加に努めること。
- 二、早期供出奨励金の各期の期限を延長し金額を増額すること。
- 三、検査は等級整理等規格を再検討すること。
- 四、米に対する直接統制を崩すがごとき措置を採用しないこと。
- 五、中間経費の合理的節減を図ること。

この答申案が従来の答申案と一番大きく異なる点は、従来の農林大臣に対する答申案が大蔵大臣に変わったことである。この時期、野党や生産者代表側などの要求により、大蔵省関係者の出席が実現した。そのことにより、米価審議会において、生産者代表、消費者代表、野党代表と政府との米価政策における予算、財政をめぐる対立が一層激しくなってきた。同時に、この時期、生産者代表や消費者代表に比し、政党（野党）委員の発言力が強まってきたことが読み取れる。その後、55年に、米価は、生産費算定方式とパリティ方式との併用によって計算され、60年に生産費算定方式に移って行く。

以上、1950年代の米価審議会における米価をめぐる具体的な議論を検討してきた。この時期の審議会は初期と異なり、メンバーの構成が多様化するとともに、生産者代表と消費者代表の対立が次第に影をうすめ、その代わりに、野党主導の下で利益者代表と農林省、大蔵省との対立がより激しくなっていた。米価審議会の設立を働きかけた農民団体もほぼ審議会のメンバーから外され、米価審議会における米価闘争は農政運動としての性格をいっそう強めていった。一本化された答申という要請の中で、農民・農業団体や消費者代

表はそれぞれの利益を代表し、主張を堅持しているものの、現実の財政問題などに制約され、妥協せざるを得なくなっている。その根本には、戦後経済再建という建前のもとで、厳しい生活を強いられる状況の中で、食管法を堅持し、それに基き、二重米価を要請し、限られている財政補助を求めざるを得ないという理由があるだろう。とはいえ、この1950年代には、米価審議会是对話の場としての性格も相変わらず持っており、そして、生産者米価と消費者米価の同時審議、二重米価、生産費算定方式などの要求はその後相次いで実現されていく。これは60年代の逆ザヤになる原因にもつながっており、戦後食管法が長く続いて実施されてきた理由とも関連している。

小括

戦後、しばらく食糧（米）不足が続いていた時期に、主要食糧である米の重要性は一層浮上してくる。戦後から1950年代にわたって米が不足し、社会全体が不安定な経済情勢にある中、経済復興というかけ声のもと、低米価—低物価—低賃金という政策が採られた。その一方で、農民の生活に緊密な関係を持っている米価問題が大きくクローズアップされた。その後、55年の豊作をきっかけに、米不足から次第に米過剰基調に変化していく。本章では、この戦後の経済復興期あたる米不足の時期に、米価の算定に関わった米価審議会という政府の諮問機関の動向を中心として、農民・農業団体をはじめとする諸勢力の米価闘争をめぐる動きを検討してきた。1910年代から農業側の要請し続けていた米価調節策は戦時下という情勢に、食管法（1942年）の成立によって、食管制度として「完成」された。この食管法は、敗戦後の混乱した状況の下で、強権供出及びGHQや政府の米価抑制の法的な根拠になる一方、農民・農業団体は戦後の米価闘争の中でも、食管制度の堅持と、生産費を償える米価を主張し続けていた。

米価審議会という米価をめぐる議論の場において、農業・農民団体はそれぞれ固有の性格を有しながらも、当時の社会的歴史的な状況に規定され、米価審議会対策協議会を組織し、この時期の米価審議会では統一行動を取っていた。各団体は米価審議会を米価運動の「闘いの場」として位置づけ、期待していた。しかし、50年代に入り、米価審議会の中における米価闘争は農政運動として大きくクローズアップされ、農民運動としては影が薄くなっていく。その理由としては、第一節で述べた通りに、第一回の米価審議会で生産者側

を代表するとされた団体は、行政と農民の間に立つ仲介的な性格を持つ団体が多かったことと無関係ではないと考えられる。なお、戦前の米穀行政に携わった農林官僚は、戦後は官僚とは異なる立場に変わったが、戦後に至っても米価審議会に参加していた。これらの代表の議論は、戦前の農林官僚の米価調節論の延長線にあり、生産費とパリティ計算の双方を配慮する米価算定方式を主張した。その根拠はやはり食管法であり、行き着く先も政治的な米価決定であった。

そして、第二節では、第一回米価審議会のメンバー構成、議論の内容を分析した。初期のメンバーの構成や、議論の流れから見ると、生産者代表側に有利になっていた。しかし、占領期には、社会全体からみれば、経済復興が最優先課題であった。このような中、米価審議会が「民主的」な形で設立され、物価庁と農林省の間、生産者と消費者の間の矛盾を調整する役割を果たし、対話の場になった。同時に、占領期下にジープ供出と「低米価」に強いられた生産者や農民・農業団体側にとっては、それは「闘争の場」になり、農業生産物である米の価格決定に参加する場となった。一方、米価審議会は、GHQと政府にとって生産者を農政運動的な陳情活動の枠内に抑えられる一つの機関であり、強権供出を強いられていた農民、それから食糧不足に苦しんでいた消費者大衆の不満を吸収し、「安定」という社会政策の課題にとって、一つの緩衝剤にもなっていたといえよう。

しかし、1952年になると、占領期が終わり、日本政府が米価の決定権を取り戻すようになった。社会状況が大きく変わっていくとともに、米価審議会も変化していった。第三節では、この時期の米価審議会の変化を考察した。第一回と比べて、米価審議会では生産者代表あるいは農民・農業団体代表の人数が減少し、それとともに消費者代表の委員数も減ってきた。その代わりに、学識経験者や、国会議員などの第三者代表が大幅に増えてきた。その中には生産者代表の立場に近い委員もいるし、政府の考え方に近い委員もいるし、政党の代表もいる。生産者の利益や消費者の利益を代表する委員より、選挙を意識し、政治的な利益を持つ委員が多かったが、農林省をはじめ、米価審議会メンバーの一部には、委員がそれぞれのスタンスを持ち、利益を代表することを否定する傾向があった。この時には米価審議会の設立を働きかけた農民団体はほぼ審議会のメンバーから外されている。このようにメンバー構成が多様化するとともに、生産者代表と消費者代表の対立が次第に影響をうすめ、その代わりに、野党主導の下で利害代表団体（農民・農業団体や消費者団体）と政府省庁（農林省、大蔵省）との政治的な対立がより激しくなっていた。

このようにして、米価審議会における米価闘争は農政運動としての性格をいっそう強めていった。一本化された答申という要請の中で、農民・農業団体や消費者代表はそれぞれ

の利益を代表し、主張を堅持しているものの、現実の財政問題などに制約され、妥協せざるを得なくなっている。その根本には、戦後経済再建という建前のもと、厳しい生活を強いられる状況の中で、食管法を堅持し、それに基き二重米価を要請し、限られたなかで、財政補助を求めざるを得ないという背景があるだろう。とはいえ、米価審議会是对話の場としての性格は維持していた。そして、生産者米価と消費者米価の同時審議、二重米価、生産費算定方式などの要求はその後相次いで実現されていく。これは60年代の売買逆ザヤになる原因にもつながっており、戦時下に「完成」された食管法が戦後も長く続いて実施されていく理由にもつながっていく。

終章

総括

本論文では、1910年代から1950年代半ばに行われた米価をめぐる各時期の審議会における議論を主な手掛かりとして、食糧管理制度の形成プロセス及びそれが戦後にも必要とされていったプロセスを実証した。長期にわたるそれらの議論は主体も、展開された内容も多彩であった。小農家族経営という日本農業のあり方をどのように把握するかによって、議論の方向性が大きく異なるのである。なお、日本の商工業を中心とした近代化路線、言い換えれば、日本資本主義の発達と、小農家族経営のあり方とは相容れない側面があったため、結局、辿り着いたのは、政策による介入であり、国家統制であった。農業側が構想した農業問題への対策は食糧統制政策の形成に、さらに、結果的には、米を中心とする農業保護政策の形成につながっていくのである。

第一章では、米穀問題が顕在化してきた1910年代に焦点を当て、帝国農会や農業団体のリーダーなど農業側における米穀問題に対する認識及びその対策への構想（第一節）と、米穀調節調査会（1915年）における農林官僚や農業側の委員、当時経済界に影響力を持つ委員などの米穀問題に対する認識や米価調節論（第二節）を考察した。日露戦争後、米穀問題が顕在化していくが、第一次大戦中のインフレの中、米価は低落した後、再び上昇した。米価の高騰が1918年の米騒動の契機にもなった。このような状況の下、農業側では、「適当」な米価調節、植民地米の移入税復旧を政府に要請したほか、農業倉庫の建設と低利資金の供給など流通面の対策だけでなく、根本的な生産調整についての対策も構想した。また、この時期に、米穀国営論も現れてきた。一方、農林官僚も米価調節の必要性を認識し、1915年に農商務省に米価調節調査会が設置され、植民地米・外国米の専売、課税問題、農業倉庫、共同販売の問題、正米市場整備の問題など、多様かつ具体的な議論が行われた。自由市場経済が主流のなか、米穀問題がまだ深刻化していないこの時期に、農業側では、米穀問題に何らかの対策が必要だと認識していたが、米穀問題に対する認識を明示していなかった。この時期に展開された議論は当時の米穀政策に直接投影したとは必ずしも言えないが、その後の米価調節論の濫觴と位置づけられる。

第二章では、米穀法実施後の1920年代の米価調節をめぐる議論を考察した。1910年代後半、米価変動が激しくなり、1918年の米騒動、1920年末から1921年初頭に起きた米投売防止運動を引き起こし、政府は米価調節政策に踏み込んだのである。1921年に米穀法が制定、実施され、政府の米穀に関する間接統制が始まった。なお、米騒動後、米不足への危機感が一層強まり、政府は植民地を含む食糧増産運動を推し進めていく。一方、帝国農

会は 1922 年から大規模な米生産費調査を実施し、米価調節の基準の根拠を見出そうとし、1910 年代の「適当」な米価から具体的かつ明確な生産費による米価調節を主張するようになった。なお、『帝国農会報』の議論から見られるように、米穀問題は資本主義と小農家族経営による矛盾であるという認識が明示されるようになった。このような認識の変化とともに、米穀法の下で、農業側は、法の運用への批判を含め、政策の介入を唱えながら、農業者の「自らの力」の必要性を主張する。1910 年代の議論と比べると、より日本内地の農業、農家の現状を意識し、自由市場における農業生産及び農家経営の不利益の部分をなんらかの手段によって補足しようとする議論が展開されたのである。

他方、米穀取引業者は米穀法の運用（政府の買上げ、売渡し行為）が当業者の営業遂行上に不安を与え、米穀流通業者が持つ配給機能に支障をもたらすという観点から、米穀法に対する批判を展開した。自由経済的な考えに基づき、その解決策として、政府の米価調節を排除する米穀法自体の廃止まで提示している。これと相まって、一部の学識経験者などの論者も、自由経済的な立場からの米穀対策という見解を示し、生産者消費者の「自治的自助的統制」を提案した。それは農業側が主張した農業者の「自らの力」による対策と一見一致するが、その背後にあるのは自由経済的な考えであり、農業側が掲げた産業組合の理念とは異なったものであったのである。

1920 年代後半になると、食糧増産策の結果が表れ、朝鮮米が大量に移入され、米供給が過剰傾向になり、米価が下落していく。一方、この時期には米穀法の米価調節の欠陥が顕在化し、政府はより根本的な米穀対策を求めはじめた。そこで、米穀調査会（1929 年）が設置された。調査会では、自由放任から国家専売まで、米価基準問題、農業農村の救済問題、農業倉庫低利資金の問題、植民地米外国米対策問題など、広範な議論が展開された。これらの調節案は自由経済を前提とした 1910 年代の議論とやや異なり、論者によって程度の差があるものの、国家、政策の介入を必要とする議論が前面に表れてきた。米価調査会における議論は、1930 年代以降の米穀国家統制の布石になったといえる。

第三章では、まず米穀調査会の後に設置された米穀統制調査会（1932 年）の議論を考察した。米穀調査会が米穀対策の根本的な方策に関する諮問に答申案を提出した後、米価は暴落し、昭和農業恐慌が起きた。米価統制強化が政府の緊急な政策課題として迫ってきたのである。これらの社会状況の変化は、前述の米価調査会（1929 年）の議論が米穀政策に取り入れられていく最も重要な条件となり、各方面の論者の農村救済の必要性に対するコンセンサスの形成を促した。政府が米穀統制強化に踏み込まざるを得なかったこの時期に、米穀調査会（1929 年）の議論を引き継ぎ、登場したのがこの米穀統制調査会（1932 年）で

ある。本章では、この調査会で、自由放任から、自治的統制、生産統制、国家による全面統制まで、幅広い米価調節論が行われたことを明らかにした。米穀統制調査会におけるこれらの議論は、米穀調査会（1929年）で構想された多様な米価調節論をより具体化していく。米穀調査会（1929年）の議論と比べると、この時期の過剰米対応策として、特に、生産統制に関する議論がより全面的に現れ、専売案の中でも生産統制についての主張がみられたのである。

本章ではさらに、この時期、米穀統制調査会に関わった帝国農会および産業組合中央会のリーダーたちの議論を考察した。戦前二大農業団体のリーダーたちの議論からうかがえるように、米穀問題の背後に資本主義生産における小農経営の不利益があることは共通して認識されていた。その解決は、政治的手段に求める一方、農業団体の組織拡大、及び既存の農業団体の連携による小農の組織化の道が模索されていく。この背景には、政府による農山漁村経済更生運動（1932年）の推進及び政策の受け皿として産業組合をバックアップしようとする動きがあった。このような動きに先だち、米穀問題と深く関わった全販聯が設立された。設立の背景には、恐慌の打撃を受けて農家経営が破たん状態に陥ったという現実があった。全販聯は、政府の米穀政策の統制機関としての役割も期待された。一方、その役割を十分に意識しつつ、農業団体のリーダーはこのような産業組合経済組織の育成による協同組合主義を推進している。

また本章では、米穀配給調整調査会（1935年）における議論を取り上げ、1930年代後半、米価調節策に応じた米穀配給機構の改善案が具体化されていく過程の議論を考察した。政府の米穀統制の強化、及び産業組合の組織拡充活動が進んでいく中、米穀取引業者、特に米穀取引所への対応策が要請されていく。この対応策は、農林、商工、大蔵など政府省庁、及び産業組合中央会、全販聯、米穀取引所、正米市場、商工会議所など広範な利害関係に関わっていた。日中戦争が全面的に勃発し、より強力な国家統制が要請されるように至って、戦時食糧対策の看板の下で、米穀配給統制法（1939年）が制定された。ここでは、同法が制定される過程での米穀取引業者の自由市場経済を至上とする主張と農業団体の協同組合主義の主張との対立の様相を明らかにした。その後、食糧事情が悪化し、1940年に臨時米穀配給統制規則、米穀管理規則、1941年に米穀配給通帳制、二重米価制度が相次ぎ実施され、1942年に食糧管理法が登場し、米穀及びその他の食糧の国家全面統制に至ったのである。

第四章では、戦前に形成された食糧管理制度がどのような戦後を迎えたのかを検討した。戦後の経済復興期あたる米不足の時期に、民主化の意識が社会に広がりつつあったという

背景の下で設立された米価の算定に関わった政府の諮問機関米価審議会（1949年）の動向を中心として、農民・農業団体をはじめとする諸勢力の米価闘争をめぐる動きを検討した。米価審議会に関わる各農民、農業団体（日本農民組合、農業復興会議、全国指導農業協同組同連合会、全国販売農業協同組合連合会など）の成立や政策を考察した上で、第一回米価審議会のメンバー構成、議論の内容を分析した。占領期では、経済復興が最優先課題であり、米価において、生産者と消費者の双方の「負担」が求められていく。そこで、米価審議会が「民主的」な形で設立され、物価庁と農林省との間、生産者と消費者との間の矛盾を調整する役割を担い、対話の場になった。同時に、占領期下にジープ供出と「低米価」を強いられた生産者や農民・農業団体側にとっては、それは「闘争の場」になり、農業生産物である米の価格決定に参加する場となった。一方、GHQと政府にとって米価審議会は、生産者を農政運動的な陳情活動に抑えるための一つの機関であり、強権供出を強いられていた農民、食糧不足に苦しんでいた消費者大衆の不満を吸収し、社会の「安定」という課題にこたえるものであったといえよう。

本章では、1952年占領期終了後の米価審議会の変化も考察した。第一回と比べて、学識経験者や、国会議員などの第三者代表が大幅に増え、生産者の利益や消費者の利益を代表する委員より、選挙を意識し、政治的な利益を持つ委員が多かった。メンバー構成が多様化し、複雑になる一方、米価審議会は農民・農業団体の「闘争の場」という性格を失っていき、政治闘争が影を落とすようになっていた。さらに、メンバー構成の多様化にともない、生産者代表と消費者代表の対立は次第に影をうすめ、その代わりに、野党主導の下で利害代表団体（農民・農業団体や消費者団体）と政府省庁（農林省、大蔵省）との政治的な対立がより激しくなっていた。占領期終了後、米価審議会の設立を働きかけた農民団体もほぼ審議会のメンバーから外されている。

このようにして、米価審議会における米価闘争は農政運動としての性格をいっそう強めていった。一本化された答申という要請の中で、農民・農業団体や消費者代表はそれぞれの利益を代表し、主張を堅持しているものの、現実の財政問題などに制約され、妥協せざるを得なくなっていく。その根本には、戦後経済再建という建前のもとで、厳しい生活を強られる状況下で食糧法を堅持し、それに基づく生産費による生産者米価と家計費による消費者米価を要請し、財政負担を求めざるを得なかったという背景があっただろう。1952年以降も、米価審議会是对話の場としての性格を相変わらず持っている。そして、生産者米価と消費者米価の同時審議、二重米価、生産費算定方式などの要求が1955年以降も相次

いで実現される。これが60年代の逆ザヤの原因につながり、戦後も食管法が長く続いて実施されていった理由にもつながっていく。

総じて、1910年代以降の農業側の農業問題対策への模索過程と食糧統制政策の形成過程とは重なっており、密接不可分の関係にある。準戦時から戦時期に、農村社会の安定という政治課題の下で、政府が農業側の主張を次第に政策に取り入れていくのである。戦後になると、政治闘争の影響が次第に強くなり、食管制度の下で、米を中心とする農業保護政策が形成されていったのである。

今後の課題

最後に、今後の課題として、本稿で論じられなかった点を取り上げる。

(1) 米穀政策と農業政策及び農業構造変化との関係

本論文は、米穀問題の背後にあった農業問題に対し、如何なる解決策が模索されていたのか、またそれらの認識や主張は政策の中にどのように反映されていったのかを明らかにしようとするものであった。しかし、米穀政策とほかの農業政策及び農業構造の変化との関係についての言及は不十分であり、米穀政策と農業政策全体及び農業構造変化との関係への考察を今後の課題の一つとしたい。

(2) 1970年代の米生産調整政策をめぐる議論との関係

本論文では戦前の生産調整対策に関する農業側の構想を取り上げたが、戦後の1970年代の米生産調整政策とのつながりについて触れることができなかった。1970年代の米生産調整政策が受容されていく過程に、戦前にあった農家経営、農業生産構造の改善という農業側の視点があったかどうかを今後、確認していきたい。

(3) 米穀取引業者側の議論の行方

米穀政策は農業者だけに関わるものでなく、消費者及び米穀取引業者にも直接に関わるものである。本論文の中では、戦前の米穀取引業者の議論を取り上げたが、戦後、流通に関わる食糧配給公団に関する問題を取り上げられなかった。なお、それと関連するが、米穀統制撤廃をめぐる問題にも触れることができなかった。統制撤廃可否をめぐる議論は、食管制度の存続にかかわる問題であり、また戦前の米穀流通業者側と農業側（産業組合）の議論とも関連していると考えられる。戦後、米穀取引業者の議論の行方を追うことによって、戦後における食管制度下の米穀問題をめぐる議論の変容を明らかにすることが可能

であり、今後の課題とする。

(4) 地方レベルの言動

なお、本稿では、政府の審議会等の中央レベルを中心に、米穀問題をめぐる議論を取り上げた。しかし、農業側のリアクションを考察するには、米穀政策、または米価調節論に対し、地方農村レベルの動向についても考察する必要がある。米の生産量と消費量の差によって、農村地方といっても一様ではなく、さまざまな反応があると考えられるからである。それらの反応を考察することを通じ、米価調節論の形成だけにとどまらない、より現実の農村に密着した側面を明らかにすることができるのではないか。この点も今後の課題として考えていきたい。

最後に、本研究の意義について述べておきたい。本研究では、戦前から戦後にわたる米価調節論に焦点を当て、これらの米価調節論を、日本の商工業を中心とする近代化の過程に生じた農業問題の対策、言い換えれば、現実に進行した「近代化」(産業化)への農業側リアクションとして位置づけ、戦前から戦後経済復興期まで、議論の変遷を一貫して論じてきた。米穀問題をめぐる議論は、米だけではなく、日本農業全般に関わる問題である。米は、農業にとって重要な生産物であるだけでなく、主食として社会全般の安定に関わる必要不可欠な物だった。そのため、農業側にとって、農業を産業及び生業として維持するための交渉の切り札でもあった。本稿は、戦前及び戦後の米穀統制に行き着いた米価調節論を一貫して考察し、日本の商工業を中心とする近代化過程(資本主義化)の中での農業問題対策への模索過程を明らかにした。米穀問題が日露戦後の1910年代以降に顕在化し、20年代以降、深刻化していく中、農業側は、農業倉庫、低利資金などの対策を講じ、経済的手段による小農の資金不足問題をフォローしようとする一方、政策的介入による外国米、植民地米の輸移入制限や生産費に基づく米価の保障を求めながら、小農を組織化し、資本主義自由市場による米価決定権を生産者に取り戻そうとしている。同時に、資本主義が発達し、人口が増加しつつあったなか、安定的な食糧供給が要請されていく。1920年代まで、政府は食糧増産政策を最重要課題として推し進めていった。その後、昭和農業恐慌が起き、農村救済が政策の緊急課題として浮上し、さらに、戦争情勢が深刻化し、農業側の主張が次第に政策に取り入れられていく。この二つのプロセスが合流した先は、戦時下に「完成」された食糧管理制度であった。戦後になると、食糧難の時代に、GHQと日本政府は食糧管理制度に基づき、強権供出及び低米価政策を推し進め、社会安定の維持、経済復興を図ろうとした。一方、農民・農業団体も食糧管理制度を堅持し、低米価及び強権供出を強いられていた生産者を代弁し、生産費による米価決定を主張し、敗戦後の厳しい社会状況の中、生産者

と消費者双方のため、国家財政の負担を求めていった。これらの動向の中で、食管制度が定着していったのである。本研究はこのような食管制度の形成過程及び戦後に定着していったプロセスを考察し、食管制度の農業問題対策としての側面を明らかにした。時代や国際情勢は異なるものの、本研究を行うなかで、1980年代のガット交渉や現在の TPP 交渉過程にある農業「保護」問題を考える際にも示唆するところがあるように思った。

なお今後の展望として、日本の農業問題だけでなく、アジアの諸地域の近代化過程に生じた農業問題及び農業問題対策への模索、農業政策の形成も視野を入れて研究していきたい。

参考文献一覧

ア行

- 青木恵一郎編（1977）『日本農民運動史料集成 第三巻』三一書房
- 青木恵一郎（1962）『日本農民運動史 補巻』日本評論社
- 市原政治（1948）『主要食糧の価格政策史』（食糧政策編纂委員会編）農業技術協会
- 井出英策（2006）「時局匡救事業期における新たな予算統制の展開」（井出英策（2006）『高橋財政の研究——昭和恐慌からの脱出と財政再建への苦闘』有斐閣、81-134頁）
- 遠藤三郎（1942）『食糧管理と食糧営団』日本米穀協会
- 大内力（1975）『日本農業の財政学』東京大学出版社（複製版、初版1950年）
- 大蔵省昭和財政史編纂室（1961）『昭和財政史第十六巻旧外地財政（下）』東洋経済新報社
- 大島清（1952）『日本恐慌史論 上』東京大学出版会
- 大島清（1955）『日本恐慌史論 下』東京大学出版会
- 大森真一郎（1960）『米価政策史』三一書房
- 太田嘉作（1977）『明治・大正・昭和米価政策史』国書刊行会（初刊、丸山舎、1938年）
- 大田原高昭（2014）「農業協同組合の誕生」（戦後日本の食料・農業・農村編集委員会（2014）『戦後日本の食料・農業・農村第14巻 農業団体史・農民運動史』農林統計協会、第1章）
- 大豆生田稔（1993）『近代日本の食糧政策——対外依存米穀供給構造の変容』ミネルヴァ書房
- 大豆生田稔（2007）『お米と食の近代史』吉川弘文館
- 岡田温著、川東諍弘原文校閲・脚注（2013）『帝国農会幹事岡田温日記 第8巻』（松山大学総合研究所所報 第74号）松山大学総合研究所

カ行

- 金子文夫（1978）「東郷実の年譜と著作」（台湾近現代史研究会編（1993）『台湾近現代史研究』龍溪書房（復刻版、原版1978年）、127-136頁）
- 上山君記念事業会（1941）『上山満之進』上巻、成武堂
- 河合和男（1986）『朝鮮における産米増殖計画』未来社
- 河相一成（1987）『食糧政策と食管制度』農山漁村文化協会
- 川田稔（2007）『浜口雄幸——たとえ身命を失うとも』ミネルヴァ書房
- 川東諍弘（1990）『戦前日本の米価政策史研究』ミネルヴァ書房

- 川東 暲弘 (2006a) 「帝国農会幹事岡田温 (7) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 18 (1)、1 - 39 頁、2006.4)
- 川東 暲弘 (2006b) 「帝国農会幹事岡田温 (8) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 18 (2)、19 - 81 頁、2006.6)
- 川東 暲弘 (2006c) 「帝国農会幹事岡田温 (9) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 18 (5)、1 - 59 頁、2006.12)
- 川東 暲弘 (2007a) 「帝国農会幹事岡田温 (10) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 18 (6)、17-77 頁、2007.2)
- 川東 暲弘 (2007b) 「帝国農会幹事岡田温 (11) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 19 (2)、21-53 頁、2007.6)
- 川東 暲弘 (2007c) 「帝国農会幹事岡田温 (12) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 19 (3)、23-62 頁、2007.8)
- 川東 暲弘 (2008a) 「帝国農会幹事岡田温 (13) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 20 (4)、1-36 頁、2008.10)
- 川東 暲弘 (2008b) 「帝国農会幹事岡田温 (14) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 20 (5)、1-52 頁、2008.12)
- 川東 暲弘 (2009a) 「帝国農会幹事岡田温 (15) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 20 (6)、1-48 頁、2009.2)
- 川東 暲弘 (2009b) 「帝国農会幹事岡田温 (16) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 21 (1)、1-41 頁、2009.4)
- 川東 暲弘 (2009c) 「帝国農会幹事岡田温 (17) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 21 (2)、41-73 頁、2009.8)
- 川東 暲弘 (2009d) 「帝国農会幹事岡田温 (18) 帝国農会幹事時代」 (松山大学論集 21 (3)、1-42 頁、2009.10)
- 川東 暲弘 (2010) 『農ひとすじ 岡田温——愛媛県農会時代』 愛媛新聞サービスセンター
- 川東 暲弘 (2014) 『帝国農会幹事 岡田温 (上巻) ——1920・30 年代の農政活動』 御茶の水書房
- 加用信文監修 (1977) 『改訂日本農業基礎統計』 農林統計協会
- 木徳株式会社社史編纂委員会 (1983) 『木徳株式会社 創業 100 年史』 木徳株式会社
- 協同組合経営研究所農業協同組合制度史編纂委員会編 (1996) 『新・農業協同組合制度史』 協同組合経営研究所

- 協同組合事典編集委員会（1986）『新版協同組合事典』家の光協会
 栗原百寿（1954）「農業団体の基本問題」1954年7月『壁』第一四号（栗原百寿（1979）
 『農業団体論』校倉書房）
 系統農会史編纂会（195-）『帝国農会を中心とした系統農会の農政運動史』（出版年詳細不
 明）
 現代法制資料編纂会（1984）『戦後・占領下法令集』国書刊行会
 近藤康男編（1984）『戦後農政への証言Ⅰ』御茶の水書房

サ行

- 桜井誠（1989a）『米その政策と運動 上』農山漁村文化協会
 桜井誠（1989b）『米その政策と運動 中』農山漁村文化協会
 澤村康（1937）『米価政策論』南郊社
 産業組合史編纂会編（1965）『産業組合発達史（第三巻）』産業組合史刊行会
 産業組合史編纂会編（1966）『産業組合発達史（第四巻）』産業組合史刊行会
 汐見三郎（1935）「部落協議費の研究」（京都帝国大学経済学会『経済論叢』、41（1）、40-52
 頁、1935）
 志村源太郎刊行会編（2000）『志村源太郎—その人と業績』大空社
 社団法人日本食糧協会（1958）『大日本米穀会史』日本食糧協会
 勝賀瀬質（1965）『青果物流通の実態・歴史と展望』農山漁村文化協会
 食糧政策研究会（1987）『日本の食糧と食糧管理制度』日本経済評論社
 食糧庁・食糧管理史編集室（1956）『食糧管理史 価格篇・総篇』統計研究会
 食糧庁・食糧管理史編纂室・統計研究会食糧管理史研究会編（1958a）『食糧管理史 制度
 篇 各論（上）』統計研究会
 食糧庁・食糧管理史編纂室・統計研究会食糧管理史研究会編（1958b）『食糧管理史 制度
 篇 各論（下）』統計研究会
 白木沢旭児（2010）「食糧需給の緩和と統制撤廃」（戦後日本の食料・農業・農村編集委員
 会（2010）『戦後日本の食料・農業・農村 第2巻1 戦後改革・経済復興期1』農林統
 計協会、第2章第3節、123-168頁）
 白戸伸一（2004）『近代流通組織化政策の史的展開—埼玉における産地織物業の同業組合・
 産業組合分析』日本経済評論社
 実業之世界社編（1936）『財界物故傑物伝 下巻』実業之世界社
 鈴木直二（1938）『米穀法制定の経緯資料』巖松堂書店

- 鈴木直二 (1974) 『米——自由と統制の歴史』 日本経済新聞社
住友グループ広報委員会の HP (<http://www.sumitomo.gr.jp/>)
全国購買農業協同組合連合会 (1966) 『全購連 15 年史』 全国購買協同組合連合会
全国指導農業協同組合連合会清算事務所 (1959) 『全指連史』 清算事務所
全国農業協同組合中央会協同組合図書資料センター (1988) 『産業組合中央会史』 全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合中央会編 (1973) 『全国農業協同組合中央会史』 全国農業協同組合中央会
全国販売農業協同組合連合会編 (1970) 『全販連 20 年史』 全国販売農業協同組合連合会

タ行

- 竹内祐介 (2009) 「穀物需給をめぐる日本帝国内分業の再編成と植民地朝鮮：鉄道輸送による地域内流通の検討を中心に」(社会経済史学会『社会経済史学』74(5)、447-467、2009.1)
武田勉 (1986) 『帝国農会報記事索引目録』 龍溪書舎
田中豊稔 (1971) 『日本の農協—農協二十年側面史—』 農協協会
谷口吉彦 (1925) 「資本主義経済組織の下に於ける商業の一機能に就いて」(京都帝国大学経済学会『経済論叢』42(6)、1925.6、1080-1086 頁)
玉真之介 (1994) 『農家と農地の経済学—産業化ビジョンを超えて』 農山漁村文化協会
玉真之介 (1995) 『日本小農論の系譜—経済言論の適用を拒否した 5 人の先達』 農山漁村文化協会
玉真之介 (1996) 『主産地形成と農業団体』 農山漁村文化協会
玉真之介 (2013) 『近現代日本の米穀市場と食糧政策——食糧管理制度の歴史的な性格』 筑波書房
ダイヤモンド社編 (1964) 『防衛から進撃へ：小松製作所会長河合良成』 ダイヤモンド社
寺岡寛 (1998) 「昭和恐慌と中小商工業 (1) ——政策展開を中心として」(中京経営研究 8(1)、123-176 頁、1998-09)
帝国農会史稿編纂会 (1972a) 『帝国農会史稿 記述編』 農民教育協会
帝国農会史稿編纂会 (1972b) 『帝国農会史稿 資料編』 農民教育協会
戸荻義次 (1985) 「安藤広太郎先生小伝」(農業技術協会編『農業技術』40 巻 8 号、337-342 頁)

ナ行

- 中沢弁次郎 (2001) 『日本米価変動史』 柏書房 (復刻版、初版 1933 年)
中嶋信 (1974) 「産業組合拡充運動と産青連」(『北海道大学農経論叢』第 30 集、56-72 頁)

- 中村隆英 (2007) 『昭和恐慌史』 岩波書店
- 中村政弘 (2003) 「竹尾式——無産運動と「戦後」の出発」(成田市立図書館編『成田市史研究』27号、成田市教育委員会、100-120頁)
- 中村泰崇 (1991) 「1930年代朝鮮における米穀増産政策」(日本農業史学会『農業史研究』(24),14-31,1991.12)
- 日本近現代史辞典編集委員会編 (1978) 『日本近現代史辞典』 東洋経済新聞社
- 日本工業倶楽部 (1943) 『日本工業倶楽部廿五年史 下』 日本工業倶楽部
- 日本商工会議所 (1978) 『商工会議所制度 100年の歩み』 日本商工会議所
- 日外アソシエーツ株式会社 (2011) 『明治大正人物事典 I』 日外アソシエーツ株式会社
- 日本農業研究会 (1977) 『農業恐慌の全面的展望』 御茶の水書房 (東浦庄治 (1933) 『日本農業年報 第一輯』の復刻版)
- 『日本労働年鑑 第23集/1951年版』(法政大学大原社会問題研究所ホームページ <http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp> に掲載)
- 農業発達史調査会編 (1978) 『日本農業発達史 3』 中央公論社
- 農民組合創立五十周年記念祭実行委員会編 (1972) 『農民組合五十年史』 御茶の水書房
- 農林省大臣官房総務課編 (1972a) 『農林行政史 第七巻』 農林協会
- 農林省大臣官房総務課編 (1972b) 『農林行政史 第八巻』 農林協会
- 農政調査委員会 (1979) 『米価・米価審議会の記録』 農政調査委員会
- 農民運動史研究会編 (1989) 『日本農民運動史』 御茶の水書房
- 「農林水産省百年史」編纂委員会編 (1981) 『農林水産省百年史 中巻』 「農林水産省百年史」刊行会
- 農林大臣官房総務課編 (1957) 『農林行政史 第一巻』 農林協会
- 農林大臣官房総務課編 (1959) 『農林行政史 第四巻』 農林協会
- 野本京子 (1999) 『戦前期ペザンティズムの系譜——農本主義の再検討』 日本経済評論社
- 野本京子 (2011) 『〈市場と農民〉「生活」「経営」「地域」の主体形成』 農山漁村文化協会
- ハ行**
- 秦郁彦編 (2002) 『日本近現代人物履歴事典』 東京大学出版会
- 荷見安 (1937) 『米穀政策論』 日本評論社
- 荷見安 (1955) 『米穀取引所廃止の顛末』 日本食糧協会
- 荷見安 (1965) 『米穀管理制度論稿』 (非売品)
- 原山浩介 (2011) 『消費者の戦後史——闇市から主婦の時代へ』 日本経済評論社

- 東浦庄治（1933a）『日本農業概論』岩波書店
 東浦庄治（1933b）『農業団体の統制』日本評論社
 東浦庄治選集刊行会編（1952）『日本農政論（東浦庄治選集）』農業評論社
 菱本長次（1938）『朝鮮米の研究』千倉書房
 藤田貞一郎（1995）『近代日本同業組合史論』清文堂
 古桑実編（1979）『産業組合総索引』日本経済評論社
 米価審議会対策協議会編（1949）『米価 その批判と算定方法』米価審議会対策協議会
 本庄栄治郎（1970）『明治米価調節史料』清文堂
 本田秀夫編（1938）『朝鮮殖産銀行二十年志』朝鮮殖産銀行

マ行

- 真栄里正助編（1923）『人物熊本』新九州社
 松浦鎮次郎（1935）『岡田良平先生小伝』（非売品）
 松田延一（1951）『日本食糧政策史の研究』御茶の水書房
 松田忍（2012）『系統農会と近代日本 1900-1943』勁草書房
 松村敏、阿部武司（1993）「和田豊治と富士瓦斯紡績会社：『和田豊治日記』刊行に寄せて」（慶応義塾福澤研究センター『近代日本研究』Vol.10(1993)、125-129頁）
 三島徳三（2005）『農業市場論の継承』日本経済評論社
 満川元親（1972）『戦後農業団体発展史』明文書房
 三菱倉庫株式会社編纂・発行（1988）『三菱倉庫百年史』
 持田恵三（1954）「食糧政策の成立過程（一）」（農林省農業総合研究所『農業総合研究』8巻2号、1954年4月、197-250頁）
 持田恵三（1956）「食糧政策の成立過程（二）」（農林省農業総合研究所『農業総合研究』10巻3号、1956年7月、209-259頁）
 持田恵三（1970）『米穀市場の展開過程』農業総合研究所
 持田恵三（1991）「書評 川東埴弘著『戦前日本の米価政策史研究』（『土地制度史学』第132号）

ヤ行

- 谷ヶ城秀吉（2010）「戦間期における台湾米移出過程と取引主体」（政治経済学・経済史学会『歴史と経済』52巻4号、1-15頁、2010.07）
 八木芳之助（1932）『米価及び米価統制問題』有斐閣
 八木芳之助（1934）『米穀統制論』日本評論社
 矢部洋三（1976）「全国産業団体連合会成立の歴史的意義；1930年代初頭のブルジョア運

動（1930年代以降の日本の戦時経済について）」（『日本大学経済科学研究所紀要』1、84-104頁、1976）

資料一覧

ア行

- 石橋幸雄（1961）『帝国農会米生産費調査集成』農業総合研究所第 207 号
- 内池廉吉（1930）「米価の統制に就て」（神戸商業大学商業研究所編『国民経済雑誌』49 巻 6 号、871-889 頁）
- 梅村又次ほか（1966）『農林業（長期経済統計 9）』東洋経済新報社
- 江見康一・塩野谷祐一（1966 年）『財政支出（長期経済統計 7）』東洋経済新報社
- 大川一司ほか（1966）『物価（長期経済統計 8）』東洋経済新報社
- 岡田温（1929）『農業経営と農政』龍吟社

カ行

神戸大学附属図書館・新聞記事文庫データベース (<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/>)

サ行

- 佐々木信義編輯（1937）『東京廻米問屋組合深川正米市場五十年史』東京廻米問屋組合
- 「産業組合」誌復刻刊行委員会（1983）『産業組合』日本経済評論社
- 産業組合中央会（出版年不詳）『米における産業組合の地位』
- 食糧管理局（1941）『米麦摘要』
- 食糧庁総務部調査課（1955）『米麦等の取引価格年報昭和 30 年度』
- 食糧庁総務部企画課（1952a）『昭和 27 年 9 月 5 日・6 日米価審議会議事録』
- 食糧庁総務部企画課（1952b）『昭和 27 年 12 月 26 日米価審議会議事速記録』
- 食糧庁（1949）『米価審議会議事録』
- 食糧庁（1953a）『昭和 28 年 9 月 21 日米価審議会議事速記録』
- 食糧庁（1953b）『昭和 28 年 12 月 11 日昭和 28 年 12 月 23 日米価審議会議事速記録』
- 食糧庁（1954a）『昭和 29 年 6 月 28・29 日米価審議会議事速記録』
- 食糧庁（1954b）『昭和 29 年 9 月 24・25 日米価審議会議事速記録』
- 食糧庁（1955）『昭和 30 年 6 月 29・30 日、7 月 1・2 日米価審議会議事速記録』
- 千石興太郎（1929）「産業組合主義経済組織の話」（千石興太郎・賀川豊彦（1971）『協同組合の名著第九巻』家の光協会、70-102 頁）
- 千石興太郎（1940）「戦時経済下の農村産業組合」（日本経営学会（1940）『経営学論集 14』）
- 大日本米穀会（1932）『米専売反対意見』
- 戦後経済史編纂室編（1955）『経済安定本部行政史（機構の部・資料篇）』経済企画庁戦後

経済史編纂室

全国販売農業協同組合連合会（1949）『昭和 24 年産米に対する米価運動の経過—米価審議会活動を中心として』（食糧資料第一号）

全米商聯史刊行会（1943）『全米商聯史』（非売品）

夕行

大日本米穀会編（1930）『米穀法運用調査会議事録』大日本米穀会

大日本米穀会編（1931）『大日本米穀会 25 周年論文集』大日本米穀会

朝鮮総督府農林局（1940）『朝鮮米穀要覧』

帝国農会（1914）『大正三年度帝国農会総会議事速記録』

『帝国農会報』農林水産研究所データベース

（<http://agriknowledge.affrc.go.jp/browse/journal/#-//Z20007376>）

鉄道省運輸局編纂（1925）『米に関する経済調査』凸版印刷株式会社

東洋経済新報（1980）『昭和国勢総覧上巻』東洋経済新報社

ナ行

新潟県農地改革史刊行会（1991）『新潟県農地改革史 第七巻』不二出版、復刻版、原版
1957 年

日本統計協会編（1988）『日本長期統計総覧第 2 巻』日本統計協会

農商務省（1915）『米ノ生産費ニ関スル調査』

農商務省農務局（1915）『農務彙纂第五十五 農業倉庫ニ関スル調査』

農商省農政局（1942）『自昭和七年度至昭和十六年度 年次別農家経済調査成績秘』

農林省農務局編纂（1932）『米穀要覧』東京統計協会

農林省編（1954）『昭和 28 年度農林省年報』

農林省米穀局（1934）『米穀調査会及米穀統制調査会ノ経過概要』

農林省米穀局（193?）『米穀配給調整協議会議事録 秘』（出版年不明）

農林省米穀部（1932）『自第一回至第八回米穀顧問会議速記録』、農林水産研究情報総合センター荷見文庫所蔵

農林大臣官房統計課（1941）『昭和十五年 第十七次農林省統計表』

農林統計研究会編（1974）『農業経済累年統計第 1 巻』農林統計研究会

ハ行

荷見安（1957）『食糧政策資料集成』日本食糧協会

マ行

米価調節調査会 (1916a) 『米価調節調査会録事 (第一回)』

米価調節調査会 (1916b) 『米価調節調査会録事 (第二回)』

米価調節調査会 (1916c) 『諮問事項特別委員会議事速記録』

米穀対策調査会 (1935) 『米穀対策調査會議事録』

米穀調査会 (193-a) 『米穀調査會議事録 (第一卷) 秘』 (出版年不明)

米穀調査会 (193-b) 『米穀調査會議事録 (第二卷) 秘』 (出版年不明)

米穀調査会 (193-c) 『米穀調査會議事録 (第三卷) 秘』 (出版年不明)

米穀調査会 (193-d) 『米穀調査會議事録 (第四卷) 秘』 (出版年不明)

米穀統制調査会 (1933) 『米穀統制調査會議事録』